

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月29日
【計算期間】	第9期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
【ファンド名】	パラディウム・ジャパン・トラストー 豪ドル建満期時元本確保型dbX－ポールソン・ パフォーマンス連動ファンド（2009-10） （Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund（2009-10） （AUD））
【発行者名】	DWSインベストメント・エス・エー （DWS Investment S.A.）
【代表者の役職氏名】	経営委員会のメンバー兼署名権限者 バーバラ・スコッツ （Barbara Schots, Member of the Management Board and Authorized Signatory） 署名権限者 アンドレアス・ヴィット （Andreas Witt, Authorized Signatory）
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L－1115、 コンラ・アデヌール通り2番 （2, boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 同 三宅 章仁
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03（6775）1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1）オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成31年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝78.96円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注2）トラスト（以下に定義される。）はケイマン法に基づいて設定されているが、サブ・ファンド（以下に定義される。）は豪ドル建のため、以下の金額表示は、別段の記載がない限り、豪ドル貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、サブ・ファンドの計算期間（以下「会計年度」ともいう。）は、10月1日に始まり翌年の9月30日に終了する1年をいう。ただし、第1会計年度は、平成21年10月9日から平成22年9月30日までの期間をいう。

（注5）発行者の名称は、2019年1月1日付でドイツ・アセット・マネジメント・エス・エーからDWSインベストメント・エス・エーに変更された。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

パラディウム・ジャパン・トラスト－豪ドル建満期時元本確保型d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009-10）（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるパラディウム・ジャパン・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。

トラストは、本サブ・ファンドを含め3つのサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。SMPパートナーズ（ケイマン）リミテッド（旧ロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）とDWSインベストメント・エス・エー（旧 ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー）（以下「管理会社」という。）との間の設立証書により、追加的なサブ・ファンドを設定することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、登録受益者に対して、（i）後記「別紙B 本社債の概要」に詳述されるポールソン・ポートフォリオ（以下「パフォーマンス連動部分」という。）にかかる元本確保型レバレッジ戦略（以下「参照指数」という。）のパフォーマンスに連動するリターンとともに、（ii）サブ・ファンドの元本確保確定日（同日を含む。）から最終償還日（同日を含む。）までの当初投資元本の確保を提供することである。

受益証券の発行価額の総額は、15億豪ドルであるが、サブ・ファンドの信託金の限度額については上限の定めはない。

b. ファンドの特色

トラストはケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストである。

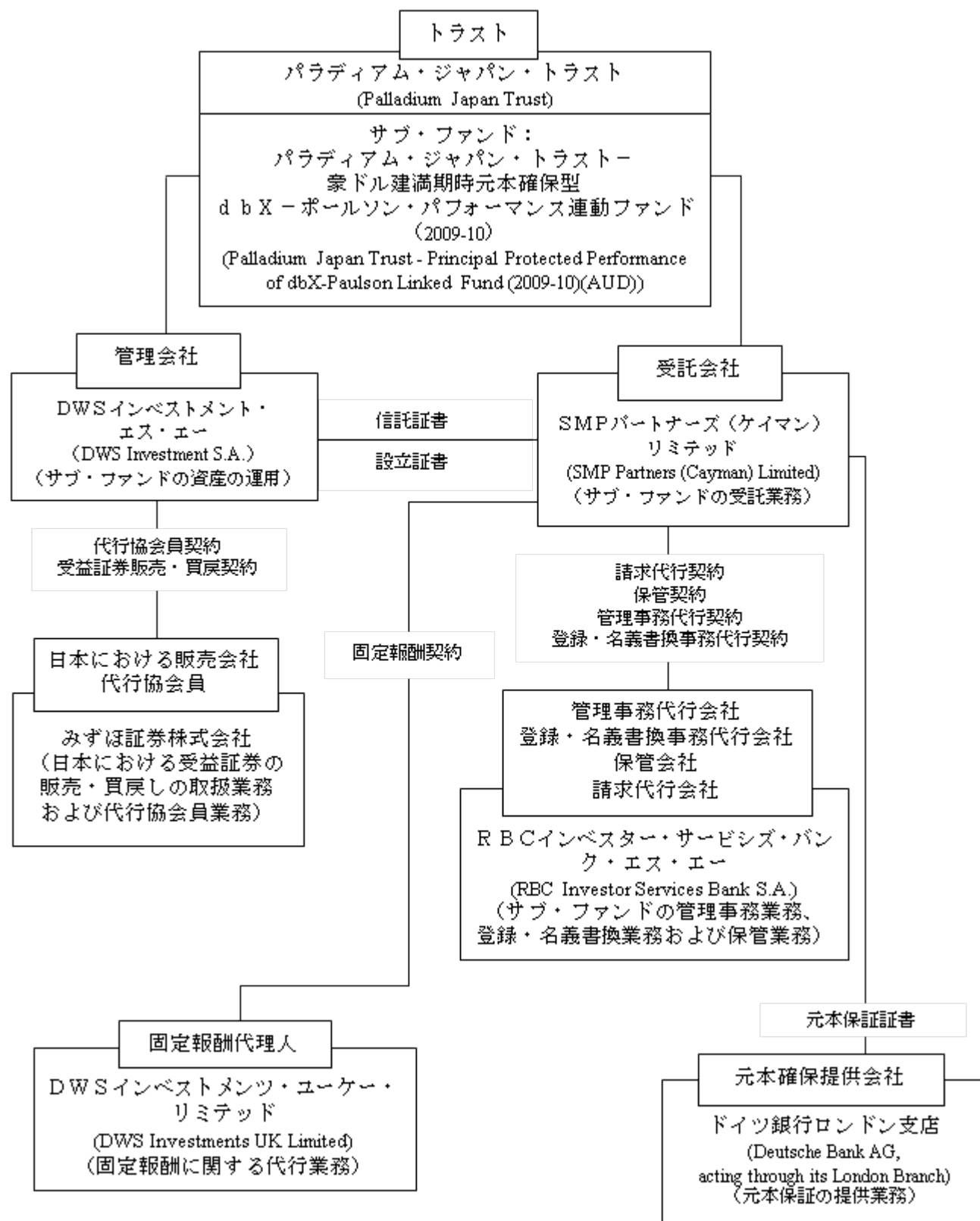
サブ・ファンドは、設立証書に従い平成21年8月14日に設立された。設立証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。サブ・ファンドは設定日から最終償還日まで約10年間存続する。サブ・ファンドの受益証券が上場される予定はない。

（2）【ファンドの沿革】

平成18年11月28日	信託証書締結
平成21年8月14日	設立証書締結
平成21年10月9日	サブ・ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

名称	運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (旧名称 ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー)	管理会社	管理会社は、受託会社との間で平成18年11月28日付信託証書および平成21年8月14日付設立証書を締結。サブ・ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻しならびにトラストおよびサブ・ファンドの終了について規定している。
SMPパートナーズ（ケイマン）リミテッド	受託会社	管理会社との間で平成18年11月28日付信託証書および平成21年8月14日付設立証書を締結。トラストおよびサブ・ファンドの資産の受託業務について規定している。
RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エー	管理事務代行会社 登録・名義書換事務 代行会社 保管会社 請求代行会社	受託会社との間で平成18年12月22日付管理事務代行契約（注1）を締結。サブ・ファンドの管理、運営および管理事務の委託について規定している。 受託会社との間で平成18年12月22日付登録・名義書換事務代行契約（注2）を締結。サブ・ファンドの受益者名簿の保管について規定している。 受託会社との間で平成18年12月22日付保管契約（注3）を締結。トラスト資産の保管業務について規定している。 受託会社との間で平成21年9月30日付請求代行契約（注4）を締結。元本確保に関する請求代行業務について規定している。
みずほ証券株式会社	日本における販売会社 代行協会員	管理会社との間で平成21年8月14日付受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本における販売業務の提供について規定している。 管理会社との間で平成21年8月14日付代行協会員契約（注6）を締結。日本における代行協会員業務の提供について規定している。
ドイツ銀行ロンドン支店	元本確保提供会社	受託会社との間で平成21年10月9日付元本確保証書（注7）を締結。償還日における元本確保の提供について規定している。
DWSインベストメンツ・ユーケー・リミテッド (旧名称 ドイチェ・アセット・マネジメント（UK）リミテッド)	固定報酬代理人	平成28年4月15日付固定報酬契約（注8）に関し、受託会社およびドイツ銀行ロンドン支店との間で締結した平成29年9月15日付（同月1日効力発生）更改契約に基づき、固定報酬契約に基づくドイツ銀行ロンドン支店の利益、権利および義務の一切を承継。固定報酬契約は、固定報酬代理人業務について規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が評価およびその他一定の管理事務業務を行うことを約する契約である。

- （注2）登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社が受益証券の発行、譲渡、買戻しおよび償還ならびにトラストおよびサブ・ファンドの受益者名簿の保管に関連する業務を提供することを約する契約である。
- （注3）保管契約とは、保管会社がトラストおよびサブ・ファンドの資産の保管に関連する業務を行うことを約する契約である。
- （注4）請求代行契約とは、請求代行会社が元本確保証書に関する請求に関連する業務を行うことを約する契約である。
- （注5）受益証券販売・買戻契約とは、日本における販売会社が、受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行うことを約する契約である。
- （注6）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- （注7）元本確保証書は、元本確保提供会社が元本確保証書の条項に従い償還日に元本確保を提供することを約する契約である。
- （注8）固定報酬契約とは、固定報酬代理人がトラストおよびサブ・ファンドに関して受託会社のために一定の支払を行う代わりに固定報酬を受領することを約する契約である。

③ 管理会社の概況

（i）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、昭和62年4月15日に、「株式会社」の形式をとる「管理会社」として設立された。ルクセンブルグの商業および法人登記所における管理会社の登録番号は、B-25.754である。管理会社は、投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年ルクセンブルグ投信法」という。）第15章に基づくUCITS管理会社として、また、AIFM法第2章に基づくオルタナティブ投資ファンド管理会社として、認可されている。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に提出され、昭和62年5月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では平成31年1月1日付で公正証書により有効に変更された。

（ii）事業の目的

管理会社の目的は、2010年ルクセンブルグ投信法第15章およびAIFM法別紙Iで定められ、譲渡性証券投資信託およびオルタナティブ投資ファンドの設立、販売および管理を含み、管理会社定款に規定されている。

（iii）資本金の額

30,677,400ユーロ（約38億円）（平成30年12月末日現在）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成31年1月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝125.15円）による。以下同じ。

（iv）沿革

昭和62年4月15日設立

(v) 大株主の状況

(平成30年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
DWSグループ・エス・イー (DWS Group S.E.)	ドイツ、フランクフルト・アム・ マイン、60325、12、タウヌスアン ラーゲ	30,000株	50.00%
DWSインベストメントGmbH (Deutsche Asset Management Investment GmbH)	ドイツ、フランクフルト・アム・ マイン、60329、11-17、マイン ツァー・ラントシュトラッセ	30,000株	50.00%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法

トラストの設立準拠法は、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）およびケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）である。

(ii) ファンドの形態

トラストは、管理会社および受託会社の間で、ケイマン諸島の法律に基づき平成18年11月28日付信託証書により設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストである。

個別のポートフォリオまたはサブ・ファンドが、トラストの各サブ・ファンドの受益証券のために設立および維持され、当該サブ・ファンドに帰属する資産および負債は、トラストの帳簿においてそれらに適用される。各サブ・ファンドは分配方針その他で異なる二つ以上のクラスの受益証券を発行することができる。管理会社は、サブ・ファンドを設定し、これに関し受益証券を発行する旨決議し、受託会社は同意した。管理会社は、将来、他のサブ・ファンドを設定し、かつサブ・ファンドについて複数のクラスの受益証券を発行する権限を有する。

管理会社および／または管理会社により委任された者は、かかる目的のためにサブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権限を有する。

(5) 【開示制度の概要】

(a) ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、目論見書（募集関係書類により構成される。）を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、トラストの詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- (i) 弁済期に債務を履行できないまたは履行できないであろうこと。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (iv) 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたは行うことを意図していること。
- (v) ミューチュアル・ファンド法またはケイマン諸島法を遵守せずに事業を行いまたはその旨意図していること。

トラストの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドである。トラストの会計監査済年次財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められている会計基準に基づいて作成される。

② 受益者に対する開示

サブ・ファンドの計算期間は、毎年9月30日に終了する。監査済年次報告書は、ルクセンブルグで一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成され（設立費用を当初の12か月間で償却することができる。）、可及的速やかに（遅くとも計算期間終了後4か月以内に）登録受益者に送付される。

未監査半期報告書は、可及的速やかに（遅くとも毎年3月末日後2か月以内に）登録受益者に送付される。

第一期の年次報告書は、平成22年9月30日に終了した期間について作成された。

(b) 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において一億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。受益者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証券を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証券を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社または販売取扱会社に知れている日本の受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書は、代行協会のホームページに掲載されるが、日本の受益者から交付請求があった場合には、交付される。

（６）【監督官庁の概要】

受託会社は、トラストをミューチュアル・ファンド法に基づく「ミューチュアル・ファンド」として登録し、したがって、トラストは、ミューチュアル・ファンド法の条項により規制される。受託会社は、受託会社としての業務を行うためCIMAにより認可されている。受託会社は、（a）CIMAにファンドを登録しなければならない、（b）CIMAに英文目論見書および商品付属書その他同様の書面の詳細およびその変更を提出しなければならない、（c）適切な監査人により監査された会計書類を毎年CIMAへ提出しなければならない、また（d）登録手数料を支払わなければならない。規制された投資信託として、トラストは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもトラストに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするトラストに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、トラストに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、受託会社にトラストの解散の指示を命令するよう裁判所に請求することができる。CIMAは、必要であると考える場合はいつでも、ミューチュアル・ファンド法および適用されるマネー・ロンダリング防止規則が遵守されていることを確認するため、立入検査またはその他CIMAが決定する方法により、トラストの業務または事業の検査を行う。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、ファンドの登録抹消、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストに助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、登録受益者に対し、（i）後記「別紙B 本社債の概要」に詳述されるパフォーマンス連動部分にかかる参照指数のパフォーマンスに連動するリターンとともに、

（ii）サブ・ファンドの元本確保確定日（後記「別紙A 定義」を参照のこと。）（同日を含む。）から最終償還日（後記「別紙A 定義」を参照のこと。）（同日を含む。）までの当初投資元本の確保を提供することであった。

投資目的を達成するために、サブ・ファンドは、（費用および設立費を控除後の）当初資産の全部を、ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーにより発行され、サブ・ファンドの最終償還日の約1暦月前に満期を迎える予定の単一の債務証券（以下「本社債」という。）に投資した。サブ・ファンドの申込金額は、設定日から本社債の当初買付けを決済する日までの間、ドイツ銀行ロンドン支店が取り扱いまたは発行する短期金融商品に投資された。

本社債についてのより詳しい情報は、後記「別紙B 本社債」の項に記載されている。

投資目的および投資方針の変更

投資者は、投資方針および／または投資目的に重大な変更がある場合、適用法に基づき投資者に通知されることに留意すべきである。

重要な告知

投資者は、サブ・ファンドへの投資を行う前に、サブ・ファンドへの投資の性質およびそれに伴うリスクについて十分理解すべきである。投資者は、後記「3 投資リスク (1) リスク要因」および「別紙B 本社債 <d b Xファンド（d b X専用口座）への投資に関するリスク要因>」をよく把握すべきである。また、

（i）自身の特定の財務、税務、その他状況を踏まえた上でのサブ・ファンドへの投資の適合性

（ii）本書に記載される情報

（iii）本社債、参照指数、パフォーマンス連動部分、ポールソン・ポートフォリオ口座、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座

に関して自身の法務、税務、会計の観点から検討し、また必要な場合、アドバイザーの意見を勘案した上で、投資決定に至るべきである。投資者は、特に、受益証券について各価格算出基準日において買戻しや償還を認められているが、かかる買戻し／償還には手数料が課される場合があること、本書記載の状況においてのみ元本確保が適用され、その場合には投資者へのリターンは元本の確保に限られることを正しく認識する必要がある。

サブ・ファンドの存続期間は限られている。サブ・ファンドにおける発行済み受益証券は、最終償還日に強制償還される。後記「別紙B 本社債」に記載されているように、投資者は、最終償還日が元本確保確定日に依拠し、元本確保確定日が、予定債券満期日より最長1年間延長される可能性があることに留意する必要がある。

サブ・ファンドは、本社債を通じて参照指数へのエクスポージャーを提供していた。よって、サブ・ファンドにおける投資は、本社債、本社債発行会社、参照指数、パフォーマンス連動部分、ポールソン・ポートフォリオ口座、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座に関連するリスクを伴う。

ある一定の状況において、本社債は予定元本確保確定日以前に償還される場合がある。そのような状況において、管理会社は、受益者の最大の利益を考慮した上で、その単独かつ絶対的な裁量により、サブ・ファンドのための適切な方針（サブ・ファンドの投資目的に照らして、本社債の早期償還代金を他の証券や短期金融商品に投資することなど）を決定する。投資者は、予定満期日以前に償還されうる状況も含め、本社債の要項を十分理解すべきである。

ポールソン・ポートフォリオ口座は、同一のファンド・マネージャーが運営する2つのシングル・マネージャー・ヘッジファンドへの投資により構成される。投資者は、分散投資が限定的であり、しかも、シングル・マネージャー・ヘッジファンドにはファンズ・オブ・ヘッジファンズより高いリスクがあるといみなされていることを認識すべきである。

ヘッジファンドに直接または間接的に投資することは、一般的に著しくリスクが高いものとみなされ、他の証券への投資には通常伴わない特別な配慮が必要である。それらには、ヘッジファンド投資には著しく変動率が高くなる傾向があること、および、ヘッジファンドが高度に洗練された金融商品や高水準のレバレッジを用いることにより複雑な市場に投資する傾向があることが含まれる。サブ・ファンドに投資する際は、その戦略とこれに伴うリスクを理解する必要がある。

なお、サブ・ファンドはデリバティブ取引を行っていない。

本社債の概要

後記「別紙B 本社債」を参照のこと。

サブ・ファンドの特徴

① ポールソン社が投資助言するポールソン・ポートフォリオへの投資機会を提供していた。

- ポールソン社は、イベント・ドリブン戦略での豊富な運用経験を有し、またイベント・ドリブン戦略に含まれるM&Aアービトラージ戦略の運用については、1994年の会社設立時から実績がある。サブ・ファンドは同社が投資助言するポートフォリオへの投資機会を、ポールソン・ポートフォリオ連動債券（豪ドル建て）への投資を通じて提供していた。
- サブ・ファンドが組み入れるポールソン・ポートフォリオ連動債券（豪ドル建て）は、ポールソン・ポートフォリオ（米ドル建て）を参照対象とし一定のルールに基づき算出される指数に連動する債券であった。
- ポールソン・ポートフォリオは、ポールソン・アドバンテージ口座およびポールソン・インターナショナル口座により構成されていた。
- 2つの専用口座の構成比率は、前者70%/後者30%となるように3か月ごとに調整されていた。

② ポールソン・ポートフォリオへの連動率が当初100%程度となることを目指していた。

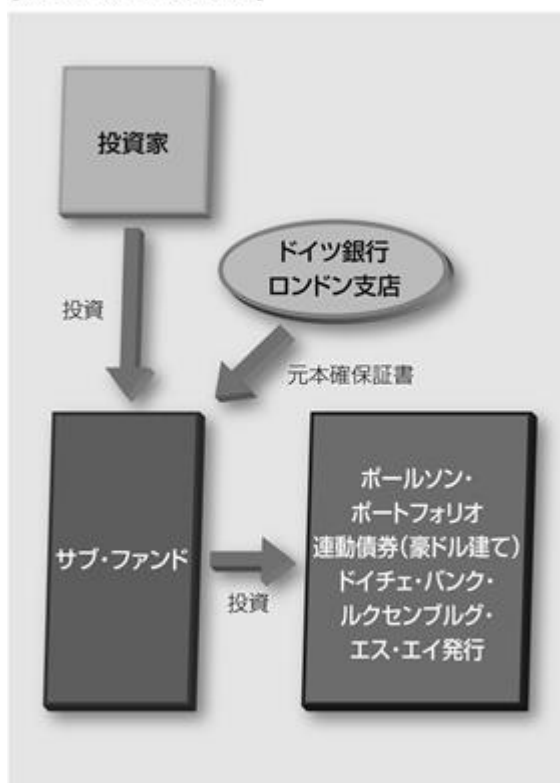
サブ・ファンドは、ポールソン・ポートフォリオ連動債券（豪ドル建て）への投資を通じてキャピタル・ゲインの獲得を追求していた。同債券のポールソン・ポートフォリオへの連動率は、借入れを活用することで、当初100%程度となることを目指していた。ただし、設定当初は豪州の金利水準の低下などの要因により連動率が100%に達しない場合や、運用開始後はポールソン・ポートフォリオのパフォーマンス悪化などの要因により連動率が低下する場合があった。

③ 豪ドル建投資元本の100%確保を目指す。

サブ・ファンドは、ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーが発行するポールソン・ポートフォリオ連動債券（豪ドル建て）を組み入れる。また、ドイツ銀行ロンドン支店が発行する元本確保証書により、サブ・ファンドの元本確保確定日以降最終償還日（設定日の約10年後）までにおける投資元本（1口＝100豪ドル）の100%確保を目指す。

サブ・ファンドの仕組み

【サブ・ファンドの仕組み】



ポールソン社が投資助言するポールソン・ポートフォリオ

ポールソン・アドバンテージ口座／ポールソン・インターナショナル口座の概要

ポールソン・アドバンテージ口座

- ・ ポールソン・アドバンテージ口座は、ポールソン・インターナショナル口座の戦略の幅を拡大し、2005年2月に運用を開始した。
- ・ ポールソン・インターナショナル口座の主要戦略であるリスク・アービトラージ取引（M&A戦略を含む。）に加え、ディストレスト戦略や、株式・債券の売り持ち・買い持ちを用いたスペシャル・シチュエーション戦略も採用している。
- ・ 財務上・経営上困難な状態にある会社、組織・資本・債務の再編成や財務再建を行っている会社、または財務の清算を行っている会社も投資対象とする。
- ・ 各戦略への投資比率配分は機動的に変動するが、特定の戦略への集中を避けるよう制御している。

ポールソン・インターナショナル口座

- ・ ポールソン・インターナショナル口座は、2002年10月に運用を開始した。
- ・ 株式市場等との相関を低く保ちつつ、収益の獲得を目指す。
- ・ 主に大型企業の合併など質の高い案件などに分散して投資し、リスク量を抑えた投資戦略を用いている。

ポールソン社が投資助言するポールソン・ポートフォリオを構成するポールソン・アドバンテージ口座およびポールソン・インターナショナル口座は海外において運用されている投資商品であり、日本において届出、開示がなされている公募投資信託ではなく、金融商品取引法に基づき登録されている日本の金融商品取引業者を通じて直接投資することはできない。

サブ・ファンドが組み入れるポールソン・ポートフォリオ連動債券（豪ドル建て）のパフォーマンス連動部分が参照対象としていたポールソン・ポートフォリオは、ポールソン社が投資助言するポールソン・アドバンテージ口座およびポールソン・インターナショナル口座で構成されたが、サブ・

ファンドの実質的な投資対象は、当該2口座の異なるクラスとなり、パフォーマンスは必ずしも一致するものではない。サブ・ファンドが組み入れるポールソン・ポートフォリオ連動債券（豪ドル建て）のパフォーマンスはポールソン・ポートフォリオのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

元本確保提供会社

ドイツ銀行ロンドン支店が元本確保提供会社を務める。

ドイツ銀行は、ハンブルグのノルドドイツ銀行・アクツィエンゲゼルシャフト、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェステリッシュ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフト、ミュンヘンのスードドイツ銀行・アクツィエンゲゼルシャフトの再統合によって創設された。金融機関の地域領域に関する法律（Law on the Regional Scope of Credit Institutions）に従い、これらの企業は、ドイツ銀行（1870年設立）から1952年に分割されていた。合併および商号は、1957年5月2日にフランクフルト地方裁判所の商業登記簿に記載された。ドイツ銀行は、ドイツ連邦共和国の法律に基づき設立された株式会社の銀行で、その登録番号はHRB30000である。ドイツ銀行の登記上の事務所は、ドイツ連邦共和国、フランクフルト・アム・マインである。ドイツ銀行は、D-60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12に本店を置き、ドイツならびにロンドン、ニューヨーク、シドニー、東京および各地域の運営の拠点となるシンガポールのアジア太平洋本店を含む海外に支店を有する。

ドイツ銀行は、銀行、証券会社等のグループ（以下「ドイツ銀行グループ」という。）の親会社である。

ドイツ銀行の目的は、定款に規定するとおり、多様な銀行業務を取り扱い、金融およびその他の業務を提供し、国際経済関係を推進することである。ドイツ銀行は、その目的を自らまたはその子会社および関係会社を通じて実現することができる。ドイツ銀行は、法律上許容される範囲内で、その目的を推進するために必要と解釈されるすべての業務を遂行し、手段を活用する権限を有し、特に、不動産の取得および処分、ドイツ国内外における支店の設置、他の事業の持分の取得、管理および処分、ならびに会社譲渡契約の締結を履行する権限を有する。

英国国内における事業所の設立を要請する1948年会社法第407条に従い、ドイツ銀行は、1973年1月12日に、同法により要求される書類を英国に提出した。ドイツ銀行は、1985年会社法の別紙21Aに基づき、イングランドおよびウェールズに支店を設立した旨を1993年1月14日に登録した（登録番号BR000005）。ドイツ銀行ロンドン支店は、2000年英国金融サービス・市場法第19条に基づき認可された者である。ドイツ銀行ロンドン支店は、英国でホールセール銀行業務を遂行しており、個人資産管理部門を通じて、富裕層、その家族ならびに特定の機関に資産管理助言および総合的金融ソリューションを提供している。

平成29年12月31日現在のドイツ銀行の発行済株式資本は、5,290,939,215.36ユーロであり、無額面の普通株式2,066,773,131株により構成されている。これらの株式は全額払込済みの記名株式であり、すべてのドイツの証券取引所に上場しており、公定相場で取引されている。これらの株式は、ニューヨーク証券取引所にも上場されている。

平成29年12月31日現在、ドイツ銀行グループは約1兆4,750億ユーロの総資産、約1兆4,070億の総負債および約630億ユーロの自己資本を有している。平成30年2月末日現在、ドイツ銀行の長期信用格付は、スタンダード・アンド・プアーズではBBB-、ムーディーズではBaa2、フィッチではBBB+である。

元本確保の概要

サブ・ファンドへの投資のダウンサイド・リスクを制限するため、元本確保提供会社は、元本確保証書に基づいて、登録受益者（日本における販売会社を意味する。）の利益のために元本確保を付している。

元本確保証書の主要な運営規定は、概ね後記「別紙C 元本確保証書の様式」の書式による。

元本確保は一定の条件に服するため、投資者は、元本確保の要項を慎重に検討すべきである。

投資者は、特に、元本確保が他の日ではなく償還日（後記「別紙C 元本確保証書の様式」において定義される。）にのみ適用されることに留意しなくてはならない。最初の償還日より前に買い戻されまたは償還された受益証券は、元本確保の利益を享受しない。したがって、投資者は、受益証券が償還日より前に買い戻されまたは償還される場合には、当初投資額の全額を上限とする損失を被る可能性があることに留意しなければならない。元本確保の利益を享受するため、登録受益者は少なくとも最初の償還日までは投資を保持しなければならず、よって、投資者は当該期間中に他の目的には必要のない金員のみを投資すべきである。

サブ・ファンドから支払われる元本確保提供会社報酬はない。

投資者はまた、元本確保証書に従い、元本確保提供会社が同証書に基づく支払を行った後、サブ・ファンドが本社債について受領した金銭を元本確保提供会社に支払わなければならないことにも留意しなくてはならない。サブ・ファンドのかかる支払義務に関連して、受託会社は、サブ・ファンドの受託者として、ルクセンブルグ法に準拠する設定日前後の日付の口座担保契約（以下「口座担保契約」という。）に従い、サブ・ファンドが保管会社に開設・維持している銀行口座（以下「担保口座」という。）に関し現在または将来有する一切の資産、権利および請求権を担保に供する。疑義を避けるために付言すると、担保の目的物には、担保口座において保有されまたは担保口座に計上される、証券（本社債を含むがこれに限られない。）、現金その他の権利および財産、担保口座からの収益・成果物、担保口座についておよび担保口座において保有される財産について受領し、受領しうるまたはその他分配される財産、ならびに口座担保契約に基づき随時元本確保提供会社のために担保に供される財産が含まれる。

本社債におけるトリガー清算事由および参照指数の清算

後記「別紙B 本社債」の項に記載されているとおり、本社債におけるパフォーマンス連動部分の純資産価額がその当初純資産価額の4%以下となった場合には、本社債におけるパフォーマンス連動部分全体の清算が開始される。

平成28年2月12日、サブ・ファンドは、本社債保有者として、平成28年2月2日時点において、パフォーマンス連動部分の純資産価額が1.5434豪ドルであり、パフォーマンス連動部分の当初純資産価額（39.745豪ドル）の4%というトリガー清算事由の基準（トリガー清算事由の当該基準の価額は、1.5898豪ドルである。）を下回っていると指数計算代理人が判断した旨の通知を、本社債発行会社から受領した。

したがって、指数計算代理人は、参照指数についてトリガー清算事由が発生したと判断し、これに伴い、参照指数は、本書の記載および本社債の要項に従って清算されることとなる。かかる清算により生じる資金は、現金口座に計上され、ゼロクーポン債の購入のために使用される。その後、参照指数は、ゼロクーポン部分および固定クーポン部分のみにより構成されることとなる。本書に開示されているとおり、トリガー清算事由が発生しかかる清算がなされた後に、パフォーマンス連動部分に再配分することはできない。したがって、登録受益者は、ポールソン・ポートフォリオ口座における今後の潜在的なパフォーマンスの改善から利益を得ることができない。

疑義を避けるために付言すると、上記は、サブ・ファンドが保有している本社債に関するものであり、また、サブ・ファンドは、本書の日付現在、本社債をその予定債券満期日まで保有し続ける意向である。

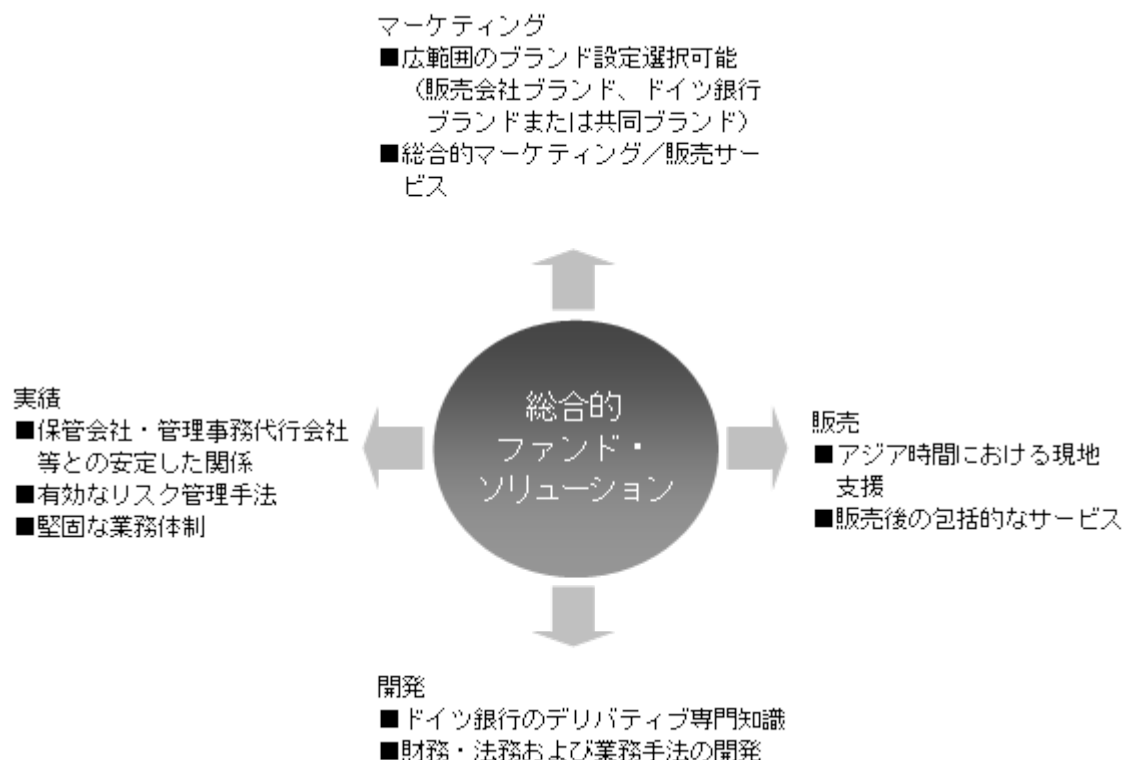
（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

管理会社は、自らサブ・ファンドの資産の運用を行う。サブ・ファンドの資産の大部分は、本社債に投資され、残りの資産は、豪ドル建の銀行口座または短期金融商品に投資される。したがって、サブ・ファンドの資産の投資運用に関して管理会社が主に行うことは、本社債に投資することである。

管理会社は、総合的ファンド・ソリューションを提供している。



管理会社は、以下の事項を確保する。

- (a) 信託証書および英文目論見書に従って、サブ・ファンドにより受領された申込金および収益が充
当されること。
- (b) サブ・ファンドの資産の売却において、合理的な時間制限内に当該販売の純手取金を保管会社に
送金すること。
- (c) サブ・ファンドの資産の投資が、投資方針に従っており、信託証書および英文目論見書に記載さ
れた投資制限内であること。

管理会社は、以下の事項を行う。

- (a) 保管会社または副保管会社にサブ・ファンドに関する契約上の責務を遂行させるために必要な情
報および指示を合理的な時間内に提供すること。
- (b) 管理会社が受領したサブ・ファンドの資産の権原のすべての証書または書類を保管会社または副
保管会社に預託すること。
- (c) 保管会社または副保管会社によるサブ・ファンドの資産の保有方法を設定または監視すること。
- (d) 一任ベースでのサブ・ファンドの資産の投資および再投資の管理、サブ・ファンドの投資対象の
すべての購入および売却、サブ・ファンドの投資の監視、受託会社およびその他の業務提供者への
一定の情報提供、ならびにサブ・ファンドの組入証券取引の実行に対するブローカーの選任に責任
を有すること。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドの存続期間中、分配金は支払われない。

（５）【投資制限】

以下の投資および借入れの制限が、サブ・ファンドの信託財産の運用に適用される。

- （i）空売りされる証券の総価額は、サブ・ファンドの純資産価額を上回ってはならない。
- （ii）容易に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の非流動性資産に、サブ・ファンドにおける受益証券の純資産の15%を超えて投資することはできない。
- （iii）管理会社または第三者の利益のための管理会社による取引等、登録受益者の保護に反するか、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されるものとする。
- （iv）管理会社は、サブ・ファンドの資産の一部を構成する証券に付随する新株予約権を行使する場合、上記規定の投資制限の比率を遵守する必要がない。
- （v）受託会社は、サブ・ファンドのために行為する管理会社または代理人に、
 - （a）自己または自らの取締役を相手方とした取引を開始すること、および
 - （b）管理会社またはサブ・ファンド以外の当事者の利益となることを意図する取引を開始することを許可しないものとする。
- （vi）サブ・ファンドにおける受益証券の資産価値のその後の変動を理由として、または新株予約権の行使の結果、上記のまたは下記の投資制限の比率が守られなかった場合、証券の売却が行われる際登録受益者の利益を適切に考慮してその状況を修正することが優先されるものとする。
- （vii）管理会社は、受託会社と協議の上、受益証券が販売される国の法律および規制を遵守するため、投資制限が登録受益者の利益と一致している場合、追加の投資制限を随時設けることができる。
- （viii）管理会社は、サブ・ファンドの勘定で借入れを行うことができるが、（a）借入れ時のサブ・ファンドの直近の純資産価額の10%を上限とし、（b）受益証券の買戻しについて支払うべき額を支払う場合に限る。
- （ix）受託会社または管理会社は、単一の発行会社により発行される普通株式の10%以上をサブ・ファンドのために取得しないものとする。
- （x）サブ・ファンドは、（a）いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、（b）株式に投資する契約型投資信託の受益証券および会社型投資信託の投資証券を含む、他の投資信託の受益証券または投資証券に対する投資を行わない。
- （xi）受託会社または管理会社は、サブ・ファンドのために、管理会社により運用されるすべての投資信託による保有を含め、一法人の発行済株式の議決権の総数の50%を超えて当該法人の株式を取得することができない。
- （xii）サブ・ファンドは、その総資産の50%超を金融商品取引法第2条第1項に定義する「有価証券」に投資する。

グローバル・エクスポージャー

グローバル・エクスポージャーの計算に使用される手法は、委任規則EU/231/2013（以下「AIFMD規則」という。）第8条に基づくコミットメント・アプローチである。

レバレッジ

「レバレッジ」とは、サブ・ファンドが保有する資産のうち損失のリスク（エクスポージャー）のある資産の価額の、サブ・ファンドの純資産価額に対する比率をいう。このリスクは、デリバティブ、借入れおよび証券貸付の使用等により生じるものである。

サブ・ファンドは、前記の投資制限および借入制限に従い借入れを行うこと（またはレバレッジを利用すること）、様々な与信枠を利用すること、ならびに、スワップおよびレポ契約等のその他の形式のレバレッジを利用することができる。レバレッジは、サブ・ファンドのトータルリターンを増やす機会をもたらすが、同時に損失を増大させる潜在性をも併せ持つ。借り入れた資金で行った投資から得られる利益や増価が借入金の利払いに必要な金額を下回る場合、サブ・ファンドの価値は減少する。また、サブ・ファンドによる投資の価値に悪影響を及ぼす事由の影響は、サブ・ファンドがレバ

レバレッジを利用すればするほど大きくなる。その保有する投資対象に不利な方向に変動する市場においてサブ・ファンドが利用するレバレッジの累積的影響は、サブ・ファンドがレバレッジを利用していない場合より多額の損失をサブ・ファンドに与えることがある。さらに、サブ・ファンドがトラストの特定の複数のサブ・ファンドへのエクスポージャーを得るためにスワップおよびその他のデリバティブを利用する場合、サブ・ファンドの資産はレバレッジがかかり、上記のリスクに服することとなる。

サブ・ファンドが使用するレバレッジの水準は、グロス法およびコミットメント法（以下に詳細を説明する。）に基づき計算される。

サブ・ファンドが使用するレバレッジの最大額は、グロス法とコミットメント法双方に基づき純資産価額の120%を超えないものとする。

グロス法で計算されるエクスポージャーは、すべてのポジションの絶対的価値の合計からサブ・ファンドの通貨で保有される現金とこれに類する低リスクの短期ポジションの価値を除いたものである。有価証券の場合、絶対的価値はその絶対的市場価値と対応し、デリバティブの場合、絶対的価値はその関連原資産の相当ポジションの絶対的市場価値に対応する。

コミットメント法で計算されるエクスポージャーにおいては、同じ原資産を参照するデリバティブ商品または証券ポジションが相殺されている（以下「相殺」という。）。リスクを軽減するデリバティブのうち自らエクスポージャーを創出しないもののみが計算から除外される（以下「ヘッジ」という。）。エクスポージャーは、相殺やヘッジを勘案した上での有価証券、または場合により、デリバティブの関連原資産の相当ポジションのすべての絶対的市場価値の合計に対応する。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

サブ・ファンド特有のリスク要因は、以下のとおりである。

一般リスク

サブ・ファンドの存続期間は約10年間である。投資者は、サブ・ファンドへの投資判断を行う前に、投資期間中に十分な流動資産を維持することが必要であることを考慮し、自らの状況および財務状態に照らしてサブ・ファンドに投資することが適切であるという判断を行わなくてはならない。さらに、投資者は、自らの投資ポートフォリオが特定の投資リスクに過度にさらされる状況を回避するため、単一の種類の投資対象（サブ・ファンドへの投資を含む。）への（ポートフォリオ全体に占める割合における）過度の投資を避けなくてはならない。

投資目的を達成するために、サブ・ファンドは、参照指数に連動する本社債に投資した。本社債、サブ・ファンドおよび受益証券の価値は、パフォーマンス連動部分、ゼロクーポン部分および固定支払部分を含むがこれらに限られない、参照指数の構成部分のパフォーマンスに従って変動する。かかるパフォーマンスは、プラスまたはマイナスのいずれにも変動する可能性があり、したがって、投資者は、元本確保確定日より前の日に受益証券の買戻しを請求する場合、最大で当初投資額全額の元本を損失する可能性がある事実留意すべきである。

投資者は、元本確保の利益を受けるためには、少なくとも元本確保確定日（同日を含む。）までサブ・ファンドへの投資を継続している必要があり、元本確保確定日より前に受益証券の償還または買戻しが行われた場合には、元本確保が適用されないことに留意すべきである。

投資者は、延期（以下に定義する。）により、予定債券満期日から1年を経過する日までは本社債保有者が本社債の最終償還額を受け取ることができず、したがって、予定元本確保確定日から1年後の海外受渡日までは受益証券の保有者が当初発行価格に相当する金額を受け取ることができなくなることに留意すべきである。

投資者は、延期により、本社債が債券満期日（同日を含む。）まで本社債保有者により保有された場合（したがって、受益証券が元本確保確定日（同日を含む。）までその保有者により保有された場合）、本社債1口当たり最終償還額は、本社債の最終元本確保レベルより高い限りにおいて、予定債券満期日から債券満期日までの間の本社債の買戻しファシリティを提供するドイツ銀行ロンドン支店が負担する資金調達コストの控除を受ける。ただし、かかる控除の後、本社債1口当たり最終償還額はその最終元本確保レベルを下回らない。これにより本社債保有者が受領する最終償還額は減少し、したがって、受益証券の保有者が受領する償還価格も減少する。後記「資金調達コスト」を参照のこと。

投資者は、サブ・ファンドへの投資が中期的な投資であることにも留意すべきである。受益証券の実質的保有者は元本確保確定日より前に受益証券を処分することができるが、当該受益証券の買戻価格は、当初発行価格を上回ることも下回ることもある。

元本確保提供会社の信用リスク

投資者は、元本確保証書に基づき支払われる金額が元本確保提供会社としてのドイツ銀行ロンドン支店の信用リスクを負っていることに留意すべきである。サブ・ファンドが元本確保証書に基づく請求を行ったにもかかわらず、元本確保提供会社の財務状態が悪化し、または元本確保提供会社が支払不能に陥り、もしくは元本確保証書に基づく支払の全部もしくは一部を行うことができない場合、投資者が受益証券に関して受領する買戻価格または償還価格に影響が及ぶことがある。

投資者は、元本確保証書が英国法に準拠し、よって、サブ・ファンドによって行われる元本確保証書に基づく請求の執行が、特に、英国法に基づく衡平法の一般原則および英国の裁判所による元本確保証書の解釈による制限を受けることがあることに留意すべきである。

元本確保のストラクチャー

元本確保確定日（同日を含む。）まで受益証券を保有した投資者のみが、元本確保の利益を享受する。また、投資者は、元本確保証書が一定の条件に従うため、元本確保証書の条項、特に税金関連の条件を慎重に検討すべきである。

本受託契約および本受託財産

信託および受託契約に関する平成15年7月27日付ルクセンブルグ法（改正済）（以下「受託法」という。）に基づき、本社債は、本社債発行会社と本社債保有者（サブ・ファンドを含む。）との間で締結された本社債の要項に記載される条項に基づく本受託契約の存在を証するものである。本受託財産は、本社債発行会社の他の一切の資産（本社債発行会社が他の受託契約に基づき保有することができる他の一切の受託財産を含む。）から分別され、本社債発行会社は、本受託財産および受託財産契約に関して別個の信託財団を設定する。本受託財産および受託財産契約、これらの一切の手取金およびこれらから生じる一切の金額、ならびに本受託契約の対象となるその他一切の資産は、本社債発行会社の一般財産の一部となるものではなく、本受託契約により権利が発生する債権者（本社債保有者を含む。）のために排他的に留保される。本社債の要項に従い、本受託財産および受託財産契約に関して本社債発行会社が受領する金額、ならびに／または本受託財産および受託財産契約の換金による手取金が、本社債に関して本来行うべき支払を行うのに十分でない場合、本社債発行会社の他のいかなる資産も、かかる不足額を充足するためには使用することができず、本社債保有者は、当該不足額に関していかなる請求権も有さない。

本社債に関して本社債発行会社により行われる一切の支払は、本受託財産および受託財産契約に関して本社債発行会社によりまたは本社債発行会社のために随時受領または回収された金額からのみ、かつ、かかる金額の範囲内においてのみ行われる。

受託法に基づき、本社債保有者は、（本社債発行会社による不作為または本社債発行会社の支払不能の場合であっても）本受託財産の債務者に対し、本社債に基づくそれらの権利を行使するための、または本受託財産の債務者に受託財産契約に基づくもしくは本受託財産に関する義務を強制的に遵守させるための直接的な訴訟遂行権を一切有さない。ただし、一定の状況において、本社債発行会社が、本受託契約の条項に基づき、かかる債務者に対し法的措置を講じる義務を負う場合で、合理的な期限内に当該措置を講じなかった場合にはこの限りでない。

遡及権の限定

本社債は、直接的な債務を構成するものではなく、受託法に従い本社債発行会社が単独で負う受託義務であり、本受託財産および本受託契約に対応する受託財産契約からのみ弁済することができる。かかる受託義務は、本受託財産の債務者が該当する受託財産契約および／または該当する本受託財産に基づく義務（支払および引渡しに関するものを含む。）を適切かつ適時に履行することを条件とする。

本社債に基づく支払を受ける本社債保有者の権利は、本社債発行会社が本受託財産および／または受託財産契約に関する支払を受けること、ならびに取引のその他一切の当事者が各自の義務を履行することに完全に依拠している。よって、本社債保有者は、特に、スワップ取引相手方の信用リスク（以下に記載する。）にもさらされることになる。

本社債発行会社の他のいかなる資産も、関連する受託財産契約または本受託財産に基づき受領されていない金額の支払に充当することはできず、不足額は本社債保有者のみが負担する。

本社債に基づく支払からの控除

本社債発行会社は、自ら本社債保有者に対して行う支払から、本社債（受託財産契約の締結を含む。）の結果として、これに起因して、もしくはこれに関連して本社債発行会社が負担する、または本社債発行会社もしくはその取締役、役員、従業員もしくは代理人に対する、手数料、損失、費用もしくは源泉徴収税（弁護士報酬、訴訟費用または未払手数料を含むが、これらに限られない。）につき本社債発行会社への補償および払戻しを行うために必要な金額の按分比例額を控除することができる。ただし、かかる費用等が本社債発行会社の重過失、故意の不法行為、詐欺または悪意に起因する場合にはこの限りでない。

受益証券および本社債の満期償還

「予定最終決定日」（予定債券満期日の4参照指数営業日前の日）までに、(a) 本社債発行会社がポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の償還代金を全額受領していない場合、または(b) 参照指数の「最終決定日」を決定できない場合（指数計算代理人がパフォーマンス連動部分の全資産が清算され、清算代金がパフォーマンス連動部分の現金口座に入金されたと判断した参照指数営業日であり、かかる参照指数営業日が予定債券満期日以降になった場合）、債券満期日ひいては受益証券に関する最終償還日は、予定債券満期日から1年を経過した日とする（以下「延期」という。）。延期が発生した場合、本社債の最終元本確保レベルは、予定債券満期日ではなく債券満期日に支払われ、延期に関する最終償還額は、別紙Bに記載のとおり決定される。よって、投資者は、予定元本確保確定日の1年後の海外受渡日まで、受益証券1口当たり当初発行価格に相当する金額を受領することができない。

資金調達コスト

投資者は、延期が発生した場合、本社債1額面当たり最終償還額と本社債の最終元本確保レベルとの差額（もしあれば）から、スワップ計算代理人により商業上合理的な方法で算定されるドイツ銀行ロンドン支店のその時点における内部借入レートによる買戻ファシリティにより発生する資金調達コストが控除されることに留意すべきである。このことは、本社債保有者が受領する最終償還額を減少させ（ただし、最終元本確保レベルを最低額とする。）、ひいては受益証券の保有者が受領する償還価格を減少させる。資金調達コストは、予定債券満期日から債券満期日までの期間における本社債の買戻ファシリティを提供するドイツ銀行ロンドン支店が負担する（後記「本社債に関する流動性リスク」を参照のこと。）。かかる期間中に本社債マーケット・メーカーは最終元本確保レベルのみで本社債を買い戻す場合がある（この場合、受益証券の保有者は受益証券1口当たり当初発行価格のみを受領する。）。債券満期日まで保有された本社債は、買戻ファシリティの条項に従ってドイツ銀行ロンドン支店により負担された資金調達コストが控除された本社債の最終償還額で償還される。

本社債の早期償還（繰上償還リスク）

特定の状況において、本社債は早期に償還される場合がある。これは、(a) 本社債発行会社が本受託財産もしくは受託財産契約に関する義務を履行することが非合法もしくは違法となった場合（以下「違法性等」という。）、または(b) 本社債に基づき期限の利益喪失事由が発生した場合に生じることがある。

「期限の利益喪失事由」は、(a) 本受託財産（スワップ契約を除く。）について支払期限の到来した支払またはその他の関連する義務の履行を20営業日以上怠った場合、(b) スワップ契約が不履行事由もしくは終了事由により早期に終了した場合、または(c) 本社債計算代理人が、(i) 本社債発行会社とそのインカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインについて納税を余儀なくされもしくは法律により納税を求められ、または納税を予想していた場合には予想税額を超える額の納税を余儀なくされ、もしくは法律により納税を求められる、(ii) 本社債発行会社が本社債について行うべき支払について従前の税率を超える税率で法律により源泉徴収もしくは納税を求められる、または(iii) 本社債発行会社が本受託財産について受領すべき支払について従前の税率を超える税率で法律により納税を求められると判断した場合（以下「税務事由」という。）に発生する。

本社債が早期償還される場合、(a) 本社債発行会社がポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の償還代金を全額受領していないため、または(b) 参照指数の「早期決定日」（本社債が早期に償還されることが決定した日（以下「早期償還決定日」という。）より後に指数計算代理人が参照指数の清算を指図した場合に、パフォーマンス連動部分の全資産が清算され、かつ清算代金がパフォーマンス連動部分の現金口座に入金されるであろう日と指数計算代理人が判断した参照指数営業日）が決定していないため、本社債に関する早期償還額が最長で早期償還決定日の1年後まで本社債保有者に支払われない場合があることに留意すべきである。本社債は、本社債発行会社がポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の換金代金を全額受領していないか、または参照指数の早期決定日が到来していない場合であっても、早期償還決定日後1年以内に償還される。

本社債に関する早期償還額は、別紙Bに記載のとおり決定され、本社債について少なくとも、スワップ取引相手方が商業上合理的な方法で決定する早期決定日時点における（i）本社債の最終元本確保レベルの現在価値と（ii）早期償還決定日から予定債券満期日までの間にサブ・ファンドが負担する報酬（本社債の額面金額の年率0.55%）の現在価値との合計額とする。

本社債が早期に償還される場合、管理会社は、その単独かつ絶対的な裁量により、受益証券の保有者の利益を勘案し、サブ・ファンドの投資目的に従って本社債の償還代金（もしあれば）を他の証券もしくは短期金融商品に投資すること、または受託会社に対し、サブ・ファンドを終了する受託会社の信託証書に基づく権限に従って本社債の償還日以降にサブ・ファンドを終了するよう勧告することなど、サブ・ファンドのために適切な行動方針を決定する。

本社債の最終元本確保レベル（受益証券1口当たり当初発行価格）は、延期がない場合、予定債券満期日においてのみ確保される。本社債の最終元本確保レベル（受益証券1口当たり当初発行価格）は、本社債が早期に償還された場合には確保されない。延期が発生した場合、本社債保有者は、予定債券満期日から1年を経過する日まで本社債の最終償還額を受領しないため、受益証券の保有者は、予定元本確保確定日から1年後の海外受渡日まで受益証券1口当たり当初発行価格に相当する金額を受領することができなくなる。

本社債が早期に償還された場合、本社債の早期償還額は、本社債の最終元本確保レベルを大幅に下回る可能性があり、また、投資者がかかる早期償還額を再投資する場合に予定債券満期日における早期償還額の価値が本社債の最終元本確保レベルに相当する額としては不十分である可能性がある。よって、サブ・ファンドが本社債の早期償還により終了する場合、受益証券の保有者は、受益証券1口当たり当初発行価格を下回る額を受領することがある。疑義を避けるために付言するならば、サブ・ファンドは、受益証券の純資産価額が当初発行価格を下回っていることのみを理由にして早期に終了することはない。

税務事由

投資者は、本社債計算代理人が税務事由の発生を商業上合理的な方法で決定する責任を負うことに留意すべきである。本社債計算代理人による税務事由の決定は、本社債の早期償還を招き、本社債保有者が受領する早期償還額が本社債の最終元本確保レベルを大幅に下回る可能性がある。したがって、受益証券の保有者は、受益証券1口当たり当初発行価格に相当する金額を受領することができなくなる。

スワップ取引相手方の信用リスク

本社債に基づき本社債保有者に対して支払われる償還額は、スワップ契約に基づきスワップ取引相手方から本社債発行会社が受領する金額に左右される。したがって、投資者は、本社債に基づき支払われる償還額がスワップ取引相手方であるドイツ銀行ロンドン支店の信用リスクにさらされることに留意すべきである。また、サブ・ファンドは、スワップ取引相手方の財務状況の変動および外部信用格付の影響を受ける。サブ・ファンドの純資産価額は、かかる財務状況が悪化した場合に悪影響を受けるおそれがあり、その結果、受益証券1口当たり純資産価格が下落する可能性がある。

利益相反

投資者は、ドイツ銀行グループまたはDWSグループの法人が、固定報酬代理人、管理会社、元本確保提供会社、本社債発行会社、スワップ取引相手方、購入者、本社債マーケット・メーカー、受託財産モニタリング・エージェント、本社債計算代理人、スワップ計算代理人および指数計算代理人、ならびにd b Xファンドのリスク・モニター、受託会社、管理会社、コモディティ・プール・オペレーター、プライム・ブローカーおよび事務管理者を含むサブ・ファンド、本社債、ポールソン・ポートフォリオ口座およびd b Xファンドの各レベルにおいて関与していることに留意すべきである。同銀行および／またはその関連会社は、かかる立場の一部において行使可能な裁量を有している。これらは、利益相反を招く可能性がある。特に、ドイツ銀行ロンドン支店は、スワップ取引相手方として、参照指数について停止清算事由およびポールソン・ポートフォリオ口座について停止事由（これにより本社債の満期日は延期される可能性がある。）が発生したか否かを（商業上合理的な方法により）判断する責任を負う。かかる延期がなされた場合、本社債保有者は、本社債の予定債券満期日から1年を経過するまで本社債につき最終償還額を受領することができず、このことは、サブ・ファンドの投資者が、予定元本確保確定日の1年後まで受益証券の償還代金を受領することができないことを意味する。また、ドイツ銀行ロンドン支店の関連会社は、特定の事由（その裁量により判断される。）に従い、d b Xファンドを終了させる責任を負う。

ドイツ銀行ロンドン支店および／またはその関連会社は、随時、自己の勘定および自己が管理する勘定によりd b Xファンドに関係する取引を行うことができる。かかる場合、ドイツ銀行ロンドン支店および／またはその関連会社は、d b Xファンドの変更または修正の承認において議決権を行使することができ、本社債保有者（サブ・ファンドを含む。）、受益証券の保有者またはこれら各々の利益を考慮することなく議決権を行使する。かかる変更、修正または取引は、d b Xファンドの価値、ひいては本社債、サブ・ファンドおよび受益証券の価格にプラスまたはマイナスの影響を与える可能性がある。

このため、サブ・ファンドひいてはサブ・ファンドの投資者は、ドイツ銀行グループおよびDWSグループの法人がストラクチャーの各レベルの異なる立場における義務の負担について独立性を欠くことに起因する潜在的なオペレーショナル・リスクにさらされる。

独立性を欠くことに起因する潜在的なオペレーショナル・リスクは、ドイツ銀行グループまたはDWSグループの異なるワーキンググループが異なる機能に関する職責を負うことにより一部軽減される。各グループは、個別の運営部門として働き、異なる管理チームにより運営される。コンプライアンス手続によりドイツ銀行グループまたはDWSグループ内の関係するグループ間における職責の有効な隔離が要求されるものの、利益相反の可能性がすべて排除されるわけではない。利益相反が生じた場合、ドイツ銀行グループまたはDWSグループは、そのロンドン支店を通じて、受益証券の保有者が公平に取り扱われるよう努める。

ドイツ銀行ロンドン支店またはその関連会社は、随時、パフォーマンス連動部分に関する投資商品を開発し、かかる他の投資商品に関連してパフォーマンス連動部分の想定上の受益証券への投資を増加または減少させることがある。このことは、かかる他の投資商品が開発されていなければ発生しなかった頻度または規模による、パフォーマンス連動部分によるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券への追加投資または償還を招く可能性がある。特に、他の投資商品に関連するパフォーマンス連動部分の投資額の減少は、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の市場パフォーマンスにかかわらず、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の償還を招く可能性がある。これにより、パフォー

マンス連動部分の純資産価額は、それがなければ実現された値とかけ離れる可能性がある。ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券への投資または解約は、指数計算代理人がパフォーマンス連動部分のリバランスを決定する基準に影響を与える可能性もある。

スワップ取引相手方は、スワップ契約に関する自己の支払義務をヘッジするために、参照指数について取引を行うことができる（後記「スワップ取引相手方の役割」を参照のこと）。スワップ取引相手方による本社債（またはドイツ銀行ロンドン支店もしくはその関連会社のその他の投資商品）に関するヘッジ活動が、本社債、参照指数、パフォーマンス連動部分、ポールソン・ポートフォリオ口座、d b Xファンドおよび受益証券の価値に影響を与えることはない旨を確保することはできない。ドイツ銀行ロンドン支店および／またはその関連会社は、その他の投資商品を開発し、かかる投資商品（ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券を含む。）について類似のヘッジ取引を行うことがあるため、これら他の投資商品に関するヘッジ活動は、これらの投資商品に対するのと同様の効果を、本社債、参照指数、パフォーマンス連動部分、ポールソン・ポートフォリオ口座、d b Xファンドおよび受益証券にもたらす。

ドイツ銀行ロンドン支店および／またはその関連会社は、ポールソン・ポートフォリオ口座およびd b Xファンドに関する非公開情報を取得することがあり、ドイツ銀行ロンドン支店もその関連会社も、かかる情報を本社債保有者（サブ・ファンドを含む。）または受益証券の保有者に開示することを約束しない。また、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関連会社は、d b Xファンドに関する調査報告書を発行することがある。かかる行為は、利益相反を引き起こし、受益証券、サブ・ファンド、本社債、参照指数、パフォーマンス連動部分、ポールソン・ポートフォリオ口座およびd b Xファンドの価値に影響を与える可能性がある。本社債発行会社およびドイツ銀行ロンドン支店は、本社債、参照指数、パフォーマンス連動部分、ポールソン・ポートフォリオ口座、d b Xファンドおよび受益証券について履行しなければならない義務にとって重要なまたはそれに抵触する可能性のある権利、関係または取決めを有することがある。適用ある規制上または法律上の義務により別途要求される場合を除き、本社債発行会社ならびにドイツ銀行ロンドン支店およびその関連会社のいずれも、かかる権利、関係または取決めを（サブ・ファンド等の）本社債保有者または受益証券の保有者に開示する義務を負わず、かかる権利、関係または取決めに関して生じる利益、請求、手数料またはその他の報酬を報告または開示する義務を負わず、また、（サブ・ファンド等の）本社債保有者または受益証券の保有者に対して開示することなく、その事業利益および活動を引き続き追求することができる。

本社債計算代理人またはスワップ計算代理人がある金額を他の通貨に換算する必要がある場合、本社債計算代理人またはスワップ計算代理人は、かかる為替業務を提供するために関連会社と取決めを行うことができる。かかる取決めにより定められる条件は、他の外国為替業者と取り決める条件とは異なるものとなる可能性がある。かかる活動は、利益相反を引き起こし、本社債の価値ひいては受益証券の純資産価額に影響を与える可能性がある。

スワップ取引相手方の役割

本社債発行会社は、スワップ契約に基づき、スワップ取引相手方が、スワップ契約に基づくスワップ取引相手方の利益を保護するため、参照指数およびポールソン・ポートフォリオ口座に関し特定の判断または指定を行うことができることにつき同意した。これには、（参照指数のレベルにおける）停止清算事由および（ポールソン・ポートフォリオ口座のレベルにおける）停止事由の発生の有無を（商業上合理的な方法により）判断することが含まれる。スワップ取引相手方は、かかる判断または指定を行うにあたり、本社債保有者、受益証券の保有者またはその他一切の者の利益を考慮する義務を負わず、自己の利益においてかかる判断を行うことができる。投資者は、かかる行為が特定の場合において本社債および受益証券に関し影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。スワップ取引相手方は、本社債保有者、受益証券の保有者またはその他一切の者に対し受託義務を負わず、参照指数およびポールソン・ポートフォリオ口座によって許可されたスワップ取引相手方による判断または指定の結果、本社債保有者、受益証券の保有者または本社債または受益証券に関係するその他一切の者が負担または被る一切の損失、アンダーパフォーマンスまたは機会費用について責任を負わない。

スワップ取引相手方のヘッジ活動

スワップ取引相手方は、いつでも、スワップ契約に関する自己の支払義務をヘッジするために商業上合理的な方法により自らが決定する取引を行い、またはかかる資産に投資することができる。かかる取引または資産はいずれも参照指数の一部を構成することではなく、本社債保有者、本社債発行会社、サブ・ファンド、受益証券の保有者またはその他のいかなる者も、かかる取引または資産に関する権利または請求権を有さない。スワップ取引相手方もその他の者のいずれも、かかる取引または資産への投資を行う義務を負うものではなく、かかる取引または資産への投資を行った場合、スワップ取引相手方は、商業上合理的な方法によりいつでもかかる取引または資産への投資の中止を決定することができる。スワップ取引相手方は、いかなる取引または資産（かかる取引または資産に関するすべての所有権の行使を含む。）についても、自らが適切と判断する措置を適切と判断する時点で講じることができ、かかる措置を講じるにあたり本社債保有者、本社債発行会社、サブ・ファンドおよび受益証券の保有者の利益を考慮する義務を負わない。投資者は、かかる行為が、特定の場合において、本社債ひいてはサブ・ファンドについて影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。

本社債に関するグロスアップの不在

本社債に基づく支払が控除または源泉徴収の対象となり、または何らかの税金の控除または源泉徴収を求められ、かつ、税務事由が発生したと本社債計算代理人が判断しなかった場合、本社債発行会社は、かかる控除または源泉徴収の対象となる本社債に関する一切の支払を行い、本社債に関連するいかなる追加的な支払義務も負わない。

本社債に関する流動性リスク

サブ・ファンドが投資する本社債は、特に不利な市況において、主要な証券取引所に上場する企業の株式等その他の証券と比べて流動性が低い場合があり、これにより受益証券1口当たり純資産価格が間接的に影響を受ける場合がある。

投資者は、本社債発行会社が上記の一定の状況においてのみ早期に本社債を償還すること、また、本社債の流動性は、（i）予定債券満期日または（ii）延期が発生した場合は債券満期日（各同日を除く。）より前に、本社債マーケット・メーカーとして（本社債の買戻しについてのみ）流動性を提供するドイツ銀行ロンドン支店により提供されることに留意すべきである。本社債マーケット・メーカーによる本社債の買戻しはすべて、本社債マーケット・メーカー契約の条件に従う。本社債マーケット・メーカー契約に規定される特定の場を除き、サブ・ファンドは、平成22年4月30日より前のいかなる時点においても、本社債マーケット・メーカーに対し本社債を売却することができない。したがって、サブ・ファンドが最終償還日より前に償還請求に応じることができるか否かは、支払能力を維持しかつ本社債マーケット・メーカー契約に基づく取決めを履行するドイツ銀行ロンドン支店に依拠する。投資者はまた、延期が発生した場合における予定債券満期日から債券満期日までの間における本社債マーケット・メーカーによる本社債の買戻しが、本社債が債券満期日まで保有されていた場合の最終償還額ではなく本社債の額面価額によってのみ行われる場合があることに留意すべきである。また、（a）本社債の存続期間中に評価停止が発生した場合、（b）スワップ契約が早期に終了した場合、または（c）本社債が早期に償還された場合、本社債計算代理人は、本社債の価格を公表する義務を負わないこと、また、本社債マーケット・メーカーは、本社債の流動性をサブ・ファンドに対して提供する義務を負わないことについても留意すべきである。したがって、本社債マーケット・メーカーは、本社債の買戻しまたは決済を行う義務を負わず、評価停止の発生により流動性を提供した場合、サブ・ファンドが現金化された資金を受領する時期および金額は、かかる評価停止による影響を受ける。このことは、買戻価格の金額およびその決済に影響を与える可能性がある。

為替相場リスク

受益証券および本社債は豪ドル建であるが、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券は米ドル建である。豪ドルに対する米ドルの価値の下落または変動は、他に変動がない場合に豪ドルに関する参

照指数の価格の下落を招く可能性がある。したがって、これは、本社債の価格ひいては受益証券の価格の下落を招く可能性がある。かかる通貨エクスポージャーは、為替先渡契約の利用により軽減させる予定であるが、為替先渡契約は、為替リスクを排除するものではない。また、先渡為替相場に対する直物為替相場の動きにより、為替先渡契約が利用されていなければ被らなかったであろう損失を参照指数が被ることとなる可能性がある。後記「為替リスク」も参照のこと。

本社債発行会社による補償

本社債発行会社は、本社債およびポールソン・ポートフォリオ口座に関する特定の業務を履行する特定の第三者であるサービス・プロバイダー（本社債保管銀行、受託財産モニタリング・エージェンツ、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社、プリンシパル・エージェンツおよび支払代理人を含むが、これらに限られない。）を選任する。投資者は、本社債発行会社がこのような第三者であるサービス・プロバイダーを選任する契約には、本社債発行会社が、一定の場合を除き、当該サービス・プロバイダーが被った損失の補償を求めるものがあることに留意すべきである。かかる場合、本社債に基づく支払が減額されることがあり、結果的に受益証券1口当たり純資産価格が影響を受ける可能性がある。

参照指数が想定上のものであること

参照指数、パフォーマンス連動部分、ゼロクーポン部分および固定クーポン部分、ならびにこれらの構成要素はすべて想定上のものであり、個別の法人格を有するものではない。参照指数内の構成要素間の調整（適用ある場合）、ならびにポールソン・ポートフォリオ口座受益証券、為替先渡契約、借入ファシリティ、流動性ファシリティおよび現金口座間の配分に関するパフォーマンス連動部分内の調整は、指数計算代理人が維持する記録上想定のみに行われる。参照指数によるゼロクーポン部分および固定支払部分への想定上の投資は、ゼロクーポン債または固定利付債への実際の投資ではなく、パフォーマンス連動部分は現物のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券（またはd b Xファンド）、為替先渡契約または現金への実際の投資ではなく、また、借入ファシリティまたは流動性ファシリティに基づく引出しは、借入ファシリティまたは流動性ファシリティに基づく実際の引出しではない。投資者は、パフォーマンス連動部分およびその構成要素、ならびにゼロクーポン部分および固定支払部分のパフォーマンスが、特に本社債に関する特定の支払に影響を及ぼすものの、参照指数の構成要素は指数計算代理人の記録上個別の想定上の資産および負債により構成されることに留意すべきである。

本社債および受益証券のいずれも、その保有者に対し、参照指数の構成要素に対するいかなる法的権益または受益権も付与するものではない。特に、本社債保有者および受益証券の保有者のいずれも、d b Xファンドに対する（受益権その他の）権益の所有者とはみなされず、かつ、かかる法人またはそのサービス・プロバイダーに対する権利を一切有するものではない。

パフォーマンス連動部分のレバレッジ配分

パフォーマンス連動部分は、借入ファシリティにより想定上の借入れを用いることで、ポールソン・ポートフォリオ口座に対するエクスポージャーにレバレッジをかける。投資者は、レバレッジにより参照指数の純資産価額が上昇した場合に本社債のトータルリターン（および受益証券の純資産価額）を増加させる可能性があるものの、パフォーマンス連動部分がレバレッジされていない場合よりも大きな損失（ただし、最終元本確保レベルの条件に従う。）をもたらす可能性もあり、そのため、ポールソン・ポートフォリオ口座に対するレバレッジされていないエクスポージャーよりもリスクの高い投資であることに留意すべきである。

パフォーマンス連動部分のリバランス

パフォーマンス連動部分のポールソン・ポートフォリオ口座に対するレバレッジのエクスポージャーが参照指数の概要に記載される指定制限内でない場合、指数計算代理人は、自らが決定するいずれかの日において、パフォーマンス連動部分のポールソン・ポートフォリオ口座に対するレバレ

ジされたエクスポージャーがかかる指定制限内に収まるように、パフォーマンス連動部分のレバレッジを解消または追加することにより、パフォーマンス連動部分のリバランスを行う（以下「リバランス」という。）。リバランスは、パフォーマンス連動部分および参照指数の純資産価額（および本社債の価値）に影響を及ぼすことがあり、また、リバランス後のパフォーマンス連動部分の純資産価額は、リバランス直前のパフォーマンス連動部分の純資産価額を下回ることがある。

評価停止

指数計算代理人は、停止事由（その発生によりスワップ取引相手方が何らかの措置を講じると決定したか否かを問わない。）の発生により、または関連する価値が入手できないもしくは公正に計算できないためにパフォーマンス連動部分の純資産価額もしくは参照指数の純資産価額を計算することができないと自らが判断した場合、商業上合理的な方法により行動の上、参照指数の評価を停止するよう決定することができる。

指数計算代理人が、評価停止をもたらす事由がその時点では発生していないと商業上合理的な方法により判断した上で参照指数の純資産価額およびパフォーマンス連動部分の純資産価額の決定を再開した場合、指数計算代理人は、かかる停止をもたらした事由を考慮して、参照指数の純資産価額およびパフォーマンス連動部分の純資産価額ならびにこれらの構成要素に対して自らが決定する調整を行うことがある。かかる停止は、受益証券の純資産価額に影響を及ぼし、参照指数の純資産価額および本社債保有者（サブ・ファンドを含む。）が受領する最終償還額に悪影響を及ぼすことがある。

停止事由

参照指数およびポールソン・ポートフォリオ口座に関する停止事由（特に、d b Xファンドもしくはその他の特定の事業体に関する破産および支払不能事由、ポールソン・ポートフォリオ口座もしくはd b Xファンドによる設立文書、投資制限もしくは投資手法の違反、ポールソン・ポートフォリオ口座もしくはd b Xファンドに関する特定の当事者および／もしくはその特定の従業員の辞任、終了もしくは交替、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約の重大な違反、d b Xファンドの関連する規制上の承認が停止もしくは検討されている場合、もしくはd b Xファンドに関する犯罪行為もしくは詐欺的行為の申立てが行われた場合、本社債発行会社がポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に関する税金、費用もしくは報酬の増額の対象となった場合、本社債発行会社がポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の申込みもしくは償還が不可能もしくは実行不能であると判断した場合、必要な規制上の承認の喪失もしくはポールソン・ポートフォリオ口座の決定を不可能もしくは実行不能とする事由の発生、スワップ取引相手方がスワップ契約に関する自らの支払義務をヘッジするために必要な取引もしくは資産について取得、組成、再組成、置換、維持、清算もしくは処分が不可能となりもしくはこれらがスワップ取引相手方にとって実行不能となった場合、d b Xファンドが追加投資を締め切りもしくは終了もしくは清算された場合、またはポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の純資産価額が予定どおりに計算もしくは公表されず、もしくは正確でなくもしくは不実表示された場合が含まれる。）が発生した場合、本社債発行会社は、（スワップ取引相手方の指図に基づき）停止清算事由を宣言することができる。かかる場合、パフォーマンス連動部分は清算され、その手取金は、（i）ゼロクーポン部分、（ii）代替の類似口座、（iii）特定のマクロヘッジおよび／または（iv）ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券（への再投資）のいずれかに投資されることがあり、これらはいずれも、参照指数（ひいては本社債）に対してパフォーマンス連動部分が清算されなかった場合よりも低いリターンをもたらすことがある。

スワップ取引相手方は、商業上合理的な方法により行動の上、ポールソン・ポートフォリオ口座に関する停止事由を宣言することもできる。かかる宣言の結果、ポールソン・ポートフォリオ口座に関する計算、評価、申込みまたは償還は、スワップ取引相手方がかかる停止事由の終了をポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社に通知する時点まで一切行われな

停止清算事由の宣言後（また特定の状況においては延期後）、指数計算代理人が参照指数に対して一連のマクロヘッジを行うよう指図する場合、かかるマクロヘッジの費用は参照指数により負担される。後記「停止事由および調整事由」を参照のこと。

受託会社、管理会社、本社債発行会社、元本確保提供会社、本社債マーケット・メーカー、指数計算代理人およびスワップ取引相手方のいずれも、本社債保有者、受益証券の保有者またはその他の者に対して、停止事由の発生により何らかの措置を講じる義務を負わない。受託会社、管理会社、本社債発行会社、元本確保提供会社、本社債マーケット・メーカー、スワップ取引相手方および指数計算代理人のいずれも、停止事由が発生したか否かを監視または判断する義務を負わず、かつ、停止事由に関する一切の判断、放棄、宣言または決定を行うことを要求されず、またこれらを行わないことにつき責任を負わない。かかる判断、放棄、宣言または決定を行いまたは行わないことについて、本社債発行会社、スワップ取引相手方および指数計算代理人のいずれも、本社債保有者（サブ・ファンドを含む。）、受益証券の保有者またはその他の者に対していかなる受託義務も負わず、また、疑義を避けるため付言するならば、受託会社、管理会社、本社債発行会社、元本確保提供会社、本社債マーケット・メーカー、スワップ取引相手方および指数計算代理人のいずれも、その結果本社債または受益証券に関して本社債保有者、受益証券の保有者またはその他の者が被りまたは負担したいかなる損失、アンダーパフォーマンスまたは機会費用についても、その発生の理由の如何を問わず責任を負わない。停止事由により特定の措置を講じる決定を行うにあたり、本社債発行会社、スワップ取引相手方および指数計算代理人のいずれも、本社債保有者、受益証券の保有者またはその他の者の利益を考慮する義務を一切負わず、自らの利益のためにかかる決定を行うことができる。

トリガー清算事由の発生

パフォーマンス連動部分の純資産価額がその当初の純資産価額の4%以下となった場合、パフォーマンス連動部分全体が清算され、かかる清算の後は、パフォーマンス連動部分に再配分することができなくなる。したがって、本社債保有者（サブ・ファンドを含む。）および受益証券の保有者は、その後ポールソン・ポートフォリオ口座のパフォーマンスが改善したことによる利益を得ることができない。

参照指数、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券およびd b Xファンドに対するエクスポージャー

本社債は平成21年10月9日に発行されたが、参照指数の計算は同年10月13日まで開始されていない。投資者は、参照指数の純資産価額が同年10月13日まで算出されていないため、サブ・ファンドに対する本社債の満期時の最終支払額が同年10月13日現在の参照指数の純資産価額を参照して計算されることに留意すべきである。その結果、サブ・ファンドは、同年10月13日より前には、参照指数に対するエクスポージャーがなく、したがってポールソン・ポートフォリオ口座受益証券およびd b Xファンドのパフォーマンスに対するエクスポージャーもなかった。

参照指数における見積りの使用

パフォーマンス連動部分の純資産価額、ひいては参照指数の純資産価額を計算するため、ならびにリバランスが必要か否かおよびリバランスの規模を判断するため、(a) 入手可能なd b X受益証券の見積価値、または(b) 関連する時点において指数計算代理人にとって入手可能な関連する市場データに基づき、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の価値を見積もることがある。指数計算代理人により行われる見積りは、その時点における参照指数の実際の純資産価額を正確には反映しないことがある。

ポールソン・ポートフォリオ口座およびd b Xファンドのデューディリジェンス

d b Xファンドまたはポールソン・ポートフォリオ口座により投資されるその他のファンドに関して本社債発行会社、受託会社、管理会社、元本確保提供会社、本社債マーケット・メーカー、指数計算代理人またはスワップ取引相手方により行われる調査、デューディリジェンス、検索その他の照会は、本社債発行会社、受託会社、管理会社、元本確保提供会社、本社債マーケット・メーカー、指数計算代理人またはスワップ取引相手方により、各々の基準に従い自らの利益および目的のために行われる。本社債発行会社、受託会社、管理会社、元本確保提供会社、本社債マーケット・メーカー、指数計算代理人またはスワップ取引相手方は、d b Xファンドまたはポールソン・ポートフォリオ口座により投資されるその他のファンドについていかなる表明または保証も行っておらず、これらが行われることもなく、また、受益証券の保有者は、調査、デューディリジェンス、検索その他の照会を行ったいかなる者にも依拠すべきではない。本社債発行会社、受託会社、管理会社、元本確保提供会社、本社債マーケット・メーカー、指数計算代理人およびスワップ取引相手方のいずれも、かかる調査、デューディリジェンス、検索その他の照会の内容または結果を本社債保有者（サブ・ファンドを含む。）または受益証券の保有者に通知する責任を一切負わない。

為替リスク

参照指数は、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券が米ドル建であり、かつ、参照指数を構成するその他の資産および負債が豪ドル建であることに起因する通貨エクスポージャーを、パフォーマンス連動部分を通じて、毎月、（米ドルと豪ドルとの間で）1か月物為替先渡契約および直物為替取引を行うことによりヘッジするよう努める。かかるヘッジによる利益は、参照指数の負債を当該通貨で決済するために使用され、現金口座に入金され、またはポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に対する追加投資を行うために使用されることがある。かかるヘッジによる損失は、現金口座または流動性ファシリティから想定上の引出しを行うことにより補填される。また、先渡為替相場に対する直物為替相場の変動により、為替先渡契約は、為替先渡契約が締結されなければ被らなかったであろう損失を参照指数に被らせる可能性がある。

投資者は、為替取引がその実行日の前営業日において参照指数に含まれるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の総額に相当する見積想定元本を基準に行われることに留意すべきである。指数計算代理人は、その後、その裁量により、商業上合理的な方法により行動の上、為替取引を実行する際の見積想定元本を調整することができる。投資者は、かかる通貨エクスポージャーのヘッジが、通貨エクスポージャー、特に、為替先渡契約が実行される日付間のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の純資産価額の変動に起因する通貨エクスポージャーに対する完全なヘッジとなる旨を保証できないことを認識すべきである。また、投資者は、為替先渡契約の米ドル建想定元本が、商業上合理的な方法により行動する指数計算代理人の裁量により、入手可能な最新のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格に基づき毎月調整される（またはポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格が入手できない場合、もしくは指数計算代理人が商業上合理的な方法により当該純資産価格が古いもしくは不正確であると判断した場合、指数計算代理人は、商業上合理的な方法により行動の上、関連する見積純資産価格の使用を決定することができるが、かかる決定をする義務を負うものではない。）場合があることも認識すべきである。為替取引について損失が発生する限り、これは参照指数の価格にマイナスの影響を及ぼし、したがって、本社債に基づき支払われるべき金額ひいては受益証券の純資産価額にもマイナスの影響を及ぼすことがある。

また、本社債発行会社により投資されるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券は米ドル建であり、参照指数（および本社債）は豪ドル建であるため、本社債発行日において、本社債の発行手取金はスワップ契約に基づきスワップ取引相手方に対して支払われ、また本社債発行会社は、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に投資されることとなる本社債手取金の米ドル建相当額を受領する。かかる換算が行われる為替相場は、商業上合理的な方法により行動するスワップ取引相手方により（または発行会社内、関連会社もしくは公平な第三者により）決定されるが、かかる為替相場は、別の外国為替業者から入手可能な為替相場に比べて不利なものである場合がある。さらに、入手可能な為替相場は、取引を実行する外国為替業者への手数料を含むものであり、これは、別の外国為替業者に支払われる手数料を上回る場合がある。

スワップ契約が不履行事由により早期に終了された場合、スワップ取引相手方または本社債発行会社により支払われるべき早期償還額は米ドル建となる。豪ドルから米ドルへの換算を必要とする早期償還額の部分に関しては、本社債発行会社が不履行の当事者である場合、早期終了日における直物為替相場を使用してスワップ取引相手方により決定されるため、本社債発行会社ひいては本社債保有者（サブ・ファンドを含む。）は、早期終了計算日から早期終了日までの間の為替相場の変動に対するエクスポージャーを負うこととなる。

報酬および費用

パフォーマンス連動部分は、参照指数の説明に記載されるとおり、毎日発生し、毎月後払いされるポートフォリオ計算報酬の控除後のものである。また、dbX受益証券は、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の価値に反映され、ひいては参照指数に反映される特定の報酬および費用を負担する。各々の場合において、これらを控除した結果、参照指数の純資産価額ひいては本社債の発行によるリターンはかかる控除が行われない場合より低くなり、これにより受益証券の純資産価額に影響を与える。

本受託財産

（本人としてまたはサブ・ファンドの受託者としての）受託会社、管理会社、元本確保提供会社、本社債マーケット・メーカー、本社債発行会社、スワップ取引相手方、指数計算代理人、本社債発行会社のその他の代理人またはこれらの各関連会社は、本受託財産および／または受託財産契約に関する債務者の信用力について何らの表明も行わない。かかる者は、かかる債務者、本受託財産または受託財産契約に関する非公開情報を取得しているか、本社債の存続期間中に取得する可能性がある。かかる者のいずれも、本受託財産または受託財産契約に関する債務者の事業、財政状態、将来性、信用力または状況に関する情報を公開し、または本社債保有者または受益証券の保有者のためにかかる事業、財政状態、将来性、信用力または状況を調査する義務を負わず、また、本受託財産または受託財産契約に関するかかる債務者について調査またはデューディリジェンスを行う義務を負わない。

ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に関する平準化

パフォーマンス連動部分および参照指数の純資産価額は、ポールソン・ポートフォリオ口座を構成するポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座に関する報酬の平準化の影響の調整により決定される。ハイ・ウォーター・マークを上回るまたは下回る売買により平準化のための支出が発生し、これにより、異なる日に買い付けられたd b X受益証券のパフォーマンスに差異が出てくることがある。その理由は、d b X受益証券を買い付ける各投資者が投資日における特定の成功報酬を支払うことによる。その影響はポールソン・ポートフォリオ口座内で平準化され、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券への全投資者は同じリターンを享受する。このように、かかるリターンは、その後の申込みまたは償還および特に為替ヘッジにより影響を受ける。報酬の平準化調整を行うことにより、投資者は報酬の平準化に伴う損失を被る可能性があり、かつ、投資者へのリターンおよびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の純資産価額が影響を受け、これにより受益証券の純資産価額がこれに相当する影響を受ける可能性がある。ポールソン・ポートフォリオ口座による各々の想定上の投資は、d b X受益証券に直接投資する場合（かかる場合、成功報酬の平準化（またはこれに類似するもの）の取決めの利益を受け、d b X受益証券は過去のパフォーマンス履歴を基準とする成功報酬を負担する。）とは異なる。

ポールソン・ポートフォリオ口座のパフォーマンス

ポールソン・ポートフォリオ口座のパフォーマンスにリターンを連動させる投資を検討する際、投資者は、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の価格が上下することがあり、また将来の期間におけるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券のパフォーマンスが過去のパフォーマンスを反映しない可能性があることに留意すべきである。

ポールソン・ポートフォリオ口座の停止

ポールソン・ポートフォリオ口座に関して「停止期間」（ポールソン・ポートフォリオ口座の概要において定義される。）が発生し、かつ、継続している場合、ポールソン・ポートフォリオ口座についてはいかなる計算および評価も行われず、d b X受益証券の申込みおよび償還は停止される。停止期間の発生または継続の判断は、参照指数の概要に従ってスワップ取引相手方により行われ、ポールソン・ポートフォリオ口座の概要に従ってポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社に通知される。

d b X受益証券の買戻しおよび申込みの停止ならびにd b X受益証券の強制償還

投資者は、ポールソン・インターナショナル口座またはポールソン・アドバンテージ口座が、一定の状況において、d b X受益証券の買戻しを停止し、また申込みを拒絶し、またはd b X受益証券の強制償還を行う可能性があることに留意すべきである。かかる場合、スワップ取引相手方は、ポールソン・ポートフォリオ口座について停止事由が発生していると判断し、前記「停止事由」に定めるい

いずれかの行為を行うことができる。ポールソン・ポートフォリオ口座のレベルにおける停止事由は、参照指数レベルにおける停止事由ともなる。

主要人物への依存

本社債保有者（および元本確保確定日まで受益証券を保有し続ける受益証券の保有者）により受領される最終償還額は、同様にパフォーマンス連動部分の純資産価額の影響を受ける参照指数の純資産価額に大きく依拠する。パフォーマンス連動部分の純資産価額は、主に、パフォーマンス連動部分が投資するポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の純資産価額に基づく。ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の純資産価額は、ポールソン・ポートフォリオ口座が投資するd b Xファンドのパフォーマンスに応じて変動する。したがって、本社債の最終償還額は、d b Xファンドのパフォーマンスに大いに影響される。ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の保有者は、d b Xファンドのために決定を行い、事業または取引に関する裁量権を行使する権限を有さないことに留意すべきである。

各d b Xファンドの資産を（一定の制限に従って）一任運用するためのd b Xファンドによるトレーディング・アドバイザーの選任を例として、d b Xファンドおよびポールソン・ポートフォリオ口座について一定の業務を遂行するために様々な事業体が選任されている。したがって、d b Xファンドおよびポールソン・ポートフォリオ口座の成功（ならびにパフォーマンス連動部分、参照指数、本社債および受益証券の価格）は、d b Xファンドおよびポールソン・ポートフォリオ口座についてかかる業務を提供するために選任された事業体の日々の業務に関与する一定の主要人物の専門知識に大きく依拠する。例えば、d b Xファンドについてトレーディング・アドバイザーが行う投資決定は、トレーディング・アドバイザーの「創業者兼社長」を含む少数の主要人物が行う。したがって、かかる主要人物のいずれか（特にトレーディング・アドバイザーの「創業者兼社長」）の辞職またはかかる事業体における雇用の終了は、d b X受益証券およびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券（ならびに結果としてパフォーマンス連動部分、参照指数、本社債および受益証券）の純資産価額に悪影響を与えるおそれがある。

詳しくは、別紙B「d b Xファンド（d b X専用口座）への投資に関するリスク要因」を参照のこと。

受託財産モニタリング・エージェントによるリバランス

本社債発行会社と受託財産モニタリング・エージェントとの間で締結された受託財産モニタリング・エージェント契約に従い、受託財産モニタリング・エージェントは、本社債発行会社に対し、随時本社債発行会社によるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券への投資のリバランスを行う旨を通知する権利を有する（ただし、義務ではない。）。受託財産モニタリング・エージェントは、かかる権利を行使する場合、本社債発行会社に対し、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券を追加購入するかまたは売却する旨を通知する。

受託財産モニタリング・エージェント契約上、かかる通知は、リバランスの目的が達成されることを確保するため、および／または本社債の追加発行、本社債の早期償還、本社債の買入消却の後もしくは本社債の最終償還時に行われる。

ただし、受託財産モニタリング・エージェントはかかる通知を行う義務を負わないこと、および受託財産モニタリング・エージェントはいかなる意味においても、受託財産モニタリング・エージェント契約に基づくリバランスを行う権利の行使または不行使に起因または関連して生じるいかなる種類の損失または債務（悪意または詐欺的行為を伴う受託財産モニタリング・エージェントの作為または不作為により本社債発行会社に生じた損失を除く。）についても、本社債発行会社、本社債保有者（サブ・ファンドを含む。）、受益証券の保有者またはその他の者に対し何らの責任も負わないことに留意すべきである。

受託財産モニタリング・エージェントが、本社債保管銀行に対し、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の購入、売却またはその他換金について通知を行う旨の保証はない。受託財産モニタリング・エージェントがかかる場合に通知を行う自らの権利を行使しないことを選択した場合（かつポー

ルソン・ポートフォリオ口座について停止事由が継続していない場合）、本社債発行会社は、指図を得るようにしなければならない。本社債発行会社は、そのために第三者代理人を選任することができる。本社債の発行時にはかかる代理人は選任されていないことに留意すべきである。本社債発行会社がかかる義務を履行することができない場合、参照指数の純資産価額ひいては本社債のリターンが悪影響を受ける可能性がある。

ファンドへの投資に伴う一般的リスク

サブ・ファンドによる投資は、金利、株式市況、マクロ経済要因および市場ボラティリティ等、通常の市場変動の影響を受ける。したがって、価値の上昇または下落が起こらないという保証はない。

サブ・ファンドへの投資には、投資元本の損失等のリスクを伴う。受益証券の価格は上昇または下落する可能性がある。投資者は、サブ・ファンドへの投資を決断する前に本書を読みかつ理解したものとみなされる。受益証券への投資を行う前に、投資者は、かかる投資取引を完全に理解するようあらゆる措置を講じ、自身の目的および状況に照らして、リスクの可能性およびかかる取引を行うことの利益等、かかる取引の適切性につき独自の評価を行うべきである。また、かかる評価を行うにあたっては、独立した専門家の助言を得ることを検討すべきである。受託会社、管理会社、元本確保提供会社、本社債発行会社、スワップ取引相手方および本社債マーケット・メーカーのいずれも、受益証券への投資に関して投資者の財務助言者として行為するものではない。

ヘッジファンドその他のオルタナティブ投資ファンドに伴う追加リスク（ヘッジファンド固有のリスク）

パフォーマンスを以下に記載する種類の証券または資産に直接または間接的に連動させる参照指数およびポールソン・ポートフォリオ口座には特別のリスクが伴う。かかる各リスク要因に対するエクスポージャーの程度は、参照指数およびポールソン・ポートフォリオ口座がかかる資産等にどのように連動しているかに依拠する。

様々なヘッジファンドおよびその他のオルタナティブ投資ファンド（以下「オルタナティブ投資ファンド」と総称する。）への投資に伴うリスクについて、以下にその一部を列挙する。

- (i) オルタナティブ投資ファンドの性質：オルタナティブ投資ファンドは、投資者の投資対象をプールし、そこから得られる収益を一または複数の特定の投資戦略に投資して投資者のためにプラスのリターンを得ようとする投資ビークルである。オルタナティブ投資ファンドは、概ね、特異で代替的な投資戦略を用いる。オルタナティブ投資ファンドは通常、全く規制されず、たとえ規制されたとしてもごくわずかであり、その多くがバーミューダ、英領ヴァージン諸島、ジャージーまたはガーンジー等の「オフショア」地域に拠点を置いている。オルタナティブ投資ファンドは、マネージャーが単独の裁量で戦略を決定することができる点で比較的異質な資産クラスであるといえる。結果として、オルタナティブ投資ファンドが利用する戦略に関して一般に認められている定義は存在しない。特定の複数のオルタナティブ投資ファンドを、一戦略の一つの特定の定義のみと関連づけることが不可能なことさえある。また、分類も、例えばそれぞれが大きく異なる様々なサブ戦略で構成される一般的な戦略等、様々なレベルで行うことができる。
- (ii) 経済状況：投資活動の成功は、とりわけ、金利、信用スプレッド、外国為替相場、商品価格その他のマクロ経済要因の変動時期および変動方向性等の経済状況全般の影響を受ける。
- (iii) 過去の業績に関する情報：オルタナティブ投資ファンドは、最近組成されたか、過去の運用または実績の記録が全く存在しないことがあり、また、特定の情報が非公開であったり機密保持の遵守を条件として閲覧に供されるのみであったりすることがある。さらに、過去の実績は、将来のパフォーマンス指標とはならない。オルタナティブ投資ファンドが、その目的を達成する、利益を生む、または多額もしくは全額の損失を被らないと保証することはできない。
- (iv) 訴訟および強制執行のリスク：オルタナティブ投資ファンドは、ある特定の会社の証券の実質的投資ポジションを増やしたり、または紛争を起こし、訴訟手続に関与し、ある会社の支配権を得ようと試みたりすることがある。かかる状況において、オルタナティブ投資ファンドは、ある訴訟ま

たは行政処分の対象とされる可能性がある。また、機密情報の悪用を含むオルタナティブ投資ファンドによる証券関連諸法の違反に関する事件が数多くかつ広く報告されている。かかる違反は、第三者が被った損害の賠償責任、実現された収益の返済および違約金について、オルタナティブ投資ファンドに著しい責任を負わせる可能性がある。その場合、オルタナティブ投資ファンドの価値は、実質的に低下する可能性があり、当該オルタナティブ投資ファンドの過去のパフォーマンスが誤った印象を与える可能性がある。

- (v) 利益相反：オルタナティブ投資ファンドとそのトレーディング・アドバイザー（オルタナティブ投資ファンドにおけるトレーディング・アドバイザーとは、オルタナティブ投資ファンドに投資運用業務を提供する事業体をいう。）および／またはその他の業務提供者との間で利益相反が発生する可能性がある。投資運用会社は、通常、オルタナティブ投資ファンドおよび／または投資先となる他のファンドのために行う類似の投資を行う他の顧客の資産も運用する。この場合、かかる顧客は、同じ取引または投資について競合する可能性があり、資産配分手続が投資用に授受された払込済価格または取得もしくは処分されたポジションの出来高に対して悪影響を及ぼすことがある。
- (vi) オルタナティブ投資ファンド資産の保有：オルタナティブ投資ファンドは、関連するトレーディング・アドバイザーが約定する有価証券取引の決済、資金調達および報告業務に関して責任を負うこととなる銀行、ブローカー、プライム・ブローカーまたはデリバティブ・カウンターパーティを指定することができる。特定の場合、ブローカー、銀行またはデリバティブ・カウンターパーティは、西ヨーロッパの大手銀行と同等の信用格付（または何らかの信用格付）を得られない場合や、法定の規制上の義務が限定的である場合または全く義務を負わない場合がある。ブローカー、プライム・ブローカー、銀行またはデリバティブ・カウンターパーティが負う規制上の義務が場合によって限定的である場合または全く負わない場合、内部の不正を発見することが非常に難しいことがある。ブローカー、プライム・ブローカー、銀行またはデリバティブ・カウンターパーティが債務超過の場合、関連するオルタナティブ投資ファンドは、当該ブローカー、銀行またはデリバティブ・カウンターパーティが保有していたまたはそれらとの間で締結していた投資対象の全部または一部を失うことがある。あるオルタナティブ投資ファンドによる投資が関連するプライム・ブローカーにより担保として捉えられた場合、かかる投資対象は、当該プライム・ブローカーの自己勘定による投資から分離できなくなる。その結果、当該投資対象は、債務超過である当該プライム・ブローカーの債権者に提供されることとなり、関連するオルタナティブ投資ファンドは、その投資対象に対する権利の全部または一部を失うことがある。プライム・ブローカーを務めるリーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）リミテッドの最近の破綻から生じた投資ファンドの損失が、このようなリスクの例といえる。
- (vii) 補償：オルタナティブ投資ファンドは、そのトレーディング・アドバイザーまたはその他のサービス・プロバイダーを一般に補償する義務がある。オルタナティブ投資ファンドから補償金が支払われる場合、オルタナティブ投資ファンドの価値はその支払分について減少する。
- (viii) トレーディング・アドバイザー：オルタナティブ投資ファンドのパフォーマンスは、そのトレーディング・アドバイザーにより選定される投資対象のパフォーマンスに左右され、その大部分が、トレーディング・アドバイザーの日常業務に係る主要な個人が有している専門知識に依拠する。これらの個人のいずれかが、トレーディング・アドバイザーのために行う投資活動から離脱するかその他投資活動を中止することは、損失発生および／または関連するオルタナティブ投資ファンドの終了もしくは解散に帰着する。オルタナティブ投資ファンドの投資戦略、投資制限および投資目的は、その資産の投資につき、トレーディング・アドバイザーに対して相当な裁量を付与しており、トレーディング・アドバイザーの投資判断が利益をもたらす保証または関連するオルタナティブ投資ファンドの価値を低下させる市場リスクその他の状況に対する有効なヘッジとなる保証はない。
- (ix) ヘッジに係るリスク：トレーディング・アドバイザーは、その取引戦略の一環として「マーケット・ニュートラル」のアービトラージ・ポジションを構築する目的で、証券、通貨、金利、商品およびその他の資産分類（およびこれらの組合せ）に関するワラント、先物、先渡契約、スワップ、オプションおよびその他のデリバティブ金融商品を用いて資本市場における変動に対するヘッジを

行うことがある。ポートフォリオ・ポジションの価値の低下に対するヘッジは、ポートフォリオ・ポジションの価値が下がる場合にその変動を排除またはそこからの損失を防ぐものではなく、当該動向から利益が得られるよう設計されたその他のポジションを構築することであり、これによりポートフォリオ・ポジションの価値の低下を抑えようとするものである。このようなヘッジ取引は、逆にポートフォリオ・ポジションが上昇した場合には、利益を得る機会を制限することがある。また、トレーディング・アドバイザーがヘッジ取引を常に行うことができない場合や、行うことができる場合であってもオルタナティブ投資ファンドに有利な価格、レートまたはレベルでは行うことができない場合もある。ヘッジ取引の成功は、証券価格、通貨および金利の傾向、ならびに価格決定の関係の安定性または予測可能性にかかっている。したがって、オルタナティブ投資ファンドが為替リスクおよび金利リスクを軽減するためにこのような取引を行う期間中に想定外の通貨または金利の変動が発生する場合、オルタナティブ投資ファンドの全体的なパフォーマンスが、ヘッジ取引を行わなかった場合より芳しくなることがある。また、ヘッジ戦略で用いられる投資対象の価格動向とヘッジの対象であるポートフォリオ・ポジションの価格動向との相関性レベルが異なることがある。さらに、様々な理由により、関連するトレーディング・アドバイザーが当該ヘッジ商品とヘッジの対象であるポートフォリオ・ポジションとの間の完全な相関性を構築できないか構築を追求できないことがある。不完全な相関性は、オルタナティブ投資ファンドが企図する損失リスクヘッジまたはエクスポージャーの達成を妨げることがある。

- (x) レバレッジ：オルタナティブ投資ファンドは、無制限に借入れを行うこと（またはレバレッジを利用すること）、様々な与信枠を利用すること、ならびに、スワップおよびレポ契約等のその他の形式のレバレッジを利用することができる。レバレッジは、オルタナティブ投資ファンドのトータルリターンを増やす機会をもたらすが、同時に損失を増大させる潜在性をも併せ持つ。借り入れた資金で行った投資から得られる利益や増価が借入金の利払いに必要な金額を下回る場合、オルタナティブ投資ファンドの価値は減少する。また、オルタナティブ投資ファンドによる投資の価値に悪影響を及ぼす事由の影響は、オルタナティブ投資ファンドがレバレッジを利用すればするほど大きくなる。その保有する投資対象に不利な方向に変動する市場においてオルタナティブ投資ファンドが利用するレバレッジの累積的影響は、オルタナティブ投資ファンドがレバレッジを利用していない場合より多額の損失をオルタナティブ投資ファンドに与えることがある。さらに、あるオルタナティブ投資ファンドが特定の複数のオルタナティブ投資ファンドへのエクスポージャーを得るためにスワップおよびその他のデリバティブを利用する場合、当該オルタナティブ投資ファンドの資産にはレバレッジがかかり、上記のリスクに服することとなる。その上、以下の三つの特定のリスクが存在する。

- (a) 金利：金利および金利変動は、関連するトレーディング・アドバイザーがレバレッジを利用する場合に、オルタナティブ投資ファンドの指標の純資産価額に影響を及ぼすことがある。金利水準は一般に、また関連するオルタナティブ投資ファンドが借り入れることができる金利水準は、そのリターン、ひいてはオルタナティブ投資ファンドの指標に影響を及ぼす。
- (b) オペレーショナルリスクおよび市場リスク：ヘッジに関する些細なミスは、レバレッジの効果で、イールドカーブの変動のリスクに投資対象をさらすこととなる大幅なデュレーションの不均衡へと増幅し、また、レバレッジを利用した投資対象の全損に繋がる可能性がある。ヘッジは、予期せぬ多大な損失に繋がる様々な投資対象間のスプレッドの相関性のない変動により、ターゲットとなる投資対象の追従に失敗することがある。また、レバレッジが利用される複合投資対象のポートフォリオの運用は、ポジションの資産実績について監視しなければならないことのみならず、ヘッジまたは資金調達契約のための担保が十分に維持されるよう、価格を決定しなければならないこと、かつ、契約相手方との間の評価額に関する紛争を解決しなければならないことから、業務上難しい。これを怠った場合、証拠金維持要件の不履行に繋がる可能性があり、また、オルタナティブ投資ファンドを、資産ポジションに資金提供するために必要な与信枠の解約リスクにさらす可能性がある。

- (c) 平成20年の出来事：平成20年、および引続き平成21年も、多数の私募投資ファンドおよび資産クラスが大きな損失を被った。信用状況が限られ、かつ、流動性の低下した市場では、レバレッジおよび／またはオルタナティブ投資戦略にとって損失が大きくなる傾向がある。
- (xi) 信用度の低い有価証券：各オルタナティブ投資ファンドは、特にリスクの高い、しかしそれ相応に高いリターンをもたらす潜在的可能性を有する投資を行うことがある。結果として、一つのオルタナティブ投資ファンドがその投資対象のすべてまたはほぼすべてを一度に失うことがある。また、オルタナティブ投資ファンドがいずれかの有価証券に投資する際に前提条件となる最低信用基準は存在していない。オルタナティブ投資ファンドが投資することが許される債務証券は、投資適格を下回ることがあり、かかる債務証券は「ジャンク・ボンド」または「ディストレスト証券」と認識される。
- (xii) ディストレスト証券：各オルタナティブ投資ファンドは、財務状態の苦しい、業績が芳しくない、多額の資本を必要としているもしくは債務超過状態にある、特別な競合もしくは商品陳腐化の問題に直面している、または、破産もしくは会社更生手続が行われている、米国および米国外の発行体が発行する証券に投資することがある。このような投資対象は、多額の損失発生または場合によっては全損となる可能性もある多大な財務リスクおよび事業リスクを伴う。このような問題のある事業体への投資に固有のリスクは、かかる発行体の真の状態に関する情報を取得するのが往々にして困難であるという事実である。また、とりわけ詐欺取引その他の取消権付の譲渡または支払、貸主責任、および特定の請求を否認、減少、劣後または没収する裁判所の権限に関する各種法律により悪影響を被ることがある。
- かかる証券の市場価格もまた、突然かつ不規則な市場動向および平均を上回る価格の変動の影響を受けることがあり、当該証券の売買価格スプレッドが他の証券市場で見られるスプレッドに比べて大きいこともある。当該証券の市場価格が本来価値を取り戻すのに何年も要することがある。破産に基づく清算および破産以外による清算ならびにその他の再建手続においては、それが成功しない（例えば、必要とされる承認が得られない場合）、遅延する（例えば、様々な現実債務または偶発債務の弁済が条件となっている場合）またはオルタナティブ投資ファンドへの分配が行われる証券の購入価格を下回る現金もしくは新規発行証券の分配に帰着するという、リスクが内在する。
- (xiii) 法令および規制当局リスク：法令および規制当局の対応の変更により、オルタナティブ投資ファンドは悪影響を受ける可能性がある。オルタナティブ投資ファンドのような投資ビークルの規制、およびオルタナティブ投資ファンドのためトレーディング・アドバイザーが許可される投資実行の多くへの規制は、今なお進化しており、そのために変更の可能性がある。さらに、政府機関、自主規制機関および取引所の多くは、市場の緊急時において特別措置を取ることが認められている。オルタナティブ投資ファンドに対する将来の法令または規制当局の対応変更の影響は予測不可能であるが、重大かつ不利となる可能性がある。最近、長年にわたりいろいろな形態で遂行されてきた取引戦略を禁止するという規制の変更または解釈が突然公表されるという、著名な事態または規制措置が発生している。例えば、平成20年9月には、米国証券取引委員会および種々の非米国規制機関が、様々な株式について空売りを一時的に禁止し、また、空売りをオルタナティブ投資ファンドにとって困難かつ経費のかさむものとする効果を生じさせるような恒久的な規制を採用した。このような措置は、概ね市場ファンダメンタルの混乱とみなされ、空売りの売主が証券を購入してポジションを手仕舞いしたため、様々な発行体の株式処理を予想外かつ突発的に増加させた。平成20年の信用崩壊による株式市場の急落で経験されたのと同様の市場混乱は、ここ数年オルタナティブ投資戦略に配分された資本の飛躍的増加と相俟って、ヘッジファンド業界全体について、自主規制だけでなく政府規制の監視を強化することとなった。現在、施行された場合にオルタナティブ投資ファンドおよびヘッジファンド業界全体に重大な悪影響を及ぼすおそれのある多数の法案が審議中である。
- (xiv) 空売り：空売りは、オルタナティブ投資ファンドが所有していない証券を、後日により安い価格で同一証券（またはこれと交換可能な証券）を買い取ることを期待して売却することを伴う。買主に引き渡すために、オルタナティブ投資ファンドは証券を借り受けなければならない、同証券を貸主に返却する義務を負うが、これらは後日の証券の買付けにより達成される。

オルタナティブ投資ファンドは、空売りを行った日およびオルタナティブ投資ファンドがそのショート・ポジションをカバーした日、すなわち、借り受けた証券と入れ替えるために証券を購入した日との間に証券の価格がそれぞれ増減した場合に、空売りによる利益または損失を実現する。空売りは、証券の時価の値上がりという理論上無限のリスクを伴い、結果として理論上無限の損失をもたらす。かかるリスクは、レバレッジがかけられている場合には、より大きくなる。ショート・ポジションを補填するために必要な証券が購入できるという保証はない。空売戦略を活用するオルタナティブ投資ファンドは、下落中の市場を安定させるために課される規制措置により悪影響を受けることがある。平成20年9月のリーマン・ブラザーズ破産後の深刻な市場混乱期間中、多くの国の証券規制機関が金融セクター株の空売りを禁じた。このような制限は、「緊急」に課されることがほとんどであり、多くの市場参加者が自分たちの戦略を実施し続けたり、オープン・ポジションのリスクをコントロールしたりすることを不可能にした。空売りは、多数のオルタナティブ投資ファンドの戦略において不可欠な構成要素となっており、現在の市場混乱を原因とするような規制による空売制限は、オルタナティブ投資ファンドの戦略遂行能力に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。空売りが規制によりさらに制限されまたは禁止されることもある。

- (xv) 投資の集中：オルタナティブ投資ファンドは分散投資されるが、オルタナティブ投資ファンドに関するトレーディング・アドバイザーは、オルタナティブ投資ファンドの資産を、それぞれが少数の国、産業、経済セクターまたは発行体に投資を集中して限られた数の投資対象に投資することがある。その結果、オルタナティブ投資ファンドによる投資は分散されるものの、オルタナティブ投資ファンドの価格に対して、特定の国、経済もしくは産業または特定の発行体の証券の価格に不利となる変動が及ぼす悪影響は、当該オルタナティブ投資ファンドが上記の投資の集中を許可されなかった場合よりはるかに大きくなる可能性がある。
- (xvi) 回転率：オルタナティブ投資ファンドは、短期的な市場考察に基づいて投資を行うことがある。その結果、オルタナティブ投資ファンド内の回転率は大きいことが予測され、可能性として多額の委託手数料、報酬およびその他の取引費用を伴う。
- (xvii) オペレーショナル・エラーおよび人為的エラー：オルタナティブ投資ファンドの成功は、関連するトレーディング・アドバイザーの正確な価格関係の計算、明確な取引指示の伝達および継続的なポジション評価に依拠する。さらに、トレーディング・アドバイザーの戦略は、デューレーションおよびその他の変動要因のアクティブかつ継続的な管理、ならびにオルタナティブ投資ファンドのポジションへのダイナミックな調整を必要とすることがある。人為的な誤り、見過または事務能力の弱さにより、かかるプロセスにおいてミスを起こし、多額の取引損失および関連する純資産価額に対する悪影響につながる可能性が存在する。
- (xviii) 評価の信頼性：オルタナティブ投資ファンドは、評価について定めるその証書に従い評価される。一般論として、オルタナティブ投資ファンドの対象となる証書は、流動性がないか、取引所もしくは既存市場で取引されていないかまたは価格が容易に決定されない証券または投資対象が、多様な要素に基づく判断からそれぞれの管理者が決定する公正価格が付されると規定している。かかる要素は、ディーラーの気配値および独自の評価を集めたものを含むが、これらに限られない。かかる評価は、活発な、流動性のある、または既存の市場において付される実際の公正市場価格についての指標となるものではない。

上記のリスク要因に加えて、投資者は、後記「別紙B 本社債 <d b Xファンド（d b X専用口座）への投資に関するリスク要因>」に記載されたさらなる特別のリスク要因も読むことが必要である。

その他のリスク

決済リスク

サブ・ファンドは、取引の相手方の信用リスクに服する。さらに、受託会社（またはその代理人）から受益証券の保有者への受益証券の買戻代金の支払について、通常かかる支払は海外受渡日に行わ

れる。ただし、本社債の売買代金が受益証券の買戻代金の支払のために必要な時期までに受託会社（またはその代理人）に受領されなかった場合には、受託会社は、（i）借入れ（前記「2 投資方針(5) 投資制限」に従う。）を行って予定された海外受渡日に買戻代金を支払うか（当該借入れの費用は、受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼすことがあり、よってサブ・ファンドへの投資を続ける投資者に影響を与える場合がある。）、または（ii）買戻代金の支払を遅らせるか、いずれかを選択するものとする。受託会社および／または管理会社は、その単独かつ絶対的裁量により、かかる選択を受益証券の保有者の最大の利益に留意して行う。

法令の変更

トラストは、投資制限に影響を与える法律の変更等の規制上の制約に従わなくてはならない。これにより、サブ・ファンドが定める投資方針および投資目的の変更が必要となる場合がありうる。前記「2 投資方針」を参照のこと。

政治的要因

受益証券のパフォーマンスおよび買付け、買戻しまたは償還の可能性は、一般的な経済情勢の変動ならびに政治動向、政策の変更、資本移転の制限および規制上の要件の変更等の不確実性の影響を受ける場合がある。

デリバティブ・リスク

デリバティブの使用に伴うその他のリスクとしては、異なる評価方法が認められていることによるデリバティブの評価の相違に関するリスク、ならびにデリバティブがその原証券、利率および指標とは完全には相関することができないリスクがある。多くのデリバティブ、特に店頭デリバティブは複雑なものであり、主観的に評価されることもあり、また限られた数の市場専門家によってしか評価が提供されず、その専門家が評価対象である取引の相手方であることもしばしばある。不正確な評価により相手方に対する現金の支払義務が増加したり、サブ・ファンドの価値に損失がもたらされたりすることがある。デリバティブは、必ずしもそれが追従するよう設計された原証券、利率および指標と完全な相関性または高度な相関性さえ有するとは限らず、またこれに追従するとは限らない。

(2) リスク管理体制

管理会社は、リスク管理手続マニュアルを作成し、継続的にこれを更新する。管理会社は、上記リスクが実現する可能性を正確に監視する努力を継続的に行う。

流動性リスクの管理

前記「（1）投資リスク」に記載のとおり、各サブ・ファンドは流動性リスクに晒されている。流動性リスクとは、受益者の買戻請求を充足することができない可能性から生じるリスクと定義される。

投資信託の流動性リスクは、二つに分けられる。

- （i）市場の流動性リスク（資産の流動性リスクともいう。）は、特定のポジションが一般的な取引額と比べ非常に大きいこと、または市場環境が厳しいことにより生じる。流動性リスクは通常、買いと売りのスプレッドを拡大し、また売買注文への反応としての価格変動を拡大する。
- （ii）資金調達にかかる流動性リスク（投資家行動リスクまたは買付／買戻しリスクともいう。）は、投資家が多額の買戻請求を行うことで生じる。

流動性管理システムは、A I F Mがサブ・ファンドの流動性リスクを監視することを可能にし、サブ・ファンドによる投資の流動性プロファイルがその基礎となる義務を遵守することを確保するための手順を定めている。流動性管理システムは、適切な場合、流動性の状況が通常の場合と例外的な場合における定期的なストレス・テストの実施につき定めている。かかるストレス・テストは、A I F Mによるサブ・ファンドの流動性リスクの評価および監視を可能にするためのものである。適切な流動性管理により、サブ・ファンドの投資戦略、その流動性プロファイルおよび適用ある買戻方針の適

切な整備が確保される。A I F Mは、流動性不足が予測される際もしくは実際に起きた際、またはその他サブ・ファンドに困難な状況が生じた際の対処のため、適切なエスカレーション措置が整備されていることを確保しなければならない。

サブ・ファンドへの投資を回収する（通常の状況下と例外的な状況下の双方）受益者の権利および買戻しに関する受益者との現行の取り決めの詳細は、本書に記載される。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は徴収されない。

（２）【買戻し手数料】

平成27年7月の価格算出基準日より前に請求された途中換金（買戻し）に以下の買戻し手数料が徴収される。クローズド期間中は、特別買戻し（後記「別紙A 定義」を参照のこと。）による場合を除き、途中換金（買戻し）を請求することができない。

下記期間中の価格算出基準日に関連する買戻し	買戻し手数料 (受益証券1口当たり当初発行価格に対する料率)
設定日後の最初の価格算出基準日（同日を含む。）から平成22年4月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間に特別買戻事由が発生した場合	5 %
平成22年4月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成23年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	5 %
平成23年7月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成24年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	4 %
平成24年7月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成25年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	3 %
平成25年7月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成26年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	2 %
平成26年7月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成27年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	1 %
平成27年7月の価格算出基準日（同日を含む。）以降	なし

（注1）買戻し手数料は、アレンジャーに帰属する。

（注2）買戻し手数料は、価格算出基準日に関して、登録受益者に支払われる買戻代金から差し引かれる。

（注3）買戻し手数料は、発行価格（受益証券1口当たり100豪ドル）を基準として計算される。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドに関連して以下の報酬が支払われる。

固定報酬

固定報酬代理人は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.15%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

固定報酬は、固定報酬契約に基づく固定報酬代理人の業務の対価として、固定報酬代理人に支払われる。

固定報酬には、受託会社、管理事務代行会社、保管会社および登録・名義書換事務代行会社の各報酬並びに後記「固定報酬代理人」記載の各手数料等が含まれるがこれらに限られない。

平成30年9月30日に終了した会計年度中の固定報酬は、297,683豪ドルであった。

販売会社報酬

日本における販売会社は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

販売会社報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われる。

平成30年9月30日に終了した会計年度中の販売会社報酬は、396,910豪ドルであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

平成30年9月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、396,910豪ドルであった。

すべての報酬は、設定日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を含まない。）まで計算され発生する。

固定報酬、販売会社報酬および代行協会員報酬が本社債から受領される定期的支払金から賄われるとしても、かかる取決めは受益証券1口当たり純資産価格の低下という経済的影響を有することに投資者は留意すべきである。

トラストに業務を提供する者には、本書に記載の商業レートによる報酬が支払われる。かかる手数料は、該当するサービス提供者との相互の合意により随時変更することができる。トラストが支払うその他の報酬、手数料および費用は通常の商業レートで支払われる。投資者が（直接または間接に）負担する報酬、手数料および費用に上限はない。

（４）【その他の手数料等】

サブ・ファンドは、自らに直接帰属するトラストの他のサブ・ファンドには帰属しない手数料等（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等が含まれるが、これらに限定されるものではない。）を負担し、トラストのある特定のサブ・ファンドに直接帰属しない手数料等は、管理会社が別段の決定をしない限り、それぞれの純資産価額の割合に応じてトラストの各サブ・ファンドが負担する。

平成30年9月30日に終了した会計年度中に、その他の手数料等は発生しなかった。

投資者は、サブ・ファンド、本社債、参照指数、パフォーマンス連動部分、ポールソン・ポートフォリオ口座、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座という多数の段階で手数料等が課されることに留意すべきである。かかる手数料等には、以下のものが含まれる。なお、平成28年2月2日以降、ポールソン・ポートフォリオへの連動が停止されたため、以下の手数料等は発生しない。

- （i）ポートフォリオ計算報酬：参照指数の当初価格（100豪ドル）に対し、平成27年6月30日（同日を含む。）までは年率1.95%、その後は年率0.95%。このうち年率0.95%は、リスク管理および参照指数の計算に関する報酬（リスク管理報酬）であり、年率1%は、アレンジャーの継続的報酬に関する部分（販売会社取次報酬）であることに投資者は留意すべきである。アレンジャーは、日本における販売会社と別途締結する契約に基づき、受益証券の申込みの勧誘について日本における販売会社と報酬を分配することができる。
- （ii）借入費用：ポールソン・ポートフォリオ口座におけるパフォーマンス連動部分の投資にレバレッジをかけるため、パフォーマンス連動部分は、想定上の借入ファシリティを利用することができる。金利は、借入ファシリティの残高に対して1か月物豪ドル銀行手形金利（ＢＢＳＷ）に年率0.55%を加えた利率で日々想定的に発生する。
- （iii）トレーディング・アドバイザー投資運用報酬：当初配分を基準として概ね年率1.35%。各ファンドに配分することを条件に、以下のものにより構成される。

(a) ポールソン・インターナショナル口座：年率1%

(b) ポールソン・アドバンテージ口座：年率1.5%

四半期毎のリバランス日の間のパフォーマンスにより2つのファンドの間の配分が変動することにより、実際の料率も変動する。

(iv) トレーディング・アドバイザー成功報酬：トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドの各d b X受益証券一口当たり純資産価格（ハイ・ウォーター・マークを上回ってまたは下回って買付けがなされた場合には平準化調整後）の増加額の20%に相当する成功報酬の支払を受ける。

(v) d b X受益証券のサービス・プロバイダーへの報酬：上記以外の報酬がサービス・プロバイダー、ブローカーに支払われ、その他の手数料が適用されることもある。

投資者は、適用ある手数料等のさらなる詳細については、本書の該当箇所を参照すべきである。

請求代行会社

請求代行契約には、受託会社が、元本確保證書における請求代理人として行為する請求代行会社を選任する旨が規定されている。

請求代行契約には、請求代行契約の任務または権限および義務の履行もしくは免除により生じるすべての損失、負債および費用について、請求代行会社に対しサブ・ファンドの信託財産のみにより補償する旨の定めがある。ただし、請求代行会社の重過失、悪意または故意の不履行による場合にはこの限りではない。

請求代行会社は、受託会社に90日以上前の事前による通知を行うことにより、いつでも辞任することができる。受託会社は、書面による通知をもっていつでも元本確保提供会社が承認している後任の請求代行会社を任命した上、請求代行会社を解任することができる。

固定報酬代理人

平成28年4月15日付固定報酬契約に関する平成29年9月15日付更改契約に関し、受託会社は、DWSインベストメント・ユークー・リミテッド（旧名称 ドイチェ・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（平成30年12月21日まで））をファンドの固定報酬代理人に選任した。

固定報酬契約に基づき、

(i) サブ・ファンドは、固定報酬代理人に対し固定報酬を支払い、

(ii) 固定報酬代理人は、例外的な費用に関する一定の制限を条件として、支払請求された一定の報酬および費用を支払う。

報酬および費用には、支払期限到来時に当初または定期的に支払われる報酬および費用、サブ・ファンドの役務提供者により支払請求された報酬および費用（受託会社の報酬、純資産価額計算報酬、法律顧問報酬、監査費用、登録・名義書換事務代行報酬、保管報酬、請求代行会社報酬等）、ならびにサブ・ファンドの存続期間中にサブ・ファンドの通常の事業運営により生じるその他の費用が含まれる。報酬および費用には、固定報酬契約に詳述される例外的な費用は含まれない。

(5) 【課税上の取扱い】

サブ・ファンドの受益証券の投資者は、その設立地や居住地の法律における、受益証券の購入、保有、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨される。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- ③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- ④ 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- ⑥ 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなる。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- ② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- ③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。IIにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

④ 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

⑥ 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなる。

⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（B）ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島信託法第81条に従い、ケイマン諸島総督に、トラストの創設日から50年間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに税金を課す法律はトラストには適用されない旨、および財産税または相続税の性格を有する税金は、トラストを構成する資産もしくはそこから生じる所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関して受託会社もしくは登録受益者に対し適用されない旨の保証書を受領している。

受益証券の譲渡または換金に関してケイマン諸島で課される印紙税はない。本書の日付現在で、ケイマン諸島で為替管理は行われていない。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（平成31年１月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
社債	ルクセンブルグ	185,246,639	99.61
現金・その他の資産（負債控除後）		725,849	0.39
合計（純資産総額）		185,972,488 （約14,684百万円）	100.00

（注）投資比率とはサブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率である。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成31年１月末日現在）

	銘柄	国・地域名	種類	満期日	利率（％）	豪ドル			投資比率（％）
						額面金額	簿価	時価	
1	DEUTSCHE BANK LUXEMBOURG 0.55% 09-30.9.19	ルクセンブルグ	社債	平成31年 9月30日	0.55	186,929,000.00	185,246,639	185,246,639	99.61

②【投資不動産物件】

該当事項なし（平成31年１月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成31年１月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末日および平成30年２月１日から平成31年１月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第１会計年度末日 (平成22年９月末日)	919,002,429	72,564,432	100.33	7,922
第２会計年度末日 (平成23年９月末日)	510,835,792	40,335,594	88.83	7,014
第３会計年度末日 (平成24年９月末日)	442,569,595	34,945,295	90.36	7,135
第４会計年度末日 (平成25年９月末日)	347,938,036	27,473,187	90.83	7,172
第５会計年度末日 (平成26年９月末日)	301,038,581	23,770,006	93.05	7,347
第６会計年度末日 (平成27年９月末日)	258,709,506	20,427,703	93.56	7,387
第７会計年度末日 (平成28年９月末日)	226,807,234	17,908,699	96.15	7,592
第８会計年度末日 (平成29年９月末日)	204,734,656	16,165,848	97.03	7,661
第９会計年度末日 (平成30年９月末日)	189,006,810	14,923,978	98.57	7,783
平成30年２月末日	196,344,944	15,503,397	97.89	7,729
３月末日	193,810,775	15,303,299	97.79	7,721
４月末日	193,402,001	15,271,022	97.96	7,735
５月末日	192,827,125	15,225,630	98.16	7,751
６月末日	191,796,635	15,144,262	98.10	7,746
７月末日	191,232,929	15,099,752	98.39	7,769
８月末日	190,586,662	15,048,723	98.58	7,784
９月末日	189,006,810	14,923,978	98.57	7,783
10月末日	188,552,474	14,888,103	98.83	7,804
11月末日	187,785,959	14,827,579	98.94	7,812
12月末日	187,050,999	14,769,547	99.02	7,819
平成31年１月末日	185,972,488	14,684,388	99.14	7,828

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

下記の各会計年度における収益率の推移は、以下のとおりである。

	収益率（注）
第1会計年度	0.33%
第2会計年度	－11.46%
第3会計年度	1.72%
第4会計年度	0.52%
第5会計年度	2.44%
第6会計年度	0.55%
第7会計年度	2.77%
第8会計年度	0.92%
第9会計年度	1.59%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝各会計年度末日の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末日の1口当たり純資産価格（分配金の額）（ただし、第1会計年度におけるbは当初募集価格100豪ドル）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の各会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記の各会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	9,692,160 (9,692,160)	532,490 (532,490)	9,159,670 (9,159,670)
第2会計年度	0 (0)	3,409,110 (3,409,110)	5,750,560 (5,750,560)
第3会計年度	0 (0)	852,830 (852,830)	4,897,730 (4,897,730)
第4会計年度	0 (0)	1,067,020 (1,067,020)	3,830,710 (3,830,710)
第5会計年度	0 (0)	595,440 (595,440)	3,235,270 (3,235,270)
第6会計年度	0 (0)	470,020 (470,020)	2,765,250 (2,765,250)
第7会計年度	0 (0)	406,470 (406,470)	2,358,780 (2,358,780)
第8会計年度	0 (0)	248,800 (248,800)	2,109,980 (2,109,980)
第9会計年度	0 (0)	192,420 (192,420)	1,917,560 (1,917,560)

（注１）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注２）第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

サブ・ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項なし。

2【買戻し手続等】

サブ・ファンドの受益証券の買戻しは日本国内において以下に従い取り扱われる。

買戻しおよび償還は、管理会社と協議の上、受託会社により行われる。

日本における販売会社を通じた受益証券の買戻しは、日本における販売会社が営業時間内に日本における販売会社の買戻手続に従うことを条件として行われることに実質受益者は留意すべきである。

最終償還日前の価格算出基準日における実質受益者による買戻し

受益証券の買戻しは、後記「特別買戻し」に記載される場合を除き、クローズド期間の最終日後の最初の価格算出基準日に開始するサブ・ファンドの存続期間中の各価格算出基準日に行うことができる。

受益証券の全部または一部の買戻しを希望する実質受益者は、買戻請求日以前に日本における販売会社に対し買戻しを請求することができる。ただし、実質受益者がかかる申込みを行うことができる最終日は、最終償還日直前の営業日とする。

かかる買戻しの価格算出基準日は各価格算出基準日とし、またかかる買戻しのための国内約定日は、関連する海外約定日の翌国内営業日となる。買戻しの買戻代金の支払は、かかる価格算出基準日に関する国内約定日から起算して4国内営業日目に日本国内において行われる予定である。

サブ・ファンドによる受益証券の買戻しの可否は、流動性を提供するドイツ銀行ロンドン支店に依存する。前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク」中「本社債に関する流動性リスク」を参照のこと。

買戻しのための受益証券最低口数

実質受益者による買戻しのための受益証券最低口数は最低買戻口数（10口）とする。買戻しは10口以上10口単位の受益証券口数について受け付けられる。

買戻価格

受益証券の買戻価格は、各価格算出基準日に関連する海外約定日に計算される価格算出基準日現在の受益証券1口当たり純資産価格を参照して、買戻し手数料を考慮に入れて決定され、下記の買戻し手数料を差し引いた値に等しい。

買戻価格は、元本確保確定日前に要求されたすべての買戻しについて、申込時に支払った金額を上回るか、または下回ることがあることに投資者は留意すべきである。

受益証券の買戻しを請求する実質受益者は、関連する海外約定日の翌国内営業日に予定されている国内約定日に、適用ある買戻価格について日本における販売会社により通知される。

買戻し手数料

平成27年7月の価格算出基準日より前に請求された受益証券の途中換金（買戻し）については、以下の買戻し手数料が徴収される。買戻し手数料は、以下の細目に従い徐々に減額していく。クローズド期間中は、特別買戻しによる場合を除き、途中換金（買戻し）を請求することができない。

下記期間中の価格算出基準日に関連する買戻し	買戻し手数料 (受益証券1口当たり当初発行価格に対する料率)
設定日後の最初の価格算出基準日（同日を含む。）から平成22年4月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間に特別買戻事由が発生した場合	5%
平成22年4月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成23年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	5%
平成23年7月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成24年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	4%
平成24年7月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成25年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	3%
平成25年7月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成26年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	2%
平成26年7月の価格算出基準日（同日を含む。）から平成27年7月の価格算出基準日（同日を含まない。）までの間	1%
平成27年7月の価格算出基準日（同日を含む。）以降	なし

（注）買戻し手数料は、償還日における受益証券の買戻し又は償還については適用しない。

特別買戻し

上記にかかわらず、日本における販売会社が下記のいずれかの事由が発生したと判断した場合には、日本における販売会社は、実質受益者またはその相続人、承継人もしくは譲受人の日本における販売会社に対する請求に応じ、前記「償還日前の価格算出基準日における実質受益者による買戻し」に記載される手続に従い、クローズド期間中のいずれかの日に受益証券の買戻しの請求を受託会社に対して行うことができる。

- (i) 実質受益者の死亡
- (ii) 実質受益者の資産の大部分が天災または不可抗力のために喪失した場合
- (iii) 実質受益者が破産を宣告された場合
- (iv) 実質受益者が疾病のために生計を維持することができない場合
- (v) 上記(i)ないし(iv)に記載されるものに類似する他の事由（火災、事故、失職など）が発生した場合
- (vi) 法人である実質受益者に関しては、（1）破産または債務不履行等の重大な事由（またはそれに類する事由）が発生したと日本における販売会社が判断した場合、および（2）実質受益者が名義人を務める者または主体に上記(i)ないし(iv)に挙げる事由が発生した場合

上記(i)ないし(vi)に記載される事態または事由が生じたことを証明する日本における販売会社が決定する適正な証拠が、前記に従って受益証券の特別買戻しを請求する実質受益者により日本における販売会社に提出されなければならない。

実質受益者またはその相続人、承継人もしくは譲受人が日本における販売会社に対して特別買戻しの申込みをすることができる最初の日は設定日である。疑義を避けるために付言すると、受益証券の特別買戻しには買戻し手数料が適用され、元本確保または資本保護の適用はない。

買戻し手続

買戻請求は、各買戻請求日の取引締切時間までに日本における販売会社が受け取っていない限り行われる。受益証券の買戻請求には以下の明細が記入されなければならない。

- (i) サブ・ファンドの名称
- (ii) 実質受益者が買戻しを希望する受益証券口数
- (iii) 実質受益者についての詳細

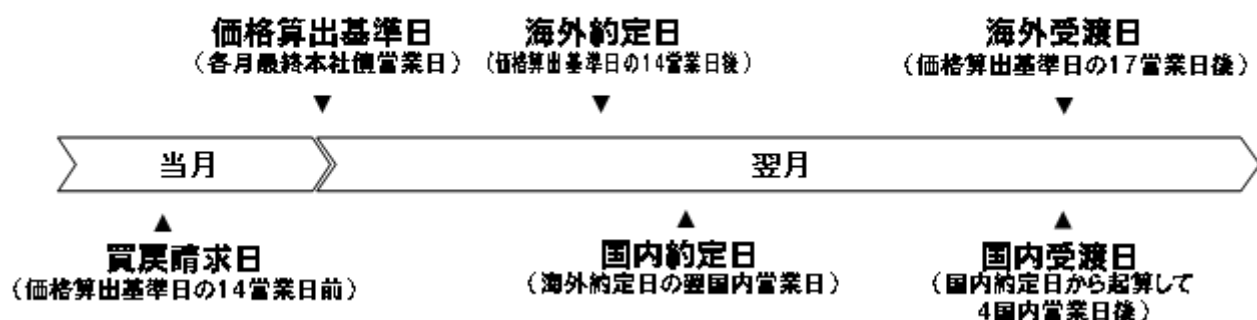
日本における販売会社が受け取ったすべての買戻請求には拘束力があり、実質受益者がこれを撤回することはできない。

日本における販売会社はその後、実質受益者から受け取ったかかるすべての買戻請求を集計した買戻通知を登録・名義書換事務代行会社へ送付しなければならない。かかる受益証券の買戻通知は、関連する買戻請求日の午後2時（ルクセンブルグ時間）までに登録・名義書換事務代行会社が日本における販売会社から受け取ることを要し、拘束力のある撤回不能であるものとする。

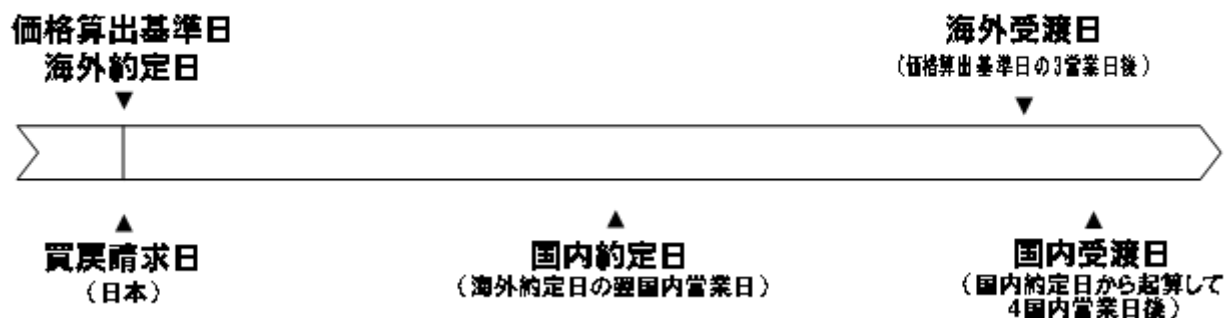
買戻請求日の取引締切時間前に日本における販売会社が受け取った受益証券の買戻請求は、日本における販売会社により受け付けられた場合には、日本における販売会社により買戻請求がなされ、関連する価格算出基準日現在の受益証券1口当たり純資産価格に基づき買戻しが行われる。

買戻しのスケジュール

＜元本確保確定日より前の価格算出基準日における買戻手続＞



＜元本確保確定日（同日を含む。）から最終償還日（同日を含まない。）までの買戻手続＞



設定日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を含まない。）までの期間中、受託会社（またはその代理人）は、受益者の利益を維持することが適切であるとみなされた場合、および特に本社債の価格が当該海外約定日にかかる価格算出基準日から14営業日後の日の正午（ルクセンブルグ時間）までに本社債の確定的な買呼値が本社債計算代理人により提供されていない場合には、海外約定日を延期する権利を留保する。かかる場合、海外約定日は、当該海外約定日にかかる価格算出基準日について本社債計算代理人により確定的な買呼値が提供された日の翌営業日となる。

最終償還日における強制償還

最終償還日に発行済みのすべての受益証券は、償還価格で受託会社により償還される。

最終償還日に償還される各受益証券の償還価格は、当該海外約定日に計算される最終償還日現在の受益証券1口当たり純資産価格を参照して決定される。

疑義を避けるために付言するならば、最終償還日における受益証券の償還に関しては買戻し手数料は徴収されない。

実質受益者は、関連する受益証券1口当たり純資産価格の決定後、実務上合理的に可能な限り速やかに、適用ある最終償還日の償還価格の通知を日本における販売会社から受ける。

買戻代金および償還代金の支払

受託会社（またはその代理人）は、適用ある規制を遵守するため、必要に応じて、買戻代金または償還代金の一部を留保することができる。

受益証券の買戻しまたは償還の場合、以下の規定が適用される。

(a) サブ・ファンドの発行済受益証券口数は、買戻しが請求された受益証券の消却により減少するものとし、また受託会社（またはその代理人）は、受益証券の消却に関し、関係する登録受益者に対しサブ・ファンドの信託財産から場合に応じ買戻価格または償還価格を支払う。

(b) 受託会社（またはその代理人）は、買戻時に本来支払われるはずの総額から買戻し手数料（もしあれば）を控除する。

受託会社（またはその代理人）は、法令に違反する支払金、サブ・ファンドを支払不能としうる支払金、または投資制限に違反する支払金を留保する。

買戻代金および償還代金の支払は基準通貨建てで行われる。受託会社の単独の裁量に従い、登録受益者への買戻代金または償還代金は、受益者名簿に記載される登録受益者に対してのみ関連する海外受渡日に支払われるものとする。

登録・名義書換事務代行会社は、通常の場合、海外受渡日に支払または決済が行われるよう指示する。受託会社は、5営業日まで支払を遅延する権限を有するが、当該遅延が残存登録受益者の利益になると受託会社がみなす場合に限る。

原則として、買戻代金または償還代金の支払はすべて、償還を受ける登録受益者の費用およびリスク負担で行われ、償還を受ける登録受益者の銀行口座宛に電信送金されるものとし、買戻しまたは償還を現物で行うことはできない。買戻代金または償還代金の支払は、受託会社はその単独の裁量で別途定める場合を除き、申込書に署名した登録受益者以外の第三者に対しては行われない。

買戻しおよび申込みの一時停止

受託会社は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の計算が停止されている期間中、サブ・ファンドの受益証券の買戻しを停止する。当該停止の通知は、日本における販売会社に買戻請求を提出した実質受益者に対して日本における販売会社により行われる。当該買戻請求に関し適用ある価格算出基準日は、受益証券1口当たり純資産価格の計算が再開された日の翌営業日とみなされる。

日本における販売会社が買戻請求を受領した日から30暦日を超えて停止期間が継続する場合、実質受益者は、日本における販売会社に通知を行うことにより当該請求を撤回することができる。ただし、当該通知が停止期間終了直前の営業日までに日本における販売会社から受託会社により受領される場合に限る。

強制償還

受託会社は、禁止者または米国人に関し、適切とみなす制限を課すことができる。

受託会社は、当該受益証券の登録受益者または実質的所有者が（i）禁止者または（ii）米国人であるか否かを判断する目的で必要とみなす情報または書類の提供を登録受益者に要求することができる。

いずれかの時点で受益証券が直接的または実質的に上記（i）または（ii）に記載される者のうちの1人（単独であるかまたは他の者と共同であるかにかかわらず。）により所有されることを受託会社が認知するに至った場合、受託会社は、当該者に対して、当該者が当該受益証券を上記の制限に違反し

ない者に譲渡すること、または当該受益証券に関し償還請求を行うことを要求する通知を行うことができる。通知を受領する者が当該通知後30日以内に、上記に従い当該受益証券の譲渡または償還請求を行わないか、または受託会社（受託会社の決定は最終的かつ法的拘束力を有するものとする。）の満足する形で当該受益証券が当該者により所有されないこととなったことを証明しない場合、当該者は、当該30日間が終了する時点にかかるすべての受益証券を償還する申込みを行ったものとみなされ、また受託会社は、それについて直ちに本社債発行会社に通知し（(a) 当該30日の期間の終了日および(b) 受託会社が当該通知を本社債発行会社に送付する日のうち、いずれか後の日を「強制償還通知日」という。ただし、同日が営業日でない場合は、強制償還通知日は翌営業日とする。）、当該受益証券は、次の関連する強制償還取引日に直ちに償還されるものとする。上記にかかわらず、受託会社は、適用法令上要求される場合に限り、影響を受ける登録受益者に対して30日前の通知を行うことなく、受益証券を速やかに償還することができるものとする。

強制償還は強制償還取引日に実施され、また強制償還の時点で支払われるべき金額は、関連する海外約定日に計算される当該日の受益証券1口当たり純資産価格を参照して決定され、（以下に記載され、かつ前記「買戻代金および償還代金の支払」に記載される）一定の控除額および源泉徴収額を差し引いた後の強制償還取引日現在適用ある受益証券1口当たり純資産価格に相当する。投資者は、償還価格が申込時に支払った金額を上回るか、下回る可能性があることに留意する必要がある。

実質受益者は、関連する受益証券1口当たり純資産価格の決定後、実務上合理的に可能な限り速やかに、日本における販売会社から適用ある償還価格の通知を受ける。

強制償還の対象となる受益証券の償還価格は、関連する海外受渡日に基準通貨建てで電信送金により支払われる。

登録受益者は、あらゆる目的上、強制償還取引日の営業終了後に登録受益者でなくなるものとし、また受益証券の強制償還により発生したすべての費用は、当該登録受益者の負担とし、償還代金から控除することができる。

受託会社は、受益証券の強制償還を行う際には、商取引上合理的な方法で誠実に行為する責任のほかには、関係登録受益者に対し何ら責任を負うものではない。

特定の場合にどの受益証券が強制的に償還されるかを決定する手続は、受託会社の裁量により変更されることがある。受益証券の強制償還を行うか否かに関し裁量権を行使しかつ決定を行う際、また強制償還の対象となる登録受益者を決定する際には、受託会社は、特別な調査を行う義務を負うことなく、自ら承知する情報に基づき行為することができ、また法律顧問の助言に依拠することができる。

3【受益証券の転換】

登録受益者および実質受益者は、受益証券を他のサブ・ファンドの受益証券に転換することができない。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

純資産価額は、海外約定日においてまたは管理事務代行会社および受託会社が合意するその他の時点において、受託会社に代わり、管理事務代行会社により計算される。サブ・ファンドの純資産価額は、サブ・ファンドに帰属する資産からサブ・ファンドに帰属するすべての負債を控除した額に相当する。価格算出基準日におけるサブ・ファンドのクラス受益証券1口当たり純資産価格は、関連する価格算出基準日の評価時点におけるサブ・ファンドのクラスの純資産価額を関連する価格算出基準日現在で発行済みのサブ・ファンドのクラス受益証券口数で除すことにより決定される。

トラストの純資産価額はいつでもトラストのサブ・ファンドの純資産価額の合計額に等しい。

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、関連する価格算出基準日の評価時点現在のサブ・ファンドの純資産価額を当該価格算出基準日に発行済みのサブ・ファンドの受益証券総口数で除し、セント単位に四捨五入して算定する。

純資産価額の計算の枠組みにおいて、受託会社は、買戻しまたは償還にあたり支払うべき総額から、関連する受益証券の買戻しまたは償還およびすべての法域からの送金に関連して支払わなくてはならない印紙税その他の税金（もしあれば）を賄うのに十分な追加額を控除することができることを理解しておく必要がある。かかる控除はケイマン諸島の印紙税および税金（もしあれば）にのみ関連する。現行の規則によれば、現在、適用あるケイマン諸島の印紙税および税金は存在しない。しかし、投資者は将来ケイマン諸島の税務法令が変更される可能性があることに留意すべきである。

サブ・ファンドの信託財産は、以下の規定に従い計算される。

- （i）下記(ii)または(iii)が適用される集団投資スキームの持分を除き、また下記(vii)の規定に従い、時価を付けられ、上場され、取引されまたは取り扱われている投資対象の価格に基づく計算はすべて、評価時点におけるまたは評価時点の直前の当該投資対象の終値（買呼値）を参照して行われ、当該価格を定める際、管理会社および管理事務代行会社は、それらが随時定める情報源から得る電子価格を使用し、これに依拠する権利を有する。
- （ii）下記(iii)および(vii)の規定に従い、集団投資スキーム持分の価格は、当該集団投資スキームの受益証券または投資証券1口当たりの入手可能な最新の純資産価格とする。
- （iii）純資産価格、買呼値または建値が上記(i)および(ii)の規定に従い入手できない場合、関連する投資対象の価格は、管理会社が定める方法で随時決定される。
- （iv）上場されていないかまたは市場で通常取引されていない投資対象の価格は、サブ・ファンドから当該投資対象の取得のために支払われた金額（それぞれの場合、印紙税、手数料およびその他の取得費用を含む。）に相当するその当初価格とする。ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有するものと受託会社が認める専門家に再評価を行わせることができ、また、受託会社の要求がある場合には、これを行わせる。この場合、投資対象は再評価額で評価される。
- （v）現金、預金および類似の投資対象は、管理会社の意見によれば、その価値を反映させるために修正が必要であるとされない限り、（経過利息とともに）その額面額で評価される。
- （vi）社債、債券または証書は、当該社債、債券または証書の計算代理人、発行会社またはその他の関係者により報告された終値で評価することができる。
- （vii）上記にかかわらず、管理会社は、投資対象の価格を修正するかまたは他の評価方法の使用を認めることができる。ただし、関連する状況を鑑みて、管理会社が当該修正またはその他の方法の使用が投資対象の公正価値を反映するため必要とみなす場合に限る。

(viii) サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資対象の価値（証券または現金のいずれかの価値であるかを問わない。）は、管理会社が、関係があるプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮した上で状況に応じ適切とみなすレート（公式のものであるか否かを問わない。）で、かかる基準の通貨に換算される。

サブ・ファンドの負債には、以下のものが含まれる。

- (i) すべての借入金、為替手形および買掛金
- (ii) 本書に記載されたすべての発生したかまたは支払われるべき費用（役務提供者および代理人に支払われるべきすべての報酬を含む。）、予測される年次監査報酬、受託報酬、弁護士報酬、ならびに業務提供者に支払われるべき追加報酬およびその他の報酬のための引当金
- (iii) 金銭または財産の支払のためのすべての契約上の満期債務等、現在および将来におけるすべての知りうる負債
- (iv) 支払うべき税金および今後課される税金の適切な引当金
- (v) 受託会社により準備金の積立が必要であるとみなされた場合のサブ・ファンドのすべてのその他の負債（名目および性質を問わない。）

何らかの金額について、海外約定日後の将来の時点まで支払期限が到来しない場合、受託会社は、その真実かつ最新の価値を反映するために適切とみなす引当金を計上する。

受託会社に代わり純資産価額を計算するため、管理事務代行会社が選任されている。AIFMは、サブ・ファンドの原資産の評価人を務め、外部の評価人は選任されていない。AIFMは他のドイチェ・バンク・グループのAIFにつき策定された評価の方法、方針および手順を使用する。サブ・ファンドの資産の評価人を務めるにあたり、AIFMの評価業務はポートフォリオ運用および報酬方針とは機能的に独立しており、また、利益相反と従業員への不当威圧が回避されていることは、その他の措置により確保される。

投資者は、以下のウェブサイト上でサブ・ファンドの最新の純資産価額および最新の受益証券1口当たり純資産価格ならびにトラストおよびサブ・ファンドの過去の運用成績を閲覧できる。

www.funds.db.com

② 純資産価額の決定の停止

受託会社は、以下の全部または一部の期間中、サブ・ファンドの純資産価額および／またはサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の計算ならびにサブ・ファンドの受益証券の買戻しおよび／または償還を停止することができる。

1. サブ・ファンドの投資対象の大部分が通常取引されている証券取引所が閉鎖またはその取引が制限もしくは停止されている期間、または投資対象の価格、サブ・ファンドの純資産価額またはサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を確認するために管理事務代行会社が通常用いる手段に故障が発生している期間
2. 管理会社の意見において、何らかの理由でサブ・ファンドの投資対象の価格を合理的、迅速および公正に確認することができない期間
3. 受託会社の意見において、サブ・ファンドの投資対象を処分することが合理的に実行可能でない状況が存在する期間、またはかかる処分がファンドの受益者に著しい損害を与えることなく行うことが不可能な状況が存在する期間
4. 管理会社の意見において、サブ・ファンドの投資対象の現金化もしくは支払またはサブ・ファンドの受益証券の発行、現金化、買戻しもしくは償還に関係する資金の送金または本国送金が遅延する期間または通常の為替相場で迅速に行うことが不可能である期間

(2) 【保管】

受益証券の券面は発行されない。受益証券の確認書が発行され、登録受益者が自己の責任において保管する。

日本の投資者に対し販売された受益証券の券面（発行されている場合）または確認書は、日本における販売会社によりまたはその保管者により保管者名義で保管される。日本の受益者に対しては、日

本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

トラストおよび／またはサブ・ファンドは、後記「（５）その他、① トラストおよび／またはサブ・ファンドの終了」に定める事由により終了しない限り存続する。なお、サブ・ファンドの予定最終償還日は、平成31年10月31日（ただし、純資産価額の決定が停止された場合には、停止終了日の翌営業日）の予定である。ただし、最終償還日は１年間延期されることがある。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は毎年９月30日に終了する一年間である。

（５）【その他】

① トラストおよび／またはサブ・ファンドの終了

トラストは、(a) 管理会社の退任後30日以内に新任管理会社が任命されない場合、(b) 管理会社が満足にその任務を果たすことができないかまたは果たすことを怠ったと受託会社が合理的に考える場合、(c) 管理会社が清算される場合、または(d) トラストを継続することが違法であるとする法律が可決された場合、またはトラストを継続することが実現不可能もしくは得策でないと受託会社が考えた場合、登録受益者の承認を得ずに、受託会社の単独の裁量により終了することができる。

トラストは、(a) 信託証書の日付から150年間の満了時の30日前の日、(b) 受託会社が退任することを希望し、かつ受託会社がかかる希望を管理会社に通知した日から90日以内に、管理会社が、退任する受託会社の代わりに受託会社として行為する資格のある新任受託会社を見つけることができなかった場合、または(c) 全受益証券が償還された日に、自動的に終了するものとする。

登録受益者は、いつでも、特別決議（本人出席または代理出席の議決権の75%の賛成を要する決議）により、トラストを終了することができる。

サブ・ファンドは、(a) いずれかの日において、サブ・ファンドの発行済み受益証券口数が最低継続受益証券口数未満となった（ただし、受益証券１口当たり純資産価格が当初発行価格を上回る）場合、(b) サブ・ファンドを継続することが違法であるとする法律が可決された場合、またはサブ・ファンドを継続することが実行不可能または得策でないと受託会社が考えた場合、(c) サブ・ファンドが許可されなくなった場合、または適切な監督機関により公式に許可されなくなった場合、(d) サブ・ファンドのすべての受益証券が買い戻された場合、または(e) 本社債が償還され、および／または元本確保が終了した場合には、当該日に、受託会社により終了することができる。

かかる場合、終了の３か月前までに登録受益者に対し通知が送付される。

登録受益者は、いつでも、特別決議により、サブ・ファンドを終了することができる。

受益証券の早期償還の場合、元本確保はなく、保証もなく、また、買戻し手数料も課されない。疑義を避けるため付言すると、受益証券１口当たり純資産価格が当初発行価格を下回った場合には、サブ・ファンドは終了されない。

トラストまたはサブ・ファンドが終了される場合、受託会社または清算人（受託会社が存在しない場合）は、(a) トラストまたはサブ・ファンドの信託財産の一部として残存するすべての投資対象を受託会社が決定する条件で売却するよう手配し、(b) トラストまたはサブ・ファンドのすべての負債をトラストまたはサブ・ファンドの信託財産から弁済するものとし、また、(c) トラストまたはサブ・ファンドのすべての銀行口座、保管口座および売買委託口座（もしあれば）を閉鎖する。

終了後実務上できる限り速やかに、受託会社または清算人（受託会社が存在しない場合）は、信託財産の現金化によるすべての純手取金でかつ分配可能なものを登録受益者が保有する受益証券に比例して登録受益者に対し分配する。ただし、受託会社または清算人（受託会社が存在しない場

合)は、かかる終了に関連して負担もしくは充足したか、またはかかる終了から生じたかを問わず、受託会社または清算人（受託会社が存在しない場合）が適正に負担もしくは充足した一切の費用、債務、負債、手数料、費用、請求および損害に対する十分な引当金を信託財産の一部としての金銭から留保することができるものとし、かかる留保金は、信託証書に基づく補償および免責に充当される。

② 発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

③ 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、すべてのサブ・ファンドの登録受益者による特別決議を経て、またはサブ・ファンドの登録受益者が存在しない場合には、管理会社および受託会社間の合意により、信託証書の規定を証書により修正、変更または追加することができる。

受託会社は、管理会社の助言および事前の同意により、受託会社が書面により以下のいずれかを証明する場合には上記に従うことなく、受託会社がいずれかの目的上適切とみなす方法および範囲内において、信託証書の規定を修正または追加することができるものとする。

- (A) かかる修正または追加が、(a) サブ・ファンドの登録受益者の利益を大きく損なわないこと、
(b) 受託会社または管理会社またはその他の者のサブ・ファンドの登録受益者に対する一切の責任を大幅に免除することにならないこと、および(c) 結果として、サブ・ファンドの資産から支払われるべき費用および手数料（信託証書の補遺証書の作成および署名に関し生じた経費、手数料、報酬および費用を除く。）を増額することにならないこと
(B) かかる修正または追加が、いずれかの法域の会計上、法律上または行政上の要件（法的効力の有無を問わない。）を満たすために必要であること
(C) 明白な誤謬を是正するために必要であること

受託会社は、信託証書の規定の修正、変更または追加後実務上できる限り速やかに、サブ・ファンドの登録受益者に対しかかる修正、変更または追加について通知する。

いかなる変更、修正または追加も、サブ・ファンドの登録受益者に対し受益証券に関する追加的支払、またはこれに関する責任の受諾を義務付けるものであってはならない。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。本契約は、本契約の各当事者により書面により、変更、権利放棄、免除または停止することができる。

登録・名義書換事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

保管契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。本契約は、本契約の各当事者により書面により、変更、権利放棄、免除または停止することができる。

請求代行契約

本契約は、不明確さを修正するためまたは同契約に規定されている不備のある規定を修正、訂正もしくは補完するため、または契約当事者が必要もしくは望ましいと相互にみなすことができるまたは登録受益者の利益に重大な悪影響を及ぼすことがない方法で、登録受益者の同意なくして、各当事者により変更することができる。本契約は、(i) 保管会社であるRBCインベスター・サービス・バンク・エス・エーの辞任の効力発生日、(ii) 管理事務代行会社であるRBCインベスター・サービス・バンク・エス・エーの辞任の効力発生日、または(iii) 登録・名義書換事務代行会社であるRBCインベスター・サービス・バンク・エス・エーの辞任の効力発生日の最も早い時点で自動的に終了する。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

⑤ サブ・ファンドへの投資の法的意味

サブ・ファンドに投資する目的で締結された契約関係の主な意味は、以下のとおりである。

- (a) 登録・名義書換事務代行会社に関連する申込書類を提出することで、投資者は、受益証券の買付の申込みを行い、かかる申込みは、受託会社に受諾された場合、拘束力のある契約の効力を有する。かかる契約の条件は、信託証書および関連する設立証書、英文目論見書ならびに申込書類に基づく。
- (b) 投資者は、受益証券の申込みを行った場合、関連するサブ・ファンドの受益者となる。信託証書に従って、トラストおよび各サブ・ファンドのすべての資産は、受託会社に付与され、受託会社は当該資産の受益所有権を受益証券の口数に分割する。
- (c) すべての登録受益者は、信託証書の条項による利益を享受する権利を有し、同条項に拘束され、また、同条項に関する通知を受けたとみなされ、すべての受益証券は、信託証書および関連するサブ・ファンドに係る設立証書の条件に従って発行される。
- (d) 受託会社は、AIFMの助言および事前の同意を受けた上で、また、特別決議により登録受益者の同意を取得後、信託証書および／またはいずれかの設立証書に追加または修正を行うことができる。ただし、受託会社が以下のいずれかを証する場合には、受益者の同意を必要としない。
 - (A) かかる修正または追加は、(i) 登録受益者の利益を大きく損うものではなく、(ii) 受託会社もしくはAIFMまたはその他の者の登録受益者に対する責任を実質的に免除するものではなく、かつ(iii) 結果として、トラストの信託財産から支払われるべき費用および手数料（修正された英文目論見書、商品付属書または信託証書の補遺証書の作成に関し生じた経費、手数料、報酬および費用を除く。）を増額することにならないこと
 - (B) かかる修正または追加は、いずれかの法域の会計上、法律上または行政上の要件（法的拘束力の有無を問わない。）を満たすために必要であること
 - (C) 明白な誤謬を是正するために必要であること
- (e) 英文目論見書、商品付属書、信託証書または設立証書のいかなる変更または修正も、登録受益者に対し受益証券に関する追加の支払を行うこと、またはこれに関する責任を受諾することを義務付けるものであってはならない。
- (f) 信託証書、英文目論見書および申込書類は、ケイマン法に準拠し、同法に従って解釈される。

外国の裁判所で取得した判決（オーストラリア連邦のいずれかの州の上級裁判所による特定の判決を除く。）は、(a) 確定判決である場合、(b) ケイマン諸島の抵触法に関する規則に基づき外国の裁判所が被告について管轄権を有しているものであった場合、(c) 課徴金、税金、罰金または同様の財務もしくは収益義務に関連しない清算された金額に関するもの、または特定の場合において、対人の非金銭的救済に関するもののうちいずれかである場合で、かつ(d) ケイマン諸島の自然的正義または公序に反する方法で取得されておらず、また、それらに反する種類の執行ではない場合には、ケイマン諸島のグランド・コート（以下「グランド・コート」という。）において当該外国判決について開始される手続により、コモン・ロー上での本案の再審査を行うことなく、ケイマン諸島の裁判所においても認められ、執行される。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は、以下のとおりである。

① 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

② 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

③ 残余財産分配請求権

トラストまたはサブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

④ 受益者集会に関する権利

受託会社は、信託証書に基づき要求される場合または発行済み受益証券口数の25%以上を保有すると登録されている登録受益者の書面による要請により、受託会社の単独の裁量により、いつでも、書面による通知に記載されている日時および場所において受益者集会を開催するものとし、かかる集会には信託証書の規定が適用される。集会の場所、日時および集会において提案される予定の議事が明記されたすべての集会に関する書面による通知は、集会に関する通知に明記された日の少なくとも21日前までに受託会社により各登録受益者に対しその登録住所宛に郵送またはファックスされる。すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。

投資者の公平な取扱い

A I F M指令およびA I F M法に基づき、A I F Mは、すべての投資者を公平に取扱うことが義務付けられている。A I F Mは、(i)投資者に与えられる優遇措置（もしあれば）またはその権利を特定し、(ii)優遇措置が他の投資者に対し全体的かつ重大な不利益をもたらさないことを確保するための意思決定手続および組織構造を通じて投資者の公平な取扱いを確保する。

投資者は、A I F Mの事前の書面による同意がある場合には、他の受益者の同意を取得することなく、トラストへの投資の条件に関連して優遇措置を受けることができる。

本書の日付現在において、トラスト、A I F Mおよび／または受託会社はいずれも、投資者によるトラストへの投資に関する特定の説明を含む条件を記載した付帯的な取決め、および／または投資者に対して優遇措置またはその権利を付与する付帯的な取決めを投資者と締結していない。トラスト、A I F Mおよび／または受託会社が将来的にかかる付帯的な取決めを締結する場合、かかる優遇措置を受ける投資者の種類の詳細およびその条件、ならびに受益者がA I F Mと有する経済的または法的なつながりの詳細は、要求することによりA I F Mから入手可能である。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- (i) 管理会社またはトラストもしくはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- (ii) 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

また、関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人は、以下のとおりである。

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. サブ・ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成31年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝78.96円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2018年9月30日終了年度】

①【貸借対照表】

豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド

(2009－10)

純資産計算書

2018年9月30日現在

	注記	豪ドル	千円
資産			
投資有価証券時価評価額	2	188,143,291	14,855,794
預金	2	161,837	12,779
投資有価証券売却に係る未収金		966,476	76,313
未収預金利息		141	11
資産合計		189,271,745	14,944,897
負債			
代行協会員報酬	3	96,340	7,607
販売会社報酬	3	96,340	7,607
固定報酬	3	72,255	5,705
負債合計		264,935	20,919
純資産合計		189,006,810	14,923,978
受益証券1口当たり純資産価格		98.57	7,783 円
発行済受益証券口数		1,917,560口	

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド

(2009－10)

損益計算書および純資産変動計算書

2018年9月30日終了年度

	注記	豪ドル	千円
期首現在純資産額		204,734,656	16,165,848
収益			
本社債に係る利息	2	1,107,638	87,459
預金利息		1,932	153
収益合計		1,109,570	87,612
費用			
代行協会員報酬	3	396,910	31,340
販売会社報酬	3	396,910	31,340
固定報酬	3	297,683	23,505
費用合計		1,091,503	86,185
投資による純利益		18,067	1,427
投資有価証券売却による実現純損失	2	(365,219)	(28,838)
実現純損失		(347,152)	(27,411)
投資有価証券に係る未実現評価益（純額）の変動		3,433,710	271,126
運用による純資産の純増加		3,086,558	243,715
資本の変動			
受益証券買戻支払額		(18,814,404)	(1,485,585)
期末現在純資産額		189,006,810	14,923,978

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

豪ドル建満期時元本確保型 d b X - ポールソン・パフォーマンス連動ファンド

(2009－10)

受益証券口数の変動および統計

2018年9月30日終了年度

受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,109,980
発行受益証券口数	—
買戻受益証券口数	(192,420)
期末現在発行済受益証券口数	1,917,560

統計

	2018／9／30	2017／9／30	2016／9／30
純資産価額合計	189,006,810豪ドル	204,734,656豪ドル	226,807,234豪ドル
1口当たり純資産価格	98.57豪ドル	97.03豪ドル	96.15豪ドル

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド**(2009－10)****財務書類に対する注記**

2018年9月30日現在

1. 概要

パラディウム・ジャパン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）に準拠して「ミューチュアル・ファンド」としてケイマン諸島金融庁に登録され、SMPパートナーズ（ケイマン）リミテッド（旧ロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）とDWSインベストメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）の間で締結された2006年11月28日付信託証書に基づいて設定されたユニット・トラストである。

2018年9月30日現在、トラストは、以下の3つの運用中のサブ・ファンドを有していた。

1. パラディウム・ジャパン・トラスト－豪ドル建満期時元本確保型ミルバーン・パフォーマンス連動ファンド（2009－02）
2. パラディウム・ジャパン・トラスト－d b X－ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）
3. パラディウム・ジャパン・トラスト－豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009－10）

パラディウム・ジャパン・トラストのサブ・ファンド

受託会社と管理会社の間で2009年8月14日付設立証書に従い、受託会社は、ポールソン・ポートフォリオに連動する社債に投資する、パラディウム・ジャパン・トラスト－豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009－10）（以下「サブ・ファンド」という。）を設立し、2009年10月9日に運用を開始した。

本財務書類で使用されている特定の用語は、2006年12月付のトラストの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）および2009年8月14日付のサブ・ファンドに関する商品付属書（以下「商品付属書」といい、英文目論見書とともに「募集関係書類」という。）において定義されており、従って当注記と併せてかかる文書も読まれるべきである。

サブ・ファンドの投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、登録受益者に対して、(i) 募集関係書類の商品付属書に記載の社債の概要に詳述されるポールソン・ポートフォリオに係る元本確保型のレバレッジ戦略の実績に連動するリターン、および(ii) サブ・ファンドの元本確保確定日から（同日を含む。）最終償還日まで（同日を含む。）、当初投資元本の確保を提供することである。

サブ・ファンドは、本社債保有者として、平成28年2月2日時点において、参照指数についてトリガー清算事由⁽¹⁾が発生したと指数計算代理人が判断した旨の通知を、本社債発行会社から受領した。トリガー清算事由が発生した結果、パフォーマンス連動部分は清算されるものとする。つまり、参照指数はゼロクーポン部分および固定クーポン部分のみにより構成されることになる。今後はパフォーマンス連動部分に再配分することはできない。したがって、登録受益者は、ポールソン・ポートフォリオ口座における今後の潜在的なパフォーマンスの改善から利益を得ることができない。

さらに、サブ・ファンドは、本社債保有者として、トリガー清算事由により、現金口座の正味残高が0豪ドルになったと指数計算代理人が判断した旨の通知を、本社債発行会社から受領した。この結果、ゼロクーポン債の購入はなく、よって参照指数のゼロクーポン部分について調整を行わなかった。

本社債についてのトリガー清算事由の発生にもかかわらず、サブ・ファンドは、現在、2019年9月30日（予定債券満期日）まで継続保有する意図である。サブ・ファンドの最終償還日は、2019年10月31日である。登録受益者が最終償還日まで受益証券を継続保有するための能力はトリガー清算事由によって今後も影響を受けない。償還日に償還されるまたは買い戻される受益証券を保有する各登録受益者は元本確保の利益を受けることができ、各登録受益者は、元本確保の条件に従って、元本確保額の支払いを受ける。

元本確保証書

サブ・ファンドへの投資のダウンサイド・リスクを制限する目的で、登録受益者の利益のための元本確保証書が、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下「元本確保提供会社」という。）によって締結された。元本確保提供会社は、償還日において保有され、償還または買い戻される各受益証券について、元本確保証書の条項に従い、不足額（もしあれば）を支払うことを、各登録受益者の利益のためにサブ・ファンドに対し撤回不能の形で保証する。

(1)「トリガー清算事由」とは、パフォーマンス連動部分の純資産価額が当初純資産価額の4%以下となった場合を指す。

2. 重要な会計方針

当財務書類は、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。サブ・ファンドが従う重要な会計方針の概要は、以下の通りである。

評価

本社債の評価は、本社債の計算代理人によって報告される公正価格に基づき、受託会社のために管理事務代行会社が公正価格で評価する。公正価格は、予測される将来キャッシュ・フローに基づいて決定される。本社債の公正価格には、直近の金利支払日以後のいかなる経過利息も含まれる。

現金、預金および類似の投資は、経過利息を含めた額面価額で評価される。

サブ・ファンドの会計記録は現在、豪ドル（以下「基準通貨」という。）で維持されている。

収益

本社債に係る利息収益は、現金受取ベースで認識される。収益は、それぞれの源泉徴収税（もしあれば）を差し引いた額で記録される。

投資に係る実現損益

投資取引に係る実現損益は、売却された投資有価証券の平均取得原価に基づいて決定される。

3. 費用および手数料

サブ・ファンドに関連して、以下の報酬が支払われる。

固定報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、DWSインベストメンツ・ユーケー・リミテッド（以下「固定報酬代理人」という。）は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.15%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

固定報酬には、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、登録・名義書換代行会社および受託会社の代行会社の各報酬ならびにサブ・ファンドのその他の運用費用が含まれるが、これらに限られない。

販売会社報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、みずほ証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、みずほ証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

管理報酬

サブ・ファンドは管理報酬を支払っていない。

すべての報酬は、設定日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を除く。）まで計算され発生する。

4. 税金

ケイマン諸島においてトラストは課税されないが、投資による収益、キャピタル・ゲインに関し、その他の国々において源泉徴収される税金を負担することがある。

5. 関係会社

サブ・ファンドの関係会社は以下の通りである。

- －DWSインベストメント・エス・エー：管理会社
- －ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・エー：ポートフォリオで保有される本社債発行会社
- －ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行：計算代理人、スワップ取引相手方、購入者、本社債マーケット・メイカー、受託財産モニタリング・エージェント、スワップ計算代理人、指数計算代理人および元本確保提供会社
- －DWSインベストメンツ・ユークー・リミテッド：固定報酬代理人

サブ・ファンドは、本社債発行会社であるドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・エーおよびスワップ取引相手方であり元本確保提供会社であるロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行の信用リスクに晒される。

6. 受益証券の発行および買戻し

サブ・ファンドの受益証券は、募集期間中に当初発行価格で発行された。募集期間終了後は、受益証券は発行されない。

受益証券の買戻しは、募集関係書類の商品付属書の「特別買戻し」に記載される場合を除き、クローズド期間最終日（2010年4月29日）後の最初の価格算出基準日からいづれの価格算出基準日においても行うことができる。各受益証券の買戻し価格は、商品付属書に詳述されている通り、関連する評価日に計算される、該当する価格算出基準日現在の1口当たり純資産価格を参照して決定され、かかる1口当たり純資産価格から買戻し手数料を差し引いた金額に相当する。

7. 年度中の発生事象

2018年1月16日、受託会社と管理会社とは、管理会社が第二次金融商品市場指令（MiFID II）に関する規則を遵守するために、当初の資産運用契約を修正する修正再表示資産運用契約を締結した。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）に基づき、マネー・ロンダリング防止担当役員、マネー・ロンダリング報告担当役員およびマネー・ロンダリング報告副担当役員（以下「マネー・ロンダリング防止担当者の役割」と総称する。）として行為する自然人を指名しなければならない。受託会社は、ケイマン諸島の法律に従いマネー・ロンダリング防止担当者の役割を果たす自然人が指名されていることを確認している。登録受益者は、マネー・ロンダリング防止担当者の役割についての詳細な情報を管理会社または受託会社から取得することができる。

8. 後発事象

サブ・ファンドの最終償還日は、2019年10月31日である。この日付はサブ・ファンドの計算期間終了日より重要度が高いことから、受託会社は、サブ・ファンドの最終期の監査済財務書類の対象期間を2019年11月30日まで延長する許可をケイマン諸島金融庁に申請する意図である。

③【投資有価証券明細表等】

豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド
(2009－10)
投資有価証券明細表
2018年9月30日現在
(豪ドルで表示)

銘柄	額面価額	通貨	取得原価	公正価格	純資産に占める割合 (%)
社債					
ルクセンブルグ					
DEUTSCHE BANK LUXEMBOURG 0.55% 09-30.09.19	190,776,000	豪ドル	190,776,000	188,143,291	99.54
投資有価証券合計			190,776,000	188,143,291	99.54

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)**Statement of Net Assets**

as at 30 September 2018

	Note	AUD
ASSETS		
Investment portfolio at fair value	(2)	188,143,291
Cash at bank	(2)	161,837
Amounts receivable on sale of investments		966,476
Bank interest receivable		141
TOTAL ASSETS		189,271,745
LIABILITIES		
Agent Company fees	(3)	96,340
Distributor fees	(3)	96,340
Fixed fees	(3)	72,255
TOTAL LIABILITIES		264,935
TOTAL NET ASSETS		189,006,810
Net Asset Value per Unit		98.57
Number of Units outstanding		1,917,560

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)**Statement of Operations and of Changes in Net Assets
for the year ended 30 September 2018**

	Note	AUD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR		204,734,656
INCOME		
Interest on notes	(2)	1,107,638
Bank interest		1,932
TOTAL INCOME		1,109,570
EXPENSES		
Agent Company fees	(3)	396,910
Distributor fees	(3)	396,910
Fixed fees	(3)	297,683
TOTAL EXPENSES		1,091,503
NET INCOME FROM INVESTMENTS		18,067
Net realised loss on sale of investments	(2)	(365,219)
NET REALISED LOSS		(347,152)
Change in net unrealised gain on investments		3,433,710
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		3,086,558
EVOLUTION OF THE CAPITAL		
Redemption of Units		(18,814,404)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		189,006,810

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Changes in the Number of Units and Statistics for the year ended 30 September 2018

Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	2,109,980
Number of Units issued	-
Number of Units redeemed	(192,420)
Number of Units outstanding at the end of the year	1,917,560

Statistics

(expressed in AUD)

	30 September 2018	30 September 2017	30 September 2016
Total Net Asset Value	189,006,810	204,734,656	226,807,234
Net Asset Value per Unit	98.57	97.03	96.15

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)**Statement of Investment
as at 30 September 2018
(expressed in AUD)**

Description	Face value	Currency	Cost	Fair value	% net assets
Notes					
Luxembourg					
DEUTSCHE BANK LUXEMBOURG 0.55% 09-30.09.19	190,776,000	AUD	190,776,000	188,143,291	99.54
TOTAL INVESTMENT PORTFOLIO			190,776,000	188,143,291	99.54

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018

NOTE 1 - GENERAL

Palladium Japan Trust (the “Fund”) is a unit trust registered with the Cayman Islands Monetary Authority (“CIMA”) as a “mutual fund” in accordance with the Mutual Funds Law (as amended) of the Cayman Islands and established pursuant to the trust deed, dated 28 November 2006, between SMP Partners (Cayman) Limited (formerly known as Royal Bank of Canada Trust Company (Cayman) Limited) (the “Trustee”) and DWS Investment S.A. (the “Manager”).

As of 30 September 2018, the Fund has three active Sub-Funds:

1. Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of Millburn Linked Fund (2009-02) (AUD);
2. Palladium Japan Trust - Performance of dbX-Winton Linked Fund (USD/AUD/JPY); and
3. Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD).

Sub-Fund of Palladium Japan Trust

Pursuant to a deed of establishment, dated 14 August 2009, between the Trustee and the Manager, the Trustee established Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD) (the “Sub-Fund”), which was launched on 9 October 2009 and which invests in Notes linked to the dbX-Paulson Index.

Capitalised terms used in this document are defined in the offering memorandum for the Fund, dated December 2006 (the “Offering Memorandum”) and the Product Annex relating to the Sub-Fund, dated 14 August 2009 (the “Product Annex”) (together the “Offering Documents”), which are therefore to be read in conjunction with these notes.

Investment Objective and Policy of the Sub-Fund

The investment objective of the Sub-Fund is to provide Registered Unitholders with (i) returns linked to the performance of a leveraged principal-protected strategy in respect of the dbX-Paulson Index, as described in more detail in the description of the Notes in the Product Annex of the Offering Documents; and (ii) protection of their initial investment amount from and including the Final Repurchase Date to and including the Final Redemption Date of the Sub-Fund.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)
as at 30 September 2018

NOTE 1 - GENERAL (continued)

Investment Objective and Policy of the Sub-Fund (continued)

The Sub-Fund, in its capacity as a holder of the Notes, received a notice from the Note Issuer that, as at 2 February 2016, the Index Calculation Agent had determined that a Trigger Liquidation Event⁽¹⁾ had occurred in respect of the Reference Index. As a result of the Trigger Liquidation Event, the Levered Index shall be liquidated, meaning that the Reference Index shall consist only of the Zero Coupon Component and the Fixed Coupon Component. As it will no longer be possible to reallocate to the Levered Index, the Registered Unitholders will no longer be able to benefit from any subsequent potential improved performance of the dbX-Paulson Account.

The Sub-Fund, in its capacity as a holder of the Notes, further received a notice from the Note Issuer informing it that the Index Calculation Agent had determined that the Cash Account net balance resulting from the Trigger Liquidation Event equaled to AUD 0. As a result, there was no purchase of zero coupon bonds and accordingly, no adjustment to the Zero Coupon Component of the Reference Index.

Despite the occurrence of the Trigger Liquidation Event in respect of the Notes, the Sub-Fund currently intends to keep holding the Notes until 30 September 2019 (Scheduled Maturity Date). The Final Redemption Date of the Sub-Fund is 31 October 2019. The Registered Unitholders' ability to continue holding their Units until the Final Redemption Date remains unaffected by the Trigger Liquidation Event. Each Registered Unitholder holding a Unit redeemed or repurchased on a Guaranteed Date will benefit from the Guarantee and each such Registered Unitholder, subject to the terms of the Guarantee, will be paid the Guaranteed Amount.

Deed of Guarantee

In order to limit the downside risk of investing in the Sub-Fund, a Deed of Guarantee for the benefit of the Registered Unitholders was entered into by Deutsche Bank AG, acting through its London Branch (the "Guarantor"). The Guarantor irrevocably guarantees to the Sub-Fund for the benefit of each Registered Unitholder the payment of the Shortfall, if any, in respect of each Unit held at and redeemed or repurchased on a Guaranteed Date, subject to the terms of the Deed of Guarantee.

(1) "Trigger Liquidation Event" means an event where the net asset value of the Levered Index is lower than or equal to 4% of the initial net asset value of the Levered Index.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)
as at 30 September 2018

NOTE 2 - SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Sub-Fund.

Valuation

The Notes are valued at fair value by the Administration Agent on behalf of the Trustee based on the fair value reported by the Note Calculation Agent. The fair value is determined on the basis of expected future cash flows. The fair value of the Notes includes any interest accrued since the last interest payment date.

Cash, deposits and similar investments are valued at their face value (together with accrued interest).

At present, the accounting records of the Sub-Fund are maintained in AUD (the “ Base currency ”).

Income

Interest income on Notes is recognised on a cash receipts basis. Income is recorded net of respective withholding taxes, if any.

Realised gain/(loss) on investment

Realised gain/(loss) on investment transactions are determined on the basis of the average cost of investments sold.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)

as at 30 September 2018

NOTE 3 - EXPENSES AND CHARGES

The following fees are payable in relation to the Sub-Fund:

Fixed Fee

For its services to the Sub-Fund, DWS Investments UK Limited (the "Fixed Fee Agent") is entitled to a fee of 0.15% per annum on the Principal Amount of the outstanding Units as of each Transaction Day, calculated in accordance with the Fee Calculation Basis and accrued monthly, and paid out of the assets of the Sub-Fund quarterly in arrears on each Fee Payment Date.

Fixed Fee includes, but is not limited to, the remuneration to be paid to the Trustee, the Administration Agent, the Custodian, the Registrar, the Transfer Agent and the Trustee's Agent, and other operating expenses of the Sub-Fund.

Distributor Fee

For its services to the Sub-Fund, Mizuho Securities Co., Ltd (the "Distributor") is entitled to a fee of 0.20% per annum on the Principal Amount of the outstanding Units as of each Transaction Day, calculated in accordance with the Fee Calculation Basis and accrued monthly, and paid out of the assets of the Sub-Fund quarterly in arrears on each Fee Payment Date.

Agent Company Fee

For its services to the Sub-Fund, Mizuho Securities Co., Ltd (the "Agent Company") is entitled to a fee of 0.20% per annum on the Principal Amount of the outstanding Units as of each Transaction Day, calculated in accordance with the Fee Calculation Basis and accrued monthly and paid out of the assets of the Sub-Fund quarterly in arrears on each Fee Payment Date.

Management Fee

No Management Fee is payable by the Sub-Fund.

All fees are calculated and accrued from and including the Launch Date to but excluding the Final Repurchase Date.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)

as at 30 September 2018

NOTE 4 - TAX

Although the Fund is not subject to tax in the Cayman Islands, the Fund may be liable for any taxes, which may be withheld at source in other countries in respect of income or capital gains derived from its investments.

NOTE 5 - RELATED PARTIES

Related parties to the Sub-Fund are:

- DWS Investment S.A., being the Manager;
- Deutsche Bank Luxembourg S.A., being the issuer of the Notes held in the Portfolio;
- Deutsche Bank AG, acting through its London Branch, being the Note Calculation Agent, the Swap Counterparty, the Purchaser, the Note Market Maker, the Fiduciary Assets Monitoring Agent, the Swap Calculation Agent, the Index Calculation Agent and the Guarantor;
- DWS Investments UK Limited, being the Fixed Fee Agent.

The Sub-Fund is exposed to the credit risk of the Note Issuer which is Deutsche Bank Luxembourg S.A.; and of the Swap Counterparty and Guarantor which is Deutsche Bank AG, acting through its London Branch.

NOTE 6 - OFFERING AND REDEMPTION OF UNITS

Units of the Sub-Fund were offered during the Offering Period at the Initial Issue Price. Following the expiry of the Offering Period, no Units were issued.

Repurchase of Units is possible on each Transaction Day starting on the first Transaction Day following the last day of the Lock-Up Period (29 April 2010), except as provided under “Extraordinary Repurchase” in the Product Annex of the Offering Documents. The Repurchase Price of each Unit will be determined by reference to the Net Asset Value per Unit as at the relevant Transaction Day, as calculated on the related Valuation Day, and will be equal to such Net Asset Value per Unit minus the Repurchase Charge, as further described in the Product Annex of the Offering Documents.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)

as at 30 September 2018

NOTE 7 - EVENTS OCCURRED DURING THE YEAR

On 16 January 2018, the Trustee and the Manager entered into an Amended and Restated Management Agreement to amend the Original Management Agreement, so the Manager complies with the provisions in relation to the Markets in Financial Instruments Directive II (MiFID II).

Pursuant to the Anti-Money Laundering Regulations (as amended) of the Cayman Islands, the Sub-Fund must designate natural persons to act as its Anti-Money Laundering Compliance Officer, Money Laundering Reporting Officer and Deputy Money Laundering Reporting Officer (the "AML Officer Roles"). The Trustee has ensured that natural persons have been designated to perform the AML Officer Roles in accordance with Cayman Islands law. Registered Unitholders can obtain further information in respect of the AML Officer Roles from the Manager or the Trustee.

NOTE 8 - SUBSEQUENT EVENT

The Final Redemption Date for the Sub-Fund is 31 October 2019. Given the priority of this date to the end of the Sub-Fund's financial year, the Trustee intends to request CIMA to permit an extended period to 30 November 2019 for the Sub-Fund's final audited financial statements.

(2) 【2017年9月30日終了年度】

①【貸借対照表】

豪ドル建満期時元本確保型 d b X - ポールソン・パフォーマンス連動ファンド

(2009－10)

純資産計算書

2017年9月30日現在

	注記	豪ドル	千円
資産			
投資有価証券時価評価額	2	202,401,581	15,981,629
預金	2	170,313	13,448
投資有価証券売却に係る未収金		2,456,377	193,956
本社債に係る未収利息		209,842	16,569
未収預金利息		154	12
資産合計		205,238,267	16,205,614
負債			
代行協会員報酬	3	106,825	8,435
販売会社報酬	3	106,825	8,435
固定報酬	3	80,119	6,326
その他負債		209,842	16,569
負債合計		503,611	39,765
純資産合計		204,734,656	16,165,848
受益証券1口当たり純資産価格		97.03	7,661 円
発行済受益証券口数		2,109,980口	

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド

(2009－10)

損益計算書および純資産変動計算書

2017年9月30日終了年度

	注記	豪ドル	千円
期首現在純資産額		226,807,234	17,908,699
収益			
本社債に係る利息	2	1,254,539	99,058
預金利息		1,993	157
収益合計		1,256,532	99,216
費用			
代行協会員報酬	3	446,940	35,290
販売会社報酬	3	446,940	35,290
固定報酬	3	335,205	26,468
費用合計		1,229,085	97,049
投資による純利益		27,447	2,167
投資有価証券売却による実現純損失	2	(906,644)	(71,589)
実現純損失		(879,197)	(69,421)
投資有価証券に係る未実現評価益（純額）の変動		2,811,403	221,988
運用による純資産の純増加		1,932,206	152,567
資本の変動			
受益証券買戻支払額		(24,004,784)	(1,895,418)
期末現在純資産額		204,734,656	16,165,848

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

豪ドル建満期時元本確保型 d b X - ポールソン・パフォーマンス連動ファンド

(2009－10)

受益証券口数の変動および統計

2017年9月30日終了年度

受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,358,780
発行受益証券口数	—
買戻受益証券口数	(248,800)
期末現在発行済受益証券口数	2,109,980

統計

	2017／9／30	2016／9／30	2015／9／30
純資産価額合計	204,734,656豪ドル	226,807,234豪ドル	258,709,506豪ドル
1口当たり純資産価格	97.03豪ドル	96.15豪ドル	93.56豪ドル

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド**(2009－10)****財務書類に対する注記****2017年9月30日現在****1. 概要**

パラディウム・ジャパン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）に準拠して「ミューチュアル・ファンド」としてケイマン諸島金融庁に登録され、SMPパートナーズ（ケイマン）リミテッド（旧ロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）とドイツ・アセット・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）の間で締結された2006年11月28日付信託証書に基づいて設定されたユニット・トラストである。

2017年9月30日現在、トラストは、以下の3つの運用中のサブ・ファンドを有していた。

1. パラディウム・ジャパン・トラスト－豪ドル建満期時元本確保型ミルバーン・パフォーマンス連動ファンド（2009－02）
2. パラディウム・ジャパン・トラスト－d b X－ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建／豪ドル建／円建）
3. パラディウム・ジャパン・トラスト－豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009－10）

パラディウム・ジャパン・トラストのサブ・ファンド

受託会社と管理会社の間で2009年8月14日付設立証書に従い、受託会社は、ポールソン・ポートフォリオに連動する社債に投資する、パラディウム・ジャパン・トラスト－豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009－10）（以下「サブ・ファンド」という。）を設立し、2009年10月9日に運用を開始した。

本財務書類で使用されている特定の用語は、2006年12月付のトラストの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）および2009年8月14日付のサブ・ファンドに関する商品付属書（以下「商品付属書」といい、英文目論見書とともに「募集関係書類」という。）において定義されており、従って当注記と併せてかかる文書も読まれるべきである。

サブ・ファンドの投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、登録受益者に対して、(i) 募集関係書類の商品付属書に記載の社債の概要に詳述されるポールソン・ポートフォリオに係る元本確保型のレバレッジ戦略の実績に連動するリターン、および(ii) サブ・ファンドの元本確保確定日から（同日を含む。）最終償還日まで（同日を含む。）、当初投資元本の確保を提供することである。

サブ・ファンドは、本社債保有者として、平成28年2月2日時点において、参照指数についてトリガー清算事由⁽¹⁾が発生したと指数計算代理人が判断した旨の通知を、本社債発行会社から受領した。トリガー清算事由が発生した結果、パフォーマンス連動部分は清算されるものとする。つまり、参照指数はゼロクーポン部分および固定クーポン部分のみにより構成されることになる。今後はパフォーマンス連動部分に再配分することはできない。したがって、登録受益者は、ポールソン・ポートフォリオ口座における今後の潜在的なパフォーマンスの改善から利益を得ることができない。

さらに、サブ・ファンドは、本社債保有者として、トリガー清算事由により、現金口座の正味残高が0豪ドルになったと指数計算代理人が判断した旨の通知を、本社債発行会社から受領した。この結果、ゼロクーポン債の購入はなく、よって参照指数のゼロクーポン部分について調整を行わなかった。

本社債についてのトリガー清算事由の発生にもかかわらず、サブ・ファンドは、現在、2019年9月30日（予定債券満期日）まで継続保有する意図である。登録受益者が最終償還日まで受益証券を継続保有するための能力はトリガー清算事由によって今後も影響を受けない。償還日に償還されるまたは買い戻される受益証券を保有する各登録受益者は元本確保の利益を受けることができ、各登録受益者は、元本確保の条件に従って、元本確保額の支払いを受ける。

元本確保証書

サブ・ファンドへの投資のダウンサイド・リスクを制限する目的で、登録受益者の利益のための元本確保証書が、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下「元本確保提供会社」という。）によって締結された。元本確保提供会社は、償還日において保有され、償還または買い戻される各受益証券について、元本確保証書の条項に従い、不足額（もしあれば）を支払うことを、各登録受益者の利益のためにサブ・ファンドに対し撤回不能の形で保証する。

(1)「トリガー清算事由」とは、パフォーマンス連動部分の純資産価額が当初純資産価額の4%以下となった場合を指す。

2. 重要な会計方針

当財務書類は、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。サブ・ファンドが従う重要な会計方針の概要は、以下の通りである。

評価

本社債の評価は、本社債の計算代理人によって報告される公正価格に基づき、受託会社のために管理事務代行会社が公正価格で評価する。公正価格は、予測される将来キャッシュ・フローに基づいて決定される。本社債の公正価格には、直近の金利支払日以後のいかなる経過利息も含まれる。

現金、預金および類似の投資は、経過利息を含めた額面価額で評価される。

サブ・ファンドの会計記録は現在、豪ドル（以下「基準通貨」という。）で維持されている。

収益

本社債に係る利息収益は、現金受取ベースで認識される。収益は、それぞれの源泉徴収税（もしあれば）を差し引いた額で記録される。

投資に係る実現損益

投資取引に係る実現損益は、売却された投資有価証券の平均取得原価に基づいて決定される。

3. 費用および手数料

サブ・ファンドに関連して、以下の報酬が支払われる。

固定報酬

受託会社、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下「ドイツ銀行ロンドン支店」という。）およびドイチェ・アセット・マネジメント（UK）リミテッドの間の更改契約に基づき、2017年9月1日付で、ドイツ銀行ロンドン支店は、サブ・ファンドに関する固定報酬契約に基づくドイツ銀行ロンドン支店の利益、権利および義務の一切をドイチェ・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに譲渡し、ドイチェ・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、これを引き継いだ。

サブ・ファンドのための役務に対し、固定報酬代理人は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.15%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

固定報酬には、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、登録・名義書換代行会社および受託会社の代行会社の各報酬ならびにサブ・ファンドのその他の運用費用が含まれるが、これらに限られない。

販売会社報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、みずほ証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、みずほ証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

管理報酬

サブ・ファンドは管理報酬を支払っていない。

すべての報酬は、設定日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を除く。）まで計算され発生する。

4. 税金

ケイマン諸島においてトラストは課税されないが、投資による収益、キャピタル・ゲインに関し、その他の国々において源泉徴収される税金を負担することがある。

5. 関係会社

サブ・ファンドの関係会社は以下の通りである。

- ー ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー：管理会社
- ー ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・エー：ポートフォリオで保有される本社債発行会社
- ー ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行：アレンジャー（2017年9月1日まで）、固定報酬代理人（2017年9月1日まで）、計算代理人、スワップ取引相手方、購入者、本社債マーケット・メイカー、受託財産モニタリング・エージェント、スワップ計算代理人、指数計算代理人および元本確保提供会社
- ー ドイチェ・アセット・マネジメント（UK）リミテッド：固定報酬代理人（2017年9月1日から）

サブ・ファンドは、本社債発行会社であるドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・エーおよびスワップ取引相手方であり元本確保提供会社であるロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行の信用リスクに晒される。

6. 受益証券の発行および買戻し

サブ・ファンドの受益証券は、募集期間中に当初発行価格で発行された。募集期間終了後は、受益証券は発行されない。

受益証券の買戻しは、募集関係書類の商品付属書の「特別買戻し」に記載される場合を除き、クローズド期間最終日（2010年4月29日）後の最初の価格算出基準日からいずれの価格算出基準日においても行うことができる。各受益証券の買戻価格は、商品付属書に詳述されている通り、関連する評価日に計算される、該当する価格算出基準日現在の1口当たり純資産価格を参照して決定され、かかる1口当たり純資産価格から買戻し手数料を差し引いた金額に相当する。

7. 年度中の発生事象

2017年5月12日、ロイヤル・バンク・オブ・カナダは、カリブ海を拠点とする同社の信託、保管およびファンド管理事業をSMPパートナーズグループに売却し、その結果として、トラストの受託会社に対する所有権および支配権がSMPパートナーズ・グループに移転した。受託会社の所有者変更後、受託会社の名称がロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドからSMPパートナーズ（ケイマン）リミテッドに変更された。

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)**Statement of Net Assets**

as at 30 September 2017

	Note	AUD
ASSETS		
Investment portfolio at fair value	(2)	202,401,581
Cash at bank	(2)	170,313
Amounts receivable on sale of investments		2,456,377
Interest on notes receivable		209,842
Bank interest receivable		154
TOTAL ASSETS		205,238,267
LIABILITIES		
Agent Company fees	(3)	106,825
Distributor fees	(3)	106,825
Fixed fees	(3)	80,119
Other liabilities		209,842
TOTAL LIABILITIES		503,611
TOTAL NET ASSETS		204,734,656
Net Asset Value per Unit		97.03
Number of Units outstanding		2,109,980

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)**Statement of Operations and of Changes in Net Assets
for the year ended 30 September 2017**

	Note	AUD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR		226,807,234
INCOME		
Interest on notes	(2)	1,254,539
Bank interest		1,993
TOTAL INCOME		1,256,532
EXPENSES		
Agent Company fees	(3)	446,940
Distributor fees	(3)	446,940
Fixed fees	(3)	335,205
TOTAL EXPENSES		1,229,085
NET INCOME FROM INVESTMENTS		27,447
Net realised loss on sale of investments	(2)	(906,644)
NET REALISED LOSS		(879,197)
Change in net unrealised gain on investments		2,811,403
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		1,932,206
EVOLUTION OF THE CAPITAL		
Redemption of Units		(24,004,784)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		204,734,656

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)**Changes in the Number of Units and Statistics
for the year ended 30 September 2017****Units**

Number of Units outstanding at the beginning of the year	2,358,780
Number of Units issued	-
Number of Units redeemed	(248,800)
Number of Units outstanding at the end of the year	2,109,980

Statistics**(expressed in AUD)**

	30 September 2017	30 September 2016	30 September 2015
Total Net Asset Value	204,734,656	226,807,234	258,709,506
Net Asset Value per Unit	97.03	96.15	93.56

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2017

NOTE 1 - GENERAL

Palladium Japan Trust (the “Fund”) is a unit trust registered with the Cayman Islands Monetary Authority as a “mutual fund” in accordance with the Mutual Funds Law (as amended) of the Cayman Islands and established pursuant to the trust deed dated 28 November 2006 between SMP Partners (Cayman) Limited (formerly known as Royal Bank of Canada Trust Company (Cayman) Limited) (the “Trustee”) and Deutsche Asset Management S.A. (the “Manager”).

As of 30 September 2017, the Fund has three active Sub-Funds:

1. Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of Millburn Linked Fund (2009-02) (AUD);
2. Palladium Japan Trust - Performance of dbX-Winton Linked Fund (USD/AUD/JPY); and
3. Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD).

Sub-Fund of Palladium Japan Trust

Pursuant to a deed of establishment dated 14 August 2009 between the Trustee and the Manager, the Trustee established Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD) (the “Sub-Fund”), which was launched on 9 October 2009 and which invests in Notes linked to the dbX-Paulson Index.

Capitalised terms used in this document are defined in the offering memorandum for the Fund dated December 2006 (the “Offering Memorandum”) and the product annex relating to the Sub-Fund dated 14 August 2009 (the “Product Annex”) (together the “Offering Documents”), which are therefore to be read in conjunction with these notes.

Investment Objective and Policy of the Sub-Fund

The investment objective of the Sub-Fund is to provide Registered Unitholders with (i) returns linked to the performance of a leveraged principal-protected strategy in respect of the dbX-Paulson Index, as described in more detail in the description of the Notes in the Product Annex of the Offering Documents; and (ii) protection of their initial investment amount from and including the Final Repurchase Date to and including the Final Redemption Date of the Sub-Fund.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)

as at 30 September 2017

NOTE 1 - GENERAL (continued)

Investment Objective and Policy of the Sub-Fund (continued)

The Sub-Fund, in its capacity as a holder of the Notes, received a notice from the Note Issuer that, as at 2 February 2016, the Index Calculation Agent had determined that a Trigger Liquidation Event⁽¹⁾ had occurred in respect of the Reference Index. As a result of the Trigger Liquidation Event, the Levered Index shall be liquidated, meaning that the Reference Index shall consist only of the Zero Coupon Component and the Fixed Coupon Component. As it will no longer be possible to reallocate to the Levered Index, the Registered Unitholders will no longer be able to benefit from any subsequent potential improved performance of the dbX-Paulson Account.

The Sub-Fund, in its capacity as a holder of the Notes, further received a notice from the Note Issuer informing it that the Index Calculation Agent had determined that the Cash Account net balance resulting from the Trigger Liquidation Event equaled to AUD 0. As a result, there was no purchase of zero coupon bonds and accordingly, no adjustment to the Zero Coupon Component of the Reference Index.

Despite the occurrence of the Trigger Liquidation Event in respect of the Notes, the Sub-Fund currently intends to keep holding the Notes until 30 September 2019 (Scheduled Maturity Date). The Registered Unitholders' ability to continue holding their Units until the Final Redemption Date remains unaffected by the Trigger Liquidation Event. Each Registered Unitholder holding a Unit redeemed or repurchased on a Guaranteed Date will benefit from the Guarantee and each such Registered Unitholder, subject to the terms of the Guarantee, will be paid the Guaranteed Amount.

Deed of Guarantee

In order to limit the downside risk of investing in the Sub-Fund, a Deed of Guarantee for the benefit of the Registered Unitholders was entered into by Deutsche Bank AG, acting through its London Branch (the "Guarantor"). The Guarantor irrevocably guarantees to the Sub-Fund for the benefit of each Registered Unitholder the payment of the Shortfall, if any, in respect of each Unit held at and redeemed or repurchased on a Guaranteed Date, subject to the terms of the Deed of Guarantee.

(1) "Trigger Liquidation Event" means an event where the net asset value of the Levered Index is ever lower than or equal to 4% of the initial net asset value of the Levered Index.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)

as at 30 September 2017

NOTE 2 - SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Sub-Fund.

Valuation

The Notes are valued at fair value by the Administration Agent on behalf of the Trustee based on the fair value reported by the Note Calculation Agent. The fair value is determined on the basis of expected future cash flows. The fair value of the Notes includes any interest accrued since the last interest payment date.

Cash, deposits and similar investments are valued at their face value (together with accrued interest).

At present, the accounting records of the Sub-Fund are maintained in AUD (“the base currency”).

Income

Interest income on Notes is recognised on a cash receipts basis. Income is recorded net of respective withholding taxes, if any.

Realised gain/(loss) on investment

Realised gain/(loss) on investment transactions are determined on the basis of the average cost of investments sold.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)

as at 30 September 2017

NOTE 3 - EXPENSES AND CHARGES

The following fees are payable in relation to the Sub-Fund:

Fixed Fee

Pursuant to a novation agreement between the Trustee, Deutsche Bank AG, acting through its London Branch ("DBAGL") and Deutsche Asset Management (UK) Limited ("DeAM UK"), and with effect from 1 September 2017, DBAGL transferred, and DeAM UK assumed, all of DBAGL's interests, rights and obligation in, to and under the Fixed Fee Agreement in relation to the Sub-Fund.

For its services to the Sub-Fund, the Fixed Fee Agent is entitled to a fee of 0.15% per annum on the Principal Amount of the outstanding Units as of each Transaction Day, calculated in accordance with the Fee Calculation Basis and accrued monthly, and paid out of the assets of the Sub-Fund quarterly in arrears on each Fee Payment Date.

Fixed Fee includes, but is not limited to, the remuneration to be paid to the Trustee, the Administration Agent, the Custodian, the Registrar, the Transfer Agent and the Trustee's Agent, and other operating expenses of the Sub-Fund.

Distributor Fee

For its services to the Sub-Fund, Mizuho Securities Co., Ltd (the "Distributor") is entitled to a fee of 0.20% per annum on the Principal Amount of the outstanding Units as of each Transaction Day, calculated in accordance with the Fee Calculation Basis and accrued monthly, and paid out of the assets of the Sub-Fund quarterly in arrears on each Fee Payment Date.

Agent Company Fee

For its services to the Sub-Fund, Mizuho Securities Co., Ltd (the "Agent Company") is entitled to a fee of 0.20% per annum on the Principal Amount of the outstanding Units as of each Transaction Day, calculated in accordance with the Fee Calculation Basis and accrued monthly, and paid out of the assets of the Sub-Fund quarterly in arrears on each Fee Payment Date.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)
as at 30 September 2017

NOTE 3 - EXPENSES AND CHARGES (continued)

Management Fee

No Management Fee is payable by the Sub-Fund.

All fees are calculated and accrued from and including the Launch Date to but excluding the Final Repurchase Date.

NOTE 4 - TAX

Although the Fund is not subject to tax in the Cayman Islands, the Fund may be liable for any taxes, which may be withheld at source in other countries in respect of income or capital gains derived from its investments.

NOTE 5 - RELATED PARTIES

Related parties to the Sub-Fund are:

- Deutsche Asset Management S.A., being the Manager;
- Deutsche Bank Luxembourg S.A., being the issuer of the Notes held in the Portfolio;
- Deutsche Bank AG, acting through its London Branch, being the Arranger (until 1 September 2017), the Fixed Fee Agent (until 1 September 2017), the Note Calculation Agent, the Swap Counterparty, the Purchaser, the Note Market Maker, the Fiduciary Assets Monitoring Agent, the Swap Calculation Agent, the Index Calculation Agent and the Guarantor.
- Deutsche Asset Management (UK) Limited (from 1 September 2017), being the Fixed Fee Agent.

The Sub-Fund is exposed to the credit risk of the Note Issuer which is Deutsche Bank Luxembourg S.A. and of the Swap Counterparty and Guarantor which is Deutsche Bank AG, acting through its London Branch.

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Notes to the Financial Statements (continued)
as at 30 September 2017

NOTE 6 - OFFERING AND REDEMPTION OF UNITS

Units of the Sub-Fund were offered during the Offering Period at the Initial Issue Price. Following the expiry of the Offering Period, no Units were issued.

Repurchase of Units is possible on each Transaction Day starting on the first Transaction Day following the last day of the Lock-Up Period (29 April 2010), except as provided under “Extraordinary Repurchase” in the Product Annex of the Offering Documents. The Repurchase Price of each Unit will be determined by reference to the Net Asset Value per Unit as at the relevant Transaction Day as calculated on the related Valuation Day, and will be equal to such Net Asset Value per Unit minus the Repurchase Charge, as further described in the Product Annex of the Offering Documents.

NOTE 7 - EVENTS OCCURRED DURING THE YEAR

On 12 May 2017 Royal Bank of Canada sold its Caribbean-based Trust, Custody and Fund Administration businesses to SMP Partners Group and as a consequence ownership and control of the Fund's Trustee transferred to the SMP Partners Group. Following the change of ownership of the Trustee the Trustee's name was changed from Royal Bank of Canada Trust Company (Cayman) Limited to SMP Partners (Cayman) Limited.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成31年1月末日現在）

	豪ドル（IVを除く。）	千円（IVおよびVを除く。）
I 資産総額	186,082,886	14,693,105
II 負債総額	110,398	8,717
III 純資産総額（I－II）	185,972,488	14,684,388
IV 発行済口数	1,875,880口	
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	99.14	7,828円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関 RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、エシュスールアルゼット、L-4360、ポルト・デ・フランス14番

疑義を回避するため記載すると、券面は名義書換機関により発行されない。

実質受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外の受益者については本人の責任で行う。

名義書換の費用は、日本における受益証券の名義書換について、トラスト、サブ・ファンドまたは名義書換機関により徴収されない。日本における販売会社に対して受益証券の名義書換を希望する実質受益者は、当該名義書換に関して適用ある報酬および手数料（もしあれば）について、日本における販売会社に直接確認する必要がある。

（ロ）受益者等に対する特典

該当事項なし。

（ハ）受益証券の譲渡制限の内容

該当事項なし。

（ニ）受益者集会

信託証書は、受託会社による21日以上前の通知によりまたはサブ・ファンドの受益者集会が招集される旨規定している。受益者集会の通知は、登録受益者に郵送またはファックスされる。

代理人を任命することもできる。受益者集会の定足数は、出席登録受益者および代理出席による受益証券口数の10%以上（ただし、特別決議として提案された決議については25%）である。定足数に満たない場合、受益者集会は15日以上延期される。いかなる延期された受益者集会についても通知が別途なされ、登録受益者数または受益証券の総数にかかわらず、開催される延期された集会には、定足数を形成する。

特別決議は、特定目的のため信託証書により要求されており、しかるべく提案された決議は、議決権総数の75%の多数により可決される。

全体としてのトラストに関する事項は、全登録受益者により決定される。サブ・ファンドに関する事項は、かかるサブ・ファンドの受益証券を保有する登録受益者により決定される。

登録受益者は、いつでも、すべての事項に関し、受益者集会の代わりに、必要な比率の受益証券を保有する登録受益者の署名のある書面による同意により行為することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本の額は、平成30年12月末日現在、30,677,400ユーロ（約38億円）で、1株511.29ユーロ（約63,988円）のクラスA記名株式30,000株およびクラスB記名株式30,000株を発行済である。過去5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

管理会社のマネジメントには、経営委員会（Vorstand）と監督委員会（Aufsichtsrat）がある。経営委員会は管理会社の日々の運営を担い、監督委員会に指名された2名以上のメンバーで構成され、その任期は最長6年（再任の可能性のある。）である。

経営委員会は、義務づけられている場合、またはメンバーのうち1名の要求があった場合に開催される。経営委員会の定足数は、メンバーの過半数である。決議は過半数の投票により行われ、可否同数の場合には、議長が可否を決する。また、経営委員会は、書面決議の方法により決議を行うこともでき、この場合経営委員会のメンバー全員の署名が必要である。

経営委員会は、管理会社を代理して行為する最大の権限を授与されている。経営委員会は、管理会社の日々の運営を、監督委員会のメンバーか否かにかかわらない1名または複数の個人に委託することができる。

監督委員会は、経営委員会の監視および監督を行い、株主総会に選任された3名以上のメンバーで構成され、その任期は最長6年（再選の可能性のある。）である。

監督委員会は、年に3回以上、義務づけられている場合、またはメンバーのうち1名の要求があった場合に開催される。監督委員会の定足数は、メンバーの過半数である。決議は過半数の投票により行われ、可否同数の場合には、議長が可否を決する。また、監督委員会は、書面決議の方法により決議を行うこともでき、この場合監督委員会のメンバー全員の署名が必要である。

本書の日付現在、経営委員会および監督委員会のメンバーは以下の通りである。

経営委員会

マンフレッド・パウワー（議長）

ナタリー・ボシュ

バーバラ・スコッツ

監督委員会

ホルガー・ナウマン（議長）

マティアス・リールマン

ステファン・クロイツカム

ニコラウス・フォン・ティッペルスキルヒ

クレア・ルイーゼ・ピール

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグ法に基づく公開有限責任会社であり、DWSグループおよびドイツ銀行グループのメンバーである。同社は、ルクセンブルグおよびアイルランドにおいて承認されている投資信託の既存の管理会社である。管理会社は、2010年ルクセンブルグ投信法第15章に従って、UCITS管理会社として、また、AIFM法第2章に従って、オルタナティブ投資ファンド運用会社として行為する権限を有する。

疑義を避けるために付言すると、サブ・ファンドに関連するその他すべての業務提供者に変更はない。さらに、サブ・ファンドの受益証券に付随する権利またはサブ・ファンドに関連する投資条件もしくは手数料も変更ない。

管理会社の目的については、定款およびルクセンブルグ投信法が法律上の枠組みを定めており、これには投資ファンドの管理業務が含まれている。

平成30年12月末日現在、管理会社は以下の投資ファンドを管理および運営している。

	設立国	種類	本数	純資産価額の合計 (単位：ユーロ)
1	ルクセンブルク	会社型ファンド－2010年 12月17日法第一部	20（318本のサブ・ ファンドを含む。）	120,278,663,513.44
2	ルクセンブルク	会社型ファンド－2010年 12月17日法第二部	2（2本のサブ・ ファンドを含む。）	179,782,253.01
3	ルクセンブルク	契約型ファンド－2010年 12月17日法第一部	47（65本のサブ・ ファンドを含む。）	41,917,601,855.31
4	ルクセンブルク	契約型ファンド－2010年 12月17日法第二部	8（8本のサブ・ ファンドを含む。）	450,515,128.26
5	ルクセンブルク	専門投資信託 (会社型または契約型)	9（11本のサブ・ ファンドを含む。）	12,554,117,908.23
6	ケイマン諸島	契約型ファンド	1（3本のサブ・ ファンドを含む。）	148,323,435.21
7	アイルランド	会社型ファンド	2（60本のサブ・ ファンドを含む。）	37,370,385,478.81
8	フランス	契約型ファンド	1（1本のサブ・ ファンドを含む。）	532,419,242.87

管理会社の業務上の責任のリスク

AIFMとしての活動から発生する業務上の過失に起因する潜在的な業務上の責任のリスクに備えるために、管理会社は、自身が運用するAIFのポートフォリオの価値の0.01%以上に相当する追加の自己資金を保有する。追加の自己資金の要件は、年次ベースで再計算される。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成31年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝125.15円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位：千ユーロおよび百万円)

	2017年		2016年	
	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
資産				
A. 未払払込資本金	0	0	0	0
I. 未請求払込資本金	0	0	0	0
II. 未払請求済払込資本金	0	0	0	0
B. 設立費用および規模拡大費用	0	0	0	0
C. 固定資産	2,058	258	5,486	687
I. 無形固定資産	1,491	187	5,040	631
1. 研究開発費用	0	0	0	0
2. 以下の営業許可、特許、ライセンス、商標およびそれらに類する権利および資産	1,491	187	5,040	631
a) 変動対価で取得され、C. I. 3により表示不要なもの	1,491	187	5,040	631
b) 当社が創出したもの	0	0	0	0
3. 変動対価で取得された営業権	0	0	0	0
4. 事前支払金および無形固定資産仮勘定	0	0	0	0
II. 有形固定資産	567	71	446	56
1. 土地および建物	0	0	0	0
2. プラントおよび機械	0	0	0	0
3. その他の什器備品、工具および機器	567	71	446	56
4. 事前支払金および有形固定資産仮勘定	0	0	0	0
III. 金融固定資産	0	0	0	0
1. 関係会社株式	0	0	0	0
2. 関係会社に対する債権	0	0	0	0
3. 株式持分	0	0	0	0
4. 当社が参加持分により連動する企業に対する債権	0	0	0	0
5. 固定資産として保有する有価証券	0	0	0	0
6. その他の貸付金	0	0	0	0
D. 流動資産	1,681,094	210,389	1,832,001	229,275
I. 棚卸資産	0	0	0	0
1. 原材料および消耗品	0	0	0	0
2. 仕掛品	0	0	0	0
3. 完成品および商品	0	0	0	0
4. 事前支払金	0	0	0	0

	2017年		2016年	
	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
II. 債権	622,713	77,933	621,775	77,815
1. 売掛金	142,008	17,772	192,227	24,057
a) 1年以内期限到来金額	142,008	17,772	192,227	24,057
b) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
2. 関係会社に対する債権	16,589	2,076	16,172	2,024
a) 1年以内期限到来金額	16,589	2,076	16,172	2,024
b) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
3. 当社が参加持分により連動する企業に対する債権	0	0	0	0
a) 1年以内期限到来金額	0	0	0	0
b) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
4. その他の債権	464,116	58,084	413,376	51,734
a) 1年以内期限到来金額	457,371	57,240	406,795	50,910
b) 1年超期限到来金額	6,745	844	6,581	824
III. 有価証券	47,380	5,930	23,840	2,984
1. 関係会社株式	0	0	0	0
2. 自己株式	0	0	0	0
3. その他の譲渡可能証券	47,380	5,930	23,840	2,984
IV. 預貯金、小切手および手元現金	1,011,001	126,527	1,186,386	148,476
E. 前払金	11,595	1,451	15,632	1,956
資産合計	1,694,747	212,098	1,853,119	231,918
負債				
A. 資本金および準備金	540,972	67,703	465,787	58,293
I. 払込資本金	30,677	3,839	30,677	3,839
II. プレミアム	0	0	0	0
III. 再評価準備金	0	0	0	0
IV. 準備金	244,303	30,575	232,803	29,135
1. 法定準備金	3,068	384	3,068	384
2. 自己株式のための準備金	0	0	0	0
3. 定款に規定された準備金	0	0	0	0
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	241,235	30,191	229,735	28,751
a) その他の利用可能な準備金	176,997	22,151	158,646	19,855
b) その他の利用不可能な準備金	64,238	8,039	71,089	8,897
V. 前期繰越損益	10,694	1,338	0	0
VI. 当期損益	255,298	31,951	202,307	25,319
VII. 中間配当金	0	0	0	0
VIII. 設備投資補助金	0	0	0	0
B. 引当金	414,407	51,863	412,108	51,575
1. 年金および類似債務に関する引当金	4,764	596	3,670	459
2. 法人税等引当金	95,454	11,946	2,087	261
3. その他の引当金	314,189	39,321	406,351	50,855

	2017年		2016年	
	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
C. 負債	739,368	92,532	975,224	122,049
1. 社債	0	0	0	0
a) 転換ローン	0	0	0	0
i) 1年以内期限到来金額	0	0	0	0
i i) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
b) 非転換ローン	0	0	0	0
i) 1年以内期限到来金額	0	0	0	0
i i) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
2. 信用機関に対する債務	3,993	500	9,793	1,226
a) 1年以内期限到来金額	3,069	384	4,736	593
b) 1年超期限到来金額	924	116	5,057	633
3. 棚卸資産から明確に控除されない注文による 事前支払金	0	0	0	0
a) 1年以内期限到来金額	0	0	0	0
b) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
4. 買掛金	32,200	4,030	33,311	4,169
a) 1年以内期限到来金額	32,200	4,030	33,311	4,169
b) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
5. 未払手形	0	0	0	0
a) 1年以内期限到来金額	0	0	0	0
b) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
6. 関係会社に対する債務	209,985	26,280	469,124	58,711
a) 1年以内期限到来金額	209,985	26,280	469,124	58,711
b) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
7. 参加持分に連動する企業に対する債務	0	0	0	0
a) 1年以内期限到来金額	0	0	0	0
b) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
8. その他の債務	493,190	61,723	462,996	57,944
a) 税務当局に対する債務	7,366	922	10,076	1,261
b) 社会保険機関に対する債務	345	43	349	44
c) その他の負債	485,479	60,758	452,571	56,639
i) 1年以内期限到来金額	485,479	60,758	452,571	56,639
i i) 1年超期限到来金額	0	0	0	0
D. 繰延収益	0	0	0	0
負債合計	1,694,747	212,098	1,853,119	231,918

注記は年次財務書類の必要不可欠な一部である。

（２）【損益計算書】

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2017年12月31日終了年度

（単位：千ユーロおよび百万円）

	2017年		2016年	
	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
1. 純売上高	1,118,123	139,933	1,083,318	135,577
2. 完成品および仕掛品に関する在庫変動	0	0	0	0
3. 固定資産仮勘定	0	0	0	0
4. その他の営業収益	185,208	23,179	108,607	13,592
5. 原材料および消耗品ならびにその他の外部費用	(931,070)	(116,523)	(893,076)	(111,768)
a) 原材料および消耗品	0	0	0	0
b) その他の外部費用	(931,070)	(116,523)	(893,076)	(111,768)
6. 人件費	(14,673)	(1,836)	(11,858)	(1,484)
a) 賃金および給料	(12,752)	(1,596)	(10,333)	(1,293)
b) 社会保障費	(1,899)	(238)	(1,493)	(187)
i) 年金給付	(673)	(84)	(344)	(43)
i i) その他の社会保障費用	(1,226)	(153)	(1,149)	(144)
d) その他の人件費	(22)	(3)	(32)	(4)
7. 評価調整	(3,846)	(481)	(2,385)	(298)
a) 設立および規模拡大に関する費用ならびに無形固定資産 および有形固定資産の評価調整額	(3,846)	(481)	(2,385)	(298)
b) 流動資産に関する評価調整額	0	0	0	0
8. その他の営業費用	0	0	0	0
9. 参加持分からの収益	0	0	0	0
a) 関連会社からの収益	0	0	0	0
b) 参加持分によるその他の収益	0	0	0	0
10. 固定資産として保有するその他の有価証券および 債権からの収益	1,661	208	525	66
a) 関連会社からの収益	0	0	0	0
b) a) に含まれないその他の収益	1,661	208	525	66
11. その他の未収利息および類似の収益	146	18	197	25
a) 関連会社からの収益	146	18	197	25
b) その他の未収利息および類似の収益	0	0	0	0
12. 持分法に基づく利益の一部	0	0	0	0
13. 固定資産として保有する金融資産および有価証券に関する 評価調整額	104	13	(48)	(6)
14. 未払利子および類似の費用	(3,951)	(494)	(550)	(69)
a) 関連会社への費用	(3,921)	(491)	(517)	(65)
b) その他の未払利子および類似の費用	(30)	(4)	(33)	(4)
15. 法人税	(95,914)	(12,004)	(82,298)	(10,300)
16. 税引後収益	255,788	32,012	202,432	25,334
17. 上記項目1から16に含まれないその他の税金	(490)	(61)	(125)	(16)
18. 当期損益	255,298	31,951	202,307	25,319

注記は年次財務書類の必要不可欠な一部である。

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2017年12月31日終了年度

一般情報

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー（以下「当社」という。）は、ルクセンブルグにおいて1987年4月15日に、ルクセンブルグ法における株式会社として期限を定めずに設立された。ルクセンブルグ地方裁判所にて、B 25 754の番号で登記されている。

当社の登記上の本社は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ 1115、コンラ・アデヌール通り2番に設置されている。

当社の事業年度は、毎年1月1日に開始し12月31日に終了する。

当社の目的は、投資信託に関するルクセンブルグ2010年12月17日法、専門投資信託に関する2007年2月13日法、およびオルタナティブ投資ファンドの運用会社に関するルクセンブルグ2013年7月12日法（各法は、それぞれその後の改正を含む。）に準拠した投資信託およびオルタナティブ投資ファンドの設定および管理運用である。当社は、かかる投資信託およびオルタナティブ投資ファンドの受益証券の販売および運用管理を促進するために必要または有益な行為すべてをなすことができるとともに、ルクセンブルグ大公国の法規制を満たす範囲で、自らの利益を促進するまたはその他自社の事業目的にとって有用もしくは有利なあらゆる事業取引を遂行し、かつあらゆる手段を講じることができる。

また、当社は以下の業務を提供することができる。

- ・ 投資家からの運用委託に従った裁量の範囲での個々のポートフォリオの個別の管理運用（ただし、対象となるポートフォリオは、金融商品に関する1993年4月5日改正法別紙IIセクションBに列記される金融商品の一つ以上含むものとする。）。
- ・ さらに、補助的業務として、上記の金融商品に関する投資助言ならびに投資信託の受益証券の保管および専門的管理運用。

当社は、投資信託に関する2010年12月17日法第15章第101条に準拠する管理会社およびオルタナティブ投資ファンドの運用会社に関する2013年7月12日改正法第6条に準拠するオルタナティブ投資の運用会社として事業活動を行うために必要とされる規制上の認可を得ている。

当社は、ルクセンブルグの投資家補償制度（Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg、以下「SIIL」という。）の会員であり、投資信託に関する2010年12月17日法第101条第3項（その後の改正を含む。）の適用を受ける特定のサービス（ポートフォリオの個別管理、特定の金融商品に関連する投資助言サービスおよび資産の保管）に関しては、信用機関および証券会社の解散、再編成および清算ならびに投資家への預金保険および投資家補償制度に関する2015年12月18日法（以下「2015年12月18日法」という。）の規定の対象となる。

SIILの各会員に関して、保険事故が発生した場合の年次債務は、自己資本の5%に制限される（「事後手続」）。「SIIL」は、2015年12月18日法第195条第2項に規定する例外を除き、未払いの金融商品または顧客が所有するが会員が投資取引の枠内で顧客のために管理する金融商品に関して支払を行うことができない場合、または顧客が所有するが会員が保有または管理する金融商品を払い戻すことができない場合、証券取引による投資家の債権20,000ユーロ（投資家補償）を保証する。すべての顧客は会員とともに保有する金融商品の所有者であり続けるため、かかる金融商品は、会員の資産プールに含まれない。これは、当該顧客がかかる金融商品について直接請求権を行使できることを意味する。

投資家補償制度は、自然人のみならず、商業登記および会社登記ならびに会計実務および年次財務書類に関する2002年12月19日法（その後の改正を含む。）に従って、その規模のために要約貸借対照表を作成することが認められているルクセンブルグまたは他の欧州連合加盟国の法令に基づく会社、ならびに欧州連合加盟国の法令により同等の規模とされる会社を対象とする。

当社が所属するグループ

フランクフルト・アム・マイン所在のドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbH（以下「De AM・インベストメントGmbH」という。）およびルクセンブルグ所在のドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーが2017年4月30日まで当社の株主で、その持株比率は同等であった。両社とも、ドイチェ・バンク・アー・ゲー（本社：フランクフルト・アム・マイン）の関連企業である。

2010年11月15日付の信託契約に従い、De AM・インベストメントGmbHの全株式は、ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーが同社の名義で、De AM・インベストメントGmbHの勘定およびリスクにおいて管理していた。当該信託契約は、2017年4月30日に終了した。ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーは、2017年5月1日を効力発生日として、その保有する株式をドイチェ・バンク・アー・ゲーの関連企業であるDWSグループ・エス・イー（旧ドイチェ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・イー・フランクフルト・アム・マイン）（以下「DWSグループ・エス・イー」という。）に売却した。したがって、De AM・インベストメントGmbHおよびDWSグループ・エス・イーは、2017年5月1日から同等の株主となった。

ルクセンブルグ法の規定に基づき、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーは、2017年度の連結財務書類およびグループ業務報告書の作成義務を免除されている。同法に準拠し、本年次財務書類は、株主総会における承認を目的とした非連結ベースで株主に提示されることになる。

2017年12月31日現在の当社の年次財務書類は、ドイチェ・バンク・アー・ゲーの連結年次財務書類（最大の企業グループ（当社は子会社として所属）のグループ年次財務書類を記載している。）に組み込まれている。当該年次連結財務書類は、ドイツ連邦官報である電子Bundesanzeigerを通じてドイツにおいて公示され、該当するルクセンブルグの登録簿に収められる予定である。

当社はさらに、2018年上半期に予定されている新規株式公開（IPO）および関連する目論見書の作成を見越して、2017年12月31日付で、子会社として当社に属する会社の中で最小のグループを形成するDWSグループ・エス・イー（ドイツのフランクフルト・アム・マインに登録事務所を有する。）の連結年次財務書類に含まれる予定である。

貸借対照表の作成および評価方法

作成基準

当年次財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件およびルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成され、取得原価主義の会計原則が考慮されている。金融商品および／または特定の資産カテゴリーに関する公正価値オプションは適用されなかった。

会計方針および評価規則は、ルクセンブルグにおいて適用される法令要件の規定、特に商業登記および会社登記ならびに会計実務および年次財務書類に関する2002年12月19日法および商事会社に関する1915年8月10日法（それぞれその後の改正を含む。）に従って決定された。

当年次財務書類作成時に、重大な見積りが行われた。経営委員会は、合理的な商業上の判断に従って会計方針および評価規則を適用しなければならない。仮定の変更は、変更が行われた事業年度における年次財務書類に重大な影響をおよぼす可能性がある。経営委員会は、前提となっている仮定が適切であると考え、したがって、当年次財務書類は当社の財政状態および損益勘定を真実かつ公正に表示しているものと考えている。

当社は、翌事業年度の財政状態に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行った。見積りおよび判断は、常に改善され、かつ、過去の経験に基づき、また特定の経歴に対して適切と思われる将来の事象に関する期待等のその他の要因に基づくものである。

重要な会計方針および評価規則

適用される会計方針および評価規則は、企業活動の継続を前提とする。

重要な会計方針および評価規則には、特に以下のものを含む。

外貨換算

当社は、自社の帳簿記録をユーロで維持している。ユーロ以外の通貨建てのすべての取引は、各取引時の実勢為替レートに基づきユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建ての固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日においても、これらの固定資産は通常、取得時の為替レートで換算されたままとなる。

現金および預金は、貸借対照表日の実効為替レートで換算される。その結果発生する為替差損益は、当該事業年度の損益計算書に計上される。

外貨建てのその他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートの仲値に基づき当該資産および負債の低価もしくは高価な方を用いて個別に換算される。したがって、実現および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は通常、実現時に損益計算書に計上される。

未決済の為替先渡取引は、貸借対照表日において、満期までの残存期間に対応する先渡レートを使用して換算され、予期される損失に対しては引当金が計上される。

無形資産

無形資産は、付随費用を含む購入価格または減価償却累計額・評価減控除後製造原価で評価される。調整を行う理由が存在しなくなった場合、この調整は継続されない。

無形資産は、耐用年数（現在は8年）にわたり定額法を用いて償却される。

有形資産

有形資産は、付随費用を含む購入価格で評価される。

器具・備品は、耐用年数にわたり定額法を用いて償却される（年率10%から25%の間で異なる償却率）。少額資産（購入価格・製造原価が870ユーロ以下、または通常の耐用年数が1年未満）は、当該事業年度の損益計算書に直接費用計上される。

有形資産に永続的な価値の下落があると当社が見なす場合、その損失を反映するために更なる評価減が計上される。評価調整を行う理由が適用されなくなった場合、この評価調整は継続されない。

金融資産

当社が参加持分を保有する関係会社の株式、これらの会社に対する債権、および固定資産として保有する有価証券または貸付金は、取得関連費用を含む原価または額面価格（売掛金および貸付金）で評価される。

経営委員会が永続的な価値の下落があると判断した場合、当該固定資産に関して評価調整が行われ、貸借対照表日現在における評価額を引き下げる。調整を行う理由が存在しなくなった場合、この調整は継続されない。

債権

債権は、額面価額で評価される。債権の回収に懸念が生じる場合、または債権の回収可能見積額が額面価額を下回る場合、評価調整がなされる。回収可能額は、当社の経営委員会が入手する情報を基に見積もられる。価額調整を行う理由が存在しなくなった場合、この調整は継続されない。

譲渡可能証券

譲渡可能証券は、年次財務書類が作成される通貨で表示された、付随費用を含む加重平均価格に基づいて算出される取得原価または市場価格のいずれか低い方の価額で評価される。市場価格が取得原価を下回っている場合、評価調整が計上される。調整を行う理由がなくなった場合、この調整は継続されない。

市場価格の決定：

- 証券取引所に上場している、またはその他の組織的な市場で取引されている譲渡可能証券は、評価日直近の入手可能な価格で評価される。
- 証券取引所に上場していない、またはその他の組織的な市場で取引されていない譲渡可能証券、および証券取引所に上場している、またはその他の組織的な市場で取引されているものの、直近の入手可

能な価格が代表的な値ではない有価証券は、経営委員会が保守的かつ誠実に見積った推定売却価格で評価される。

繰延資産および前払費用

前払費用および未収収益には、翌事業年度に関連するが当該事業年度に支払が発生した費用が含まれる。未払費用および繰延収益には、翌事業年度に関連するが当該事業年度中に受領した収益が含まれる。

引当金

引当金は、貸借対照表日現在における、過去の事由により発生した他の当事者に対する損失または認識可能な法的義務もしくは推定的義務に備えるためのものである。ただし、その性質は正確に決定されており、貸借対照表日現在において可能性が高いもしくは確実であるものの、金額または発生時期が未確定であり、将来的に資産の流出に繋がる可能性が高いものとする。引当金は、合理的な商業上の判断の下で決定される評価額で計上される。

年金およびその他の類似債務に関する引当金

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーは、従業員に対し、年金の提供を誓約した。企業負担年金給付のうち、一部は事業主により直接保証され（従業員拠出型確定給付退職年金）、一部は直接保険から支払われた（バイオメトリック・リスク）。法的要求に従って、バイオメトリック・リスクはルクセンブルグの保険業者に外部委託された。

バイオメトリック・リスクに係る支払について、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーが直接保険制度に対し拠出額を超えて支払を行う法律上の義務または契約上の義務を有していない場合で、当該直接保険制度が従業員の請求に応えるための十分な資産を有していないときに、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーは当該直接保険制度に対して定期的に拠出を行う。当該拠出は、支払が行われた事業年度の費用として表示される。

貸借対照表上に表示される確定給付退職年金の債務は、ユーロ建てであり、かつ、貸借対照表日付における将来支払金の数値計算上の現在価値に相当する。当該債務は、ルクセンブルグ社会保険庁

(Inspection Générale de la Sécurité Sociale) に提出され、かつ、職域年金制度に関する1999年6月8日法ならびに同法を補足する様々な通達および規制（特に2001年1月15日大公国規則）の規定に基づき作成された資金計画に従って決定された。

法人税等引当金

各年度につき計算される当社の税金費用に対応する法人税に関する引当金は、ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーを親会社として存続する連結納税グループに鑑み、「法人税等引当金」に計上される。他方、当該引当金は、昨年2016年12月31日までドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー（子会社）およびドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（親会社）の間で存続した連結納税グループを背景に、「関係会社に対する債務」に計上された。前払金は、貸借対照表の資産の部「その他の債権」に計上される。

負債

負債は、「高値評価原則」に従って返済すべき金額で評価される。

負債について返済すべき金額が受け取った金額を上回る場合、その差額は資産として認識され、負債の期間にわたって定額法または実効金利法によって毎年償却される。

純売上高

純売上高とは、当社の通常の事業活動における典型的なサービスの販売による収益から、売上に直接関連する付加価値税およびその他の税金を差し引いたものを指す。

固定資産

無形資産および有形資産

無形資産および有形資産の推移は以下のとおりである。

固定資産の変動

(単位：千ユーロ)	取得原価 2017年 1月1日	増加	処分	減価償却 累計額*	帳簿価額 (純額) 2017年 12月31日	帳簿価額 (純額) 2016年 12月31日	当期 価格調整
無形固定資産							
営業許可、特許、ライセンス、商標およびそれらに類する権利および資産	20,153	—	—	18,662	1,491	5,040	3,549
有形固定資産							
その他の什器備品、工具および機器	14,690	419	—	14,542	567	446	297
金融固定資産							
関係会社株式	0	—	—	0	0	0	—
合計	34,843	419	—	33,204	2,058	5,486	3,846

* 無形資産ならびに有形資産について、評価調整は予定された減価償却および減損処理を含む。

無形資産は、すでに全額償却済みであるIT処理プラットフォームおよび第三者から取得したアイルランド法に基づく2つのマネー・マーケット・ファンドの2011年における買収に関連して発生した資本支出により構成される。これら2つのマネー・マーケット・ファンドは、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーがプロモーターとして法人顧客に販売を行っている法的に独立したアイルランドのマネー・マーケット・ファンドと併合された。当該項目のために決定され適用される償却期間は、耐用年数の8年に相当する。本報告対象年度の評価調整2,178千ユーロは予定された減価償却によるものであり、1,371千ユーロは減損によるものである。

金融固定資産

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーは、以下の会社の最低20%株式を保有しているか、または無限責任株主である。

会社名	登記場所	議決権株式 保有率	貸借対照表日における会社持分／ 純資産* (単位：米ドル)	前事業年度の損益* (単位：米ドル)
DBファンド（モーリシャス）リミテッド	モーリシャス、 ポート・ルイス	100.0	142,595,014	(16,755,041)

* 2016年12月31日現在の監査済年次財務書類に基づいている。

ファンドの形式で設計されているDBファンド（モーリシャス）リミテッドの目的は、さまざまな会社資産をインドに投資することである。無議決権株式は、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーが管理しているミューチュアル・ファンドであるDWSインディアが保有している。ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーの議決権株式には、当該ファンドの会社資産の増価に関する権利は含まれていない。

モーリシャスにおける税法の変更に伴い、DBファンド（モーリシャス）リミテッドの投資資本は、DWSインディアに戻された。その結果、DBファンド（モーリシャス）は、2017年12月31日の報告日付でいかなる重要事業も行っていない。DBファンド（モーリシャス）は、2018年中に清算される予定である。

DBファンド（モーリシャス）リミテッドの株式の帳簿価額は、2米ドルのままである。

流動資産

売掛金

124,688千ユーロのファンドの管理報酬に加えて、売掛金は、主として12,101千ユーロにのぼる投資口座の管理事務に対する手数料および報酬、ならびに第三者投資会社のファンドの販売に係る報酬5,062千ユーロからなる。

関係会社に対する債権

関係会社に対する債権は、売上のグループ割当てに係る債権7,751千ユーロ、ITサービスのグループ内割当てに係る6,728千ユーロ、ならびにその他の割当ておよび払戻しに係る2,110千ユーロに関するものである。

関係会社に対する債権986,753千ユーロは、預金に計上されている。

その他の債権

その他の債権は、主として未決済有価証券取引457,363千ユーロ（前事業年度：406,208千ユーロ）および年金資産運用のための前払金6,745千ユーロで構成されている。

譲渡可能証券

その他の譲渡可能証券は、主としてドイチェ・バンク・グループが管理運用している投資信託の受益証券によるものである。貸借対照表日現在の未実現利益は2,092千ユーロ（前事業年度：1,551千ユーロ）である。

繰延資産および前払費用

前払費用は、主としてドイツのフランクフルト・アム・マインの主要販売パートナーとの戦略的提携を継続するために10年間分の報酬を2015年中に前払いしたもの（10,293千ユーロ）と、日本で販売されたドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーのファンドにつき2013年に支払われ、5年間で配分された販売手数料（1,302千ユーロ）に係るものである。

資本

資本金

全額払込済みの資本金は30,677千ユーロのままであり、それぞれ1株当たり額面価格511.29ユーロのクラスA記名株式30,000株およびクラスB記名株式30,000株からなる。

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が払込資本金の10%に達するまで年間純利益の少なくとも5%を法定準備金として事前に積み立てすることを要求される。この準備金を分配することはできない。

法定準備金は前年度と同額の3,068千ユーロであり、これは払込資本金の10%の法定必要最低額を満たしている。

公正価値準備金を含むその他の準備金

2016年度利益の処分に関する経営委員会の提案に従って、当社は、第一段階として、2017年2月22日開催の臨時株主総会において、当期純利益（202,307千ユーロから11,500千ユーロにのぼる準備金引当分を控除した金額）のうち180,113千ユーロを分配すること、および残額10,694千ユーロを翌年度会計に繰り越す

ことを決定した。2017年3月15日の定時株主総会においては、10,694千ユーロを繰越利益剰余金として引き続き取り扱うことが決議された。

過年度と同様に、当社は、当年度において富裕税を前払いするオプションを利用した。関連する条件を満たした場合、富裕税の前払いが可能となる（資産税法（Vermögenssteuergesetz）第8 a条）。法的要件に従い、当社は富裕税の減額分の5倍以上に相当する金額をその他の準備金に配分することを決定した。これらの準備金に関する法定ロックイン期間は、富裕税が減額された年の翌年から5年間である。

2016年度利益の処分の一環として、11,500千ユーロが資産税法第8 a条に準拠して富裕税の準備金に積み立てられた。この決議により、その他の準備金241,235千ユーロのうち合計64,238千ユーロが富裕税の準備金として積み立てられている。

引当金

法人税等引当金

事業年度当初における連結納税グループの解散後、95,454千ユーロの額の税負担が「法人税等引当金」として再度計上されている。かかる経緯についてのより詳細な情報は、「法人税」の項に記載されている。昨年度までに発生した責任または納税グループの親会社に対する責任は存在しない（「法人税」の項を参照。）。

その他の引当金

当社は、管理運用しているファンドの一部に関して、限られた期間におけるパフォーマンス保証を行った。貸借対照表日現在の状況に基づき、引当金は300,000千ユーロとなった。前事業年度において当社のファンドについて支払われた保証債務は205千ユーロである。保証額が比較的少なかったことから、94,373千ユーロが事業年度末に収益に戻し入れられた。

合計14,189千ユーロのその他の引当金の残額は、主としてファンド事業に係る販売手数料、監査費用および管理費用の引当金によるものである。

観測可能なすべてのリスクは、その他の引当金の評価において会計処理されている。

負債

買掛金

買掛金は、主として未払ブローカー報酬31,657千ユーロおよびその他の買掛金543千ユーロからなる。

関係会社に対する債務

関係会社に対する債務には、販売サービスからの債務（199,329千ユーロ）、ITの割当て（4,775千ユーロ）およびその他のグループ割当て（5,881千ユーロ）が含まれている。

これまで存在していた連結納税グループが2017年1月1日付で解散したことによる2017事業年度の税負担の見込額は、「法人税等引当金」の項に記載されている。

その他の債務

その他の債務には、税務当局および社会保険機関に対する債務（7,711千ユーロ）のほか、主として未決済有価証券取引からの債務合計477,292千ユーロ（前事業年度：390,845千ユーロ）からなるその他債務が含まれている。

偶発債務およびその他の金融債務

2017年12月31日現在、当社は、流動資産として保有されている外貨建ての債権を為替リスクに対してヘッジするために、以下の為替先物契約を締結している。

通貨	購入金額 (先渡価格)	通貨	売却金額	満期	市場価格 (ユーロ)	未実現利益 (ユーロ)
ユーロ	7,545,272	米ドル	9,000,000	2018年1月3日	7,493,755	51,517
ユーロ	1,689,189	英ポンド	1,500,000	2018年1月3日	1,688,600	589
ユーロ	1,482,578	日本円	200,000,000	2018年1月3日	1,479,130	3,448
				合計	10,661,485	55,554

ヘッジ目的のため（流動資産として保有されている有価証券の市場リスクおよび為替リスクに対するヘッジ）、当社はまた、当初証拠金2,327千ユーロを預託して（貸借対照表の項目中「預貯金、小切手および手元現金」として計上されている。）、外国為替先物取引については36,140千ユーロおよび指数先物取引については40,344千ユーロ（それぞれ取引時の先渡レートに基づく。）を想定元本とする先物取引を日々実行し、決済している。為替先物の時価（公正価値）は、それぞれ36,770千ユーロおよび40,503千ユーロである。

さらに、特にグループ会社との間に、様々な継続中の負債関係（特に賃貸借契約および代理店契約）が存在する。

損益計算書**純売上高**

当社は、ファンドの管理運用に対する報酬を受領する。この対価は通常、管理運用機能の遂行に対する報酬に加え、預託事務、ファンド管理、販売および発生するあらゆる管理事務代行に関連する費用を含む。各投資ファンドの報酬料率の合計は、各投資ファンドの約款、目論見書、募集文書または定款に記載されている。約款、目論見書、募集文書に従い、個々のファンドについて成功報酬に係る取決めも存在する。

収益の主な内訳は、以下のとおりである。

	2017年 (単位：千ユーロ)	2016年 (単位：千ユーロ)
管理報酬	1,071,257	1,010,910
成功報酬	46,866	72,408
	1,118,123	1,083,318

管理報酬の変動（主に規模に左右される。）は、主に運用する投資ファンドの投資規模（運用資産残高）の拡大の影響を受ける。

純売上高は、そのほとんどがルクセンブルグにおいて発生したものである。純売上高の地域的市場ごとの分類は行っていない。

その他の営業収益

その他の収益の主な内訳は、次のとおりである。

	2017年 (単位：千ユーロ)	2016年 (単位：千ユーロ)
ファンド販売報酬	53,240	78,035
活動配分による収益	12,368	8,582
投資勘定の管理事務による収益（IKS）	944	1,012
その他の収益	118,656	20,978
	185,208	108,607

ファンド販売報酬の減少は、主として従来自社運用SICAVであったDBアドバイザーズSICAVが当該事業年度中に管理報酬が徴収される他社運用型のものに転換されたことおよび投資勘定セグメントからファンド受益証券の割当てが減少したことから同程度の影響を受けた結果である。

「その他の収益」は主に、ファンド事業におけるリスク保証のための引当金94,373千ユーロの一部戻入れおよび支払済み消費税の還付ならびに消費税引当金16,289千ユーロの前年度からの戻入れによるものである。

その他の外部費用

	2017年 (単位：千ユーロ)	2016年 (単位：千ユーロ)
販売手数料に係る費用	521,625	482,499
関連会社からコスト・センターへの費用配賦	183,258	200,539
ファンド管理報酬	173,095	168,925
預託報酬	11,986	10,265
成功報酬	2,213	819
その他の費用	38,893	30,029
	931,070	893,076

「販売手数料に係る費用」および「ファンド管理報酬」（規模に大きく左右される。）の増加の主たる理由は、投資先ファンドの規模が増大したことにある。

「その他の費用」は、ファンド事業の現在のコスト（監査・顧問費用、銀行・支払代理人報酬、賃料、IT費用等）であり、フランクフルト・アム・マインの主要販売パートナーとの戦略的提携を継続するための独占的ファンド販売の一環である手数料（5,756千ユーロ）が含まれる。

「その他の費用」の増加（8,864千ユーロ）の主たる理由は、ライセンス料（4,986千ユーロの増加）およびITコンサルタント費用（1,676千ユーロの増加）の費用割当てにある。

その他の未収利息および類似の収益

表示された合計金額146千ユーロは、現金投資から発生するプラス金利に関するものである。

流動資産として保有されている金融資産および有価証券の評価調整額

この表示された金額は、流動資産として保有されている有価証券の市場価格の評価増しに起因するものであり、昨年の評価調整が適用する理由がなくなったことによるものである（104千ユーロ）。

未払利子および類似の費用

3,951千ユーロと表示される合計金額のうち、2,750千ユーロは先物取引およびデリバティブに関するものであり、1,185千ユーロは銀行当座預金のマイナス金利に関するものであり、16千ユーロは借入金の支払利息に関するものである。

法人税

2010年1月1日以降、ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（連結納税グループの親会社）とドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー（連結納税グループの子会社）の間には連結納税グループ（オルガンシャフト）が存在している。ルクセンブルグ法においては、連結納税グループの承認のためには、会社間の関係が少なくとも5年間存在していることが要件とされる。

支払われるべき事業税および法人税の税額は、連結納税グループの連結収益を用いて算出される。連結納税グループの親会社は、連結納税グループの一員として税務当局に対する責任を負うため、両社の法人税が親会社の損益計算書に計上された。当該費用を補填するために、子会社は、対応する配賦額を親会社に支払った。当該金額の計算は、二社間で締結された税額配賦契約に基づいている。2016年度の配賦額（連結納税グループの親会社により課される配賦税額）は、82,298千ユーロであった。

ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーが2017年5月1日付でドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーの株主でなくなった結果、2017年1月1日に遡及して子会社が解散された。そのため、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーは、2017事業年度について納税義務を負う。法人税は、

当社によりルクセンブルクにおいて適用のある税法規に従って計算される。2017事業年度の法人税費用は、95,914千ユーロである。

人員ならびに事務部門・経営陣・監督委員会のメンバーに付与された報酬・前払金・貸付金およびこれらの旧メンバーの退職年金給付債務

本事業年度において平均134人の人員が雇用されていた（前年度は136人）。グループの内訳は、下記のとおり（括弧の中の数字は前年度の人数）である。

経営委員会のメンバー： 4（4）
 エグゼクティブ／マネージャー： 11（11）
 従業員： 119（121）

2017年度においては、2,568千ユーロの報酬（現物給付を含む。）が、経営委員会のメンバーおよびエグゼクティブに対して支給された（前年度：2,130千ユーロ）。前年度と同様に、監督委員会には報酬が支払われなかった。

112千ユーロの退職年金給付債務が経営委員会または監督委員会の元メンバーに対して存在する。

2017年度中、経営委員会のメンバー、監督委員会またはエグゼクティブに対する貸付金、前払金またはその他の債務はなかった。

関連する個人および企業との取引

市場取引以外の条件で関連する個人および企業と締結された重要な取引はない。

監査人への報酬

監査人または公認の独立監査人に対する報酬総額は、その他の営業費用に含めて計上されているが、その内訳は次のとおりである（当社が管理運用するファンドに関連した業務に対する費用を除く。）。

	2017年	2016年
単位：千ユーロ（付加価値税を除く）		
対象業務：		
— 年次財務書類監査	119	82
— その他の監査	—	—
— 税務顧問	44	27
— その他	—	2

貸借対照表日後の重要な事象

貸借対照表または損益計算書に含まれているものを除き、貸借対照表日後に記録された重要な事象はなかった。

[次へ](#)

Deutsche Asset Management S.A. Bilanz zum 31. Dezember 2017

AKTIVA in T€		2017	2016	PASSIVA in T€		2017	2016
A. Ausstehende Einlagen auf das gezeichnete Kapital		0	0	I. Eigenkapital		446.572	204
1. Nicht eingetragene und parierte Kapital		0	0	1. Gezeichnetes Kapital		20.677	20.677
2. Eingetragenes, aber eingetragene gezeichnete Kapital		0	0	2. AGAP		0	0
B. Aufwendungen für die Erwerbung und Erweiterung des Unternehmens		0	0	II. Nichtverpflichtendes Kapital		211.073	211.073
C. Anlagevermögen		1.018	5.881	IV. Rücklagen		1.008	1.008
1. Immaterielle Anlagevermögen		1.018	5.881	1. Gesetzliche Rücklage		0	0
2. Sachanlagen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
3. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
4. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	4. Sonstige Rücklagen, einschließlich der Zertifikat Rücklage		211.073	211.073
5. Sonstige Anlagevermögen		0	0	V. Rücklagen		136.937	136.937
6. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		94.238	94.238
7. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		42.700	42.700
8. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
9. Grundstücke und Bauten		0	0	VI. Rücklagen		202.201	202.201
10. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
11. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
12. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
13. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	VII. Rücklagen		0	0
14. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
15. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
16. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
17. Sonstige Anlagevermögen		0	0	VIII. Rücklagen		0	0
18. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
19. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
20. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
21. Grundstücke und Bauten		0	0	IX. Rücklagen		0	0
22. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
23. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
24. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
25. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	X. Rücklagen		0	0
26. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
27. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
28. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
29. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XI. Rücklagen		0	0
30. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
31. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
32. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
33. Grundstücke und Bauten		0	0	XII. Rücklagen		0	0
34. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
35. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
36. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
37. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XIII. Rücklagen		0	0
38. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
39. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
40. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
41. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XIV. Rücklagen		0	0
42. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
43. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
44. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
45. Grundstücke und Bauten		0	0	XV. Rücklagen		0	0
46. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
47. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
48. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
49. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XVI. Rücklagen		0	0
50. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
51. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
52. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
53. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XVII. Rücklagen		0	0
54. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
55. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
56. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
57. Grundstücke und Bauten		0	0	XVIII. Rücklagen		0	0
58. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
59. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
60. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
61. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XIX. Rücklagen		0	0
62. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
63. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
64. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
65. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XX. Rücklagen		0	0
66. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
67. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
68. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
69. Grundstücke und Bauten		0	0	XXI. Rücklagen		0	0
70. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
71. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
72. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
73. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XXII. Rücklagen		0	0
74. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
75. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
76. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
77. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XXIII. Rücklagen		0	0
78. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
79. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
80. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
81. Grundstücke und Bauten		0	0	XXIV. Rücklagen		0	0
82. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
83. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
84. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
85. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XXV. Rücklagen		0	0
86. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
87. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
88. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
89. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XXVI. Rücklagen		0	0
90. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
91. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
92. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
93. Grundstücke und Bauten		0	0	XXVII. Rücklagen		0	0
94. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
95. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
96. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
97. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XXVIII. Rücklagen		0	0
98. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
99. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
100. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
101. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XXIX. Rücklagen		0	0
102. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
103. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
104. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
105. Grundstücke und Bauten		0	0	XXX. Rücklagen		0	0
106. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
107. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
108. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
109. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XXXI. Rücklagen		0	0
110. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
111. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
112. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
113. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XXXII. Rücklagen		0	0
114. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
115. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
116. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
117. Grundstücke und Bauten		0	0	XXXIII. Rücklagen		0	0
118. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
119. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
120. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
121. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XXXIV. Rücklagen		0	0
122. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
123. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
124. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
125. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XXXV. Rücklagen		0	0
126. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
127. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
128. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
129. Grundstücke und Bauten		0	0	XXXVI. Rücklagen		0	0
130. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
131. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
132. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
133. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XXXVII. Rücklagen		0	0
134. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
135. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
136. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
137. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XXXVIII. Rücklagen		0	0
138. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
139. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
140. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
141. Grundstücke und Bauten		0	0	XXXIX. Rücklagen		0	0
142. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
143. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
144. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
145. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XL. Rücklagen		0	0
146. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
147. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
148. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
149. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XLI. Rücklagen		0	0
150. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
151. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
152. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
153. Grundstücke und Bauten		0	0	XLII. Rücklagen		0	0
154. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
155. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
156. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
157. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XLIII. Rücklagen		0	0
158. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
159. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
160. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
161. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XLIV. Rücklagen		0	0
162. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
163. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
164. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
165. Grundstücke und Bauten		0	0	XLV. Rücklagen		0	0
166. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
167. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
168. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
169. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XLVI. Rücklagen		0	0
170. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
171. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
172. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
173. Sonstige Anlagevermögen		0	0	XLVII. Rücklagen		0	0
174. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
175. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
176. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
177. Grundstücke und Bauten		0	0	XLVIII. Rücklagen		0	0
178. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
179. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
180. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
181. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	XLIX. Rücklagen		0	0
182. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
183. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
184. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
185. Sonstige Anlagevermögen		0	0	L. Rücklagen		0	0
186. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
187. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
188. Sonstige Anlagevermögen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
189. Grundstücke und Bauten		0	0	LI. Rücklagen		0	0
190. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
191. Sonstige Anlagevermögen		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
192. Grundstücke und Bauten		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
193. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	LII. Rücklagen		0	0
194. Sonstige Anlagevermögen		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
195. Grundstücke und Bauten		0	0	2. Rücklage für eigene Aktien (ohne Anteile)		0	0
196. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	3. Sonstige Rücklagen		0	0
197. Sonstige Anlagevermögen		0	0	LIII. Rücklagen		0	0
198. Grundstücke und Bauten		0	0	1. Vorrat Rücklage		0	0
199. Technische Anlagen und Maschinen		0	0	2.			

Deutsche Asset Management S.A.

Gewinn- und Verlustrechnung

für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017

GEWINN- UND VERLUSTRECHNUNG in T€		
	2017	2016
1. Nettoumsatzerlöse	1.118.123	1.083.318
2. Veränderung des Bestandes an fertigen und unfertigen Erzeugnissen	0	0
3. Andere aktivierte Eigenleistungen	0	0
4. Sonstige betriebliche Erträge	185.208	108.607
5. Roh-, Hilfs- und Betriebsstoffe und sonstige externe Aufwendungen	-931.070	-893.076
a) Roh-, Hilfs- und Betriebsstoffe	0	0
b) Sonstige externe Aufwendungen	-931.070	-893.076
6. Personalaufwand	-14.673	-11.858
a) Löhne und Gehälter	-12.752	-10.333
b) Soziale Aufwendungen	-1.899	-1.493
i) Altersversorgung	-673	-344
ii) Sonstige soziale Aufwendungen	-1.226	-1.149
c) Sonstiger Personalaufwand	-22	-32
7. Wertberichtigungen	-3.846	-2.385
a) zu Aufwendungen für die Errichtung und Erweiterung des Unternehmens und zu Sachanlagen und immateriellen Anlagewerten	-3.846	-2.385
b) von Gegenständen des Umlaufvermögens	0	0
8. Sonstige betriebliche Aufwendungen	0	0
9. Erträge aus Beteiligungen	0	0
a) aus verbundenen Unternehmen	0	0
b) sonstige Beteiligungserträge	0	0
10. Erträge aus sonstigen Wertpapieren und Forderungen des Anlagevermögens	1.661	525
a) aus verbundenen Unternehmen	0	0
b) sonstige Erträge die nicht unter a) enthalten sind	1.661	525
11. Sonstige Zinsen und ähnliche Erträge	146	197
a) aus verbundenen Unternehmen	146	197
b) sonstige Zinsen und ähnliche Erträge	0	0
12. Teil der Ergebnisse nach der Equity Methode	0	0
13. Wertberichtigungen zu Finanzanlagen und zu Wertpapieren des Umlaufvermögens	104	-48
14. Zinsen und ähnliche Aufwendungen	-3.951	-550
a) an verbundene Unternehmen	-3.921	-517
b) sonstige Zinsen und ähnliche Aufwendungen	-30	-33
15. Steuern auf das Ergebnis	-95.914	-82.298
16. Ergebnis nach Steuern	255.788	202.432
17. Sonstige Steuern, soweit nicht unter den Posten 1-16 enthalten	-490	-125
18. Ergebnis des Geschäftsjahres	255.298	202.307

Die Anmerkungen im Anhang sind wesentlicher Bestandteil des Jahresabschlusses.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Anhang zum Jahresabschluss zum 31. Dezember 2017

Allgemeines

Die Deutsche Asset Management S.A. (im Folgenden auch „Gesellschaft“) wurde am 15. April 1987 in Luxemburg in der Rechtsform einer Aktiengesellschaft luxemburgischen Rechts auf unbestimmte Zeit gegründet und ist im Handelsregister beim Bezirksgericht Luxemburg unter Sektion B, Nummer 25 754, eingetragen.

Der Sitz der Gesellschaft befindet sich in 2, Boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxemburg.

Das Geschäftsjahr beginnt am 1. Januar und endet am 31. Dezember eines Jahres.

Gesellschaftszweck ist die Auflegung und die Verwaltung von Organismen für gemeinsame Anlagen sowie alternativer Investmentfonds nach Maßgabe des Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen, des Gesetzes vom 13. Februar 2007 über Spezialfonds sowie des Gesetzes vom 12. Juli 2013 über die Verwalter alternativer Investmentfonds – die vorstehenden Gesetze jeweils in ihrer aktualisierten Fassung. Die Gesellschaft kann alle Handlungen tätigen, die zur Förderung des Vertriebs der Anteile und zur Verwaltung und Verwahrung dieser Organismen für gemeinsame Anlagen und alternativer Investmentfonds notwendig oder nützlich sind und kann jedwede Geschäfte tätigen und Massnahmen treffen, die ihre Interessen fördern oder sonst ihrem Gesellschaftszweck dienlich oder nützlich sind, soweit diese den gesetzlichen Bestimmungen des Großherzogtums Luxemburg entsprechen.

Des Weiteren kann die Gesellschaft folgende zusätzliche Dienstleistungen erbringen:

- die individuelle Verwaltung einzelner Portfolios mit Ermessensspielraum im Rahmen eines Mandats der Anleger, sofern die betreffenden Portfolios eines oder mehrere der im Abschnitt B des Anhangs II des geänderten Gesetzes vom 5. April 1993 über den Finanzsektor genannten Finanzinstrumente enthalten;
- als Nebenleistung die Anlageberatung hinsichtlich der vorgenannten Finanzinstrumente und die Verwahrung und technische Verwaltung hinsichtlich der Anteile von Organismen für gemeinsame Anlagen.

Die Gesellschaft verfügt über die aufsichtsrechtliche Zulassung als Verwaltungsgesellschaft nach Kapitel 15, Artikel 101 des Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen sowie als Verwaltungsgesellschaft für alternative Investmentfonds

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

nach Artikel 6 des geänderten Gesetzes vom 12. Juli 2013 über die Verwalter alternativer Investmentfonds.

Die Deutsche Asset Management S.A. ist Mitglied des Luxemburger Anlegerentschädigungssystems Système d'Indemnisation des Investisseurs Luxembourg („SIIIL“) und unterliegt für bestimmte von Artikel 101 (3) des Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen (in seiner aktualisierten Fassung) abgedeckte Dienstleistungen (individuelle Verwaltung von Portfolien, Beratung hinsichtlich bestimmter Finanzinstrumente und Verwahrung) den Bestimmungen des Gesetzes vom 18. Dezember 2015 über die Maßnahmen zur Abwicklung, Sanierung und Liquidation von Kreditinstituten und bestimmten Wertpapierunternehmen sowie über die Systeme zur Einlagensicherung und Entschädigung der Anleger („Gesetz vom 18. Dezember 2015“).

Beim Eintritt eines Sicherungsfalls ist für jedes Mitglied des SIIIL („ex-post Verfahren“) eine Jahresverpflichtung auf 5% der Eigenmittel begrenzt. Mit Ausnahme der Ausschlüsse, die nach Artikel 195 (2) des Gesetzes vom 18. Dezember 2015 vorgesehen sind, sichert das „SIIIL“ die Forderungen von Anlegern aus Wertpapiergeschäften in Höhe von bis zu € 20.000 (Anlegerentschädigung), falls die Gesellschaft nicht in der Lage ist, die dem betreffenden Kunden geschuldeten bzw. im Eigentum dieses Kunden befindlichen und in seinem Namen von ihr im Rahmen von Anlagegeschäften gehaltenen Finanzinstrumente zu vergüten bzw. falls die Gesellschaft nicht in der Lage ist, dem Kunden die in seinem Eigentum befindlichen, aber von der Gesellschaft gehaltenen oder verwalteten Finanzinstrumente zurückzuerstatten. Da sämtliche Kunden nach wie vor Eigentümer der von ihnen bei der Gesellschaft gehaltenen Finanzinstrumente sind, fallen diese Finanzinstrumente nicht in die Vermögensmasse der Gesellschaft, so dass die betreffenden Kunden unmittelbare Ansprüche auf diese Finanzinstrumente geltend machen können.

Die Anlegerentschädigung umfasst natürliche Personen und Gesellschaften nach Luxemburger Recht oder dem Recht eines anderen Mitgliedstaats der Europäischen Union, die aufgrund ihrer Größe laut Gesetz vom 19. Dezember 2002 zum Handels- und Gesellschaftsregister sowie zur Buchführung und zum Jahresabschluss der Unternehmen (in seiner aktualisierten Fassung) berechtigt sind, eine verkürzte Bilanz aufzustellen, sowie Gesellschaften vergleichbarer Größe nach dem Recht eines anderen Mitgliedstaats der Europäischen Union.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Konzernzugehörigkeit

Gesellschafter waren bis zum 30. April 2017 zu gleichen Teilen die Deutsche Asset Management Investment GmbH („DeAM Investment GmbH“), Frankfurt am Main, und die Deutsche Bank Luxembourg S.A., Luxemburg. Beide Gesellschaften sind Konzerngesellschaften der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main.

Samtliche Anteile der DeAM Investment GmbH wurden gemäß Treuhandvertrag vom 15. November 2010 von der Deutsche Bank Luxembourg S.A. im eigenen Namen, jedoch für Rechnung und Risiko der DeAM Investment GmbH verwaltet. Dieser Treuhandvertrag wurde zum 30. April 2017 gekündigt. Mit Wirkung vom 1. Mai 2017 hat die Deutsche Bank Luxembourg S.A. ihre Anteile an die DWS Group S.E. („DWS Group SE“), vormals Deutsche Asset Management Holding S.E., Frankfurt am Main, verkauft, die ebenfalls eine Konzerngesellschaft der Deutsche Bank AG darstellt. Gesellschafter sind seit dem 1. Mai 2017 zu gleichen Teilen die DeAM Investment GmbH sowie die DWS Group SE.

Die Deutsche Asset Management S.A. ist auf der Grundlage der Regelungen des Luxemburger Gesetzes von der Verpflichtung befreit, einen Konzernabschluss und einen Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2017 zu erstellen. Entsprechend den gesetzlichen Bestimmungen wird der Abschluss infolgedessen auf nicht-konsolidierter Basis den Gesellschaftern im Rahmen der Generalversammlung zur Genehmigung vorgelegt.

Der Abschluss der Gesellschaft zum 31. Dezember 2017 wird in den Konzernabschluss der Deutsche Bank AG einbezogen, die den grössten Kreis von Unternehmen darstellt, dem die Gesellschaft als Tochterunternehmen angehört. Der Konzernabschluss wird in Deutschland im elektronischen Bundesanzeiger veröffentlicht und beim zuständigen Register in Luxemburg hinterlegt.

Ferner wird die Gesellschaft – im Vorgriff auf das im ersten Halbjahr 2018 geplante Initial Public Offering (IPO) und die Erstellung der zugehörigen Prospektunterlagen – zum 31. Dezember 2017 in den Konzernabschluss der DWS Group SE mit Sitz in Frankfurt am Main einbezogen, die den kleinsten Kreis der Unternehmen bildet, dem die Gesellschaft als Tochterunternehmen angehört.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden

Allgemeine Grundsätze

Der Jahresabschluss wurde in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen und aufsichtsrechtlichen Bestimmungen und Verordnungen sowie Grundsätzen ordnungsmässiger Rechnungslegung unter Beachtung des Prinzips der historischen Anschaffungskosten aufgestellt. Auf die Ausübung der Fair Value Option für Finanzinstrumente und/oder für bestimmte Kategorien von Vermögensgegenständen wurde verzichtet.

Die Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden wurden im Einklang mit den Vorschriften der in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen, insbesondere dem Gesetz vom 19. Dezember 2002 zum Handels- und Gesellschaftsregister sowie zur Buchführung und zum Jahresabschluss der Unternehmen sowie dem Gesetz vom 10. August 1915 über die Handelsgesellschaften (jeweils in seiner aktualisierten Fassung), festgelegt.

Bei Erstellung des Jahresabschlusses sind wesentliche Schätzungen vorzunehmen. Der Vorstand hat die Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung anzuwenden. Änderungen von Annahmen können wesentlichen Einfluss auf den Jahresabschluss des Geschäftsjahres haben, in dem die Änderung stattgefunden hat. Der Vorstand ist der Ansicht, dass die zugrundeliegenden Annahmen angemessen sind und der Jahresabschluss demzufolge ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage vermittelt.

Die Gesellschaft hat Schätzungen vorgenommen sowie Annahmen getroffen, die die Vermögenslage des nachfolgenden Geschäftsjahres beeinflussen. Schätzungen und Beurteilungen werden ständig weiterentwickelt und stützen sich auf Erfahrungen der Vergangenheit sowie andere Gesichtspunkte, u.a. Erwartungen bezüglich zukünftiger Ereignisse, die vor dem gegebenen Hintergrund angemessen erscheinen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Wesentliche Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden

Bei den angewandten Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden wird von der Fortführung der Unternehmenstätigkeit ausgegangen.

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden umfassen im Einzelnen:

Umrechnung der Devisenpositionen

Die Gesellschaft führt ihre Bücher und Aufzeichnungen in Euro (€). Alle Transaktionen in einer anderen Währung als Euro werden in Euro zu dem zum Zeitpunkt der Transaktion geltenden Devisenkurs umgerechnet.

Das Anlagevermögen in einer anderen Währung als in Euro wird in Euro zu den zum Zeitpunkt der Transaktion geltenden historischen Devisenkursen umgerechnet. Zum Abschlussstichtag bleibt dieses Anlagevermögen grundsätzlich zum historischen Devisenkurs umgerechnet.

Die Bankguthaben werden zu den am Abschlussstichtag geltenden Devisenkursen umgerechnet. Die daraus resultierenden Devisenverluste und -gewinne werden in der Gewinn- und Verlust-Rechnung des Geschäftsjahres erfasst.

Die in der Bilanz enthaltenen anderen Aktiva und Passiva, die auf fremde Währung lauten, werden einzeln zum historischen Devisenkurs oder zu ihrem niedrigeren bzw. höheren Wert, der auf der Grundlage des am Bilanzstichtag geltenden Devisenmittelkurses ermittelt wird, bewertet. Dementsprechend werden in der Gewinn- und Verlust-Rechnung die realisierten und nicht realisierten Devisenverluste ausgewiesen. Die Devisengewinne werden in der Gewinn- und Verlust-Rechnung grundsätzlich zum Zeitpunkt ihrer Realisierung erfasst.

Noch nicht abgewickelte Devisen-Termingeschäfte werden zum Bilanzstichtag mit den jeweiligen Terminkursen für die verbleibende Laufzeit umgerechnet. Für drohende Verluste wird eine Rückstellung gebildet.

Immaterielle Anlagewerte

Die immateriellen Anlagewerte werden zu Anschaffungskosten, die die Anschaffungsnebenkosten beinhalten, oder zu Herstellungskosten bewertet, abzüglich der kumulierten Abschreibungen und Wertberichtigungen. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Die immateriellen Anlagewerte werden über die erwartete betriebsgewöhnliche Nutzungsdauer (zur Zeit 8 Jahre) planmässig linear abgeschrieben.

Sachanlagen

Sachanlagen werden zu Anschaffungskosten, die die Anschaffungsnebenkosten beinhalten, bewertet.

Gegenstände der Betriebs- und Geschäftsausstattung werden über die betriebsgewöhnliche Nutzungsdauer (Abschreibungssätze zwischen 10% p.a. und 25% p.a.) planmässig linear, geringwertige Wirtschaftsgüter (Anschaffungs- bzw. Herstellungskosten bis zu einem Höchstbetrag von € 870 oder mit einer üblichen Nutzungsdauer von unter einem Jahr) im Jahr ihres Zugangs voll abgeschrieben.

Wenn die Gesellschaft der Ansicht ist, dass eine Sachanlage eine dauerhafte Wertminderung erfahren hat, erfolgt eine zusätzliche erfolgswirksame Wertminderung. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe dafür nicht mehr bestehen.

Finanzanlagen

Anteile an verbundenen Unternehmen/Unternehmen, mit denen die Gesellschaft ein Beteiligungsverhältnis hat, Forderungen an diese Unternehmen, Wertpapiere des Anlagevermögens bzw. sonstige Ausleihungen des Anlagevermögens werden zu Anschaffungskosten bzw. zum Nominalwert (Forderungen und Darlehen), die/der die Anschaffungsnebenkosten beinhalten/beinhaltet, bewertet.

Bei Wertminderungen von Finanzanlagen, die nach Ansicht des Vorstands dauerhaft sind, werden diese Finanzanlagen wertberichtigt, um sie mit dem niedrigeren Wert anzusetzen, der ihnen am Bilanzstichtag beizulegen ist. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Forderungen

Die Forderungen werden mit ihrem Nennwert angesetzt. Sie werden wertberichtigt, wenn ihre Einziehung gefährdet ist bzw. wenn der geschätzte realisierbare Wert der Forderungen deren Nennwert unterschreitet. Der realisierbare Wert wird auf der Grundlage der dem Vorstand der Gesellschaft zur Verfügung stehenden Informationen geschätzt. Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Wertpapiere

Die Wertpapiere werden zu den Anschaffungskosten einschliesslich der Anschaffungsnebenkosten, die nach den gewogenen Durchschnittswerten ermittelt werden, oder zu ihrem Marktwert bewertet, der in der für die Aufstellung des Jahresabschlusses angewandten Währung angegeben wird. Eine Wertberichtigung erfolgt, wenn der Marktwert niedriger ist als die Anschaffungskosten. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Der Marktwert entspricht:

- bei Wertpapieren, die zur Notierung an einer Wertpapierbörse zugelassen sind oder an einem anderen geregelten Markt gehandelt werden, dem letzten am Bewertungstag verfügbaren Kurs;
- bei Wertpapieren, die nicht zur Notierung an einer Wertpapierbörse zugelassen sind oder nicht an einem anderen geregelten Markt gehandelt werden, und bei Wertpapieren, die zur Notierung an einer Wertpapierbörse zugelassen sind oder an einem anderen geregelten Markt gehandelt werden, deren letzter Kurs allerdings nicht repräsentativ ist, dem wahrscheinlichen Veräusserungswert, der vom Vorstand vorsichtig und in gutem Glauben geschätzt wird.

Rechnungsabgrenzungsposten

Der Posten enthält die vor dem Abschlussstichtag gebuchten Ausgaben, die Aufwand für ein späteres Geschäftsjahr betreffen (aktiver Rechnungsabgrenzungsposten). Im passiven Rechnungsabgrenzungsposten werden die vor dem Abschlussstichtag erhaltenen Einnahmen, die Erträge für eine bestimmte Zeit nach diesem Tag darstellen, erfasst.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Rückstellungen

Rückstellungen dienen zur Deckung von Verlusten oder am Bilanzstichtag erkennbaren rechtlichen oder faktischen Verpflichtungen gegenüber einer anderen Partei aufgrund von Ereignissen der Vergangenheit, sofern diese ihrer Eigenart nach genau bestimmt sind und am Bilanzstichtag wahrscheinlich oder sicher sind, aber hinsichtlich der Höhe oder dem Zeitpunkt ihres Eintritts unbestimmt sind und künftig wahrscheinlich zu einem Vermögensabfluss führen. Die Rückstellungen sind mit Werten angesetzt, die nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung notwendig sind.

Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen

Die Deutsche Asset Management S.A. hat ihren Mitarbeitern Versorgungszusagen erteilt. Die arbeitgeberfinanzierten Versorgungsleistungen wurden vom Arbeitgeber unmittelbar zugesagt (beitragsgebundene Leistungszusage für Altersruhegeld) bzw. werden teilweise über Direktversicherungen finanziert (biometrische Risiken). Entsprechend den gesetzlichen Bestimmungen wurden die biometrischen Risiken an einen Luxemburger Versicherer ausgelagert.

Bei der Finanzierung der biometrischen Risiken sind regelmässige Beiträge der Deutsche Asset Management S.A. an die Direktversicherung vorgesehen, wobei die Deutsche Asset Management S.A. keine rechtliche oder vertragliche Verpflichtung zur Leistung von Zahlungen hat, die über die Beiträge der Direktversicherung hinausgehen, sollte Letztere nicht über ausreichende Mittel zur Deckung der Ansprüche der Angestellten verfügen. Die Beiträge stellen Aufwand des Geschäftsjahres dar, in dem sie gezahlt werden.

Die in der Bilanz ausgewiesene Verpflichtung für Leistungszusagen für Altersruhegeld besteht in Euro und entspricht dem versicherungsmathematischen Barwert künftiger Zahlungen zum Abschlussstichtag. Die Verpflichtung wird nach dem bei der Inspection Générale de la Sécurité Sociale („IGSS“) hinterlegten Finanzierungsplan auf der Grundlage der Vorschriften des Gesetzes vom 8. Juni 1999 über betriebliche Altersrenten sowie diversen dieses Gesetz ergänzenden Erlassen und Rundschreiben/Verordnungen (insbesondere Großherzogliche Verordnung vom 15. Januar 2001) ermittelt.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Steuerrückstellungen

Die Steuerrückstellungen, die den von der Gesellschaft berechneten Steueraufwendungen für die jeweiligen Geschäftsjahre entsprechen, werden unter dem Posten „Steuerrückstellungen“ ausgewiesen. Abweichend dazu erfolgte der Ausweis im Vorjahr vor dem Hintergrund der bis zum 31. Dezember 2016 bestehenden ertragsteuerlichen Organschaft zwischen der Deutsche Asset Management S.A. (Organgesellschaft) und der Deutsche Bank Luxembourg S.A. (Organträger) unter „Verbindlichkeiten gegenüber verbundenen Unternehmen“.

Geleistete Vorauszahlungen werden auf der Aktivseite der Bilanz im Posten „Sonstige Forderungen“ erfasst.

Verbindlichkeiten

Die Verbindlichkeiten sind, unter Beachtung des Höchstwertprinzips, mit ihrem Rückzahlungsbetrag angesetzt.

Ist der Rückzahlungsbetrag von Verbindlichkeiten höher als der erhaltene Betrag, wird der Unterschiedsbetrag aktiviert und jährlich linear bzw. nach der Effektivzinsmethode über die Laufzeit der Verbindlichkeit abgeschrieben.

Nettoumsatzerlöse

Nettoumsatzerlöse sind die Erlöse aus dem Absatz von für die gewöhnliche Geschäftstätigkeit der Gesellschaft typischen Dienstleistungen nach Abzug der Mehrwertsteuer und anderer unmittelbar auf den Umsatz bezogener Steuern.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Anlagevermögen*Immaterielle Anlagewerte und Sachanlagen*

Die immateriellen Anlagewerte und Sachanlagen entwickelten sich wie folgt:

Anlagenpiegel							
in T€	Anschaffungs- kosten am 1.1.2017	Zugänge	Abgänge	Wertber- richti- gungen* (kumuliert)	Restbuch- wert am 31.12.2017	Restbuch- wert am 31.12.2016	Wertberich- tigungen im Geschäfts- jahr
Immaterielle Anlagewerte							
Konzessionen, Patente, Lizenzen, Warenzeichen und ähnliche Rechte und Werte	20.153	-	-	18.662	1.491	5.040	3.549
Sachanlagen							
Andere Anlagen, Betriebs- und Geschäftsausstattung	14.690	419	-	14.542	567	445	297
Finanzanlagen							
Anteile an verbundenen Unternehmen	0	-	-	0	0	0	-
Insgesamt	34.843	419	-	33.204	2.058	5.485	3.846

* Bei immateriellen Anlagewerten und Sachanlagen enthalten Wertberichtigungen planmäßige Abschreibungen sowie außerplanmäßige Wertminderungen.

Die immateriellen Anlagewerte bestehen aus einer bereits vollständig amortisierten IT-Abwicklungsplattform sowie aus aktivierten Aufwendungen im Rahmen der 2011 erfolgten Übernahme zweier von Dritten erworbenen Geldmarktfonds irischen Rechts, die mit einem von der Deutsche Asset Management S.A. als Promoter an institutionelle Kunden vertriebenen, rechtlich selbstständigen irischen Geldmarktfonds fusioniert wurden. Die in diesem Zusammenhang ermittelte und angewendete Abschreibungsdauer entspricht der erwarteten betrieblichen Nutzungsdauer von 8 Jahren. Die Wertberichtigungen des Berichtsjahres entfallen mit T€ 2.178 auf planmäßige Abschreibungen sowie mit T€ 1.371 auf außerplanmäßige Wertminderungen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Finanzanlagen

An folgender Gesellschaft ist die Deutsche Asset Management S.A. mit mindestens 20% am Kapital beteiligt bzw. ist unbeschränkt haftender Gesellschafter:

Name der Gesellschaft	Sitz	Gehaltener Anteil am stimmberechtigten Kapital in %	Eigenkapital / Nettofondsvermögen der Gesellschaft am Abschlussstichtag* in USD	Ergebnis des letzten Geschäftsjahres* in USD
DB Fund (Mauritius) Ltd	Port Louis, Mauritius	100,0	142.595.014	-16.755.041

* gemäss geprüftem Jahresabschluss per 31. Dezember 2016

Zweck der DB Fund (Mauritius) Ltd., die in Form eines Fonds konstruiert ist, ist die Anlage des variablen Gesellschaftsvermögens in Vermögenswerte in Indien. Die nicht stimmberechtigten Anteile werden durch den DWS India, einen von der Deutsche Asset Management S.A. verwalteten Publikumsfonds, gehalten. Auf die stimmberechtigten Anteile der Deutsche Asset Management S.A. entfallen keine Ansprüche auf die Teilnahme am Ergebnis des Gesellschaftsvermögens des Fonds.

Nach Änderungen der Steuergesetzgebung in Mauritius sind die Anlagegelder aus der DB Fund (Mauritius) Ltd. auf den DWS India zurücktransferiert worden, so dass die DB Fund (Mauritius) Ltd. zum Stichtag 31. Dezember 2017 kein signifikantes Geschäft mehr betreibt. Es ist geplant die DB Fund (Mauritius) Ltd. im Laufe des Jahres 2018 zu liquidieren.

Der Buchwert der Anteile an der DB Fund (Mauritius) Ltd. beträgt unverändert USD 2.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Umlaufvermögen

Forderungen aus Lieferungen und Leistungen

Die Forderungen aus Lieferungen und Leistungen enthalten neben Vergütungen aus der Verwaltung der Fonds von T€ 124.688 im Wesentlichen Provisionen und Gebühren aus der Verwaltung von Investmentkonten von T€ 12.101 sowie Provisionen aus dem Vertrieb von Fonds von Dritt-Kapitalanlagegesellschaften in Höhe von T€ 5.062.

Forderungen gegen verbundene Unternehmen

Forderungen gegen verbundene Unternehmen entfallen auf Forderungen aus Konzernverrechnungen für den Vertrieb in Höhe von T€ 7.751, für IT-Leistungen in Höhe von T€ 6.728 sowie sonstige Verrechnungen und Erstattungen in Höhe von T€ 2.110.

Forderungen an verbundene Unternehmen sind auch in den Guthaben bei Kreditinstituten in Höhe von T€ 986.753 enthalten.

Sonstige Forderungen

Die sonstigen Forderungen entfallen im Wesentlichen mit T€ 457.363 auf noch nicht abgewickelte Wertpapiergeschäfte (Vorjahr: T€ 406.208) sowie Vorauszahlungen für Anlagen des Pensionsfonds in Höhe von T€ 6.745.

Wertpapiere

Die sonstigen Wertpapiere entfallen überwiegend auf Anteile an von der Deutsche Bank-Gruppe verwalteten Investmentfonds. Zum Bilanzstichtag bestehen Kurswertreserven von T€ 2.092 (Vorjahr: T€ 1.551).

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Rechnungsabgrenzungsposten

Der Rechnungsabgrenzungsposten betrifft überwiegend eine 2015 geleistete Zahlung für eine sich auf 10 Jahre erstreckende Vergütung zur Weiterführung der strategischen Kooperation mit einem bedeutenden Vertriebspartner aus Frankfurt am Main, Deutschland, (T€ 10.293) und andererseits eine bereits 2013 ausgezahlte und auf eine Laufzeit von 5 Jahren verteilte Vertriebsprovision für einen in Japan vertriebenen Fonds der Deutsche Asset Management S.A. (T€ 1.302).

Eigenkapital

Gezeichnetes Kapital

Das voll eingezahlte Kapital beträgt unverändert T€ 30.677 und ist eingeteilt in 30.000 Namensaktien der Klasse A und 30.000 Namensaktien der Klasse B mit einem Nennwert von jeweils € 511,29 je Aktie.

Gesetzliche Rücklage

Nach Luxemburger Recht ist die Gesellschaft verpflichtet, solange mindestens 5% des Jahresüberschusses im Wege der Vorwegzuweisung in die gesetzliche Rücklage einzustellen, bis diese 10% des gezeichneten Kapitals beträgt. Die gesetzliche Rücklage steht für Gewinnausschüttungen nicht zur Verfügung.

Es besteht unverändert zum Vorjahr eine gesetzliche Rücklage von T€ 3.068. Sie beträgt das gesetzlich geforderte Minimum von 10% des gezeichneten Kapitals.

Sonstige Rücklagen, einschliesslich der Zeitwert-Rücklage

Die Gesellschaft hat in Anlehnung des Vorschlags des Vorstands hinsichtlich der Verwendung des Jahresüberschusses des Geschäftsjahres 2016 im Zuge einer ausserordentlichen Generalversammlung am 22. Februar 2017 beschlossen, den erwirtschafteten Jahresüberschuss von T€ 202.307 nach Rücklagenzuführung von T€ 11.500 in Höhe von T€ 180.113 auszuschütten und den verbleibenden Betrag von T€ 10.694 in einem ersten Schritt auf neue Rechnung vorzutragen. Am 15. März 2017 fasste die ordentliche Generalversammlung den Beschluss, den Betrag von T€ 10.694 weiterhin als Ergebnisvortrag zu behandeln.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Die Gesellschaft hat, wie in den Vorjahren, von der steuerlichen Möglichkeit der Anrechnung der Vermögensteuer des Jahres Gebrauch gemacht. Die Vermögensteuer kann bei Vorliegen der entsprechenden Bedingungen auf sich selbst angerechnet werden (§8a Vermögensteuergesetz („VStG“)). Entsprechend den gesetzlichen Anforderungen hat die Gesellschaft beschlossen, mindestens das Fünffache des der verminderten Vermögensteuer entsprechenden Betrags in die sonstigen Rücklagen einzustellen. Die gesetzliche Bindungsfrist für diese Rücklagen beträgt fünf Jahre ab dem Jahr, das auf das Jahr der Verminderung der Vermögensteuer folgt.

Im Rahmen der Verwendung des Gewinns des Geschäftsjahres 2016 beläuft sich die Zuführung zur Rücklage für Vermögensteuer gemäss §8a VStG auf T€ 11.500. Von den sonstigen Rücklagen in Höhe von T€ 241.235 sind beschlussgemäss insgesamt T€ 64.238 als Rücklagen für Vermögensteuer gebunden.

Rückstellungen

Steuerrückstellungen

Der Ausweis der steuerlichen Verpflichtungen in Höhe von T€ 95.454 erfolgt nach der Auflösung der ertragsteuerlichen Organschaft zu Beginn des Geschäftsjahres wieder in den Steuerrückstellungen. Nähere Angaben zu den Hintergründen sind in der Position „Steuern auf das Ergebnis“ zu finden. Aus Vorjahren bzw. gegenüber der Organschaft bestehen keine Verbindlichkeiten mehr (vgl. Posten „Steuern auf das Ergebnis“).

Sonstige Rückstellungen

Die Gesellschaft hat für einige der von ihr verwalteten Fonds für abgegrenzte Zeiträume Wertentwicklungszusagen bzw. Garantien begeben. Aufgrund der Verhältnisse am Bilanzstichtag besteht eine Rückstellung in Höhe von T€ 300.000. Zahlungen aus Garantieverpflichtungen gegenüber Fonds der Gesellschaft waren im abgelaufenen Geschäftsjahr in Höhe von T€ 205 zu leisten. Ein Betrag von T€ 94.373 wurde aufgrund von gesunkenen Garantievolumina zum Jahresende ertragswirksam aufgelöst.

Der Restbetrag der sonstigen Rückstellungen in Höhe von T€ 14.189 entfällt im Wesentlichen auf Rückstellungen für Vertriebsfolgeprovisionen, Prüfungskosten und Verwaltungsaufwand aus dem Fondsgeschäft.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Bei der Bemessung der sonstigen Rückstellungen wurde allen erkennbaren Risiken Rechnung getragen.

Verbindlichkeiten**Verbindlichkeiten aus Lieferungen und Leistungen**

Die Verbindlichkeiten aus Lieferungen und Leistungen umfassen zu zahlende Vermittlungsvergütungen in Höhe von T€ 31.657 sowie noch nicht beglichene Rechnungen für sonstige Lieferungen und Leistungen von T€ 543.

Verbindlichkeiten gegenüber verbundenen Unternehmen

Die Verbindlichkeiten gegenüber verbundenen Unternehmen enthalten Verbindlichkeiten aus Vertriebsleistungen (T€ 199.329), IT-Verrechnungen (T€ 4.775) sowie sonstigen Konzernverrechnungen (T€ 5.881).

Aufgrund der Auflösung der in der Vergangenheit bestehenden ertragsteuerlichen Organschaft mit Wirkung zum 1. Januar 2017 werden die erwarteten Steuerverpflichtungen für das Geschäftsjahr 2017 im Posten „Steuerrückstellungen“ ausgewiesen.

Sonstige Verbindlichkeiten

Die Sonstigen Verbindlichkeiten enthalten Verbindlichkeiten gegenüber Steuerbehörden und Sozialversicherungsträgern (insgesamt T€ 7.711) sowie sonstige Verbindlichkeiten, die überwiegend aus noch nicht abgewickelten Wertpapiergeschäften von insgesamt T€ 477.292 (Vorjahr: T€ 390.845) bestehen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Eventualverbindlichkeiten und sonstige finanzielle Verpflichtungen

Zum 31. Dezember 2017 hat die Gesellschaft folgende Devisenterminkontrakte abgeschlossen, um auf Fremdwährung lautende Forderungen des Umlaufvermögens gegen Wechselkursrisiken abzusichern:

Währung	Gekaufter Betrag (Terminkurs)	Währung	Verkaufter Betrag	Fälligkeit	Marktwert in €	Kurswert- reserve in €
€	7.545.272	USD	9.000.000	31.2018	7.493.755	51.517
€	1.689.189	GBP	1.500.000	31.2018	1.688.600	589
€	1.482.578	JPY	200.000.000	31.2018	1.479.130	3.448
				Summe	10.661.485	55.554

Des Weiteren hat die Gesellschaft im Rahmen der internen Risikosteuerung zu Hedging-Zwecken (Absicherung gegen Markt- und Fremdwährungsrisiken von Wertpapieren des Umlaufvermögens) abgeschlossene und täglich abgerechnete Futuresgeschäfte von nominal T€ 36.140 für FX-Futures und nominal T€ 40.344 für Indexfutures - jeweils bezogen auf den historischen Futureskurs - im Bestand, für die ein Guthaben auf dem Initial Margin-Konto (Ausweis im Bilanzposten „Guthaben bei Kreditinstituten, Postscheckguthaben, Schecks und Kassenbestand“) von T€ 2.327 besteht. Der Marktwert (beizulegender Zeitwert) der Futures beläuft sich auf T€ 36.770 bzw. T€ 40.503.

Darüber hinaus bestehen Verpflichtungen aus diversen Dauerschuldverhältnissen insbesondere mit Konzernunternehmen, die u.a. Mietverträge und Geschäftsbesorgungsverträge umfassen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Gewinn- und Verlust-Rechnung**Nettoumsatzerlöse**

Die Gesellschaft erhält für die Verwaltung der Fonds ein Entgelt. Dieses Entgelt enthält im Regelfall neben der Verwaltungsvergütung auch die Kosten für die Verwahrstelle, das Fondsmanagement, Vertriebskosten sowie gegebenenfalls die Kosten für die Administrationsstelle. Die Gesamtvergütungssätze sind in den jeweiligen Verwaltungsreglements/Prospekten/Emissionsdokumenten bzw. Satzungen der betreffenden Fonds festgelegt. Daneben bestehen für einzelne Fonds gemäss Verwaltungsreglement/Prospekt/Emissionsdokument Vereinbarungen über erfolgsabhängige Vergütungen.

Die Erträge setzen sich wie folgt zusammen:

	2017 in T€	2016 in T€
Verwaltungsgebühren	1.071.257	1.010.910
Erfolgsabhängige Vergütungen	46.866	72.408
	1.118.123	1.083.318

Die Entwicklung der vorwiegend volumenabhängig ausgestalteten Verwaltungsgebühren ist wesentlich vom Ausbau des Anlagevolumens („Assets under Management“) der verwalteten Fondsvermögen geprägt.

Die Netto-Umsatzerlöse wurden überwiegend innerhalb Luxemburgs erwirtschaftet. Von einer weitergehenden Aufgliederung der Netto-Umsatzerlöse nach geographischen Märkten wurde abgesehen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Sonstige betriebliche Erträge

Die sonstigen betrieblichen Erträge setzen sich wie folgt zusammen:

	2017 in T€	2016 in T€
Provisionen des Fondsvertriebs	53.240	78.035
Erträge aus Leistungsverrechnungen	12.368	8.582
Erträge aus der Verwaltung von Investmentkonten (IKS)	944	1.012
Sonstige Erträge	118.656	20.978
	185.208	108.607

Der Rückgang der Provisionen des Fondsvertriebs basiert weitgehend und zu etwa gleichen Teilen auf der unterjährigen Umwandlung der DB Advisors SICAV von einer vormals selbstverwalteten zu einer „managed“-Struktur, für die Verwaltungsgebühren vereinnahmt werden, sowie auf rückläufigen Verrechnungen für Fondsanteile aus dem Bereich Investmentkonten.

Die sonstigen Erträge entfallen überwiegend auf die teilweise Auflösung von Rückstellungen für Garantierisiken im Fondsgeschäft in Höhe von T€ 94.373 und Rückerstattungen gezahlter Umsatzsteuer sowie die Auflösung von Rückstellungen für Umsatzsteuern aus Vorjahren in Höhe von T€ 16.289.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Sonstige externe Aufwendungen

	2017 in T€	2016 in T€
Aufwendungen für Vertriebsprovisionen	521.625	482.499
Kostenumlagen von Konzerngesellschaften	183.258	200.539
Vergütungen für Fondsmanagement	173.095	168.925
Verwahrstellenvergütung	11.986	10.265
Erfolgsabhängige Vergütungen	2.213	819
Sonstige Aufwendungen	38.893	30.029
	931.070	893.076

Ursächlich für die Zunahme der im Wesentlichen volumenabhängig ausgestalteten Aufwendungen für Vertriebsprovisionen und Fondsmanagementvergütungen ist vornehmlich der Anstieg der zugrunde liegenden Fondsvolumina.

Sonstige Aufwendungen entfallen auf laufende Kosten aus dem Fondsgeschäft (Prüfungs- und Beratungskosten, Bank- und Zahlstellengebühren, Mieten, IT-Kosten etc.) und enthalten daneben auch Provisionen im Rahmen des exklusiven Fondsvertriebs zur Weiterführung einer strategischen Kooperation mit einem bedeutenden Vertriebspartner aus Frankfurt am Main (T€ 5.756). Ursächlich für den Anstieg der Sonstigen Aufwendungen (T€ +8.864) sind vorwiegend Kostenverrechnungen für Lizenzgebühren (T€ +4.986) sowie IT-Beratungskosten (T€ +1.676).

Sonstige Zinsen und ähnliche Erträge

Der Gesamtausweis in Höhe von T€ 146 betrifft positive Zinsen aus Geldanlagen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Wertberichtigungen zu Finanzanlagen und zu Wertpapieren des Umlaufvermögens

Der Ausweis resultiert aus Zuschreibungen zu Marktwerten von Wertpapieren des Umlaufvermögens, für die die Gründe der Wertberichtigungen des Vorjahres entfallen sind (T€ 104)

Zinsen und ähnliche Aufwendungen

Vom Gesamtausweis in Höhe von T€ 3.951 entfallen T€ 2.750 auf Verluste aus Terminkontrakten und Derivaten, T€ 1.185 auf negative Zinsen aus Guthaben auf laufenden Bankkonten sowie T€ 16 auf Zinsaufwendungen für einen Kredit.

Steuern auf das Ergebnis

Zwischen der Deutsche Bank Luxembourg S.A. (Organträger) und der Deutsche Asset Management S.A. (Organgesellschaft) bestand seit 1. Januar 2010 eine ertragsteuerliche Organschaft. Voraussetzung für deren Anerkennung war nach Luxemburger Recht eine mindestens fünfjährige Dauer der organschaftlichen Verbindung. Für Zwecke der Steuerlast wurde die geschuldete Gewerbe- und Körperschaftsteuer anhand des konsolidierten Ergebnisses der steuerlichen Organschaft ermittelt. Da im Rahmen der Organschaft der Organträger als Steuerschuldner gegenüber der Steuerbehörde auftritt, wurden die Ertragsteuern beider Gesellschaften in der Gewinn- und Verlust-Rechnung des Organträgers ausgewiesen. Als Ausgleich hierfür leistete die Organgesellschaft einen entsprechenden Umlagebetrag an den Organträger. Die Berechnungsgrundlage hierfür war in einem von beiden Gesellschaften unterzeichneten Steuerumlagevertrag geregelt. Der Umlagebetrag (vom Organträger belastete Steuern) für das Geschäftsjahr 2016 betrug T€ 82.298.

Die Organschaft wurde infolge des Wechsels der Deutsche Bank Luxembourg S.A. als Gesellschafter der Deutsche Asset Management S.A. zum 1. Mai 2017 rückwirkend zum 1. Januar 2017 aufgelöst. Für das Geschäftsjahr 2017 ist die Deutsche Asset Management S.A. somit Steuerschuldner gegenüber der Steuerbehörde. Die Ertragsteuern werden nach den steuerlichen Gesetzen und Vorschriften in Luxemburg von der Gesellschaft ermittelt. Im Geschäftsjahr 2017 beträgt der Aufwand aus Ertragsteuern T€ 95.914.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Personal sowie gewährte Bezüge, Vorschüsse und Kredite für Mitglieder der Verwaltungs- oder Aufsichtsorgane und Pensionsverpflichtungen gegenüber früheren Mitgliedern dieser Organe

Im Jahresdurchschnitt waren 134 (Vorjahr: 136) Mitarbeiter beschäftigt, die sich nach Gruppen wie folgt aufteilen (in Klammern Angaben zum Vorjahr):

Mitglieder des Vorstands:	4 (4)
Leitende Angestellte/Führungskräfte:	11 (11)
Angestellte:	119 (121)

Im Jahr 2017 betrugen die für ihre Tätigkeiten gewährten Gesamtbezüge (inklusive geldwerter Vorteile) des Vorstands und Führungskräfte T€ 2.568 (Vorjahr: T€ 2.130). Bezüge an den Aufsichtsrat der Gesellschaft wurden unverändert zum Vorjahr nicht gezahlt.

Gegenüber ehemaligen Mitgliedern des Vorstands oder des Aufsichtsrats bzw. belaufen sich die Pensionsverpflichtungen auf T€ 112.

Kredite, Vorschüsse sowie sonstige Haftungsverpflichtungen gegenüber Mitgliedern des Vorstands und Führungskräften sowie des Aufsichtsrats wurden während des Geschäftsjahres 2017 nicht gewährt bzw. eingegangen.

Geschäfte mit nahe stehenden Personen und Unternehmen

Es wurden keine wesentlichen Geschäfte mit nahe stehenden Personen und Unternehmen zu nicht marktüblichen Konditionen durchgeführt.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2017

Honorare des Abschlussprüfers

Das im Geschäftsjahr als sonstige betriebliche Aufwendungen erfasste Gesamthonorar des Abschlussprüfers bzw. des zugelassenen Cabinet de révision agréé setzt sich im Einzelnen wie folgt zusammen (ohne Honorare für Leistungen hinsichtlich der von der Gesellschaft verwalteten Fonds):

in TC (exklusive TVA)	2017	2016
Honorar für:		
- Jahresabschlussprüfung	119	82
- Andere Bestätigungsleistungen	-	-
- Steuerberatungsleistungen	44	27
- Sonstige Leistungen	-	2

Ereignisse von besonderer Bedeutung nach dem Abschlussstichtag

Es wurden keine wesentlichen Ereignisse nach dem Bilanzstichtag verzeichnet, die nicht bereits in die Bilanz oder die Gewinn- und Verlust-Rechnung einbezogen wurden.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、保管会社、販売会社、登録受益者およびそれら各々の子会社、関連会社、関係会社、代理人または代行者（本項の目的上、以下「関係者」という。）は、以下の事項を行う権限を有する。

- (1) 関係者の相互間で、契約を締結し、財務、銀行、もしくはその他の取引および取決めを行うこと。
これにはサブ・ファンドの信託財産に投資している会社または組織に対する関係者の投資、または当該投資契約および投資取引に対する関係者の関与を含むがこれに限られない。
- (2) 自己または第三者のためにサブ・ファンドの信託財産に組み入れられた受益証券、証券、資産およびその他類似の財産に投資し取引を行うこと、および
- (3) 管理会社または受託会社、その子会社、関連会社、関係会社を通じてまたはこれらを相手方として、代理人または当事者本人としてサブ・ファンドに組み入れる、またはそこから引き出す証券その他の投資対象の売買を行うこと。

ただし、

- (a) サブ・ファンドについて管理会社が行うすべての取引は対等取引であり、
- (b) 登録受益者と管理会社またはその関係者が当事者本人として行為する取引は、受託会社の書面による事前合意がある場合にのみ行われる。

現金または証券の形態をとるサブ・ファンドの信託財産は、トラストの保管会社として行為する関係者に預託することができる。現金の形態をとるサブ・ファンドの信託財産は、関係者が発行する預金証書または銀行投資商品に投資することができる。関係者を相手に、または関係者を通じて銀行取引またはこれに類似する取引を行うことができる。サブ・ファンドの信託財産を構成する現金が管理会社、受託会社、またはサブ・ファンドの保管会社／副保管会社として行為するこれらと関係を有する者に預託される場合、当該規模および期間の預金について適用される市場金利以上の率による利子が付されるものとする。

ドイツ銀行グループまたはDWSグループ（本項の目的上、以下「関係者」と総称する。）内の組織およびドイツ銀行グループの（構成員）の従業員、代理人、関連会社および子会社は、サブ・ファンドが本項の目的において締結する特定のデリバティブ取引および契約の相手当事者（本項の目的上、以下「相手当事者」という。）になる可能性がある。それに加えて、多くの場合、相手当事者は当該デリバティブ取引または契約の評価を提供するように要求される。当該評価は、サブ・ファンドの特定資産の価値を計算する根拠となる評価である可能性がある。関係者が当該相手当事者として行為し、および／または当該評価を提供することにより潜在的な利益相反が生じる。ただし、受託会社および管理会社は、当該利益相反は適切に管理でき、相手当事者は当該評価の適格かつ権限ある提供者として行為し、第三者が当該評価を提供する際の費用を超えることなく、サブ・ファンドに評価を提供することができるものと考えている。

関係者はまた、管理会社として行為し、かつ有効な関連契約に従いサブ・ファンドの副保管会社として役務を提供することができる。関係者がトラストに関して遂行する職務により、潜在的な利益相反が生じうる。利益相反が生じた場合、関係者は公正にこれを解決するため、かつサブ・ファンドおよびその受益者の利益が不当な損害を被らないことを保証するため、（関係者自身の個別義務および任務を考慮した上で）合理的な努力を尽くすことを約している。受託会社は、関係者が当該職務を遂行するのに適切かつ適格を有していると考えている。

利益相反

AIFMは、利益相反がサブ・ファンドおよび投資者の利益に悪影響をもたらすことを防止するために、利益相反を特定、防止、管理および監視するために設計されたすべての合理的な措置を講じることを目的として、効果的な組織的および事務的な取決めを設けている。この点について、受益者は、本「4 利害関係人との取引制限」の項目に特に留意すべきである。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項なし。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、株主総会の決議によって解散される。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) SMPパートナーズ（ケイマン）リミテッド（SMP Partners (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成30年12月末日現在、5.6百万米ドル（純額）（約6億1,018万円）

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成31年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.96円）による。

(ロ) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に従いCIMAが発行する無制限の信託会社の免許ならびにケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンド管理会社の免許を有している。

(2) RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エー（RBC Investor Services Bank S.A.）

（「管理事務代行会社」、「登録・名義書換事務代行会社」、「保管会社」および「請求代行会社」）

(イ) 資本金の額

平成30年10月末日現在、1,254,713,000ユーロ（約1,570億円）

(ロ) 事業の内容

RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エーは、登録番号B-47192でルクセンブルグ会社登記簿に登録されており、「ファースト・ヨーロッパ・トランスファー・エージェント」の名称で平成6年に設立された。RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エーは、金融サービス業ならびに保管、ファンド管理および関連サービスの専門家に関するルクセンブルグ1993年4月5日法の条項に基づき銀行業を営む許可を得ている。

(3) みずほ証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成31年1月末日現在、1,251億円

(ロ) 事業の内容

みずほ証券株式会社は、金融商品取引法に基づき日本において金融商品取引業者として活動している。

(4) ドイツ銀行ロンドン支店（Deutsche Bank AG, acting through its London Branch）（「元本確保提供会社」）

(イ) 資本金の額

ドイツ銀行の発行済資本金は、平成29年12月末日現在、普通株式2,066,773,131株により構成される5,290,939,215.36ユーロ（約6,622億円）である。

(ロ) 事業の内容

ドイツ銀行の目的は、定款に規定するとおり、多様な銀行業務を取り扱い、金融およびその他のサービスを提供し、国際経済関係を推進することである。ドイツ銀行は、当該目的を自らまたはその子会社関係会社を通じて実現することができる。ドイツ銀行は法律上許容される範囲内で、その目的を推進するために必要と解釈されるすべての業務を遂行し、手段を活用する権限を有し、特に、不動産の取得および処分、ドイツ国内および国外における支店の設置、他の事業の持分の取得、管理および処分、ならびに会社譲渡契約の締結を履行する権限を有する。

ドイツ銀行は、その本拠をフランクフルト・アム・マインに置く世界でも最大規模の総合金融機関であり、平成29年12月31日現在、ドイツ銀行グループの総資産は、約1兆4,750億ユーロにのぼる。平成31年2月末日現在、ドイツ銀行の長期信用格付は、スタンダード・アンド・プアーズでは

BBB－、ムーディーズではBaa2、フィッチではBBB＋である。ドイツ銀行は、平成29年12月31日現在、グループ全体で60か国、2,425拠点を有し、総従業員数は97,535名である。

(5) DWSインベストメンツ・ユーケー・リミテッド (DWS Investments (UK) Limited) (「固定報酬代理人」)

(イ) 資本金の額

平成30年10月末現在、190,000,001.00スターリング・ポンド(約271億円)

(注) スターリング・ポンドの円価換算は、便宜上、平成31年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スターリング・ポンド=142.88円)による。

(ロ) 事業の内容

DWSインベストメンツ・ユーケー・リミテッドは、2014年9月16日にイングランドおよびウェールズの会社登記官によって設立された非公開有限責任会社(会社番号05233891)であり、金融行為規制機構によって規制されている(整理番号429806)。DWSインベストメンツ・ユーケー・リミテッドは、投資会社およびその他の集団投資ファンドにサービスを提供しており、株式ミューチュアル・ファンド、ヘッジファンドおよび債券ミューチュアル・ファンドを顧客のために設定および運用している。

2【関係業務の概要】

(1) SMPパートナーズ(ケイマン)リミテッド

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を保有し、または第三者にかかる信託財産の保有を命じる。受託会社は、トラストの業務の運営について全面的に責任を負い、トラストの日常業務の遂行、トラストに関する投資業務、トラストの帳簿および記録の保管、登録受益者に対する報告書の作成および送付ならびにトラストに関する登録受益者からの照会への対応を含む一定の業務を管理会社、管理事務代行会社、保管会社および登録・名義書換事務代行会社に委託している。

(2) RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エー

RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エーは、トラストの受託会社の管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、保管会社および請求代行会社として行為する。

(3) みずほ証券株式会社

管理会社と契約を締結し、これに基づき、日本における受益証券の販売および買戻しの取扱いならびに代行協会員業務を行う。

(4) ドイツ銀行ロンドン支店

ドイツ銀行ロンドン支店は、元本確保証書に従い、償還日においてサブ・ファンドに元本確保額を提供する。同行は、管理会社との固定報酬契約およびアレンジャー契約に従い、平成29年9月1日まで、トラストおよびサブ・ファンドに対して固定報酬代理業務および販売会社取次業務を提供していた。

(5) DWSインベストメンツ・ユーケー・リミテッド

受託会社およびドイツ銀行ロンドン支店との間で締結した更改契約に基づき、受託会社とドイツ銀行ロンドン支店との間で締結された固定報酬契約に基づくドイツ銀行ロンドン支店の利益、権利および義務の一切を引き継ぎ、平成29年9月1日から、固定報酬代理人業務を行う。

3【資本関係】

管理会社および固定報酬代理人（平成29年9月1日以降）の最終的な親会社は、ドイツ銀行である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法の概要

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（「ミューチュアル・ファンド法」）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（改正済）（「銀行・信託会社法」）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。

ケイマン諸島はかつて連合王国の属領（現在は連合王国の海外領）であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（「設立計画推進者」）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社、およびリミテッドパートナーシップのファンドを設定した。

2018年12月31日現在、規制を受けているオープンエンド型投資信託の数は約10,992であった。かかる投資信託の総資産あるいは純資産の総計の正確な数字は入手できない。

ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネーロンダリング）およびオフショアバンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. ケイマン諸島の投資信託制度の記述

A. 投資信託規制

1. 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社および保険会社をも監督しており金融庁法（改正済）（「金融庁法」）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（「CIMA」）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
2. 投資信託とは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
3. ミューチュアル・ファンド法の第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、(a) その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラルパートナーを選任および解任することができる投資信託、または(b) ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において、当該区分においてCIMAが規制している受益権の公募を、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）（「証券投資業法」）に基づく免許の保有者によってまたはその者を介して実施するファンドで、かつ(i) 受益権がCIMAがケイマン諸島の官報に掲載する通達で指定する証券取引所（店頭市場を含む。）に上場されている、または(ii) 当該区分において規制される、および公募の目的でCIMAが承認する海外規制当局により規制されるファンドである。
4. ミューチュアル・ファンド法のもとにおいて規制を受ける投資信託には次の三つの型が存在する。

4.1 免許投資信託

この場合、ファンドによってCIMAに対して、CIMAの規制強化電子様式システム（「REEFs」）を通じて、ファンドおよびファンドに対する業務提供者の詳細を記述した電子法定様式（MF3）による目論見書をその概要とともに提出し、登録時および毎年4,268.29米ドルの手数料を納入する。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。設立計画推進者が健全な評判を有し、ファンドを運営するための十分な専門性を有する健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるも

のとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、ファンドの取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。(下記4.2項参照)

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者およびファンドにより作成され、ファンドおよび業務提供者の詳細を要約した目論見書が電子法定様式をもってCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有する者が存在すること、受益権を募る方法が適切に行われていること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合、投資信託がCIMAにより承認または他に規制された国もしくは領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268.29米ドルである。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

4.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるもの
- (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (iii) 「マスター・ファンド」(ミューチュアル・ファンド法において定義される)でかつ一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるかまたはマスター・ファンドの受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

上記(i)および(ii)の場合には、投資信託は、ファンドと業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して電子法定様式をもって届け出て、かつ4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。

上記(iii)の場合で販売書類が存在しない場合、投資信託は、ファンド、そのフィーダー・ファンドおよびその業務の一定の詳細内容をCIMAに対して電子法定様式をもって届け出て

(フォームMF4)、かつ3,048.78米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。ミューチュアル・ファンド法は、ケイマン諸島において設立または設定され、一または複数の投資者に受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドのすべての投資方針を遂行するという主たる目的のために投資対象を保有し、取引活動を行っており、一または複数の規制フィーダー・ファンドを直接もしくはマスター・ファンドに投資するために設立した媒介法人を通じて保有し、銀行・信託会社法(改正済)もしくは保険法(改正済)(「保険法」)に基づく免許を有しておらず、または住宅金融組合法(改正済)もしくは共済会法(改正済)に基づく登録を有しない投資信託について、マスター・ファンドとして定義している。

B. 投資信託の継続的要件

1. いずれの規制投資信託(規制マスター・ファンドを除く。)も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
2. すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のい

いずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると考えるときはCIMAに対し迅速に書面により通知を送付する法的義務を負っている。

2.1 ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

2.2 ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。

2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

2.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたは行おうとしている場合。

2.5 ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づくその他の規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（「マネー・ロンダリング防止規則」）または投資信託業免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

3. すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

C. 投資信託管理者

1. 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、（会社型であると契約型であるとを問わず）投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社またはファンドの取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

2. いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、評判がよく、かつ適切な方法で規制投資信託を管理するという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつその所有権と財務構造およびその取締役と役員を詳細に記載した申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低487,804.87米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者（ただし制限的投資信託管理者ではない。）は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。制限的投資信託管理者の免許を有する事業体は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。

3. 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、かかる投資信託のすべてにつきCIMAに通知し、第二に上記A第4.2項に定めた事態をCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

4. 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができる。この類型は、ケイマンにファンドマネージャーの会社を創設したファンド設立推進者がファンドに関連した一連のファミリーファンドを管理することを認める。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。このため、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記A4.3参照）または第4(4)条（上記A4.3参照）に規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5. 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する事由があることを知るに至りまたはかかる事由があると信ずる理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないおそれがある場合。

- 5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
- 5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.5 ミューチュアル・ファンド法、投資信託管理者免許の条件またはケイマン諸島のその他の法律を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
6. CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
7. 投資信託管理者の株主、取締役、または上級役員の変更についてはCIMAの承認が必要である。
8. 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390.24米ドル（当初）／36,585.37米ドル（年間）（50ファンド以下の場合）または30,487.80米ドル（当初）／42,682.93米ドル（年間）（50ファンド超の場合）であり、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536.59米ドルである。

3. ケイマン諸島におけるタイプ別の投資信託の仕組みの概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

A. 免税会社

最も一般的な投資信託の手段は、会社法（改正済）（「会社法」）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証有限責任会社または有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

1. 設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これを取締役として提案されている者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
2. 存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
3. 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
 - 3.1 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - 3.2 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - 3.3 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - 3.4 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - 3.5 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - 3.6 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
4. 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、とりわけ、注意を払ってかつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
5. 会社は、様々な通貨により株式資本を指定することができる。
6. 額面株式の発行は認められない。
7. いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
8. 株式の買戻しも認められる。

9. 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
10. 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
11. 免税会社は、今後20年間（さらに10年間の延長が可能）税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
12. 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
13. 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

B. 免税ユニット・トラスト

1. ユニット・トラストは、（税金または規制の理由により）ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
2. ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者により形成される。また、投資運用会社がトラストを設立する信託証書の当事者となり、信託証書に基づく権利、義務および債務を有することが一般的になりつつある。
3. ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）（「信託法」）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。ユニット・トラストの信託証書の特別条項に従い、各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
4. 受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
5. 大部分のユニット・トラストは、信託法に基づく「免税信託」として信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
6. 免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島における課税に服しないとの約定を取得することができる。
7. 信託は、150年まで存続することができるが、財産永久所有法（Perpetuities Law）（改正済）に規定されている一定の制限的例外に従う。
8. 免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。
9. 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

C. 免税リミテッドパートナーシップ

1. 免税リミテッドパートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
2. リミテッドパートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、当該法は、英国の1907年リミテッドパートナーシップ法に基礎を置く。ケイマン諸島の免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）（「免税リミテッドパートナーシップ法」）は、他の法域のリミテッドパートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。
3. 免税リミテッドパートナーシップは、リミテッドパートナーシップ契約を締結するゼネラルパートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）および免税リミテッドパートナーにより、免税リミテッドパートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラルパートナーが、免税リミ

- テッドパートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
4. ゼネラルパートナーは、リミテッドパートナーを除外して免税リミテッドパートナーシップの業務の運営を行う。またリミテッドパートナーが積極的に業務に参加するなどの例外的な状況がなければ、リミテッドパートナーは有限責任を享受する。ゼネラルパートナーの機能、義務および責任の詳細は、免税リミテッドパートナーシップ契約に記載される。
 5. ゼネラルパートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、免税リミテッドパートナーシップ契約中に含まれる別段の明示的規定に従い、たとえばコモンローの下での、あるいはケイマン諸島のパートナーシップ法（改正済）の下での、ゼネラルパートナーシップの法理が適用される。
 6. 免税リミテッドパートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - 6.1 ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - 6.2 名称および住所ならびにリミテッドパートナーになった日の詳細を含むリミテッドパートナーの登録簿を維持する。
 - 6.3 各リミテッドパートナーの出資の金額および日付ならびにリミテッドパートナーの出資金の全部もしくは一部の返金を示す支払の金額および日付を含む出資金の記録を維持する。
 - 6.4 リミテッドパートナーによるリミテッドパートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
 7. パートナーシップ契約に従い、各リミテッドパートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
 8. パートナーシップ契約に従い、リミテッドパートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずにパートナーシップの資本金から何時でも買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが当該期間中に支払不能となり、リミテッドパートナーがかかる支払不能について実際に知得していたときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
 9. 免税リミテッドパートナーシップは、50年間の期間について将来のケイマン諸島における税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
 10. 免税リミテッドパートナーシップは、登録内容の変更およびその解散について免税リミテッドパートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
 11. 免税リミテッドパートナーシップは、免税リミテッドパートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

4. ケイマン諸島の投資信託に関する準拠法令

A. ミューチュアル・ファンド法および金融庁法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

1. CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
2. 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラルパートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.12米ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金刑に処せられる。
- 3.1 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行できるようにするために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
- 3.2 何人でも第3.1項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。

- 3.3 第3.1項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
4. 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしているとCIMAが判断した場合は、CIMAは、ケイマン諸島のグランドコート（グランドコートまたは「裁判所」）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有している。
- 5.1 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、5.3項に定めるいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- 5.1.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- 5.1.2 規制投資信託がその投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
- 5.1.3 免許投資信託である規制投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
- 5.1.4 規制投資信託の指示および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- 5.1.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員を務める者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 5.2 第5.1項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- 5.2.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- 5.2.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
- 5.2.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- 5.2.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 5.3 第5.1項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- 5.3.1 投資信託に関するミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許または登録を撤回すること。
- 5.3.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託の免許に対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- 5.3.3 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
- 5.3.4 事務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- 5.3.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 5.4 CIMAが5.3.3項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 5.5 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し第5.3項および第5.4項によりみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 5.6 第5.3.4項または第5.3.5項により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 5.7 第5.3.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 5.8 第5.7項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

- 5.9 第5.3.4項または第5.3.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 5.9.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 5.9.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 5.9.3 第5.9.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
- 5.10 第5.3.4項もしくは第5.3.5項により選任された者が第5.9項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 5.11 投資信託に関する第5.9項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 5.11.1 CIMAが特定する方法で投資信託に関する事柄を再編するよう投資信託に要求すること。
- 5.11.2 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 5.11.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドの解散を受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 5.11.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- またCIMAは、第5.3.4項、または第5.3.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為を実行することができる。
- 5.12 CIMAが第5.11項の措置を執った場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第5.3項に定めたその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 5.13 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第5.3.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 5.14 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したことまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 5.15 グランドコートが第5.11.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 5.16 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託の免許または登録を取り消すことができる。
6. CIMAは、あらゆる合理的な時期に、(a) 規制法（金融庁法に定義されている。）に基づき規制される者、(b) 関係者または(c) 問い合わせに関係する情報を有するとCIMAが合理的に信じる者に対し書面で通知を交付することにより、ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、その他の規制法またはその他の法律によるかこれらに基づき付与された職務のCIMAによる実行に関連しCIMAが合理的に請求するところにより、上記の者に対し(i) 指定情報もしくは指定された種類の情報の提供または(ii) 指定文書もしくは指定された種類の文書の提出を請求し、かつマネー・ロンダリング防止規則に対する遵守の監視を請求することができる。
7. 金融庁法に従い、海外規制当局による請求に応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、CIMAは書面により、(a) 規制法に基づき規制される者、(b) 関係者、(c) 規制法に基づき規制に従うべき業務に従事している者または(d) 請求が関連する問い合わせに関係する情報を有すると合理的に信じる者に対し、所定の時間内に、(i) 請求が関連する問い合わせに関係する事項に係る指定情報もしくは指定された種類の情報をCIMAに提供すること、(ii) 上記の問い合わせに関係する

指定文書もしくは指定された種類の文書を提出すること、または(iii) 上記の問い合わせに関係しCIMAが書面で特定する援助をCIMAに対して与えることを書面で指示することができる。

8. ある者が請求もしくは指示の行われた日から3日以内またはCIMAが認めるこれより長い期間内に、第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に従わない場合、CIMAは請求または指示の遵守をその者に要求する命令をグランドコートに申し立てることができる。
9. 第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に関連し、ある者の宣誓による審問が必要であるとCIMAが考える場合、CIMAは略式裁判所（「サマリーコート」）がその者を審問し、審問の結果をCIMAに送付させるよう即決裁判所に申請することができる。
10. サマリーコートは第9項に基づく申請をその受領から7日以内に処理し、審問から14日以内に審問結果をCIMAに送付する。
11. 第6項または第7項に基づき文書が提出される場合、CIMAはこれらの謄本または抄本を作成することができる。
12. 弁護士がその依頼人または本人の住所および氏名の提供を請求される場合を除き、いかなる者も、法的手続において法律上の専門家特権に基づき開示または提供を拒絶する権利を有する情報の開示または文書の提供を本項により要求されない。
13. 合理的な理由なく(a) 第6項によるCIMAの請求もしくは第7項によるCIMAの指示に従わない者、(b) 第6項もしくは第7項の規定を無効とする意図を持って、文書の破棄、汚損、毀損、隠蔽もしくは除去を行う者、または(c) 第6項もしくは第7項に従って実行されるCIMAによる問い合わせを故意に妨害する者は、罪に問われ、12,195.21米ドルの罰金の略式処分および121,951.21米ドルの罰金の起訴処分を課され、同人が有罪と決せられる違犯が処分後も継続する場合、同人はさらに違犯を犯していることになり、かかる違犯が継続する一日につき12,195.21米ドルの罰金を課せられる。
14. (a) 法人の犯した第6項および第7項に基づく違犯が、法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他の類似役員またはかかる資格で行為するとされるあらゆる者の同意もしくは黙認を得て実行されたか、またはこれらの側の過失に帰せられると証明された場合、法人の他、これらの者はかかる違犯について罪を問われ、これに従い法的手続に処せられかつ処罰される。
(b) 法人の業務がその社員により管理される場合、当該社員の管理職務に関連する同人の行為および不履行について、同人が法人の取締役であるものとして第14条(a)項が適用される。
15. ある者が第6項に基づく請求、第7項に基づく指示もしくは第8項に基づく命令に従う場合または第9項に基づく証拠を提供する場合、かかる遵守は、法律によるかまたはこれに基づく情報の開示制限の違犯とはみなされず、民法上の責任を生じるものではない。
16. CIMAは、一定の状況下において、かつ、海外規制当局による求めに応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、(a) 適格者に対し、CIMAの協力権能の一部の行使を授權しかつ、(b) その協力権能の行使において警察庁長官の支援を求めることができる。
17. 海外の規制当局またはその代理人により実行される問い合わせの対象となる者またはかかる対象の主題である(a) CIMAにより指定された者の業務もしくは業務の側面または(b) CIMAにより指定された主題の調査を目的とする場合を除き、第16項に基づく支援を求めてはならずまたは職権は授与されるものではない。
18. いかなる者も、要求された場合に自己の権限の証拠を提出しない限り、第16項により授与される職権により権限を行使する者が課した要求に従う義務を負うものではない。
19. CIMAが第16項に基づき支援を求めるかまたは権限を授与する場合、支援または権限は、CIMAが決定する方法で提供されるかまたは実行される。またCIMAがかかる権限のある者に授与する場合、同人は当該権限の行使およびその行使結果についてCIMAが要求する方法でCIMAに報告を行う。

B. 投資信託の取締役の登録および免許

1. 取締役登録および免許法（改正済）（「DRL」）に従い、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制される投資信託ならびに証券投資業法に基づき「適用除外者」として登録される大半の会社（総称して、「対象事業者」）の取締役は全員、(i) CIMAに登録するか、または、(ii) (a) 当該取締役が20以上の対象事業者のために行う場合、もしくは(b) 法人取締役である場合（一定の

例外を条件とする。）、CIMAから免許を受けなければならない、いずれの場合においても適切な登録手数料または免許手数料を支払わなければならない。

2. DRLは、現在、パートナーシップまたはユニット・トラストである対象事業者に適用されない。
3. 登録取締役は、専門的取締役の類型に該当しない自然人である。登録取締役は、DRLに基づき登録義務を負う。
4. 専門的取締役は、20以上の個々の対象事業者から取締役として任命された自然人である。専門的取締役はDRLに基づき免許を受ける義務を負うが、当該取締役が下記に該当する事業者の取締役、従業員、構成員、役員、パートナーまたは株主である場合はこの限りではない。
 - (a) 会社管理法に従い発行された会社管理免許またはミューチュアル・ファンド法に従い発行された投資信託管理者免許を有する事業者
 - (b) 「ファンドマネージャー」（すなわち、投資運用サービスもしくは投資助言サービスを提供するか、または設立計画推進者として行為する（ミューチュアル・ファンド法において定義される））であり、かつ指定される海外規制機関に登録済みかまたは免許を受けている事業者で、かかる取締役の任命が当該ファンドマネージャーとの関係性によって生じているもの。
 - (a)または(b)の場合、専門的取締役は、免許申請ではなく、DRLに従い登録する資格を有することになる。
5. 法人取締役は、対象事業者の取締役として任命される一切の法人である。法人取締役は免許を受ける義務を負うが、会社管理免許または投資信託管理免許（専門的取締役について前述したとおり）を有する場合にはこの限りではない。さらに、その他一定の登録要件が適用され得る。
6. 登録するためには、取締役は、CIMAのオンライン登録システムを通じて、CIMAに下記を提出しなければならない。
 - (a) 下記を含む申請書。
 - (i) 申請人の氏名、生年月日、国籍および出生国
 - (ii) 申請人の主たる住居および郵便の宛先（もし異なる場合）
 - (iii) 詐欺または不正行為に関係する刑事上の有罪認定の詳細
 - (iv) 規制当局、自主規制組織もしくは専門的規制機関による不都合な認定、罰金、制裁または懲戒処分の詳細
 - (v) 申請人がそのために行為しているか行為する予定の対象事業者の名称および登録番号
 - (b) 返金不可能な申請手数料および登録手数料853.69米ドル。

前記に加え、上記4項記載の事由のいずれかに基づき免許要件を免除される専門的取締役は、個人的質問書に回答すると共に自らの免除の事由を裏付ける追加の詳細および確認を提供する必要がある。CIMAは、登録処理のために追加情報を要求することができ、さらに、申請人が(i)詐欺もしくは不正行為に関係する犯罪で有罪認定を受けている場合、または(ii)規制当局、自主規制組織もしくは専門的規制機関による不都合な認定、罰金、制裁または懲戒処分の対象になった場合、一般に当該申請を拒絶することができる。
7. 免許申請するためには、取締役は、CIMAのオンライン登録システムを通じてCIMAに下記を提出しなければならない。
 - (a) 申請書および下記を含む補足書類
 - (i) 申請人の氏名、生年月日、国籍および出生国
 - (ii) 申請人の主たる住居および郵便の宛先（もし異なる場合）
 - (iii) 個人の詳細に関する質問書
 - (iv) 3通以上の保証書（人物保証書1通、優良な資産状態を示す保証書1通、および無犯罪証明書1通（または同等のもの））
 - (v) 申請人がそのために行為しているか行為する予定の対象事業者の名称および登録番号
 - (vi) 保険の補償内容の証拠資料
 - (b) 返金不可能な申請手数料および登録手数料3,658.54米ドル。

CIMAは、免許申請を処理するために、必要に応じてその他情報を要求することができるが、一般的に、申請人の(i)正直さ、誠実さおよび評判、(ii)適性および能力、(iii)財務上の健全性を勘案した上で、当該者が適切かつ適正な人物か否かについて考慮する。

8. 法人取締役としての免許を申請するためには、取締役は、CIMAのオンライン登録システムを通じてCIMAに下記を提出しなければならない。

(a) 申請書および下記を含む補足書類

- (i) 申請人が外国会社である場合、申請人を代理して送達および通知を受領する権限を有する1名以上の者の氏名および住所
- (ii) 申請人の設立の証拠資料
- (iii) 申請人がそのために行為しているか行為する予定の対象事業者の名称および登録番号
- (iv) 申請人のすべての取締役、マネージャーおよび役員の氏名、住所および国籍
- (v) 申請人の発行済株式資本または全議決権の10パーセント超を保有する各株主の氏名、住所および国籍
- (vi) 各(i)取締役、マネージャーおよび役員、(ii)申請人の発行済株式資本または全議決権の10パーセント超を保有する株主および実質株主について、個人の詳細に関する質問書
- (vii) 3通以上の推薦状（各(i)取締役、マネージャーおよび役員、(ii)申請人の発行済株式資本または全議決権の10パーセント超を保有する各株主について、人物保証書1通、優良な資産状態を示す保証書1通、および無犯罪証明書1通（または同等のもの））
- (viii) 申請人の基本定款および通常定款（または同等の会社設立文書）の写し、ならびに取締役1名による法定宣言
- (ix) すべての親会社およびすべての子会社の名称ならびに主たる事務所および登記上の事務所の住所
- (x) 海外の規制当局による免許を受けたかまたは当該当局に登録された申請人のすべての親会社およびすべての子会社の優良な資産状態を示す証明書
- (xi) 申請人を管轄するすべての海外規制当局からの優良な資産状態を示す証明書
- (xii) 保険の補償内容の証拠資料

(b) 返金不可能な申請手数料および登録手数料9,756.10米ドル。

CIMAは、免許申請を処理するために必要に応じてその他情報を要求することができるが、一般的に、申請人の(i)正直さ、誠実さおよび評判、(ii)適性および能力、(iii)財務上の健全性を勘案した上で、当該者が適正かつ適切な人物か否かについて考慮する。

免許を受けたら、法人取締役は、新たな取締役を指名する前に、CIMAの承認を書面で取得しなければならない。

9. 専門的取締役および法人取締役は、認可保険会社（すなわち、保険法に基づき免許を受けた保険会社またはその他CIMAが承免許可能な保険会社）の最低限の保険補償内容を維持しなければならない。

C. 投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督

1. CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を受け、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
2. 免許投資信託管理者は、第1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.21米ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金刑に処せられる。
3. ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理者として行為し、あるいは事業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対し、ミューチュアル・ファンド法のもとでCIMAの義務を実行できるようにするためにCIMAが合理的に要求する情報および説明をCIMAに対して提出するように指示することができる。
4. 第3項により付与された指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に課せられる。

5. 第3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるのかにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
6. CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めてグラントコートに申立てをすることができ、グラントコートはかかる命令を認める権限を有する。
- 6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- 6.2 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
7. CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第9項に定める行為を行うことができる。
- 7.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないときまたは履行できないおそれがある場合。
- 7.2 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。または、
- 7.3 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 7.4 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- 7.5 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.6 免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
8. 第7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- 8.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
- 8.1.1 CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うことまたは所定の手数料を支払うこと。
- 8.1.2 CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- 8.1.3 投資信託、またはファンドの設立計画推進者もしくは運用者に関し、条件が満たされていること。
- 8.1.4 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- 8.1.5 CIMAによる指示に従い、名称を変更すること。
- 8.1.6 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- 8.1.7 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- 8.1.8 CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- 8.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- 8.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーを選任すること。
- 8.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
9. 第7項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りとする。
- 9.1 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは撤廃すること。
- 9.2 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
- 9.3 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- 9.4 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

9.5 投資信託管理者が保有している投資信託管理者免許を取り消すこと。

10. CIMAが第9項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているファンドの投資者とその債権者および当該ファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
 11. 第9.3項または第9.4項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
 12. 第9.4項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（清算人または管財人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を管理するために必要な一切の権限を有する。
 13. 第12項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
 14. 第9.3項または第9.4項により免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - 14.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - 14.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理者に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - 14.3 第14.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
 15. 第9.3項または第9.4項により選任された者が、以下の事由に当たる場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
 - 15.1 第14項の義務に従わない場合、または
 - 15.2 満足できる形で投資信託管理者に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
 16. 免許投資信託管理者に関する第14項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - 16.1 投資信託管理者に対し、CIMAが特定する方法でその業務を再編するように要求すること
 - 16.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。またCIMAは、第9.3項または第9.4項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
 17. CIMAが第16項の措置を執った場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を執るよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
 18. CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
 - 18.1 CIMAが、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることを停止したことを納得した場合。
 - 18.2 免許保有者が、解散、または清算に付された場合。
 19. 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第9項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
 20. 投資信託管理者が信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、投資信託管理者は、銀行・信託会社法に基づきCIMAにより規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
- D. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
1. 執行官が、CIMAまたは検査官と同じレベル以上の警察官がミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていると疑う

合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたは警察官が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (i) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (ii) それらの場所またはその場所にいる他の者を搜索すること。
 - (iii) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること。
 - (iv) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (v) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し写しをとること。これが実行できない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
2. CIMAが記録を持ち去ったか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを点検し、写しを取り、抜粋することができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
3. 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ243,902.43米ドルの罰金に処せられる。

E. CIMAによる金融庁法上の開示

金融庁法により、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、下記のいずれかの情報を開示することができる。

- 1. CIMAに関する事項。
- 2. 規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請に関する事項。
- 3. 規制法に基づき免許を保有する者（住宅金融組合または信用組合を含む。）に関する事項。
- 4. 免許保有者により管理されている会社または投資信託の顧客、構成員、依頼人または保険契約者に関する事項。
- 5. 海外の規制当局によって共有されている情報またはこれに関する通信情報。

ただし、これらの情報は、CIMAが金融庁法またはその他の法律により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- 1. 例えば秘密情報開示法（改正済）にもとづき、ケイマン諸島内の管轄裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
- 2. 金融庁法、その他の法律またはこれらに基づき制定された規則により付与された職務の実行においてCIMAを補助することを目的とする場合。
- 3. 免許所有者の業務に関する場合、または免許所有者によるか、その同意が任意に付与されている免許所有者、顧客、依頼人、保険契約者、会社もしくは投資信託（場合による。）の権限をもって管理・運用される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人、保険契約者の業務に関する場合、またはかかる会社もしくは投資信託に関する場合。
- 4. CIMAが金融庁法またはその他の法律に基づきその職務を実行する際に金融庁法もしくはこれに基づき制定された規則によるかまたは長官とCIMAの間の取引に関連し長官に付与された職務を長官が実行することを可能とするかまたはこれを助ける目的の場合。
- 5. 開示された情報が他の源泉から公衆に提供されるかまたは提供された場合。
- 6. 開示された情報が、免許所有者の身元、または当該情報の関連する免許所有者により管理される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人もしくは保険契約者の身元、またはかかる会社もしくは投資信託の身元の確認を可能としない方法で表明された要約または統計に含まれている場合。
- 7. (i) 刑事手続のためにケイマン諸島の法務長官または法執行機関に対して適法に行われる場合、
(ii) いずれかの者に対するマネー・ロンダリング防止規則に基づき適法に行われる場合、または
(iii) 第9項に基づき海外規制当局に適法に行われる場合。
- 8. (i) 免許所有者の解散もしくは清算または(ii) 免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

9. ケイマン諸島外の投資信託規制当局により管理される法令および規則を執行するための民事または行政調査および手続の実行を含む規制上の職務を当該当局が実行することを可能とするために必要な情報を、かかる当局に提供する場合。

上述に規定された認められた状況におけるもの以外の情報を開示するCIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、12,195.12米ドルの罰金および1年間の懲役の略式処分または起訴処分の場合は60,975.60米ドルの罰金および3年間の懲役の処分を課せられる。

F. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

1. 過失による誤った事実表明

投資信託に係る販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、受託会社、運用者、ゼネラルパートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、かかる者に対し、販売書類中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている部分における不実表示による損失の請求を招く可能性がある。

2. 欺罔的不実表明

事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が事実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

3. 契約法（改正済）

契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

一般的事柄としては、当該契約はファンドそのもの（または受託会社）と結ぶので、ファンド（または受託会社）は運用者、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者はファンドである。

4. 欺罔に対する訴訟提起

損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(i) 重要な不実の表明が欺罔的になされた。

(ii) そのような不実の表明の結果、受益権を申し込むように仕向けられた。

「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味する。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該表明を明確に訂正せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

5. 契約上の債務

販売書類はファンド（または受託会社）と受益権分の成約申込者との間の契約の基礎も形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し、および／または損害賠償を求めてファンド（または受託会社）ならびに／または運用者、設立計画推進者、ゼネラルパートナーおよび／もしくは取締役に対し訴えを提起することができる。

一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラルパートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

6. 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラルパートナー、取締役、役員または代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

G. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な刑法上の債務

1. 刑法（改正済）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者（申込者を含む。）を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるかまたは欺罔的であるような声明または計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、同人は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

2. 刑法（改正済）第247条および第248条

欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。

この目的上、同人が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとし、「取得」とは、他の者のための取得または他の者をして取得もしくは保有させることを含む。両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、一切の欺罔（未必の故意または故意によるものかを問わない）をいい、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

5. 解散

会社の解散は、会社法（および会社法に基づく解散規則）、会社の基本定款および定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者もしくは会社の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理者が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第4.A.5.11.2項および第4.B.16項）。剰余資産は、もしあれば、会社の基本定款および定款の規定に従い、株主に分配される。

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託である信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第4.A.5.11.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップの解散および清算は、免税リミテッドパートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを解散および清算させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第4.A.5.11.4項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップのゼネラルパートナーは、パートナーシップ契約の規定に従ってパートナーシップを清算し、解散する法的責任を負っている。

6. 税金

1. ユニット・トラスト

現在ケイマン諸島には、ファンドの収益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は存在しない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ケイマン

諸島のユニット・トラストの受託者は、信託法第81条にもとづく保証をケイマン諸島政府に申請し同政府から受領することができ、ファンド設定日から50年間、所得、資本資産、利益または評価益に対する税、その他遺産税または相続税の性質を有する税を課税する、その後に制定されたケイマン諸島の法律が、ファンドを構成する資産またはファンドに発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託者または受益者に適用されない旨が保証されている。

2. パートナiership

ケイマン諸島の現行法のもとでは、パートナーシップの利益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は、ケイマン諸島に存在しない。ケイマン諸島においては、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ゼネラル・パートナーは、総督の決定する期間（ただしかかる保証の日から50年を超えない）、所得、収益、利益または評価益に対する税を課税する制定されたケイマン諸島の法律が、パートナーシップまたはリミテッド・パートナーのリミテッド・パートナーシップ権益に適用されない旨、また所得、収益、利益または評価益に課される税、または遺産税または相続税の性質を有する税が、かかるパートナーシップまたはリミテッド・パートナーのリミテッド・パートナーシップ権益について課されない旨の保証を申請し、当該保証をケイマン諸島政府から受領することができる。

3. 会社

現在、ケイマン諸島には直接税は存在せず、免税会社に支払われる利息、配当および利益は、いずれのケイマン諸島の税も課されることなく受領することができる。ケイマン諸島において設立された免税会社は、ケイマン諸島政府に対し、課税特例法（改正済）6条にもとづく免税について保証を申請することができ、かかる保証を受領する予定である。課税特例法第6条は、保証の発行された日から30年以下の期間において、所得、収益、利益もしくは評価益に課税する、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税を課税するケイマン諸島においてその後に制定された法律が、当該会社を構成する資産もしくは当該会社の収益に、または当該資産もしくは収益に関して、当該会社の株主に適用されない旨規定する。

（注）投資信託制度の概要において、ケイマン諸島ドルの金額は、便宜上、1ケイマン諸島ドル＝0.82米ドルのレートで換算されている。

第4【参考情報】

サブ・ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成30年3月30日 有価証券報告書（第8期）

平成30年6月29日 半期報告書（第9期中）

第5【その他】

該当事項なし。

【別紙A】

定義

「A I F」	A I F M指令が定義するオルタナティブ投資ファンドをいう。
「A I F M」	サブ・ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社としてのDWS インベストメント・エス・エー（平成30年12月31日までの名称はドイツ・アセット・マネジメント・エス・エーであり、平成28年3月17日までの名称はドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント・エス・エーであった。）をいう。同社は、平成27年4月30日付でDBプラティナム・アドバイザーズを吸収合併し、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1115、コンラ・アデヌール通り2番に登記上の事務所を有し、B-25.754としてルクセンブルグの商業および法人登記所に登録されている。DWS インベストメント・エス・エーは、2010年ルクセンブルグ投信法第15章およびA I F M法第2章に基づきオルタナティブ投資ファンド運用会社として承認されている。A I F Mに対するいかなる言及もその適式に授權された代理人または代行者に対する言及を含むものとする。また、A I F Mに対する言及は、平成27年4月30日まではDBプラティナム・アドバイザーズに対する言及とみなされる。
「A I F M指令」	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する平成23年6月8日付の欧州議会および理事会指令2011/61/EU、ならびに改正指令2003/41/ECおよび2009/65/EC、ならびに規則（EC）1060/2009号および（EU）1095/2010号をいう。
「A I F M法」	A I F M指令をルクセンブルグの法律に組み入れる、ルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法をいう。
「営業日」	（i）ルクセンブルグにおいて銀行、証券取引所および外国為替市場が通常の営業を行う日、（ii）ロンドンにおいて銀行、証券取引所および外国為替市場が通常の営業を行う日、（iii）ニューヨークにおいて銀行、証券取引所および外国為替市場が通常の営業を行う日、（iv）東京において銀行、証券取引所および外国為替市場が通常の営業を行う日、（v）基準通貨国の主要な金融センターにおいて商業銀行および外国為替市場が基準通貨による支払決済業務を行い、通常の営業（外国為替取扱業務および外貨預金業務を含む。）を行う日、かつ（vi）本社債営業日（別紙Bに定義する。）である日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。
「英文目論見書」	平成18年12月付のトラストの英文目論見書（随時改訂済）をいう。

「海外受渡日」

(i) 申込期間中の申込みに関しては設定日、(ii) クローズド期間中の特別買戻しに関して、特別買戻しが請求された受益証券の投資元本の総額に相当する本社債額面金額の総額の償還について、本社債発行会社から社債償還金額を受領した日の直後の営業日、(iii) クローズド期間最終日後の最初の価格算出基準日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を含まない。）までの買戻しに関して、関連する価格算出基準日の17営業日後の日、(iv) 元本確保確定日（同日を含む。）から最終償還日（同日を含まない。）までの買戻しに関して、当該日の3営業日後の日、および(v) 最終償還日における受託会社による発行済み受益証券の強制償還に関して、受託会社（またはその代理人）が当該日から30営業日以内（いかなる場合にも当該日から3か月以内）に当該償還額の決済のために努める決済日をいう。

受託会社（またはその代理人）は、残存受益者の利益を維持することが適切とみなされる場合、および特に最初の価格算出基準日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を含まない。）までの期間において本社債の買戻代金が海外受渡日の前営業日までに受領されない場合には、当該海外受渡日（以下「海外受渡予定日」という。）を延期する権利を留保する。かかる場合、海外受渡日は、サブ・ファンドが本社債の買戻代金を受領した日の翌営業日とする。

「海外約定日」

管理事務代行会社が、評価時点において入手可能な最新の価格に基づき純資産価額を計算し、発表する日をいい、(i) クローズド期間中に関して、毎月最終の本社債営業日の14営業日後の日、(ii) クローズド期間最終日後最初の価格算出基準日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を含まない。）までの間に関して、毎月各価格算出基準日の14営業日後の日、(iii) 元本確保確定日（同日を含む。）から最終償還日（同日を含まない。）までの間に関して毎営業日、および(iv) 最終償還日に関して、同日から5営業日以内の日をいう。

設定日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を含まない。）までの期間中、受託会社（またはその代理人）は、受益者の利益を維持することが適切であるとみなされた場合、および特に海外約定日に関連する価格算出基準日から14営業日目の日の午後12時（ルクセンブルグ時間）までに、本社債計算代理人が本社債の証券コードを参照するブルームバーグ・スクリーン上で本社債の価格を確認することができなかった場合（停止事由（本社債の定義による。）が発生しまたは継続している場合を含むがこれに限られない。）、海外約定日を延期することができる。かかる場合、本社債の停止事由に関する条項に従い、海外約定日は、本社債計算代理人が海外約定日に関連する価格算出基準日についての本社債の価格を同スクリーン上で確認することができた日の翌営業日とする。

「買戻価格」

価格算出基準日に関する受益証券1口当たり純資産価格から買戻し手数料を控除した金額をいう。

疑義を避けるために付言するならば、買戻価格は、平成27年7月の価格算出基準日（同日を含む。）以降の価格算出基準日についての受益証券のすべての買戻しにかかる純資産価額と同額とする。

「買戻請求日」	(i) クローズド期間最終日後の最初の価格算出基準日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を含まない。）までの間に、同日の14営業日前の日の午後4時（東京時間）以前、および(ii) 元本確保確定日（同日を含む。）から最終償還日（同日を含まない。）の間に、同日の午後4時（東京時間）以前をいう。
「価格算出基準日」	受益証券の買戻しが受託会社（またはその代理人）により遂行される日であり、(i) クローズド期間最終日後の最初の価格算出基準日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を含まない。）までの間に、毎月最終の本社債営業日、および(ii) 元本確保確定日（同日を含む。）から最終償還日（同日を含まない。）までの間に、毎営業日をいう。
「借入ファシリティ」	パフォーマンス連動部分によるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券への投資にレバレッジをかけるための想定上の借入ファシリティをいう。
「元本確保確定日」	予定債券満期日または（延期の場合）債券満期日（各々別紙Bに定義する。）をいい、現時点では平成31年9月30日（以下「予定元本確保確定日」といい、同日においてサブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている場合、かかる停止の終了後翌営業日）の予定である。疑義を避けるために付言するならば、元本確保確定日は予定元本確保確定日から1年以内の日である。
「元本確保証書」	登録受益者の利益のために元本確保提供会社が差し入れる、別紙Cに記載する書式か、またはほぼ同じ書式中の主要な運営規定で作成された元本確保証書をいう。
「管理会社」	管理会社に対するすべての言及は、AIFMへの言及として理解される。
「基準通貨」	豪ドル貨をいう。
「強制償還通知日」	(a) 受託会社が受益証券の譲渡または償還請求を行うことを要求する通知を行ってから30日後の日または(b) 受託会社が本社債発行会社に対し受益証券の償還請求の申込みが行われたとみなされた旨の通知を提供した日のいずれか遅い日（同日が営業日でない場合は翌営業日）をいう。
「強制償還取引日」	強制償還通知日の3営業日後に当たる日をいう。
「禁止者」	(i) 保有によりサブ・ファンドの登録受益者に損害をもたらすことがあると受託会社が判断する場合、(ii) 保有により国、政府もしくは監督当局または当該受益証券が上場されている証券取引所の法令に抵触する結果となる場合、(iii) 結果として、トラスト、サブ・ファンド、受託会社または登録受益者がそうでなければ生じない税務、法務または財務上の不利益を被る場合、または(iv) 受益証券の取得基準を遵守しなかった場合、受託会社が単独裁量により決定する、サブ・ファンドの受益証券の申込みまたは保有を行う資格を有しない者、企業または法人をいう。
「クローズド期間」	設定日（同日を含む。）から平成22年4月30日（同日を含まない。）までの期間をいう。
「現金受託口座」	本社債のためにのみドイツ銀行ロンドン支店に維持される現金口座であり、口座受益証券の償還により換金された現金その他本社債発行会社が本社債について受領する現金を預金するための口座をいう。
「豪ドル」	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
「国内受渡日」	受益証券の買戻しおよび価格算出基準日に関して、日本における販売会社が日本において受益証券の買戻代金を決済する日で、関連する国内約定日から起算して4営業日目の日をいう。

「国内営業日」	東京において銀行、証券取引所および外国為替市場が通常の業務を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。
「国内約定日」	受益証券の買戻しおよび価格算出基準日に関して、日本における販売会社が日本において受益証券の買戻しの完了を確認した日であり、関連する海外約定日の翌国内営業日をいう。
「最終償還日」	管理会社により発行済みのすべての受益証券が強制買い戻される日、元本確保確定日の1か月後の日（現時点では平成31年10月31日の予定であり、以下「予定最終償還日」という。）、または当該日にサブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている場合には当該停止が解除された日の翌営業日をいう。疑義を避けるために付言するならば、(a) 最終償還日は予定最終償還日から1年以内の日であり、(b) 最終償還日に買戻し手数料は徴収されない。
「最低買戻口数」	10口以上10口単位をいう。
「最低継続受益証券口数」	200,000口をいう。
「最低申込口数」	受益証券100口以上10口単位をいう。
「最低申込総口数」	申込期間中、400,000口以上10口単位をいう。
「サブ・ファンド」	トラストのサブ・トラストであるパラディウム・ジャパン・トラスト－豪ドル建満期時元本確保型d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009-10）をいう。
「参照指数」	別紙Bに定義する。
「参照指数純資産価額」	参照指数の純資産価額をいう。
「実質受益者」	サブ・ファンドの受益証券の本来のおよび／または最終的な実質的保有者をいう。
「受益証券」	サブ・ファンドの受益証券をいう。
「受託財産モニタリング・エージェント」	ドイツ銀行ロンドン支店をいう。
「純資産価額」	トラストもしくはサブ・ファンドまたは受益証券（文脈による）の純資産価額をいう。
「償還価格」	最終償還日に関して、管理会社により強制買戻しが行われる受益証券の価格をいう。疑義を避けるために付言するならば、償還価格から買戻し手数料は控除されない。
「信託財産」	関連する登録受益者のために受託会社が受け取るまたは受け取ることができるおよびトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の信託として保有するまたは保有しているとみなされるすべての資産をいう。
「設定日」	平成21年10月9日または管理会社が決定したその他の日をいう。
「設立証書」	豪ドル建満期時元本確保型d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009-10）を設立する証書をいう。
「停止事由」	別紙Bに定義する。
「投資元本」	各受益証券に関しては100豪ドルをいい、すべての受益証券に関してはかかる受益証券の合計額をいう。
「当初割当日」	平成21年10月13日をいう。
「当初発行価格」	受益証券1口当たり100豪ドルをいう。

「登録受益者」	受託会社（またはその代理人）によりサブ・ファンドの受益者名簿に氏名が記載された受益証券の登録保有者をいい、登録受益者がノミニーとして行為するその他の者または主体を除く。本書または受益者名簿に別途記載される場合を除き、登録受益者はみずほ証券株式会社および／または受託会社（またはその代理人）により随時サブ・ファンドの受益者名簿に氏名が記載されたその他の受益者をいう。
「特別買戻し」	日本における販売会社が以下のいずれかの事由が発生したと判断した場合には、日本における販売会社は、実質受益者またはその相続人、承継人もしくは譲受人の日本における販売会社に対する請求に応じ、クローズド期間中のいずれかの日に受益証券の買戻しの請求を受託会社に対して行うことができる。 (i) 実質受益者の死亡 (ii) 実質受益者の資産の大部分が天災または不可抗力のために喪失した場合 (iii) 実質受益者が破産を宣告された場合 (iv) 実質受益者が疾病のために生計を維持することができない場合 (v) 上記(i) ないし(iv) に記載されるものに類似する他の事由（火災、事故、失職など）が発生した場合 (vi) 法人である実質受益者に関しては、(1) 破産または債務不履行等の重大な事由（またはそれに類する事由）が発生したと日本における販売会社が判断した場合、および(2) 実質受益者が名義人を務める者または主体に上記(i) ないし(iv) に挙げる事由が発生した場合 上記(i) ないし(vi) に記載される事態または事由が生じたことを証明する日本における販売会社が決定する適正な証拠が、受益証券の特別買戻しを請求する実質受益者により日本における販売会社に提出されなければならない。 実質受益者またはその相続人、承継人もしくは譲受人が日本における販売会社に対して特別買戻しの申込みをすることができる最初の日は設定日である。疑義を避けるために付言すると、受益証券の特別買戻しには買戻し手数料が適用され、元本確保または資本保護の適用はない。
「特別決議」	1 議決権を有する各受益証券について、75%の多数による投票が要求されている決議をいう。
「パフォーマンス連動部分」	ドイツ銀行ロンドン支店により計算される想定上のポートフォリオをいい、(i) ポールソン・ポートフォリオ口座への想定の投資、(ii) 想定上の借入ファシリティ、(iii) 想定上の流動性ファシリティ、(iv) 為替先渡契約への想定上の投資、および(v) 想定上の現金口座により構成される。
「パフォーマンス連動部分純資産価額」	パフォーマンス連動部分の純資産価額をいう。
「評価時点」	サブ・ファンドの純資産価額が計算される日の午後5時（ルクセンブルグ時間）をいう。
「評価停止」	指数計算代理人による参照指数純資産価額およびパフォーマンス連動部分純資産価額の評価の停止をいう。
「米国人」	文脈上必要な場合には1933年証券法レギュレーションS（改正済）を含む米国連邦証券法、商品法および税法上米国人として定義される者をいう。
「報酬計算基準」	各報酬および費用に関連して、実日数／365日調整ベースをいう。

「報酬支払日」	固定報酬、販売会社報酬および代行協会員報酬に関して、四半期毎に後払いされる、平成22年1月26日から始まる毎年1月、4月、7月および10月の第15営業日（同日が営業日でない場合は翌営業日）をいう。疑義を避けるため付言するならば、最終報酬支払日は、元本確保確定日である。
「募集関係書類」	英文目論見書および商品付属書（随時改訂済）をいう。
「ポールソン・インターナショナル口座」	dbXリスク・アービトラージ1ファンド（ポールソン・インターナショナル）をいう。
「ポールソン・アドバンテージ口座」	dbXリスク・アービトラージ6ファンド（ポールソン・アドバンテージ）をいう。
「ポールソン・ポートフォリオ口座」	ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座の各受益証券に投資するために開設される口座をいう。
「本社債」または「ポールソン・ポートフォリオ連動債券（豪ドル建て）」	豪ドル建10年物元本確保型参照指数（シリーズ39）連動フィデュシャリー・ノートという名称の社債であり、参照指数に連動するものをいう（詳細は別紙Bを参照のこと）。
「本社債営業日」	(i) ロンドン、ニューヨーク、ケイマン諸島、シドニーおよびジャージーにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済業務を行い、通常の営業（外国為替取扱業務および外貨預金業務を含む。）を行う日、かつ (ii) ユーロクリア・エス・エー／エヌ・ヴィが証券決済業務を行う日をいう。
「本社債発行会社」	ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーをいう。

【別紙B】

本社債

本社債発行会社

「本社債発行会社」は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された株式会社（société anonyme）であり、ルクセンブルグ L-1115、コンラ・アデヌール通り 2 番（2, boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxembourg）に登録上の事務所を有し、フィデュシャリー・ノートである本社債の発行者として登録番号 B-9164 でルクセンブルグの商業・法人登記簿に登録されているドイチュ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーである。本社債発行会社の定款に記載される会社の目的は、ルクセンブルグ大公国および海外において自己勘定および第三者勘定によるあらゆる種類の銀行・金融業および適法に授權された自然人を通じた保険仲介業を行うこと、ならびにかかる事業に直接または間接的に関連する業務を行うことである。しかしながら、本社債発行会社の主たる事業は、ユーロ貸付事業（ドイツの顧客に対する短期貸付けを含む。）および海外顧客向けの中長期融資に重点を置くものである。

本社債

本社債発行会社は、平成21年7月30日付基本目論見書（以下「基本目論見書」という。）に基づく100億ユーロのフィデュシャリー・ノート・プログラムに基づき、以下の条件により豪ドル建社債シリーズ（以下「本社債」という。）を発行した。信託および受託契約に関する平成15年7月27日付ルクセンブルグ法（改正済）（以下「受託法」という。）に従い、本社債は、本社債発行会社の名義で、ただし、本社債の保有者のリスク負担においてのみ、かつかかる本社債の保有者の利益のためにのみ、本社債発行会社によりフィデュシャリー・ベースで発行されている。本社債に関して、「本社債保有者」とは、本社債の保有者をいう。サブ・ファンドが本社債保有者となっている。

1. 受託ストラクチャー

受託法に基づき、各本社債は、本社債発行会社と本社債保有者との間で締結された以下の条項に基づく受託契約（以下「本受託契約」という。）の存在を証するものである。本社債の発行による手取金は、(a) 本受託財産（以下に定義する。）の取得および(b) 受託財産契約（以下に定義する。）の締結のための資金に充当される予定である。

本社債シリーズの「本受託財産」とは、各々以下に記載するとおりであり、以下、スワップ契約、受託財産モニタリング・エージェント契約、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス契約および本社債保管契約を総称して「受託財産契約」という。

- (i) 本社債発行会社が随時保有するポールソン・ポートフォリオ口座受益証券
- (ii) 現金受託口座
- (iii) スワップ契約に基づく本社債発行会社の権利
- (iv) 受託財産モニタリング・エージェント契約に基づく本社債発行会社の権利
- (v) ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約に基づく本社債発行会社の権利
- (vi) 本社債保管契約に基づく本社債発行会社の権利

受託法に従い、本受託財産は、本社債発行会社の他の一切の資産（本社債発行会社が他の受託契約に基づき保有することができる他の一切の受託財産を含む。）から分別され、本社債発行会社は、本受託財産および受託財産契約に関して別個の信託財団を設定する。本受託契約に基づく本社債保有者の権利、ならびに本社債発行会社の一定の義務、権利、権限および裁量は、本社債の要項に定めるところに従う。

本受託財産および受託財産契約、これらの一切の手取金およびこれらから生じる一切の金額、ならびに本受託契約の対象となるその他一切の資産は、本社債発行会社の一般財産の一部となるものではなく、本受託契約により権利が発生する債権者（本社債保有者を含む。）のために排他的に留保される。これらの財産等は、本受託財産および受託財産契約の設定および存在により権利が発生する者にもみ帰属させることができる。本社債の要項に従い、本受託財産および受託財産契約に関して本社債発行会社が受領する金額、ならびに／または本受託財産および受託財産契約の換金による手取金が、本社債に関して本来行うべ

き支払を行うのに十分でない場合、本社債発行会社の他のいかなる資産も、かかる不足額を充足するためには使用することができず、本社債保有者は、当該不足額に関していかなる請求権も有さない。

受託法に基づき、本社債保有者は、（本社債発行会社による不作為またはその支払不能の場合であっても、）本受託財産の債務者に対し、本社債に基づくそれらの権利を行使するための、または本受託財産の債務者に受託財産契約に基づくもしくは本受託財産に関する義務を強制的に遵守させるための直接的な訴訟遂行権を一切有さない。ただし、一定の状況において、本社債発行会社が、本受託契約の条項に基づき、かかる債務者に対し法的措置を講じる義務を負う場合で、合理的な期限内に当該措置を講じなかった場合はこの限りでない。

2. 概要

本社債は、当初は額面100豪ドル（以下「本社債額面金額」という。）で発行された。ドイツ銀行ロンドン支店は、本社債の当初の購入者（以下「購入者」という。）および本社債の計算代理人（以下「本社債計算代理人」という。）として行為する。本書において説明する各当事者には、該当する役割を遂行するよう後日選任される後継者が含まれる。

本社債の当初の発行は、平成21年10月9日（以下「本社債発行日」という。）に行われ、本社債は、平成31年9月30日（以下「予定債券満期日」という。）に満期が到来する予定であるが、調整および／または延期（詳細は以下を参照のこと。）が行われる場合がある（以下、かかる調整および／または延期が行われた予定債券満期日を「債券満期日」という。）。本社債発行会社は、随時、本社債を追加発行し、または本社債を買入消却することができる。本社債の追加発行または買入消却に関する価格は、本社債計算代理人が、その単独裁量において、適切と考える情報源または要因（参照指数の純資産価額を含む）を考慮して決定する。

一定の状況において、ドイツ銀行ロンドン支店は、「本社債マーケット・メーカー」として、債券満期日より前の本社債の買戻しに関して、サブ・ファンドに流動性を提供する。かかる取決めは、サブ・ファンドと本社債のマーケット・メーカーとの間で締結される本社債マーケット・メーカー契約（以下「本社債マーケット・メーカー契約」という。）において規定される。本社債のマーケット・メーカーによる本社債の買戻しは、本社債マーケット・メーカー契約に明記される条件および制限に従う。

本社債マーケット・メーカーは、本社債計算代理人がその単独裁量により自ら適切とみなす情報源または要因（参照指数の純資産価額を含む。）を参照して決定する本社債の価格により、本社債をサブ・ファンドから買い戻す。ただし、延期（以下に定義する。）により、予定債券満期日（同日を含む。）から債券満期日（同日を除く。）までの間に本社債マーケット・メーカーにより買い戻される本社債は、額面金額でのみ買い戻されることがある。延期後における買戻しの場合を除き、本社債の当初発行の後に買入消却される本社債の価格は、その額面金額とは大きく異なることがある。本社債計算代理人はまた、管理会社の要求により、本社債の見積価値を提供する。

しかしながら、(1) 本社債の存続期間中に評価停止（以下に定義する。）が発生した場合、(2) スワップ契約が早期に終了した場合、または(3) 本社債が早期に償還された場合、本社債計算代理人は、本社債の価格を公表する義務を負わず、本社債マーケット・メーカーは、（延期に関連する場合を除き、）サブ・ファンドに流動性を提供する義務を負わず、したがって、本社債の買戻しまたは決済を行う義務を負わない。本社債マーケット・メーカーが評価停止の発生により流動性を提供した場合であっても、サブ・ファンドが換価代金を受領する時期および金額は、かかる評価停止による影響を受ける。

本社債について特定の格付が付されたことはなく、またこれを求めることもなく、本社債は上場しないことには留意すべきである。本社債は、ルクセンブルグ法に準拠する。

別紙Bにおける本社債の概要は、本社債に関する規定の一部の概要にすぎず、本社債の要項により全体として正規のものとなる。本社債の要項は、(a) 基本目論見書に規定される一般要項、およびこれを補完する(b) 本社債の最終要項により構成される。

本社債の発行および本社債の要項は、今後同意および承認される一定の文書に従うことを条件とすることに留意すべきである。

ドイツ銀行ロンドン支店および／またはその関連会社は、スワップ取引相手方、購入者、元本確保提供会社、本社債計算代理人、本社債マーケット・メーカー、受託財産モニタリング・エージェント、スワッ

プ計算代理人および指数計算代理人、ならびにd b Xファンドに関してd b Xファンドのリスク・モニター、受託会社、管理会社、コモディティ・プール・オペレーター、プライム・ブローカーおよび事務管理者を務めることを含め（ただし、これらに限られない。）、サブ・ファンド、本社債、ポールソン・ポートフォリオ口座およびd b Xファンドの各レベルにおいて関与している。同銀行は、これらの立場の一部において行使可能な裁量を有している。これらは、利益相反を招く場合があり、また、かかる当事者による職務および義務の不履行により本社債が悪影響を受ける可能性がある。

特に、ドイツ銀行ロンドン支店は、一定の事由が発生した場合、ポールソン・ポートフォリオ口座に関する評価、申込みおよび償還を停止する責任を負う。評価、申込みまたは償還の停止により、参照指数の停止事由（以下に定義する。）が発生することとなり、これが本社債の早期償還につながる場合がある。

本社債保有者として、サブ・ファンドは、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関連会社がストラクチャーの各レベルの異なる立場における義務の負担および行為について独立性を欠くことに起因する、潜在的なオペレーショナル・リスクにさらされる場合がある。

3. 参照指数

一般

本社債への投資者には、以下に記載される合成指数（以下「参照指数」という。）に対するエクスポージャーが提供される。参照指数は、スワップ取引相手方（以下に定義する。）により維持される一連の記録のみの形式となっており、本社債の保有者に対しては、参照指数の一部を想定上構成する資産に対する法的権益または受益権を一切付与するものではない。

本社債の参照指数は、以下の構成要素により構成される。

- (i) （本社債が満期まで保有されかつ早期償還が生じていない場合）本社債保有者が債券満期日に少なくとも本社債額面金額の100%を受領することを確保するため、予定債券満期日の4参照指数営業日前（以下「予定最終決定日」という。）を満期日とする想定上のゼロクーポン債（以下「ゼロクーポン部分」という。）
- (ii) 本社債保有者が固定クーポンの支払を受けることを確保するため、本社債の固定クーポン支払日に対応する日を満期日とする想定上のゼロクーポン債（以下「固定支払部分」という。）
- (iii) 想定上以下のものにより構成されるパフォーマンス連動部分（以下「パフォーマンス連動部分」という。）の想定上の受益証券
 - (a) ポールソン・ポートフォリオ口座における想定上の投資として表章される受益証券（以下「ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券」という。）の想定保有
 - (b) 想定上の現金の残高を含む想定現金口座（以下「現金口座」という。）
 - (c) 不足が存在する場合に現金支払を行うため、現金口座を補填するために参照指数により行われる想定借入れを含む流動性ファシリティ（以下「流動性ファシリティ」という。）
 - (d) ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券のパフォーマンス連動部分の投資についてレバレッジをかけるために参照指数により行われる想定借入れを含む借入ファシリティ（以下「借入ファシリティ」という。）
 - (e) ポートフォリオ計算報酬（以下「ポートフォリオ計算報酬」という。）の想定上の控除
 - (f) 想定上の為替先渡契約（以下「為替先渡契約」という。）

参照指数は、「指数計算代理人」としてのドイツ銀行ロンドン支店により計算される。

参照指数に対するエクスポージャーは、本社債に関して、本社債発行会社がスワップ取引相手方としてのドイツ銀行ロンドン支店（以下「スワップ取引相手方」という。）とスワップ取引を行う（以下「スワップ契約」という。）ことにより獲得され、これに関する計算代理人もまた、ドイツ銀行ロンドン支店（以下「スワップ計算代理人」という。）とする。

以上のとおり、参照指数の構成要素（すなわち、ゼロクーポン部分、固定支払部分、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券、現金口座、流動性ファシリティ、借入ファシリティ、ポートフォリオ計算報酬および為替先渡契約）は、すべて想定上のものであり、個別の法人格を有するものではなく、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券、現金口座、流動性ファシリティ、借入ファシリティ、ポートフォリオ

計算報酬および為替先渡契約間の配分（もしあれば）に関する参照指数内の調整は、指数計算代理人の想定上の記録として行われるのみである。

参照指数によるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券、為替先渡契約および現金口座への想定上の投資は、実際のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券、為替先渡契約または現金に投資するものではなく、ポートフォリオ計算報酬の想定控除は、報酬を実際に控除するものではなく、また流動性ファシリティまたは借入ファシリティに基づく想定引出しは、これらに基づき実際に引出しを行うものではない。

パフォーマンス連動部分—ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券

パフォーマンス連動部分は、ポールソン・ポートフォリオ口座のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に対する想定上の投資を行う。ポールソン・ポートフォリオ口座は、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座（以下総称して「d b Xファンド」または「d b X専用口座」という。）の受益証券に対するエクスポージャーを有する。

特定のリバランス決定日または参照指数の概要により要求されるその他の時点において、パフォーマンス連動部分がポールソン・ポートフォリオ口座受益証券（またはその端数受益証券）を想定上購入するよう要求される場合、投資者がポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の申込みを行うことができる次の利用可能な評価日におけるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たり（またはその端数受益証券）の純資産価格によりポールソン・ポートフォリオ口座のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に対する仮想の投資が行われる。特定のリバランス決定日または参照指数の概要により要求されるその他のいずれかの時点において、パフォーマンス連動部分が想定上ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券（またはその端数受益証券）を売却または償還するよう要求される場合、投資者がポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の償還を受けることができる次の利用可能な評価日におけるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たり（またはその端数受益証券）の純資産価格によりポールソン・ポートフォリオ口座受益証券への仮想の解約または償還が行われる。ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の端数受益証券の投資および解約は認められる。

ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券は、随時、ポールソン・ポートフォリオ口座ひいては参照指数の価値に反映される特定の報酬および手数料を負担することがある。

ポールソン・ポートフォリオ口座の詳細については、後記「本受託財産 2. ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券」を参照のこと。

パフォーマンス連動部分－現金口座

パフォーマンス連動部分は、その他の部分には配分されない現金を保有するため、想定上の現金口座を管理している。現金口座は、豪ドル建である。現金口座は、パフォーマンス連動部分に想定上帰属する報酬および費用、外国為替ヘッジにより生じる損失または費用、ならびに流動性ファシリティに基づく借入金について発生する経過利息を支払うことを可能にする。受託財産モニタリング・エージェントは、これらの目的のために十分な現金口座の残高を維持するため、随時想定上償還または販売されるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の数を決定する。

パフォーマンス連動部分－流動性ファシリティ

想定上の流動性ファシリティは、特に、為替ヘッジに起因する損失の資金を賄うため、パフォーマンス連動部分が利用することができる。流動性ファシリティは、豪ドル建である。流動性ファシリティは、想定上の不足が存在する限りにおいて、その他の現金支払を行うため現金口座を想定上補填するためにも利用される。利息は、流動性ファシリティに基づく借入金について、関連レートに年率0.55%を加えた額が想定上発生し、毎月後払いで支払われる（360日ベースの日割計算）。

「関連レート」とは、豪ドル建本社債に関連するパフォーマンス連動部分の流動性ファシリティについては、関連する計算日の午前10時（シドニー時間）にロイター・ページBBSWに表示される1か月物豪ドル銀行手形金利、またはかかるレートが表示されない場合は、1か月物豪ドル建為替手形に係る適切な市場レートとして指数計算代理人が決定するレートをいう。

パフォーマンス連動部分－借入ファシリティ

想定上の借入ファシリティは、パフォーマンス連動部分のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券への投資にレバレッジをかけるため、パフォーマンス連動部分が利用することができる。借入ファシリティの最大の借入金額は、いずれの日に関しても、当初配分日に決定されるゼロクーポン部分の価値と固定支払部分の価値との合計額に相当する金額である。

利息は、借入ファシリティの借入残高について、借入費用で想定上毎日発生し、毎月後払いされる。利息は、現金口座から控除される。借入ファシリティにかかる利息を計算するため、各利息期間（以下各々「借入ファシリティ利息期間」という。）は、ある借入ファシリティ利息支払日（または、最初の借入ファシリティ利息期間については当初配分日）（同日を含む。）から次の借入ファシリティ利息支払日（同日を除く。）までとする。

「借入費用」とは、1か月物豪ドル銀行手形金利（BBSW）に年率0.55%のスプレッドを加えたものをいう。

パフォーマンス連動部分－ポートフォリオ計算報酬

ポートフォリオ計算報酬は、毎月の最終参照指数営業日にパフォーマンス連動部分から想定上支払われ、参照指数の当初ポートフォリオ価格（100豪ドル）を参照して平成27年6月30日（同日を含む。）までは年率1.95%、その後は年率0.95%で計算される。その結果、参照指数の純資産価額ひいては本社債のリターンは、かかる報酬が支払われない場合を下回る額となる。

「参照指数営業日」とは、（i）ロンドン、ニューヨーク、ケイマン諸島、シドニーおよびジャージーにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済業務および通常の営業（外国為替取引および外貨預金を含む。）を行う日、ならびに（ii）ユーロクリア・エス・エー／エヌ・ヴィが証券の決済業務を行う日をいう。

パフォーマンス連動部分－為替先渡契約

パフォーマンス連動部分は、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券が米ドル建であり、パフォーマンス連動部分を構成するその他の資産および負債が豪ドル建であることにより生じる通貨エクスポージャーを、（1）1か月物為替先渡契約、および（2）（1）の為替先渡契約の前月分の損益を実現するために必要な）直物為替取引を想定上実行することにより、毎月（米ドルと豪ドルとの間で）ヘッジする。パフォーマンス連動部分に含まれる為替先渡契約の米ドル建想定元本は、パフォーマンス連動部分に帰属す

るポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の米ドル建価値総額に相当し、パフォーマンス連動部分のリバランスを反映するため指数計算代理人が必要とみなす未完了の調整に従う。結果として生じる想定上の利益は、想定上現金口座に入金される。結果として生じる損失は、現金口座から想定上の引出しを行うことにより補填される。

本社債への投資者または本社債を通じた投資者は、上記の通貨エクスポージャーのヘッジが、かかる通貨エクスポージャーに対する完全なるヘッジとはならないことを認識すべきである。

パフォーマンス連動部分—配分とリバランス

当初配分日において、参照指数の当初純資産価額からゼロクーポン部分および固定支払部分の各当初価値の合計を控除した額（以下「当初パフォーマンス連動部分配分」という。）を100豪ドルで除した数のパフォーマンス連動部分の受益証券（以下「パフォーマンス連動部分受益証券」という。）が想定的に参照指数に計上される。その後、参照指数がパフォーマンス連動部分に対するエクスポージャーを減少させた場合、パフォーマンス連動部分から配分された豪ドル建金額をその時点におけるパフォーマンス連動部分受益証券の実勢価格で除した数のパフォーマンス連動部分受益証券が減少させられる。参照指数によるパフォーマンス連動部分受益証券の端数受益証券への投資は許容されている。

パフォーマンス連動部分に対する当初レバレッジ配分

当初配分日（2009年10月13日）において、パフォーマンス連動部分は、当初目標レバレッジとパフォーマンス連動部分の当初純資産価額との積に相当する金額をポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に配分した。また、当初配分日において、借入ファシリティは、当初レバレッジ配分の2倍の想定借入を上限とした。為替先渡契約もその時点で締結した。

当初目標レバレッジは、パフォーマンス連動部分を通じてポールソン・ポートフォリオ口座へのエクスポージャーの提供は参照指数の100%を上限（可能な限り最大限となるように）する予定である。

「当初目標レバレッジ」とは、（i）乖離率が33.3%以下の場合は3、（ii）乖離率が33.3%を超える場合は100%を乖離率で除した数（最小で2）をいう。

「乖離率」とは、当初パフォーマンス連動部分配分を参照指数の当初純資産価額で除した数をいう。

パフォーマンス連動部分のリバランス

参照指数の通常の月次決定日または指数計算代理人が（評価停止または停止事由の発生に従い）商業上合理的な方法により決定するその他の日において、指数計算代理人は、商業上合理的な方法により、パフォーマンス連動部分のリバランスが必要か否かを決定する。パフォーマンス連動部分のリバランスは、（i）パフォーマンス連動部分のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の純資産総額（指数計算代理人が決定日について商業上合理的な方法により決定する為替相場により豪ドルに換算する。）に為替先渡契約の純額を加えた額を（ii）パフォーマンス連動部分の直近の純資産価額で除した数が4以上または2未満となる場合に要求される。

リバランスが要求された場合、指数計算代理人は、パフォーマンス連動部分のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に対する投資の総額がパフォーマンス連動部分の直近の純資産価額に2.5（パフォーマンス連動部分の目標レバレッジ）を乗じた数にできる限り近くなるよう、パフォーマンス連動部分のリバランスを行う。かかる調整を行うためのポールソン・ポートフォリオ口座受益証券への投資は、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の申込みまたは償還が可能となる次の評価日に行われる。

ゼロクーポン部分および固定支払部分のリバランスの不実施

トリガー清算事由（以下に定義する。）または停止事由が発生しない場合、当初配分日の後、ゼロクーポン部分については調整を行わず、それ以上固定支払部分への配分を行うことはない。固定支払部分への配分は、固定支払部分を構成する想定上の債券の満期により減少され、固定支払部分から除去される。

パフォーマンス連動部分の純資産価額がその当初純資産価額の4%以下となった場合（以下「トリガー清算事由」という。）、パフォーマンス連動部分全体の清算が開始される。かかる清算により現金口座に

計上される金銭は、ゼロクーポン部分を構成する想定上のゼロクーポン債の購入のために使用される。その後、参照指数は、ゼロクーポン部分および固定クーポン部分のみにより構成されることとなる。

4. 支払

定期的な利払い

利息は、本社債につき毎日発生し、毎年1月、4月、7月および10月の第15営業日および予定債券満期日に四半期毎に後払いされる。利息は、本社債の元本価額につき計算される年率0.55%の固定利率により支払われる。本社債の予定債券満期日以降、利息は発生しない。

満期償還

既に償還または買入消却がなされている場合を除き、また償還計算日（以下に定義する。）が参照指数の予定最終決定日より後に到来するものではない場合、本社債発行会社は、予定債券満期日（平成31年9月30日）（適用ある休日調整に従う。）に、本社債保有者が保有する本社債をその最終償還額（以下に定義する。）で償還する。

本社債の「最終償還額」は、(1) 本社債額面金額、または(2) (a) 本社債額面金額と(b) (i) ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の投資者が最終清算において満額で収益を受領する日における参照指数純資産価額を(ii) 参照指数の開始日における参照指数純資産価額で除した値との積のいずれか高額な方に相当する、本社債計算代理人により算定される額とする。

償還計算日が参照指数の予定最終決定日より後に到来した場合、本社債発行会社は、予定債券満期日に本社債についていかなる支払も行わず、代わりに本社債に関する最終償還額は延期され（以下「延期」という。）、かかる延期に関する資金調達コストを控除して（ただし、結果として得られる最終償還額は最終元本確保レベルを下回らないものとする。）、本社債の予定債券満期日から1年を経過した日（適用ある休日調整に従う。）に支払う。疑義を避けるために付言すると、延期についてはいかなる追加の利息または金額も支払われない。

「償還計算日」とは、(1) 本社債発行会社がポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の償還代金を全額受領した日、または(2) 参照指数の「最終決定日」（予定債券満期日以降の日で、パフォーマンス連動部分の全資産が清算され、清算代金がパフォーマンス連動部分の現金口座に入金されたであろうと判断する参照指数営業日）のいずれか遅い方とし、償還計算日が参照指数の予定最終決定日から1年を経過するまでに発生していない場合は、参照指数の予定最終決定日から1年を経過した日が償還計算日となるものとする。

本社債に関する「最終元本確保レベル」は、本社債額面金額の100%に相当する金額とする。

早期償還

特定の場合において、本社債は早期に償還される場合がある。早期償還は、本社債の要項第7条(b)項に基づく違法性等があった場合および本社債の要項第10条に基づく期限の利益喪失事由が発生した場合を含む様々な場合において行われる可能性がある。予定債券満期日前の償還において、本社債発行会社は、償還される本社債に関し、(a) 本社債額面金額と(b) (i) 早期償還計算日における参照指数純資産価額を(ii) 参照指数の開始日における参照指数純資産価額で除した値との積に相当する、本社債計算代理人により算定される金額（ただし、(a) 本社債の予定債券満期日に支払われるべきであった本社債の最終元本確保レベルのその時点における価値と(b) 債券満期日までの間サブ・ファンドにより支払われるべき手数料のその時点における価値との合計額に相当する額を最低額とする。）（以下「早期償還額」という。）を支払う。早期償還額は、参照指数のパフォーマンスを反映して本社債額面金額を下回る可能性がある。

「期限の利益喪失事由」には、(a) 本受託財産（スワップ契約を除く。）について支払期限の到来した支払またはその他の関連する義務の20営業日以上の不履行、(b) スワップ契約の不履行事由もしくは終了事由による早期終了、または(c) 本社債計算代理人が、(i) 本社債発行会社とそのインカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインについて納税を余儀なくされもしくは法律により納税を求められ、または納税を予想していた場合には予想税額を超える額の納税を余儀なくされもしくは法律により納税を求められる、

（ii）本社債発行会社が本社債について行うべき支払について従前の税率を超える税率で法律により源泉徴収もしくは納税を求められる、または（iii）本社債発行会社が本受託財産について受領すべき支払について従前の税率を超える税率で法律により納税を求められると判断した場合（以下「税務事由」という。）が含まれる。

グロスアップの不在

本社債に基づく支払が控除または源泉徴収の対象となり、または何らかの税金の控除または源泉徴収を求められ、かつ、税務事由が発生したと本社債計算代理人が判断しなかった場合、本社債発行会社は、かかる控除または源泉徴収の対象となる本社債に関連する一切の支払を行い、本社債に関連するいかなる追加的な支払義務も負わない。

本社債は本社債発行会社のみの債務である

本社債は本社債発行会社のみの債務であり、他のいかなる者またはその他の立場におけるドイツ銀行ロンドン支店の債務ではないことに留意すべきである。特に、本社債の投資者または本社債を通じた投資者は、参照指数の構成要素に関連する権利を有さない。

停止事由および調整事由

停止事由が発生した場合、（商業上合理的な方法により行為する）スワップ取引相手方は、「停止清算事由」が発生した旨を本社債発行会社に対し通知することにより宣言することができる。停止清算事由の発生後、指数計算代理人は、参照指数の概要に従い、参照指数の清算を行う。

（商業上合理的な方法により行為する）スワップ取引相手方はまた、ポールソン・ポートフォリオ口座に関し停止事由が発生した旨を宣言することができる。スワップ取引相手方は、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社（以下に定義する。）に対し、停止事由の発生を宣言した旨を通知する。その後、スワップ取引相手方がポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社に対しかかる停止事由の発生停止または期限の利益喪失事由もしくは停止清算事由の発生を通知するまでは、ポールソン・ポートフォリオ口座に関しいかなる計算、評価、申込みまたは償還も行われない。

また、（商業上合理的な方法により行為する）スワップ取引相手方は、停止清算事由が発生した旨を宣言した後または延期が発生した場合、指数計算代理人に対し、以下の一または複数の措置を講じるようにいつでも指示することができる。

- (a) かかる清算により生じる参照指数の純資産価額の変動リスクを可能な限り最小化するため、参照指数がとっているエクスポージャーに関し一連のマクロ・ヘッジを行ったものとみなす（その費用はパフォーマンス連動部分により現金口座から支払われる。）。
- (b) 清算後に現金口座に計上されている金額を現金口座と同一通貨建てで、かつ、現金口座と同一の口座保有者により保有されている類似の代替口座（指数計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により選定される。）に投資する（かかる投資は一回以上行うことができる。かかる投資に関し、指数計算代理人は、スワップ取引相手方により指示され、代替ポートフォリオにおける関係する利益がパフォーマンス連動部分内にあるとみなされるリバランス・メカニズムの適用を再開することができる。）。
- (c) 清算後に現金口座に計上されている金額をゼロクーポン部分に投資する（かかる投資は一回以上行うことができる。）。
- (d) パフォーマンス連動部分をポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に再投資する。

指数計算代理人は、(a) 停止事由が発生した場合（スワップ取引相手方が停止事由の発生後何らかの措置を講じる旨を決定したか否かを問わない。）、(b) 参照指数またはパフォーマンス連動部分の投資対象の価格の算定において通常使用される通信手段が故障した場合、または(c) 必要な価格、価値もしくは数値を入手できないため参照指数の純資産価額もしくはパフォーマンス連動部分の純資産価額を計算することができないと指数計算代理人が判断した場合、または指数計算代理人の意見によれば、参照指数の純資産価額もしくはパフォーマンス連動部分の純資産価額を公正に計算することができない場合は、いつでも、参照指数の純資産価額およびパフォーマンス連動部分の純資産価額の計算を停止することができる（以下「評価停止」という。）。

指数計算代理人は、参照指数、ポートフォリオ計算報酬もしくは固定クーポン額の計算もしくは発生、または参照指数に関する方法および参照指数の構成配分を、自らが適切と判断する方法により調整することができ、かかる再投資後、リバランス・メカニズムならびにポートフォリオ計算報酬または固定クーポン額の発生および控除は、本項に従い、指数計算代理人により行われる調整に従い再開される。

調整事由が発生した場合、指数計算代理人は、調整事由に対応するため参照指数に行われるべき適切な調整（もしあれば）を決定し、かつ、かかる調整を行う日も決定する。

「停止事由」には、特に、(a) d b Xファンドまたはその他の当事者が取引を終了し、または破産事由、清算事由もしくは支払不能事由の対象となること、(b) ポールソン・ポートフォリオ口座もしくはd b Xファンドに適用される特定の投資制限、投資限度額、投資手法もしくは投資方針の是正されない違反またはポールソン・ポートフォリオ口座に関するポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約の違反、(c) ポールソン・ポートフォリオ口座またはd b Xファンドに関するサービス・プロバイダーの従業員（サービス・プロバイダーにおいて重要な役務を遂行する者）の辞任、終了または退任、(d) d b Xファンドの約款の変更または違反、(e) d b Xファンドの投資者がd b Xファンドの受益証券を純資産価額により申し込み、または償還することができず、またはかかる投資者がd b Xファンドの受益証券の申込みまたは償還に関する税金、費用または手数料の増額の対象となること、(f) ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に関する税金、費用または手数料の増額の対象となること、(g) 本社債発行会社が、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の申込み、取得、維持、償還もしくは処分、またはポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の収益の実現、回収もしくは送金を行うことができなくなり、実行不可能となり、またはその他実現可能でなくなること、(h) スワップ取引相手方が、スワップ契約に基づく自己の支払義務をヘッジするために必要と判断する取引もしくは資産の取得、設定、維持、清算もしくは処分に係る税金、費用もしくは手数料、またはかかる取引もしくは資産の収益の実現、回収もしくは送金に係る税金、費用もしくは手数料の増額の対象となること、(i) スワップ取引相手方が、スワップ契約に関する支払義務をヘッジする目的で必要となる取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、清算もしくは処分、またはかかる取引もしくは資産の収益の実現、回収もしくは送金を行うことができなくなり、または実行不可能となること、(j) d b Xファンドに関するd b X受益証券の売却またはその他の処分を投資者に強制する事由または状況（d b Xファンドの設立文書および投資ガイドラインに基づくものか否かを問わない。）、(k) 指数計算代理人がd b Xファンドの受益証券の償還が「ゲート」に従う予定であるまたは従う旨を決定すること、(l) 金銭の支払以外の方法によるd b Xファンドの受益証券の全部または一部の償還が行われること、(m) d b Xファンド、ポールソン・ポートフォリオ口座もしくはその他の当事者における規制上の承認もしくは登録の取消し、停止もしくは見直し、d b Xファンドもしくはポールソン・ポートフォリオ口座に関する重大な訴訟、仲裁もしくは規制上もしくは行政上の措置の存在、法律上、税務上、会計上もしくは規制上の取扱の変更、またはd b Xファンドもしくはポールソン・ポートフォリオ口座における犯罪行為もしくは詐欺的行為の発生もしくはかかる主張、(n) d b Xファンドもしくはポールソン・ポートフォリオ口座の計算方法の変更、d b Xファンドの受益証券もしくはポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の価格の算定を不可能もしくは実行不可能とする事由の発生、または(i) 投資制限、投資手法もしくは投資方針が遵守されているか指数計算代理人がモニタリングするために必要となる情報もしくは(ii) 関連する純資産価額に関する情報の提供もしくは公表が行われないこと、(o) ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の純資産価額が予定どおりに計算されず、もしくは公表されず、または不正確でありもしくは誤りがあること、(p) 関連する公表レート、証券取引所または規制ある市場が利用不可能となること、(q) 違法性等、(r) 停止事由の宣言が、適用ある法律、規定、制定法もしくは規制機関の要件の遵守または違反、潜在的な違反、予想される違反もしくは主張される違反の回避もしくは軽減において必要となり、または本社債発行会社もしくはスワップ取引相手方によるこれらの実行を支援するような状況が存在すること、(s) ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券および／またはd b Xファンドの受益証券の基準通貨の変更、(t) ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約の重大な違反の発生、(u) 投資者がd b Xファンドの受益証券を購入できなくなり、またはd b Xファンドが「買付停止ファンド」となること、(v) ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券またはd b Xファンドの受益証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い事由、(w) 合併または証券取引所におけるd b Xファンドの受益証券の上場廃止、(x) d b Xファンドまたはその他の関係する当事者によるまたはポー

ルソン・ポートフォリオ口座に関する表明または陳述が、著しく不正確であり、または不正確となった場合、(y) (i) d b Xファンドの受益証券または(ii) d b Xファンドを管理する管理会社と同一の管理会社により管理される他の類似のファンドにおけるゲート、停止、サイドポケット、シェアクラスの流出またはその他これらにおける流動性要件の毀損、変更または修正、ならびに(z) オーストラリア、米国または英国において米ドルと豪ドルとの換金が一般的に不可能となることが含まれる。

「調整事由」には、特に、既存保有者に対するd b Xファンドの受益証券の無償割当、資本組入れもしくは類似の発行によるd b Xファンドの全受益証券の分割、併合もしくはクラス変更、d b Xファンドの受益証券に関連して支払われるd b Xファンドによる分配もしくは配当、全額払い込まれていないd b Xファンドの受益証券に関連するd b Xファンドによる追加出資請求、d b Xファンドの受益証券の純資産価額以外の価格による償還、税金、賦課金、費用もしくは手数料の増加を招くd b Xファンドの受益証券の申込みもしくは償還、またはd b Xファンドの受益証券の理論価値を希薄化もしくは濃縮化させる効果を有する事由の発生もしくは存在が含まれる。

本受託財産

1. スワップ契約

本社債発行会社は、スワップ取引相手方との間でスワップ契約を締結している。

本社債は豪ドル建であり、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券は米ドル建であるため、スワップ契約の条件に基づき、本社債の発行手取金はスワップ取引相手方に支払われ、スワップ取引相手方は当該発行手取金の米ドル相当額を本社債発行会社に支払う。その後、当該金額は本社債発行会社によりまたはこれを代理してポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に投資される。

受託財産モニタリング・エージェントがスワップ取引相手方に対してポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の申込みの意思を通知する場合、スワップ取引相手方は、当該通知に明記される申込価格を本社債発行会社に支払う。受託財産モニタリング・エージェントの指示に従って本社債発行会社のために償還されたポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に関して本社債発行会社が償還手取金を受領する場合、本社債発行会社は、当該償還手取金をスワップ取引相手方に支払う。

スワップ取引相手方は、本社債に関して支払うべき固定クーポンに相当する固定金額を定期的に本社債発行会社に支払う。

スワップ契約が早期に終了されない場合、スワップ取引相手方と本社債発行会社との間の最終的な支払は、以下のとおり行われる。

スワップ契約の終了日（以下「終了日」という。）が「予定終了日」（予定債券満期日の2参照指数営業日前の日）である場合、スワップ契約は同日に終了し、(i) (1) スワップ契約の想定元本、または(2) (a) スワップ契約の想定元本と(b) 予定最終決定日における参照指数の純資産価額を参照指数の開始日における参照指数の純資産価額で除した値との積のいずれか大きい方の金額がスワップ取引相手方により本社債発行会社に支払われ、(ii) 現金受託口座に計上されている現金残高が本社債発行会社によりスワップ取引相手方に支払われる。

延期の結果、終了日が予定終了日から1年を経過した日となる場合、スワップ契約は同日に終了し、

(i) (1) スワップ契約の想定元本と(2) (a) スワップ契約の想定元本と(b) 最終決定日における参照指数の純資産価額を参照指数の開始日における参照指数の純資産価額で除した値との積のいずれか大きい方の金額から、延期の結果スワップ取引相手方が負担した資金調達コストに相当する金額を控除した金額（ゼロを最小値とする。）が、スワップ取引相手方により本社債発行会社に支払われ、(ii) 現金受託口座に計上されている現金残高が本社債発行会社によりスワップ取引相手方に支払われる。

スワップ契約が終了事由（不履行事由ではない。）の発生により早期終了日（早期終了計算日の2営業日後）（以下「早期終了日」という。）に早期に終了した場合、本社債発行会社はスワップ取引相手方に対し、早期終了計算日において現金受託口座に計上されている現金残高に相当する金額を支払い、スワップ取引相手方は本社債発行会社に対し、(1) (a) スワップ契約の想定金額と(b) 早期終了計算日における参照指数の純資産価額を参照指数の開始日における参照指数の純資産価額で除した値との積、または(2) (a) 本社債の予定債券満期日に支払われたであろう本社債の最終元本確保レベルの現在価値と(b) サブ・

ファンドにより債券満期日までに支払われたであろう報酬の現在価値との合計額のいずれか大きい方の金額（豪ドル建て）を支払う。

スワップ契約がいずれかの当事者の不履行事由により早期終了日に早期に終了した場合、（i）(1) (a) スワップ契約の想定金額と(b) 早期終了計算日における参照指数の純資産価額を参照指数の開始日における参照指数の純資産価額で除した値との積、または(2) (a) 本社債の予定債券満期日に支払われたであろう本社債の最終元本確保レベルの現在価値と(b) サブ・ファンドにより債券満期日までに支払われたであろう報酬の現在価値との合計額のいずれか大きい方の米ドル相当額（早期終了日に履行当事者により決定される。）から、（ii）早期終了計算日において現金受託口座に計上されている現金残高を差し引き、さらに（iii）スワップ契約に基づいてスワップ取引相手方に対して負担する未払金額を差し引いた額に相当する最終的な金額（以下「スワップ契約早期終了金額」という。）がいずれかの当事者により支払われる。かかる金額がプラスである場合、スワップ取引相手方は本社債発行会社に対してかかる金額を支払う。他方、かかる金額がマイナスである場合、本社債発行会社はスワップ取引相手方に対しかかる金額を支払う。かかるプラスの金額は、豪ドルと米ドル間の実勢為替相場を用いて本社債発行会社により豪ドルに換算される。

「早期終了計算日」とは、いずれかの当事者が他方当事者に対して不履行事由または終了事由の発生を通知した後における本社債発行会社によるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の清算およびパフォーマンス連動部分によるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の想定上の清算に関して、(a) 本社債発行会社が保有するすべてのポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の償還手取金の全額を本社債発行会社が受領する日、または(b) 清算請求の後において、パフォーマンス連動部分の全資産の清算および現金口座への清算手取金の計上を本社債計算代理人が決定する日のいずれか遅い方をいう。

2. ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券

本社債発行会社（またはこれを代理する本社債保管銀行）がスワップ契約に基づいて受領する米ドル建の手取金は、ポールソン・ポートフォリオ口座のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に投資される。ポールソン・ポートフォリオ口座は、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座（以下、個別にまたは総称して「dbXファンド」または「dbX専用口座」という。）の受益証券に投資し、随時各dbXファンド内の投資対象の配分に従ってdbXファンドのパフォーマンスを追従することを目的とする。ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額およびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の純資産価額は、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社（以下に定義する。）により決定される。

dbXファンドの詳細については、後記「dbXファンド（dbX専用口座）のストラクチャー」を、ポールソン・ポートフォリオ口座の詳細については、別紙Eを参照のこと。

3. 現金受託口座

本社債発行会社は、本社債のためにのみ、ドイツ銀行ロンドン支店に口座（以下「現金受託口座」という。）を開設する。現金受託口座は、同口座に随時適用される利率（もしあれば）による利息を発生させる。ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の償還またはスワップ契約に基づく本社債発行会社に対する支払により得た金額（または本社債に関して本社債発行会社が受領するその他の現金額）は、現金受託口座に計上される。

4. 受託財産モニタリング・エージェント契約

本社債発行会社は、「受託財産モニタリング・エージェント」としてのドイツ銀行ロンドン支店との間で受託財産モニタリング・エージェント契約（以下「受託財産モニタリング・エージェント契約」という。）を締結する。受託財産モニタリング・エージェントは、同契約により、本社債発行会社が保有するポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の口数を随時調整する一定の手続を実行する権利を有する。

受託財産モニタリング・エージェント契約に基づき、参照指数の開始日から債券満期日（同日を除く。）までの期間中、受託財産モニタリング・エージェントは、その選択により、本社債発行会社が保有するポールソン・ポートフォリオ口座受益証券を調整することができる。

受託財産モニタリング・エージェントは、自らが行う決定に関して、本社債保管銀行に対し、(a) ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の申込みもしくは取得（この場合、スワップ取引相手方は、本社債発行会社に対し、該当口数のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の取得に必要な金額を支払うことを要求される。）、または(b) ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の償還もしくは換金（この場合、本社債発行会社は、スワップ取引相手方に対し、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の換金による手取金を支払う。）を通知することができる。

5. ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約

本社債発行会社は、ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社」という。）との間でポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約（以下「ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約」という。）を締結している。ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社は、同契約に基づき、ポールソン・ポートフォリオ口座に関して一定の管理事務サービスを提供する。かかる管理事務サービスには、ポールソン・ポートフォリオ口座およびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の純資産価額の計算ならびにポールソン・ポートフォリオ口座に関する報告書その他の記録および計算書の作成が含まれる。

6. 保管契約

本社債発行会社は、ドイチェ・バンク（ケイマン）リミテッド（以下「本社債保管銀行」という。）との間で保管契約（以下「保管契約」という。）を締結している。本社債保管銀行は、同契約に基づき、本社債に関して一定の口座を開設および維持し、同契約の条件に従って定められるその他の保管業務を遂行する。

＜d b Xファンド（d b X専用口座）のストラクチャー＞

各d b Xファンドは、共通のストラクチャーを有し、いずれも、チャネル諸島ジャージーの法律に基づき、d b Xファンドの受託会社および管理会社との間で締結された信託証書により設立されたユニット・トラスト（契約型投資信託）により構成される。各d b Xファンドの信託証書は、投資ファンドの事業活動を含むd b Xファンドの事業目的を特定する。各d b Xファンドは、1988年ジャージー集団投資ファンド法（改正済み）の規定に基づき、ジャージー金融サービス委員会（Jersey Financial Services Commission）により規制されている。

d b Xファンドの資産を運用するため、ポールソン・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド（以下「トレーディング・アドバイザー」という。）がd b Xファンドの受託会社により選任されている。トレーディング・アドバイザーに関する情報は、別紙Dとして添付されている。

d b Xファンドに対するサービスの提供に関する取決め

d b Xファンドは、その投資目的の遂行を可能にするためのサービスを提供する以下を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない。）特定のサービス提供者（以下「サービス・プロバイダー」という。）を活用する。

(i) d b Xファンドの管理会社

d b Xファンドに関する信託証書に従って選任され、法人・投資ファンド事務管理業務を提供する。

その一部は、d b Xファンドの管理会社に投資ファンド事務管理業務を提供するディービー・ヘッジワークス・エルエルシーに再委託されている。

(ii) d b Xファンドの受託会社

d b Xファンドに関する信託証書に従って選任され、d b Xファンドを含む機関に受託・保管業務を提供する。

(iii) コモディティ・プール・オペレーター

d b Xファンドに関するコモディティ・プール・オペレーター契約に従って選任され、特に、投資運用業務（関連するd b Xファンドのトレーディング・アドバイザー、プライム・ブローカーおよびリスク・モニターの選任、監督および解任を含む。）ならびに一定の事務・経理機能を提供する。

(iv) リスク・モニター

d b Xファンドに関するリスク・モニター契約に従って選任され、特に、d b Xファンドに関するトレーディング・アドバイザーのトレーディング・アドバイザー契約の遵守について監視し、違反事例についてはd b Xファンドのコモディティ・プール・オペレーターおよび管理会社に報告する。

(v) プライム・ブローカー

d b Xファンドに関するプライム・ブローカレッジ契約に従って選任され、d b Xファンドを含む機関にプライム・ブローカレッジ・サービス（d b Xファンドのために行う証券取引の執行、清算および受渡、d b Xファンドに対する信用供与および証券の貸出、ならびにd b Xファンドに対する米国株式その他の株式の保管業務を含む。）を提供する。

(vi) トレーディング・アドバイザー

d b Xファンドに関するトレーディング・アドバイザー契約に従って選任され、d b Xファンドの投資目的、投資戦略および投資制限を遵守して、d b Xファンドの資産の取引および投資を行う。

サービス・プロバイダーに適用される補償

d b Xファンドは、サービス・プロバイダーを選任する契約の当事者による詐欺行為、重過失または故意の不法行為に起因したまたは基づく特定の損失、費用、負債および支出、ならびにサービス・プロバイダーを選任する契約に含まれる表明、保証、誓約または合意の不履行について、d b Xファンドの資産からサービス・プロバイダーに対する補償を行うが、損失、費用、負債および支出が、当該サービス・プロバイダーの直接もしくは間接的な詐欺行為、重過失または故意の不法行為の結果として発生したものでない場合に限定

される。当該補償に係る支払はd b Xファンドの資産から行われるため、d b Xファンドによる支払は、d b Xファンドの価値に影響を及ぼし、ポールソン・ポートフォリオ口座の終値に反映され、その結果、ポールソン・ポートフォリオ口座のパフォーマンスに連動する商品のリターンに影響する場合がある。

サービス・プロバイダーに適用される報酬

d b Xファンドの設立に伴う約10万米ドルの初期費用および支出（d b Xファンドの存続期間の最初の5年間で償却される。）に加え、d b Xファンドは、サービス・プロバイダーに対しd b Xファンドの資産から随時報酬を支払う。したがって、かかる報酬はd b Xファンドの価値に影響を及ぼし、ポールソン・ポートフォリオ口座の終値に反映され、その結果、ポールソン・ポートフォリオ口座のパフォーマンスに連動する商品のリターンに影響する場合がある。d b Xファンドの資産からサービス・プロバイダーに対して支払われる報酬（d b Xファンドの設立文書およびサービス・プロバイダーとd b Xファンドとの間の契約に従って随時修正される。）には、以下のものが含まれる。

- (i) 毎日発生し、四半期毎にd b Xファンドの管理会社に後払いされる、d b Xファンドの純資産価額（報酬控除前）の0.025%を上限とする年間報酬（年額2万米ドルを最低額とし、1年に満たない期間についてはこれを按分して適用する。）
- (ii) 毎日発生し、四半期毎にd b Xファンドの受託会社に後払いされる、d b Xファンドの純資産価額（報酬控除前）の0.005%を上限とする年間報酬（年額5,000米ドルを最低額とし、1年に満たない期間についてはこれを按分して適用する。）
- (iii) 毎日発生し、四半期毎にd b Xファンドのコモディティ・プール・オペレーターに後払いされる、d b Xファンドの純資産価額（報酬控除前）の0.08%を上限とする年間報酬（年額7万米ドルを最低額とし、1年に満たない期間についてはこれを按分して適用する。）
- (iv) 毎日発生し、四半期毎にd b Xファンドのリスク・モニターに後払いされる、d b Xファンドの純資産価額（報酬控除前）の0.50%を上限とする年間報酬
- (v) 以下の年間報酬
 - (A) 毎日発生し、四半期毎にポールソン・インターナショナル口座のトレーディング・アドバイザーに後払いされる、ポールソン・インターナショナル口座の純資産価額（報酬控除前）の1.0%
 - (B) 毎日発生し、四半期毎にポールソン・アドバンテージ口座のトレーディング・アドバイザーに後払いされる、ポールソン・アドバンテージ口座の純資産価額（報酬控除前）の1.5%

加えて、トレーディング・アドバイザーには、d b Xファンドの各クラスのd b X受益証券1口当たり純資産価格の一暦年における上昇分（d b Xファンドのサービス・プロバイダー報酬および他の事務手数料控除後。ただし、トレーディング・アドバイザーの成功報酬控除前）の20%に相当する成功報酬が支払われる。ただし、d b Xファンドのd b X受益証券1口当たり純資産価格が、適用ある「ハイ・ウォーター・マーク」（（i）d b Xファンドのクラスのd b X受益証券1口当たり純資産価格の年次計算日における最高値と（ii）d b Xファンドのクラスのd b X受益証券1口当たり当初発行価格のいずれか大きい方に、d b Xファンドのクラスのd b X受益証券の発行済み口数を乗じた額）を上回ることを条件とする。成功報酬は、毎年の最終暦日に支払われる。

d b Xファンドのd b X受益証券の各クラスについて、d b Xファンドのd b X受益証券1口当たり純資産価格が「ハイ・ウォーター・マーク」を下回っている時点でd b X受益証券を購入する新規投資者は、購入日におけるd b X受益証券1口当たり純資産価格と「ハイ・ウォーター・マーク」との差額（もしあれば）の20%に相当する減価預託金を支払わなければならない。成功報酬計算期間の終了時、d b Xファンドの終了時またはd b X受益者が減価預託金の支払われたd b X受益証券の償還を請求する日のいずれか先に到来する日に、d b X受益証券1口当たり純資産価格がd b X受益証券の購入日におけるd b X受益証券1口当たり純資産価格を上回っている場合、d b X受益証券1口当たり純資産価格の増額分の20%に相当する成功報酬がトレーディング・アドバイザーに支払われ、また、減価預託金は、支払われた減価預託金の金額を限度として、同額分減額される。d b Xファンドが終了する場合、またはd b X受益証券1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マークに達する前に減価預託金が支払われたd b X受益証券の全部または一部

についてd b X受益者が償還請求する場合、減価預託金（またはその一部）は、d b X受益者に返還される。

d b Xファンドのd b X受益証券のクラスについて、d b Xファンドのd b X受益証券1口当たり純資産価格が「ハイ・ウォーター・マーク」（該当する場合）を上回っている時点で投資者がd b X受益証券の申込みを行う場合、投資者は、購入したd b Xファンドのd b X受益証券について、購入したd b X受益証券1口当たり純資産価格（成功報酬控除前）が適用ある「ハイ・ウォーター・マーク」を上回る額の20%に相当する額の平準化クレジットを支払わなければならない。平準化クレジットの支払われたd b Xファンドのd b X受益証券の純資産価額が、d b Xファンドのd b X受益証券の購入直後の成功報酬計算日において、d b X受益証券の購入時の「ハイ・ウォーター・マーク」を上回っていた場合、その超過額（成功報酬控除前）の20%にその時点で購入したd b X受益証券の口数を乗じた金額がd b X受益者の利益のために、d b Xファンドのd b X受益証券（またはd b X受益証券の端数受益証券）を追加で購入するために使用される。この場合、成功報酬計算日におけるd b Xファンドのd b X受益証券1口当たり純資産価格で購入が行われ、また平準化クレジットは支払済みの平準化クレジットの金額を限度として同額分減額される。

d b Xファンドが保有する平準化クレジットまたは減価預託金は現金で保有され、d b Xファンドには再投資されないため、d b Xファンドの潜在的なパフォーマンスに影響を及ぼす。

d b Xファンドの終了

トレーディング・アドバイザーの選任およびd b Xファンドは、以下を含むがこれらに限らない一定の状況において終了することがある。

- (i) トレーディング・アドバイザーの特定の主要人物が退任した場合
- (ii) トレーディング・アドバイザーが業務を行えなくなるか、または倒産した場合
- (iii) d b Xファンドまたはトレーディング・アドバイザーのいずれかがトレーディング・アドバイザー契約（関連するd b Xファンドの投資ガイドラインを含む。）の特定の重要な条件に違反した場合
- (iv) トレーディング・アドバイザーが辞任した場合
- (v) d b Xファンドの純資産価額が一定額を下回った場合
- (vi) d b Xファンドの受託会社が破産した場合

ポールソン・インターナショナル口座の投資戦略の概要

ポールソン・インターナショナル口座の主な投資目的は、公開買付け、合併、スピンオフの委任状争奪戦、清算、資本再構成、組織再編および破産による再編成（以下「リスク・アービトラージ取引」という。）等の会社組織または支配権の変更が計画されている発行体の証券への投資を通じてリターンを達成することである。ポールソン・インターナショナル口座の主な投資戦略は、リスク・アービトラージ取引の対象となる会社の証券の購入を伴う。かかる取引の公表後、トレーディング・アドバイザーは、ポールソン・インターナショナル口座が当該取引に関与する会社に関するポジションを取るべきか否かを決定する。この決定は通常、（i）提案されたリスク・アービトラージ取引および関与する会社に関する情報の検討、

（ii）提案されたリスク・アービトラージ取引において募集される証券（もしあれば）の評価、（iii）リスク・アービトラージ取引の完了までに要する時間の見積り、（iv）リスク・アービトラージ取引の遅延または中止を生じる可能性のある潜在的なリスクおよび問題の検討、（v）リスク・アービトラージ取引に関する潜在的な投資戦略の税務上の影響の検討、（vi）いかなるヘッジ戦略（もしあれば）を用いるべきかについての決定、（vii）リスク・アービトラージ取引に関して予想される投資戦略に関する期待値および年間収益率の予測、（viii）リスク・アービトラージ取引において投資されるポールソン・インターナショナル口座の投資金額（もしあれば）の決定、および（ix）提案された投資がトレーディング・アドバイザー契約、目論見書およびポールソン・インターナショナル口座に関する規制上その他の制限に従っているか否かを検討した後に行われる。トレーディング・アドバイザーは、現時点においてリスク・アービトラージ取引には関与していないが、刊行物その他の公開情報源によりそのような将来の活動の可能性が示唆される会社の証券に投資する可能性がある。

投資制限は、トレーディング・アドバイザーが、証券取引所に上場されている株式ならびに特定の先物、ワラントおよびオプションを含むがこれらに限られない一連の投資商品に投資することを認めている。トレーディング・アドバイザーは、現金および／または現金等価物を保有することができる。トレーディング・アドバイザーは、その投資目的を推進するために、普通株式への投資およびその取引に重点を置くが、その他の株式、債務証券、これらのいずれかに関するオプション、ワラント、転換証券およびその他のデリバティブ証券ならびにその他の証券を取引し、これらに投資することがある。わずかな例外はあるものの、トレーディング・アドバイザーは、証券取引所に上場されていない証券には投資しない。

トレーディング・アドバイザーは、ポールソン・インターナショナル口座の資産の投資および取引のためにプライム・ブローカーから資金を借り入れることがある。トレーディング・アドバイザーは、ポールソン・インターナショナル口座のレバレッジ水準を、いかなる時点においてもポールソン・インターナショナル口座の純資産価額の3倍を超えない水準に維持しなければならない。

ポールソン・アドバンテージ口座の投資戦略の概要

ポールソン・アドバンテージ口座の主な投資目的は、M&Aアービトラージ、ディストレスト証券、レバティブ・バリューおよびスペシャル・シチュエーション等のイベント・ドリブン投資戦略を用いることにより、株式市場および債券市場全体のリターンとは無関係の資本成長を達成することである。

ポールソン・アドバンテージ口座の主な投資戦略は、M&Aアービトラージ、ディストレスト証券、レバティブ・バリューおよびスペシャル・シチュエーション等のイベント・ドリブン戦略の使用に基づいている。トレーディング・アドバイザーは、機会を捉えて魅力的なリスク調整後収益を生じると自らが確信するかかる戦略を用いて投資対象を選択する。トレーディング・アドバイザーは、その単独の裁量により、資本成長を達成することを目的とするその他の投資手法および投資戦略を利用することができる。ポールソン・アドバンテージ口座の資産を投資戦略に割り当てる際、トレーディング・アドバイザーは、各投資戦略における投資活動の全体的水準、全体的な市場の流動性、取引に関する融資の利用可能性、証券が投資されている会社と同様の状況にある会社の業績および経済見通しを考慮する。ポールソン・アドバンテージ口座はすべての投資金額を単一の投資戦略に割り当てることがある。

投資制限は、トレーディング・アドバイザーが、証券取引所に上場されている株式ならびに特定の先物、ワラントおよびオプションを含むがこれらに限られない一連の投資商品に投資することを認めている。トレーディング・アドバイザーは、現金および／または現金等価物を保有することができる。トレーディング・アドバイザーは、その投資目的を推進するために、普通株式への投資およびその取引に重点を置くが、その他の株式、債務証券、これらのいずれかに関するオプション、ワラント、転換証券およびその他のデリバティブ証券ならびにその他の証券を取引し、これらに投資することがある。わずかな例外はあるものの、トレーディング・アドバイザーは、証券取引所に上場されていない証券には投資しない。

トレーディング・アドバイザーは、ポールソン・アドバンテージ口座の資産の投資および取引のためにプライム・ブローカーから資金を借り入れることがある。トレーディング・アドバイザーは、ポールソン・アドバンテージ口座のレバレッジ水準を、いかなる時点においてもポールソン・アドバンテージ口座の純資産価額の3倍を超えない水準に維持しなければならない。

dbXファンドに適用される制限

アイルランド証券取引所の上場要件に従い、dbXファンドの主要な投資目的および投資戦略は、クラスAおよびクラスBのdbX受益証券のアイルランド証券取引所の公式銘柄リスト（オフィシャル・リスト）への掲載およびアイルランド証券取引所の主要市場における取引の許可から最低3年間は大きな変更はなされない（ただし、例外的状況において、投票総数の3分の2以上によるdbX受益証券の保有者（以下「dbX受益者」という。）の決議による承認を伴う場合のみを除く。）。この3年の期間の後、トレーディング・アドバイザーは、リスク・モニターおよびコモディティ・プール・オペレーターに対し、（その変更が投資制限に抵触しない限り）投資目的および投資戦略の変更を提案する場合がある。リスク・モニターが、そのような変更がリスク・モニター機能と矛盾しないと判断した場合、コモディティ・プール・オペレー

ターにそのような判断を通知し、コモディティ・プール・オペレーターはそのような変更を実行するかどうか、自らの裁量で判断する。

アイルランド証券取引所の上場要件においては、d b Xファンドの目論見書の「流動性と集中の制限」に規定される投資ガイドラインおよび投資制限は、投資制限または「主要な」投資目的および投資方針とはみなされない。そのため、トレーディング・アドバイザーはいつでも、リスク・モニターおよびコモディティ・プール・オペレーターの同意を得て、d b X受益者への通知なくして、（その変更が投資制限に抵触しない限り）投資ガイドラインおよび投資制限を変更することができる。

ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座の投資戦略は投機的であり、多大なリスクを伴う。ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座の投資目的が達成されとの保証はなく、その投資成果は時間とともに大幅に変動する可能性がある。空売り、デリバティブまたはその他のレバレッジ・ポジションの利用、および限定的な分散が、一定の状況下で、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座の純資産価額が不利な市況から受けるインパクトを著しく増加させる場合があることを認識すべきである。

＜d b Xファンド（d b X専用口座）への投資に関するリスク要因＞

以下のリスク要因の記載は、d b X受益証券への投資に伴うすべてのリスクを完全に列挙するものでも、それらを完全に説明するものでもない。投資者は、d b Xファンドに投資すべきか否かを判断する前に、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座の目論見書を読み、自身の財務、税務および財務アドバイザーに相談すべきである。下記およびその他の関係するリスク要因を慎重に考察しない限り、直接または間接に、d b X受益証券またはd b Xファンドのようなd b X受益証券を参照する商品への投資を行うべきではない。さらに、リスク要因は、同時に発生することがあり、および／または互いに複合することがあり、その結果、d b X受益証券の価値に予想外の影響を与えることがある。リスク要因がd b X受益証券の価額に及ぼし得る影響について保証することはできない。

d b X受益証券への投資に関するリスク要因

ポートフォリオの回転率

d b Xファンドの投資の回転率は、他の伝統的な運用手法をとるポートフォリオの回転率の平均を上回ることがある。このため、平均を上回る取引コストおよび手数料が、随時d b Xファンドの資産から差し引かれる可能性があり、かかる場合、d b Xファンドへの投資の価値がマイナスの影響を受けることとなる。

投資の集中

トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドの資産を、少数の国、産業、経済セクターまたは発行体に集中して限られた投資対象に投資する予定であるため、特定の経済もしくは産業の動向が想定とは逆となった場合、または特定の発行体の証券の価格が想定とは逆に動いた場合、d b Xファンドの資産の価値に及ぼす悪影響は、d b Xファンドがそれほどの集中投資を認められていない場合よりかなり大きくなる可能性がある。

投資目的、投資戦略および投資ガイドラインの変更

アイルランド証券取引所の上場要件に従い、d b Xファンドの主要な投資目的および投資戦略は、d b X受益証券のアイルランド証券取引所の公式銘柄リスト（オフィシャル・リスト）への掲載および取引所の主要市場における取引の許可から最低3年間は大きな変更はなされない（ただし、例外的状況において、投票総数の3分の2以上によるd b X受益者の決議による承認を伴う場合のみを除く。）。この3年の期間の後、トレーディング・アドバイザーは、リスク・モニターおよびコモディティ・プール・オペレーターに対し、（その変更が投資制限に抵触しない限り）投資目的および投資戦略の変更を提案することがあり、両者の承認を得ることを条件に、d b X受益者の同意なくしてまたはd b X受益者にあらかじめ通知することなく、d b Xファンドの主要な投資目的および投資戦略を修正することができる。リスク・モニターは、提案された変更がそのリスク・モニター機能と矛盾しないか判断するため、主要な投資目的および投資戦略の変更に関する提案を検討する。リスク・モニターは、そのような変更がリスク・モニター機能と矛盾しないと判断した場合、コモディティ・プール・オペレーターにそのような判断を通知し、コモディティ・プール・オペレーターはそのような変更を実行するかどうか、自らの裁量で判断する。さらに、アイルランド証券取引所の上場要件において、d b Xファンドの目論見書の「流動性および集中制限」で述べられている投資ガイドラインおよび投資制限は、投資制限または「主要な」投資目的および投資方針とはみなされない。そのため、トレーディング・アドバイザーはいつでも、リスク・モニターおよびコモディティ・プール・オペレーターの同意を得て、d b X受益者への通知なくして、（その変更が投資制限に抵触しない限り）投資ガイドラインおよび投資制限を変更することができる。かかる変更の結果、トレーディング・アドバイザーは、d b X受益者の期待にかかわらず、現行の投資目的、投資戦略または投資ガイドラインにおいては認められておらず、かつ現在認められているよりも大きなリスクを伴う可能性のある投資戦略を追及し、またはそのような投資を実行することがある。かかるリスクは、d b Xファンドの純資産価額の変動率の上昇や純資産価額の低下をもたらす場合がある。

トレーディング・アドバイザーおよびコモディティ・プール・オペレーター

投資者は、d b Xファンドのパフォーマンスが、トレーディング・アドバイザーにより選定された投資対象のパフォーマンスに左右されることを認識すべきである。投資制限、投資目的および投資戦略はいずれも、トレーディング・アドバイザーにd b Xファンドの資産の投資に関する相当の裁量を与えている。しかし、トレーディング・アドバイザーの投資判断が利益をもたらすとの保証、またはd b X受益証券の価値の低下を招く市場リスクその他のリスクを有効にヘッジするとの保証は存在しない。

トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドの資産について（本書に記載される制限に従い）単独の投資裁量権を有するが、コモディティ・プール・オペレーターは、特にd b Xファンドの一部のサービス・プロバイダーの選任、監督および解任を行うとともに、トレーディング・アドバイザーによるトレーディング・アドバイザー契約および同契約に規定される制限の遵守を監督する。しかし、コモディティ・プール・オペレーター契約が解除されないとの保証、およびドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ・リミテッド以外のコモディティ・プール・オペレーターがd b Xファンドにサービスを提供するために選任されないとの保証はない。かかる後任コモディティ・プール・オペレーターは、d b Xファンドの受託者の裁量で選任され、受託者は、d b X受益者が意図しないコモディティ・プール・オペレーターを選任することがある。

d b Xファンドはトレーディング・アドバイザーおよび主要人物に大きく依存する

d b X受益者は、d b Xファンドのために決定を行う権限または事業もしくは取引上の裁量権を行使する権限を有さない。トレーディング・アドバイザー契約に基づき、コモディティ・プール・オペレーターは、d b Xファンドの投資目的、投資戦略、投資制限および投資ガイドラインに従い、d b Xファンドの資産を自らの裁量権で投資するトレーディング・アドバイザーを選任する。トレーディング・アドバイザーの裁量権は、これと関連する一部の主要人物（トレーディング・アドバイザーの創業者兼社長を含む。）により行使される。このため、d b Xファンドの運用成果は、トレーディング・アドバイザーの日々の業務に関連する一部の主要人物の専門技能に大きく依拠すると予想される。そのため、かかる主要人物の辞任、退職、解任等が、d b Xファンドの損失または終了につながる可能性がある。

トレーディング・アドバイザーの報酬

トレーディング・アドバイザーは、パフォーマンスに関連する報酬を受け取り、これが相当額に上ることがある。このような報酬の計算方法は、トレーディング・アドバイザーに対し、かかる報酬が支払われない場合に比べ、よりリスクの高いまたはより投機的な投資を行うインセンティブを与えることがある。また、こういった成功報酬はd b Xファンドの資産の未実現利益および実現利益の両方を含む基準により算定されることがあるため、実現利益のみを基準とする場合より多額となることがある。

投資運用報酬

ポールソン・インターナショナル口座

コモディティ・プール・オペレーターは、トレーディング・アドバイザーに対し、ポールソン・インターナショナル口座の資産からその純資産価額（報酬控除前）の1%の年次投資運用報酬を支払う。かかる投資運用報酬は、日々発生して計上され、各暦四半期の最終暦日から15営業日以内に四半期毎に後払いされる。

ポールソン・アドバンテージ口座

コモディティ・プール・オペレーターは、トレーディング・アドバイザーに対し、ポールソン・アドバンテージ口座の資産からその純資産価額（報酬控除前）の1.5%の年次投資運用報酬を支払う。かかる投資運用報酬は、日々発生して計上され、各暦四半期の最終暦日から15営業日以内に四半期毎に後払いされる。

成功報酬

コモディティ・プール・オペレーターは、トレーディング・アドバイザーに対し、毎年、各暦年の最終暦日から15営業日以内に、成功報酬を支払う。かかる成功報酬は、暦年中のd b Xファンドの各クラスのd b X受益証券1口当たり純資産価格（管理事務報酬ならびに運営、設立および募集費用の控除後。ただし、成

功報酬控除前）の増加額の20%に相当する金額に、各クラスの発行済みd b X受益証券の口数を乗じて求められる。ただし、ハイ・ウォーター・マークの適用がある。d b Xファンドについて、あるクラスのd b X受益証券1口当たり純資産価格が当該クラスのハイ・ウォーター・マークを下回る場合、d b X受益証券1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マークに到達またはこれを超えない限り、当該クラスの既存d b X受益者の持分について成功報酬（以前に支払われた減価預託金を除く。）は発生しない。

成功報酬の計算の結果支払われる平準化クレジットおよび減価預託金は、現金により保管され、d b Xファンドには再投資されない。これにより、d b Xファンドの潜在的なパフォーマンスを達成することになる。

「ソフトダラー」の支払

ポートフォリオ取引を発注するためのブローカーを選任する際、トレーディング・アドバイザーは、より有利な価格で迅速かつ確実な執行、取引遂行業務の効率性、財務体質、誠実さと安定性、有益であるとみなされる利用可能なりサーチ・サービスの品質と頻度、ならびに他のブローカーと比べた手数料率の競争力等の要素について検討する。トレーディング・アドバイザーは、（i）最も低い委託手数料率を選ぶこと、または（ii）仲介業務に係る最も低い委託手数料率で執行するために注文を一括するなどの調整をすることは要求されない。あるブローカーが請求する手数料の額が、当該ブローカーが提供する仲介業務およびリサーチ商品またはサービスの価値に照らして合理的であるとトレーディング・アドバイザーが判断した場合、トレーディング・アドバイザーは、それが他のブローカーの手数料を上回っていたとしても取引を執行することがある。

かかる委託手数料は、d b Xファンドのために取引を執行するブローカー、およびトレーディング・アドバイザーまたはその関連会社が利用する資産またはサービス（リサーチ・サービスおよび印刷物等）を提供しまたはそのコストを支払う（またはかかる経費の支払についてd b Xファンドの委託手数料の一部をd b Xファンドに払い戻す）ブローカーに支払われることがある。

トレーディング・アドバイザーは、適用ある法律を遵守して、その投資活動から生じた「ソフトダラー」をかかる資産およびサービスに対する支払に充てる選択肢を有する（ただし、適用ある地域の規則が、それら資産およびサービスに対するそのような支払方法を認めている場合に限る。）。「ソフトダラー」とは、投資運用会社が、その発注によってブローカーが得る手数料収入の額に基づき、ブローカー（または先物取引に関連する先物取次業者）が提供する資産やサービスを現金を支払うことなく享受することをいう。トレーディング・アドバイザーは、ブローカーから提供されるリサーチ・サービスの金額、種類および信頼度を勘案し、d b Xファンドの取引の発注を割り振る。

資産の分別管理の欠如

d b Xファンドの投資対象は、プライム・ブローカーによって英国F S A規則における担保として分類されるため、プライム・ブローカー自身の投資対象とは分別管理されない可能性がある。また、プライム・ブローカーは、随時d b Xファンドが保有する一部の証券を自らの勘定に充当し、また売買することができる。その結果、プライム・ブローカーが支払不能に陥った場合、ある特定の投資対象がその債権者に提供されることとなり、d b Xファンドが当該投資対象に対する持分の一部もしくは全部を失うか、または当該投資対象が長期間財産管理下に置かれる可能性がある。プライム・ブローカーであったリーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）リミテッドの最近の債務超過から発生した投資ファンドの損失が、かかるリスクを例証している。

金利リスクおよび為替リスク

d b Xファンドの純資産価額は、金利および為替相場の変動により不利な影響を受けることがある。金利および為替相場は、国際金融市場の需給要因によって決定され、マクロ経済要因、投機、中央銀行およびその他の形態による政府介入による影響を受ける。短期および／または長期の金利または為替相場の変動は、d b X受益証券の価額に影響することがある。

リスク・アービトラージ取引に関するリスク

トレーディング・アドバイザーは、通常、リスク・アービトラージ取引が公表され、買収対象会社の株式の市場価格が公表前の実勢市場価格を超える価格まで上昇した後に、買収対象会社の株式または株価連動型金融商品のリスク裁定ポジションをとる。リスク・アービトラージ取引が事後的に完了しない場合、当該株式の市場価格が下落することがある。これにより、d b Xファンドが、買収対象会社の株式または株価連動型金融商品のロング・ポジションについて多額の損失を被ることがある。同じく、リスク・アービトラージ取引が事後的に完了した場合、当該株式の市場価格が上昇することがある。これにより、d b Xファンドが、買収対象会社の株式または株価連動型金融商品のショート・ポジションについて多額の損失を被ることがある。

リスク・アービトラージ取引において、ある会社が、自社株を対価として買収対象会社の資産または証券の全部または一部の買取りを申し出た場合、トレーディング・アドバイザーは、買収会社の株式または株価連動型金融商品のポジションをとることがある。かかる場合、トレーディング・アドバイザーは、通常、買収が公表され、買収会社の株式の市場価格が公表前の市場価格以下に下落した後に当該証券のポジションをとる。買収が事後的に完了するか否かにかかわらず、当該株式の市場価格はさらに下落することがある。これにより、d b Xファンドが、買収会社の株式または株価連動型金融商品のロング・ポジションについて多額の損失を被ることがある。同じく、買収が事後的に完了するか否かにかかわらず、当該株式の市場価格が上昇することがある。これにより、d b Xファンドが、買収会社の株式または株価連動型金融商品のショート・ポジションについて多額の損失を被ることがある。

様々な事象が発生し、リスク・アービトラージ取引の完了に影響を及ぼし、ひいてはd b X受益証券の価額に影響を与えることがある。かかる事象には、以下のものが含まれる。

買収防衛の成功

敵対的な合併提案または買収提案の対象とされている会社は、買収会社の提案価格が買収対象会社の株式の市場価格より高値である場合であっても、法律上その他の手段を通じ、買収を行うと見込まれる会社から自己防衛し、独立を維持することに成功することがある。

財務内容・収益力の悪化

会社の財務内容・収益力の悪化が、分社化、（買収対象会社または買収会社としての）合併または株式公開買付けといったリスク・アービトラージ取引を行おうとする当該会社または取引相手方の意思または能力に影響を及ぼすことがあり、結果的に当該取引を未了に終わらせる可能性がある。

金利の上昇

リスク・アービトラージ取引が行われている間の金利上昇により、当該取引に係る財務コストの増加またはその関係当事者の収益の減少がもたらされることがあり、ひいては当該取引の実現可能性にも影響を与えることがある。

市場全体の乱高下

リスク・アービトラージ取引の関係当事者の株式の急激な値上がりまたは値下がりにより、当事者が当該取引を延期または終了させることがある。

規制上の制限

リスク・アービトラージ取引の完了が、各種機関（米国証券取引委員会（SEC）、連邦取引委員会（FTC）、司法省ならびにその他の規制機関および行政機関および部局を含むが、これらに限られない。）による規制上の監督の対象となることがある。かかる機関による作為または不作為が、リスク・アービトラージ取引の完了および時期に影響を及ぼすことがある。

市場リスク

リスク・アービトラージ取引の完了の一般的成果は、現金ではなく他の証券を受領することである。現金ではなく証券の形態でポジションを保有する結果、一般的な市場の状況およびその他の要因によってポジションが値下がりする可能性がある。

流動性リスク

リスク・アービトラージ・ポジションの設定後にリスク・アービトラージ取引を完了することができないかまたは困難な状況に直面した場合、当該ポジションの市場流動性が低下することがある。かかる場合、当該ポジションの売切りまたは清算が困難となることがある。

ディストレスト証券取引に関するリスク

いずれのd b Xファンドも、財務状況が悪化している、収益力が低下している、多額の財務支援を必要とするもしくは債務超過に陥っている、特別な競争上もしくは商品上の衰退局面に直面している、または破産手続もしくは会社更生手続が進行中である発行体の証券に投資することがある。この種の投資対象は、相当な財務リスクおよび事業リスクを伴っており、結果的に相当額または全額の損失をもたらす可能性がある。

低迷している発行体への投資に伴う問題として、当該発行体の財務状態および事業状態について正確な情報を得ることが困難であることが多いという事実がある。かかる証券の市場価格はまた、市場の変動の影響を受けることがあり、当該証券の売買価格スプレッドは通常予想されるスプレッドを上回ることがある。当該証券の市場価格がその本来の価値を反映するまで何か月または何年も要することがある。随時、当該証券の市場が「薄商い」になることがあると予想される。この種の証券は、積極的な監視を必要とし、常にd b Xファンドに代わりトレーディング・アドバイザーが破産手続または会社更生手続に参加しなければならないことがある。

トレーディング・アドバイザーが上記手続に関与することとなった場合、d b Xファンドは、投資者が通常想定するよりも積極的に発行体の業務に参加することがある。しかし、d b Xファンドは、発行体の業務を日々管理することを目的として投資を行うものではない。

レバティブ・バリュー取引に関するリスク

いずれのd b Xファンドも、関連証券または比較可能な証券の間のスプレッドが時の経過により縮小または拡大するとの予想に基づき当該証券を購入または売却することがある。トレーディング・アドバイザーが縮小を予想するスプレッド・ポジションが実際に縮小するとの保証、またはスプレッド・ポジションが縮小したとしても、かかる縮小に要する時間についての保証はない。同じく、トレーディング・アドバイザーが拡大を予想するスプレッド・ポジションが実際に拡大するとの保証、またはスプレッド・ポジションが拡大したとしても、かかる拡大に要する時間についての保証はない。さらに、証券が相互のスプレッドの変化を見越して売買される場合、購入から売却までおよび当該証券間のスプレッドが実際に変動する場合に、相当の時間が経過することがある。この期間中、d b Xファンドは、設定されたロング・ポジションおよびショート・ポジションを保有し続けることとなり、そのために借入れを行うことがある。

スペシャル・シチュエーション取引に関するリスク

いずれのd b Xファンドも、一定の事象または特別な企業取引が発生する可能性に基づき証券の購入または売却を行うことがある。かかる購入には、割安に評価されているとトレーディング・アドバイザーが考える証券の購入、または他の者が特定企業の証券の相当のポジションをとっている場合もしくは同一もしくは関連業種の会社を買収計画の対象となった場合の購入を含むことがある。割安に評価されているとトレーディング・アドバイザーが考える証券が実際に割安に評価されていること、または割高に評価されているとトレーディング・アドバイザーが考える証券が実際に割高に評価されていることを保証することはできない。また、割安に評価されている証券が値上がりすること、または割高に評価されている証券が値下がりすることを保証することはできない。d b Xファンドが特別な企業取引の発生を期待して証券を購入したものの、かかる取引が実際には発生しなかった場合、d b Xファンドは、多額の損失を被りつつ当該証券を売却することがある。さらに、特別な企業取引が発生するとの期待含みで証券を購入する場合、当該購入から実

際の取引発生までに相当の時間が経過することがある。この期間中、d b Xファンドは購入した証券を保有し続けることになり、そのために借入れを行うこともある。

財務上の困難に陥っている事業体への投資に関するリスク

トレーディング・アドバイザーは、財務上または事業上の困難に陥っている事業体の証券またはその他の金融商品に投資することがある。いずれのd b Xファンドも、当該事業体への投資の大部分もしくは全部を失うことがあり、または当該事業体への投資の結果、d b Xファンドの当初の投資時を下回る価値の現金もしくは証券を受領することがある。財務上または事業上の困難に陥っている事業体への投資に特有のリスクには、当該事業体の真の状況について情報を得ることが困難であることが多いという事実がある。かかる投資はまた、特に、詐欺的譲渡、取消可能な優先権、貸し手責任および破産裁判所が裁量的に特定の請求を許可せず、従属させまたは権利剥奪することに関する州法および連邦法によりマイナスの影響を受けることがある。当該事業体の証券またはその他の金融商品の市場価格はまた、市場の変動の影響を受けることがあり、当該証券の売買価格スプレッドが通常予想されるレンジを上回ることがある。

空売り

空売りとは、d b Xファンドが保有しない証券の売却を伴い、同じ証券（またはこれと交換可能な証券）を後日により低価格で購入することを期待して行うものである。買い手に対する受渡しのため、トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドに証券の借入れを行わせ、d b Xファンドは証券を貸主に返還する義務を負い、後に当該証券を買うことにより取引が完結する。空売りの日からd b Xファンドがその空売りの手仕舞いをする（すなわち、借りた証券と差し替えるべき証券を購入する）日までの間に証券が値下がりまたは値上がりした場合、利益または損失を実現する。空売りは、証券の市場価格の上昇に関し無限のリスクを伴っており、結果的に、理論上無限の損失をもたらす可能性がある。空売りを伴う戦略は、下落市場を安定させるための規制措置による悪影響を受けることがある。

平成20年9月のリーマン・ブラザーズの破綻後の深刻な市場混乱の間、多くの国々の証券規制当局は、金融機関の株式の空売りを禁止した。かかる制限は、概して、「緊急事態」に基づき課されたもので、数多くの市場参加者がその戦略の履行またはその未決済ポジションに係るリスクをコントロールし続けることが不可能になった。空売りは、多くのトレーディング・アドバイザーの戦略の重要な構成要素であり、現在の市場混乱から生じる可能性のある空売りに対する規制上の制限は、d b Xファンドのためその戦略を履行するトレーディング・アドバイザーの能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。空売りは、さらに規制上の制限を受けるか、または禁止されることさえある。

レバレッジの利用に関連するリスク

金利およびレバレッジ

トレーディング・アドバイザーがd b Xファンドの投資を拡大させる目的でd b Xファンドのためにレバレッジ（すなわち、借入れ）を利用する場合、金利水準および金利の変動は、d b Xファンドの純資産価額に影響を与えることがある。d b Xファンドの目論見書「投資目的および投資戦略—レバレッジ」に記載される上限はあるものの、d b Xファンドの借入残高は、その純資産に対して多額となることがある。したがって、一般的な金利水準およびd b Xファンドの借入金利は、d b Xファンドのパフォーマンスに影響を与える。レバレッジは、期待リターンを拡大させるだけでなく、相対スプレッドにおける非相関変動リスクと期限前返済リスクを拡大する要因にもなる。そのため、レバレッジがかかったポジションにおける比較的小さな価格変動が、d b Xファンドに直ちに多大な損失を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクおよび市場リスク

レバレッジの利用により、d b Xファンドはより大きなオペレーショナル・リスクおよび市場リスクにさらされることとなる。ヘッジのわずかな誤りはレバレッジにより増幅されて大幅なデュレーションの不均衡を生じ、ポートフォリオのイールドカーブが方向性のある動きを示すことになり、レバレッジされた投資の全損失を招くことがある。各種商品間のスプレッドが無相関に変動することによりヘッジ対象とする投資に追随することができなくなった場合、ヘッジが予期外の大きな損失をもたらす場合がある。また、事務上の観点からも、レバレッジのかかった複雑な商品のポートフォリオ管理は難しい。それは、パフォーマンス計測のためにポジションをモニターする必要があるからだけではなく、ヘッジまたはファンディングの契約に伴う適切な担保の管理を行うために、価格を決め、取引相手方との評価を巡る議論を解決しなければならないためである。それがうまくいかない場合、信用取引の継続要件におけるデフォルトを招き、d b Xファンドは、ポジション維持に必要な信用枠の取下げというリスクに直面する可能性がある。

平成20年の出来事

平成20年から平成21年にかけて、多数の私募投資ファンドおよび資産クラスが多額の損失を被った。信用が制限され、圧倒的に流動性を欠く市況では、レバレッジ戦略および／またはオルタナティブ投資戦略が大きな損失を被ることになりがちである。

証拠金借入れの利用に関連するリスク

トレーディング・アドバイザーがd b Xファンドのために短期証拠金借入れを利用すると予想されることから、d b Xファンドに一定の追加的なリスクが発生することとなる。例えば、d b Xファンドの証拠金勘定を保証するためプライム・ブローカーに対し担保として差し入れられた証券が値下がりした場合、d b Xファンドは、「追加証拠金請求」を受ける可能性があり、これに基づき、d b Xファンドは、プライム・ブローカーに追加資金を預託するかもしれないもしくは事後的に預託するためd b Xファンドの資産を清算しなければならない。またはd b Xファンドは、値下がりを補填するため担保差入証券を強制的に清算しなければならない可能性がある。d b Xファンドの資産が突然急落した場合、トレーディング・アドバイザーは、迅速に資産を清算することができず証拠金債務を支払うことができなくなることがある。かかる場合、プライム・ブローカーは、当該証拠金債務を弁済するため独自の裁量でd b Xファンドの追加資産を清算することができる。

米国におけるオプションの買付けは、通常、信用取引では行われないが、米国外の取引所で売買される一部オプションのプレミアムは、信用取引によって行われることがある。d b Xファンドが先物契約のオプションを売り付ける場合、オプションの裏付けとなる先物契約について差し入れられている証拠金に加えてオプションのプレミアムに事実上相当する証拠金の支払を要求されることがある。オプションの売付時に課される証拠金は、アウト・オブ・ザ・マネー・オプションが行使されない可能性を反映して調整されるものの、実際には、先物市場で直接取引する際に課される請求より高くなる場合がある。預託証拠金が店頭オプションについて要求されるか否かは、取引の当事者の合意によって決まる。

証券取引

証券取引には多大なリスクが伴う。d b Xファンドが売買する多くの証券はボラティリティが高く、市場の動向は予測困難である。さらに、d b Xファンドの取引活動のほとんどは本質的に投機的なものであり、d b Xファンドの投資対象の短期パフォーマンスは、d b Xファンドによるリスク管理手段にかかわらず、大幅に変動する可能性がある。また、d b Xファンドの投資ポジションの価値は、一般的な経済状況および／またはd b Xファンドがその証券を所有している企業が受ける悪影響により、低下することがある。

デリバティブ取引

トレーディング・アドバイザーは、当初、幅広いデリバティブ商品に投資する。そのようなデリバティブ商品には、上場デリバティブおよび一部の店頭デリバティブ商品（レバレッジの有無を問わず特定の証券、コモディティ、為替、金利、指数または市場の運用実績の修正または置換を目的とする複合デリバティブ商品を含む。）を含むことがある。かかる投資対象は、ボラティリティが高く、投資の全部または一部を失う結果となることがあるリスク（金利リスクおよび信用リスク、ボラティリティ、世界および地域の市場価格および需要、ならびに一般的な経済的要因および経済活動に係るリスクを含むが、これらに限られない。）を伴うことがある。コモディティ、先物およびオプション契約の値動きならびにスワップ契約に基づく支払は、特に、金利、需給関係の変動、貿易・財政・金融・為替政策、国内外の政治的・経済的事象および方針による影響を受ける。外国為替取引の価格は、特に、政治的事象、貿易収支の動向、国内外のインフレ率、貿易に係る規制ならびに通貨の切下げおよび切上げによる影響を受ける。また、政府は、随時、特定の市場、特に為替、金融商品、先物およびオプションの市場に直接に介入する。かかる介入は、しばしば価格に影響を与えることを意図しており、他の要因と相俟って、特に金利の変動に起因して市場全体を急速に同方向に動かすことがある。デリバティブ取引は多大なレバレッジを伴うことがあるが、レバレッジは、市場の動きを著しく増幅し、結果的に投資額を上回る損失をもたらす可能性がある。

一部のデリバティブは、その原資産よりボラティリティが高いことがある。そのため、デリバティブへの投資は、原資産への投資より変動率が大きくなることがある。例えば、トレーディング・アドバイザーがd b Xファンドにおいてオプションを買い付ける場合、d b Xファンドは、オプションの市場価格である「プレミアム」を支払う必要がある。オプションの原資産の価格またはボラティリティが変化して、満期前のオプションの行使または売却によって利益をださない限り、d b Xファンドは、プレミアムの全額を失うことになる。オプションの売り手は、行使時に一定価格で原資産またはその他の商品を買入（プット・オプションの場合）または売却（コール・オプションの場合）しなければならないため、オプション売付けのリスクは無限である。d b Xファンドがオプションの売り手として支払わなければならない金額に制限はない。満

期時に無価値となる可能性がある資産として、オプションは、d b Xファンドの市場エクスポージャーに対し、レバレッジとリスクに係る大きな追加的要因をもたらす。一部のオプション戦略の利用により、トレーディング・アドバイザーがその市場価格または価格関係の方向性について正確に予想したポジションであっても、d b Xファンドは相当な投資損失を被る可能性がある。

店頭デリバティブ取引に関連するリスク

トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドにおいて幅広い店頭デリバティブに投資することがある。店頭デリバティブ商品は流動性が低く、時に、上場デリバティブ取引より大きなスプレッドが生じる可能性がある。d b Xファンドが店頭デリバティブ取引を行う場合、d b Xファンドは、取引相手方（通常はプライム・ブローカー）が取引上の義務を履行しないリスクを負うことになる。店頭デリバティブ取引の評価はまた、上場デリバティブの評価より不透明であり、かつより大きな変動を伴うことがある。デリバティブ取引の「再構築」価値は、その「清算」価額とは異なることがあり、d b Xファンドの取引相手方がその取引に提供する評価は、第三者が提供する評価または取引の清算時の評価額とは異なることがある。一定の状況下で、d b Xファンドが、店頭デリバティブ取引の市場評価額を入手することができないことがある。d b Xファンドはまた、希望する時に店頭デリバティブ取引を終了することまたは反対取引を締結することができないことがあり、結果として多額の損失を負うこととなる。特に、店頭デリバティブ取引の終了は、取引の相手方の同意を得た場合にのみ実施される。かかる同意を得られない場合、d b Xファンドは、その義務を逃れることができなくなり、損失を被ることがある。

「店頭」市場または「ディーラー間」市場への参加者は、通常、「取引所」市場の参加者に適用される信用評価および規制管理の対象とはならない。このため、d b Xファンドは、取引相手方が、その信用上または流動性上の問題から取引条件に従った決済をしないリスクを負わされる。かかる市場においては、「取引所」市場にみられる市場参加者間の紛争を迅速に解決する規則および手続が確立されていないことがあるため、（誠実であるか否かを問わず）契約条項をめぐる紛争から決済の遅れが生じることもある。かかる要因により、d b Xファンドは、代替取引が実行されるかまたはその他の場合でも、市場の不利な動きによって損失を被ることがある。かかる「取引相手方リスク」は、すべてのスワップに存在しており、種々の事象が介在して決済を妨げる場合またはトレーディング・アドバイザーがd b Xファンドのための取引を単一もしくは少数の取引相手方に集中させた場合に、満期までの期間がより長い契約について顕著となる。

先渡契約に関連するリスク

トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドのために先渡契約を締結することができる。先渡契約は、先物契約とは異なり、取引所では取引されず、標準化されていない。その代わり、銀行およびディーラーが、これらの市場において取引主体となり、各取引を個別に交渉する。先渡の「現金」取引は事実上規制されておらず、日々の価格変動に制限はなく、投機的なポジションの制限も適用されない。先渡市場で取引を行う取引主体は、売買する通貨またはコモディティの値付けの継続を求められず、かかる市場は流動性のない期間を時にはかなり長期に経験する場合がある。かかる市場への一部参加者が、一部の通貨もしくはコモディティを値付けすることができなかったもしくはその意思がなかった期間、または購入を予定していた価格と売却を予定していた価格との差が異常に開いた期間が存在した。先渡市場の流動性不足または混乱により、d b Xファンドが多額の損失を被る可能性がある。

ヘッジ・リスク

トレーディング・アドバイザーは、ヘッジ目的で、d b Xファンドにおいて幅広いデリバティブ商品への投資を行うことがある。このため、トレーディング・アドバイザーは、その取引戦略の一環としておよび資本市場の動向に対するヘッジを行うため「マーケット・ニュートラル」裁定ポジションを構築するために、d b Xファンドに、証券、為替、金利、コモディティおよびその他の資産カテゴリー（およびこれらの組合せ）に関するワラント、先物、先渡契約、スワップ、オプションおよびその他のデリバティブ商品を利用することがある。ポートフォリオ・ポジションの値下がりに対するヘッジは、ポートフォリオ・ポジションの価値の変動を排除するものでも、ポートフォリオ・ポジションの値下がりの場合に損失を妨げるものでもなく、これらの動向から利益を得るため他のポジションを構築し、これによりポートフォリオ・ポジションの値下がりを抑えようとするものである。かかるヘッジ取引はまた、ポートフォリオ・ポジションの値上がりの場合に利益を得る機会を制限することがある。さらに、トレーディング・アドバイザーがヘッジ取引を実行すること、またはd b Xファンドにとって有利な価格、レートもしくは水準でこれを実行することが常に可能であるというわけではない。

ヘッジ取引の成功は、証券価格の動向、為替および金利の変動、ならびに価格決定の安定性または予測可能性にかかっている。そのため、d b Xファンドは為替相場および金利のリスクを軽減するためヘッジ取引を実行するものの、為替または金利の予期しない変動の結果、d b Xファンドの全体的なパフォーマンスが、ヘッジ取引を行わなかった場合よりも低調となることがある。また、ヘッジ戦略で利用される商品の値動きとヘッジ対象のポートフォリオ・ポジションの値動きとの相関性の程度が異なることがある。さらに、様々な理由により、トレーディング・アドバイザーが、ヘッジ商品とヘッジ対象のポートフォリオのポジションとの間に完全な相関関係を確立することができない、または確立しようとしなかったことがある。不完全な相関関係により、d b Xファンドが、意図したヘッジの達成を妨げられる、またはd b Xファンドが損失リスクを負うことがある。

取引相手方の信用リスク

トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドにおいて店頭市場における取引を行うことがあり、かかる取引により、d b Xファンドは、その取引相手方の信用リスクおよび当該契約条項の履行能力に係るリスクを負うこととなる。例えば、d b Xファンドは、レポ契約、先渡契約、オプションおよびスワップ契約を締結することがあり、かかる契約により、d b Xファンドは、取引相手方が当該契約上の義務の履行を怠るリスクを負わされる。また、取引の実行または決済を仲介するプライム・ブローカー、ブローカーまたは決済機関の破産または不履行により、d b Xファンドが損失を被ることがある。取引相手方、プライム・ブローカーまたはブローカーもしくは決済機関が破産または支払不能に陥った場合、d b Xファンドは、ポジション清算の遅延、ならびにd b Xファンドがその権利の行使を求める期間中における投資対象の値下がり、投資収益の実現不能、ならびに権利行使時に発生する手数料および費用の支出を含む多大な損失をもたらすことがある。ベア・スターンズ、リーマン・ブラザーズ、A I Gおよびその他の有名な金融機関の最近の財務問題が、かかるリスクを例証している。

低流動性資産への投資

トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドのため、譲渡に関する法律上その他の制限のある投資対象、取引所または店頭市場において流動性に乏しい投資対象に投資することがある。かかる投資対象の市場価格（もしあれば）は、より流動性のある投資対象の市場価格より不安定になりがちであり、希望する時期に当該投資対象を売却することまた売却の際にその公正価値を実現することが不可能であることがある。流動性のある市場が存在しない証券の売却にはかなりの時間を要することがあり、その間に当該資産が大幅に値上がりまたは値下がりすることがある。かかる証券は相対取引により転売されることがあるが、転売による価格は、当初の支払価格を下回る可能性がある。

さらに、例えば、ほとんどの米国商品取引所は、「日中価格変動制限」または「値幅制限」という規則により、一部の先物契約価格の一日の変動を制限しているため、先物ポジションの流動性が乏しくなることがある。かかる値幅制限により、値幅制限を超える価格で取引を行うことはできない。特定の先物契約の価格が値幅制限の値まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限内で取引に応じない限り、ポジションをとることまたは清算することはできない。各種コモディティの先物価格は、時折、数日間連続して値幅制限を超過し、ほとんどまたは全く取引が行われないこともある。同様の事態が発生すれば、トレーディング・アドバイザーは、不利なポジションを迅速に解消することができず、d b Xファンドが多額の損失を負うことが予想される。加えて、取引所または米国商品先物取引委員会（C F T C）またはその他の規制当局が、特定の契約の取引を停止し、特定の契約の即時の清算および決済を命令するか、または特定の契約の取引を清算のためにのみ実行するよう命令することがある。ポジションの流動性の欠如は、予期せぬ多額の損失をもたらすことがある。

競争

証券業および投資運用業は非常に競争が激しく、高度のリスクを伴っている。d b Xファンドおよびトレーディング・アドバイザーは、他の大手投資銀行および商業銀行を含む多くの企業と競合している。d b Xファンドの潜在的な利益は、かかる競争の結果著しく減少することがある。

トレーディング・アドバイザーの他の顧客

トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンド以外の口座も運用しており、その一部について、トレーディング・アドバイザーは、（例えば、当該他の口座に対する自己投資、他の口座におけるより利益が大きいアドバイザー報酬の取決め、またはその他の要因により）d b Xファンドより有利に扱うインセンティブを有することがある。トレーディング・アドバイザーは、新規口座の申込みについて何の制限も受けず、これによりその時期の競争を激化させ、d b Xファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。他の口座のためにトレーディング・アドバイザーが実行する戦略、取引またはその他の投資行動が、d b Xファンドに悪影響を及ぼすことがある。

補償

d b Xファンドは、特定の関係者および団体に対し、その職務の遂行の際に発生する債務について補償しなければならない。d b Xファンドは、その受託会社および管理会社に対し、その注意義務違反によるものを除き、d b Xファンドに関する費用および債務について補償する。また、d b Xファンドは、コモディティ・プール・オペレーター、リスク・モニター、トレーディング・アドバイザーおよびプライム・ブローカーに対し、これらの詐欺的行為、重過失または故意の不当行為から生じたものを除く一定の債務について補償する。d b Xファンドのかかる補償義務は、d b Xファンドの資産から支払われることとなり、かかる債務は多額なものとなることがあり、d b X受益者に対するリターンに悪影響を与えることがある。d b Xファンドの受託会社は、管理会社、コモディティ・プール・オペレーター、リスク・モニター、プライム・ブローカーおよび事務管理者の関連会社であり、このため、これらが提示する補償請求に対応する際、およびこれらに対し請求する際に利益相反を生じる可能性がある。

第三者への依存

トレーディング・アドバイザーは、異なる種類のデータ（インターネットを通じて取得可能なリアルタイムのデータ、未加工のデータおよび計算済みのデータを含む。）を提供する第三者に依存する。d b Xファ

ンドまたはそのデータ提供業者のコンピュータ・システムまたはインフラが、トレーディング・アドバイザーによるその取引戦略の実行に必要な情報を正確に処理および計算することができない場合、d b Xファンドは悪影響を被ることがある。また、d b Xファンドによる第三者（ドイツ銀行グループのグループ会社を含む。）との取引の結果、当該第三者が、d b Xファンドの業務および戦略について当該第三者が利用することのできる情報でかつd b Xファンドに不利益となる情報を入手することがある。

d b X 受益証券の限定的な流動性

d b X 受益証券への投資は、この投資に流動性を必要としない洗練された投資者にのみ適している。d b X 受益証券への投資が流動性を欠くのは、（i）d b X 受益証券は自由に譲渡することができず、買戻請求権は、本書記載の一定の方法その他の方法により停止または制限されることがあること、（ii）d b X 受益証券の公開市場もしくは流通市場は存在せずまたはこれらが創出される予定もなく、いかなる主体もd b X 受益証券を買い戻す義務を負わずまたは負うこととなる予定もないこと、および（iii）d b X 受益証券は、1933年米国証券法（改正済み。以下「米国証券法」という。）または米国の州もしくはその他の法域の適用ある証券法に基づき登録されておらず、または米国において米国人（米国証券法レギュレーションSにより定義される。）に対する売出しまたは販売を行うことはできないが、米国証券法、上記州法および他の法域の法律の登録要件の免除が適用される場合を除くことに起因する。かかる免除の一部または全部は、d b X 受益証券を購入することができる投資家の種類を限定し、d b X 受益証券の流動性をさらに減少させることがある。

償還または解約により予想される結果

d b X 受益者は、d b X 受益証券への自らの投資の償還を受けることができ、いずれのd b X ファンドも、本書に記載される条項に従い解約されることがある。d b X ファンドの管理会社はまた、その目論見書に記載される状況において強制償還を行うことがある。d b X ファンドの大規模な償還または解約および強制償還の時期によっては、トレーディング・アドバイザーは、かかる償還の資金のために必要な現金を調達するため、本来適切と思われるより迅速にポジションの清算を求められることがある。このため、d b X ファンドは、償還または解約がなければ得られたであろう投資対象のリターンを得ることができないことがある。また、トレーディング・アドバイザーは、d b X ファンドのより流動的な資産を清算することにより、先に受け付けた償還請求に応じることを選択し、より流動性を欠くポートフォリオとともに他のd b X 受益者を残すこととなる場合がある。

終了時の分配

d b X ファンドの終了の際、その資産は合理的に実行可能な限り速やかに清算される。終了後、合理的に実行可能な限り速やかに、d b X ファンドの管理会社は、d b X 受益者に対し、d b X ファンドの純資産の90%を限度として比例的に分配し、および／またはd b X 受益者に対しては現物で償還する。d b X ファンドの純資産の残額は、全負債の支払ならびにd b X ファンドの全残余ポジションの清算ならびに終了手続の経費および費用の支払後に、d b X 受益者に比例分配される。d b X 受益証券1口当たり最終純資産価格によって、一部のd b X 受益者は、先に支払済の平準化クレジットまたは減価預託金を受け取ることができる場合がある。

d b X 受益者は、d b X ファンドの原ポジションが終了時に市況その他の理由により流動性を失っている場合、および／または関係するd b X ファンドの最終純資産価額の決定後に予想外の債務が発覚した場合、終了時からd b X 受益者が分配を受け取るまで、時間を要することがあることを承知すべきである。かかる状況の結果、受益者がd b X 受益証券1口当たり最終純資産価格全額を受け取ることができなくなることがある。

法律上および規制上のリスク

法律上および規制上の変更がd b X ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。d b X ファンド等の投資ビークルの規制およびトレーディング・アドバイザーがd b X ファンドのために行うことが認められている投資の多くに関する規制はなお発展しているため、変更されることがある。また、多くの政府機関、自主規

制機関および取引所は、市場で緊急事態が発生した場合に特別措置を実施することが認められている。今後の法律上または規制上の変更がd b Xファンドに及ぼす影響は予測不可能であるが、重大で不利なものとなる場合がある。

最近、一部で広く報道された出来事として、規制当局が、長年にわたり多様な形式で実施されてきた取引戦略を禁じる規制上の変更または解釈を突然発表したことがあった。例えば、平成20年9月、SECおよび米国以外の様々な国の規制当局は各種株式の空売りを一時的に禁止し、空売りをより困難または費用のかかるものとする効果を及ぼすことのある恒久的規則を採用した。空売りを行っていた者は、証券の買付けによりそのポジションを手仕舞いしたため、かかる措置は、概して、市場ファンダメンタルズを混乱させ、様々な企業の株価の予想外かつ急激な値上がりを生じさせるものとみなされた。平成20年の信用崩壊による株式市場の急落で経験されたような市場の混乱およびここ数年のオルタナティブ投資戦略に配分された資産の膨大な増加が、ヘッジファンド業界全体に対する政府の監視および自主規制上の監視を強化することとなった。

現在、多くの法案が継続審議中であり、これが立法化された場合には、d b Xファンドおよびオルタナティブ投資業界全体に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

市場の混乱－政府介入

世界の金融市場は、平成19年から平成21年にかけて広範囲にわたって根本的な混乱を経験してきており、これが大規模で前例のない政府介入につながった。かかる介入は、一部の場合には「緊急事態」として実施されており、突然かつ事実上、市場参加者が一部の戦略を履行し続ける能力またはその未決済ポジションのリスクを管理する能力を少なくとも一時的に排除した。さらに、かかる介入は解釈が難しく、範囲および適用が不明確であり、結果として混乱状態と不透明な状況を生じ、それ自体が金融市場の効率的な機能およびこれまで成功していた投資戦略を著しく害することとなった。

最近連邦議会で承認された住宅ローン関連証券を保有する機関の米国「救済策」は、米国金融市場の歴史上最大の政府介入に挙げられる。さらに、連邦議会は、新規則を米国金融市場に適用することを要求する見込みであり、かかる規則は、かかる市場の将来の競争力とd b Xファンドの見込利益の両方に重大な悪影響を及ぼすことがある。他の法域の規制当局もまた、おそらく同様の措置を講じられると思われる。

過去の価格関係が著しく歪むこととなる市場の混乱およびその他の特別な事由が発生した場合、d b Xファンドは大きな損失を被ることがある。プライシングの歪みによる損失リスクは、混乱した市場では多くのポジションが流動性を失い、市場の動きに逆行するポジションの解消が困難または不可能になるという事実によってより一層悪化する。銀行、ディーラーおよびその他の取引相手方からの融資は、通常、混乱した市場では減額される。かかる減額により、d b Xファンドは多額の損失を被ることがある。市場の混乱は、その時点でd b Xファンドに莫大な損失を負わせることがあり、その結果、他の場合にはこれまでになく低いボラティリティ戦略が、無類のボラティリティとリスクを伴う場合がある。かかる損失により、多くの私募投資ファンドは、償還の停止または制限を余儀なくされ、その他の多くは清算に追い込まれた。d b Xファンドが同様の問題に直面しない、利益を上げることができるまたは多額（または全額）の損失を避けることができることの保証はない。

どのような追加の暫定的もしくは恒久的な政府による制限が市場に課されることがあるか、および／またはかかる制限がd b Xファンドの投資戦略に及ぼす影響を予測することは不可能である。しかし、金融市場に対する規制が著しく強化されたことは、d b Xファンドに重大な不利益をもたらすこととなりうる。

情報開示リスク

d b Xファンドは、ジャージーマネーローンダリング防止法およびデータ保護法に準拠しており、これらの法律は、d b Xファンド、その投資対象および投資者に関する秘密情報の開示を強制することがある。いずれのd b Xファンドも、d b Xファンド、d b Xファンドの管理会社もしくは受託会社、これらの関連会社、ポートフォリオ会社またはこれらのいずれかに対するサービス・プロバイダーが服することがあるかまたは服することとなりうる規則または方針の遵守を目的とする場合を含め、当該情報が開示されないことまたは規制当局、法執行機関その他に対して開示されないことを保証することはできない。

米国における規制当局の限定的な監視

いずれのd b Xファンドも、1940年米国改正投資会社法（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録する予定もない。このため、投資会社法の規定（特に、投資会社に過半数の利害関係のない取締役を擁することを要求する条項、保管される証券を常に他者の証券から個別に分別して当該証券を投資会社の財産として識別するため明確に印をつけることを要求する条項、および投資会社とそのアドバイザーとの関係を規制する条項）は、d b Xファンドには適用されない。

トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドが1940年米国改正投資顧問業法に基づき登録されており、また「コモディティ・プール・オペレーター」および「コモディティ・トレーディング・アドバイザー」としてC F T Cに登録されている旨をd b Xファンドに通知した。

コモディティ・プール・オペレーターは、米国改正商品取引所法（以下「商品取引所法」という。）に基づき「コモディティ・プール・オペレーター」としてC F T Cに登録されているが、免除されていなければ従わなければならない一定の実質的開示、報告および記録管理義務について商品取引所法ルール4.7に基づく免除に依拠している。C F T Cへの登録は、コモディティ・プール・オペレーターが政府当局により保証されていることまたは承認されていることを意味するものではない。

d b X受益証券の上場廃止に関するリスク

アイルランド証券取引所におけるd b X受益証券の上場維持の条件として、トレーディング・アドバイザー、d b Xファンドおよびその一部のサービス・プロバイダーは、d b Xファンドおよびその投資対象の運用に関する一定の要件に従う。ただし、d b X受益証券が継続して上場されるとの保証はない（d b Xファンドの管理会社の取締役会がその完全な裁量によりd b X受益証券のアイルランド証券取引所への上場を恒久的に廃止するとの決定をする場合を含む。）。d b X受益証券がアイルランド証券取引所への上場を廃止した場合、アイルランド証券取引所の要件（一部のd b X受益者が信じているもので、一定の保護措置をこれらに提供し、その損失リスクを抑える要件を含む。）は、d b Xファンド、そのサービス・プロバイダーおよびd b Xファンドにより保有される投資対象にはもはや適用されなくなる。

米国外市場およびE U外市場への投資

トレーディング・アドバイザーは、d b Xファンドのため、米国またはE Uに所在しないまたはこれらの規制に服さない発行体の証券、米ドル建またはユーロ建ではない証券および米国またはE Uでは取引されていない証券に投資することがある。かかる投資対象は一定の特別なリスクを伴っており、これには、政治不安および経済不安、不利な政策、海外投資および兌換性に関する制限、為替相場の変動、開示および規制について予想されるレベル低下、ならびに法律（収容、国有化および没収に関する法律を含む。）の地位、解釈および適用に関する不確実性に関連するリスクを含む。米国またはE Uに所在しない企業はまた、通常、統一的な会計基準、監査基準および財務報告基準には従わず、監査実務および要件が米国およびE Uの企業に適用されるものとは同程度でないことがある。さらに、米国またはE Uにおいて取引されていない証券、特に新興諸国または発展途上国において取引されている証券の価格は、より流動性が低くかつより不安定になりがちである。加えて、一部の当該市場における取引の決済は、米国市場またはE U市場に比べはるかに時間がかかり、不履行に陥りやすいことがある。

米国およびE U以外への投資は、d b Xファンドに追加経費を生じさせることがある。トレーディング・アドバイザーがd b Xファンドの投資対象をある国から他国に変更する際、委託手数料が概して米国外およびE U外ではより高く、為替コストを生じることとなる。保管費用の増加および管理事務上の問題（破産を含む様々な状況において、米国外およびE U外の法域の法律が米国外およびE U外の保管会社に適用される可能性、喪失資産の回収可能性、収容、国有化および記録の入手等）もまた、米国外またはE U外の法域における資産の保全から発生することがある。

オペレーショナル・エラーおよび人為的エラー

いずれのd b Xファンドの成功も、一部は、トレーディング・アドバイザーによる価格関係の正確な計算、的確な取引指図の伝達および継続するポジションの評価によって決まる。さらに、トレーディング・アドバイザーの投資戦略は、デュレーションおよびその他の変数のアクティブかつ継続的な管理、ならびにd

b Xファンドのポジションのダイナミックな調整を必要とすることがある。人為的な誤り、監督上または事務能力の弱さにより、かかるプロセスにおいて誤りが発生し、多額の取引上の損失および純資産価額に対する悪影響をもたらす可能性がある。

評価に関するリスク

一定の場合（d b Xファンドのため保有される証券またはその他の商品の市場価格が入手できない状況を含む。）、コモディティ・プール・オペレーターは、d b Xファンドのために保有される証券または商品进行评估するため、かなりの裁量権を付与される。かかる証券および商品の評価は純資産価額の計算に含まれるため、コモディティ・プール・オペレーターに与えられた評価の裁量権が、d b X受益者の投資額およびd b X受益証券の購入または償還が行われる際の価格に影響することになる。決定された評価が、評価対象の証券または商品が実際に購入または売却される際の評価額とは同額でないことがある。非流動性証券またはその他の商品の評価を定める際、コモディティ・プール・オペレーターは、その裁量により非流動性ディスカウントを適用することがある。

クロス債務リスク

ジャージー法によれば、あるクラスのd b X受益証券の資産および負債が、別のクラスのd b X受益証券の資産および負債とは別個のものであるとはみなされないことがある。このように資産および負債が別個のものであるとみなされない場合、あるクラスの資産が別のクラスの負債の弁済に使用されることがあり、結果として、負債を弁済するクラスのd b X受益証券を所有するd b X受益者が一部または全部の損失を負うことがある。

米国税リスク

d b Xファンドは、米国連邦所得税法上、法人課税の対象となる団体ではなく、パートナーシップとみなされる。この結論は、d b Xファンドの所得および資産の本質に関する以下の表明を含め、d b Xファンドに関する信託証書における一定の表明の精度を根拠としている。米国における投資者は、d b Xファンドが法人課税の対象団体とみなされることから生じると予想される税効果について自身の税金アドバイザーに相談すべきである。いずれのd b Xファンドに対する投資も、米国の免税投資家に対し「事業外課税所得」を発生させないとの保証はない。

いずれのd b Xファンドも米国連邦所得税法上のパートナーシップとみなされる限り、d b Xファンドは、すべての必要情報の受領後に実行可能な限り速やかに、I R Sに届出様式K-1を提出する。様式K-1はd b Xファンドの年次監査の完了後に提供される。米国投資家は、連邦、州および地域レベルで、その米国所得税申告書の提出日の延期を認められるよう準備すべきである。

米国以外のd b X受益者は、米国のd b X受益者とは異なる税制に従うことがあり、また異なる問題を抱えることがある。米国外のd b X受益者は、いずれかのd b Xファンドへの投資による米国における税効果について自身の税務アドバイザーに相談すべきである。

いずれかのd b Xファンドがジャージー外の法人税（または類似の税金）を課されることとなった場合、その実績および純資産価額が悪影響を受けると見込まれる。

d b Xファンドがジャージー外の法域の税務当局により当該法域において恒久的施設もしくは恒久的代理人を有するものとみなされるようになった、またはd b Xファンドのトレーディング・アドバイザーの所在地もしくはその他の要因に基づき当該法域と密接な関係を有するものとみなされるようになった場合、d b Xファンドは、当該法域において事業体レベルで課税される可能性があり、これによりその実績および純資産価額に悪影響が及ぶ可能性がある。

税法の改正

ジャージーその他における税法の改正は、d b Xファンドが投資目的を達成する能力に影響するかまたはd b X受益者に対するリターンに影響を与えることとなりうる。かかる改正は、遡及的に適用される可能性もあり、現行の税法および税務に基づき本書記載の情報の有効性に影響を及ぼすことがある。投資者は、そ

の特別な税金状況およびd b Xファンドへの投資による税効果について自身の税務アドバイザーに相談すべきである。

d b X 受益証券に関するドイツ銀行の所有権

ドイツ銀行またはその関連会社はd b X受益証券の相当部分を保有する予定であり、ドイツ銀行グループ会社がd b X受益証券のかかなりの比率を保有することがある。その結果、それらの会社がd b X受益者の決議を要する議案について重大な影響または支配権を行使することがある。それらの会社の利害関係は、他のd b X受益者の利害とは異なることがある。

一部のd b X 受益者の情報権

d b Xファンドは、その一または複数のd b X受益者との間で、他のd b X受益者に提供されるものより有利なことがある情報権を当該d b X受益者に付与することがあるその他の契約を締結することがある。さらに、d b Xファンドに対する様々なサービスの遂行により、d b Xファンドに直接または間接的に投資するドイツ銀行の事業体と同一であるかまたはその関連会社であるドイツ銀行グループ会社は、d b Xファンドおよびそのポートフォリオに関する情報を優先して入手することがある。d b Xファンドは、同一ポジションに対する全投資者が平等に扱われることを確保する意向である。

【別紙C】

元本確保証書の様式

1. 定義および解釈

1.1. 文脈上別の意味を有する場合を除き、元本確保証書における以下の用語および表現は、以下に定められた各々の意味を有する。

「豪ドル」	オーストラリア・ドルをいう。
「営業日」	別紙Aの定義に従う。
「請求代行会社」	RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エーまたは受託会社が元本確保提供会社の承認を得て、請求代行会社として任命するその他の者をいう。
「最終償還日」	別紙Aの定義に従う。
「元本確保確定日」	別紙Aの定義に従う。
「トラスト」	ケイマン籍のユニット・トラストである、パラディアム・ジャパン・トラストをいう。
「政府機関」	すべての政府、政府機関、準政府機関、司法機関、司法当局およびそれらの授權役員をいう。法律または証券取引所により設立された自主規制機関も含まれるものとする。
「元本確保」	第3.1条に基づき設定された元本確保をいう。
「元本確保額」	ある受益証券および関連する償還日について、その当初発行価格と同額の金額をいう。
「償還日」	(i) 元本確保確定日、(ii) 元本確保確定日の直後の営業日（同日を含む。）から最終償還日（同日を除く。）までの間における各価格算出基準日、および(iii) 最終償還日（別紙Aにすべて定義されている。）をいう。
「当初発行価格」	受益証券1口当たり100豪ドルをいう。
「ルクセンブルグ営業日」	ルクセンブルグ大公国において銀行および外国為替市場が通常業務を行っている日（土曜および日曜を除く。）をいう。
「管理会社」	DWSインベストメント・エス・エーをいう。
「純資産価額」	別紙Aの定義に従う。
「本社債発行会社」	債務証券および受益株式の発行プログラムに基づくドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーをいう。
「本社債」	別紙Aの「本社債」の定義に従う。
「英文目論見書」	日本での受益証券の募集に関連する、平成18年12月付の英文目論見書（随時改訂済）および平成21年8月14日付の商品付属書（随時改訂済）をいう。
「投資元本」	別紙Aの定義に従う。
「償還価格」	別紙Aの定義に従う。
「基準通貨」	別紙Aの定義に従う。
「登録受益者」	別紙Aの定義に従う。
「買戻価格」	別紙Aの定義に従う。
「海外受渡日」	別紙Aの定義に従う。

「不足額」	受益証券および償還日について、受益証券に関し、基準通貨で計算され支払われる元本確保額に相当する額から当該償還日の買戻価格（または償還価格）を控除した金額で、関連する海外受渡日に受託会社（またはその代理人）により支払われる予定の金額をいう。当該金額は税金に関する元本確保証券に従い減額されうる。ただし、当該不足額は受益証券1口当たりの元本確保額を超過せず、マイナスにはならない。
「サブ・ファンド」	トラストのサブ・ファンドである豪ドル建満期時元本確保型d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009－10）をいう。
「税金」	政府機関が賦課するすべての税金、課税、輸入税、控除額、手数料、料金、関税、強制借入金、源泉徴収税等をいい、源泉徴収税、所得税、印紙税、取引税、関税および手数料およびそれらにつき賦課または徴収され、またはそれらに関連する利子、課徴金、手数料、報酬を含むがこれらに限られない。
「信託証券」	管理会社と受託会社との間で平成18年11月28日に締結された、パラディウム・ジャパン・トラストを設立する信託証券（随時改正済）をいう。
「受益証券」	サブ・ファンドの受益証券をいう。

1.2 上記に記載された条項は、元本確保証券の条項を意味する。

2. 前提条件

2.1 元本確保証券に基づく元本確保提供会社の義務は、以下の事項をその前提条件（以下「前提条件」という。）とする。

2.1.1 サブ・ファンドの申込期間最終日から10営業日以内に、サブ・ファンドが投資金額のほぼ全額（英文目論見書に規定のとおり、固定報酬の引当金を控除した後）を本社債に投資していること。

2.1.2 元本確保提供会社が、元本確保証券の日付から20営業日（または元本確保提供会社が合意するこれより長い期間）以内に、元本確保提供会社の満足のいく様式および内容による以下の書類を受領していること。

2.1.2.1 元本確保提供会社の利益のためにサブ・ファンドの資産に担保権を設定する締結済の担保関連書類

2.1.2.2 元本確保提供会社の利益のためにサブ・ファンドの資産に担保権を設定する担保関連書類の有効性および執行可能性を確認する法律意見書

2.1.3 サブ・ファンドが本社債の償還代金を受領後、1ルクセンブルグ営業日以内に本社債の償還代金全額をドイツ銀行により発行または取引される金融商品に投資していること。

2.2 元本確保証券に基づく元本確保提供会社の義務は、第2.1条に規定された前提条件がその指定された期間内に充足されていない場合、または、その後、当該条項の規定に従い、サブ・ファンドへの資産残存額のほぼ全額が本社債に投資されないこととなる場合、直ちに終了するものとする。

3. 元本確保

3.1 元本確保証券の条件に基づき、元本確保提供会社はサブ・ファンドに対し、償還日に保有されておりかつ買い戻され、または償還された各受益証券につき不足額が生じた場合、かかる不足額の支払を直ちに履行することを各登録受益者のためにサブ・ファンドに対し取消不能の形で保証（以下「元本確保」という。）する。ただし、償還日に関する元本確保提供会社の元本確保義務は、（i）当該償還日に買い戻されまたは償還される元本総額と等しい社債の額面金額で、社債の要項に従い債券満期日に期限が到来する元本返済額、および、（ii）当該償還日に発行済かつ償還されまたは買い戻される受益証券の数に元本確保額を乗じた額のうち、少ない方の金額を超えないものとする。疑義を避けるために付言すると、不足額（もしあれば）の存在は、関連する償還日にかかる海外受渡日に決定される。

- 3.2 疑義を避けるために付言すると、元本確保会社はいかなる状況においても元本確保確定日（同日を除く。）前に買い戻されまたは償還される受益証券について、元本確保証書に規定される不足額を支払わなくてもよいものとする。
- 3.3 第4.1条に規定する場合を除き、元本確保は以下のいずれか遅い方の日まで効力を有し、当該日に終了するものとする。
- 3.3.1 償還日後20営業日目
- 3.3.2 第5条（または適用ある場合は第6条）に規定される期限内に行われる元本確保証書に基づく支払いに関するすべての有効な要求および／または請求（もしあれば）が完全に満たされた日
- 3.4 元本確保証書に基づく元本確保提供会社による元本確保額の支払により、受託会社は（サブ・ファンドのためにおよびサブ・ファンドに代わり）本証書により、その支払の受領後直ちに、サブ・ファンドが償還日以降に本社債について受領した金額を、本証書に基づき元本確保提供会社により支払われた元本確保額の総額を上限として、元本確保提供会社のために支払うことを元本確保提供会社に対して約束する。本条項は、元本確保証書の終了後も存続する。

4. 条件

- 4.1 元本確保は、受託会社が以下のとおり判断する事由が発生した場合、自動的に終了する。（i）償還日に買い戻されもしくは償還された受益証券について受託会社が元本確保額以上の金額を支払った場合、または(ii) 全受益証券が買い戻されもしくは償還され、またはサブ・ファンドがその要項に従い元本確保確定日前に終了した場合。
- 受託会社またはその代理人が、償還日に関連する海外受渡予定日後5営業日目の午後5時（ロンドン時間）までに、元本確保提供会社に対して、第3.1条に基づき元本確保提供会社が支払うべき金額の支払期限が到来しているかを書面で確認し、かかる金額が存在する場合にはその金額を確認しない限り、元本確保提供会社による支払はなされない。疑義を避けるために付言すると、元本確保提供会社は、当該償還日における買戻価格または、場合により、償還価格計算後のファンドの資産価値の縮小もしくは減少、ならびに受託会社、その代理人、代表者または任命者による登録受益者への買戻代金の支払不履行について一切責任を負わない。
- 4.2 元本確保証書に基づく元本確保提供会社の義務は、サブ・ファンドの利益のために受託会社が保管する資産が英文目論見書に規定される投資制限ならびに投資目的および投資方針に常に従い運用されることを条件として履行される。
- 4.3 元本確保証書の日付に開始し最終償還日に終了するすべての期間におけるサブ・ファンドの管理会社が、DBプラティナム・アドバイザーズまたは元本確保提供会社が承認する（当該承諾は元本確保提供会社によって不当に留保または遅延されないものとする。）その他の事業体でない限り、元本確保提供会社は元本確保に関して一切支払義務を負わない。
- 4.4 第6条に規定する場合を除き、登録受益者のために行う請求代行会社のみが元本確保証書に基づく請求を行う権限を有し、それ以外の者は請求を行うことができないものとする。
- 4.5 元本確保提供会社が請求代行会社の銀行口座に第3.1条の未払額を支払い、第5条に従いその旨を通知した場合、元本確保提供会社は、元本確保証書に規定されるかかる支払に関する登録受益者への追加的な支払義務から完全に免責されるものとする。
- 4.6 第6条に従い履行された請求に関連して、元本確保提供会社が受託会社に全額を支払った場合、元本確保提供会社は、かかる請求に関する元本確保証書に基づく登録受益者への追加的な支払義務から完全に免責されるものとする。
- 4.7 第4.5条および第4.6条の免責は、以下の事由があったとしても適用されるものとする。
- 4.7.1 元本確保提供会社から請求代行会社に対する支払または元本確保提供会社もしくは請求代行会社から受託会社に対する支払の引当
- 4.7.2 受託会社またはその代理人による、登録受益者への未払額の支払の不履行またはかかる支払における誤り

- 4.7.3 登録受益者がその受領した金額をいずれかの者に払い戻すという要求または登録受益者がその代理として行為する第三者に対して金銭の支払を行わないこと
いずれの場合も、その理由の如何を問わないものとする。
- 4.8 元本確保提供会社は、以下の場合を除き、登録受益者に対して支払を行う必要がないものとする。
- 4.8.1 第6.1条に該当し、かつ受託会社が第6.1条に従い請求を行った場合
- 4.8.2 請求代行会社が当該登録受益者の名義で登録されている受益証券を確認し、元本確保証書に従い別の方法によりかかる受益証券に関して請求を行った場合

5. 支払

- 5.1 第6条に規定する場合を除き、第3.1条における償還日の元本確保に関連して、請求代行会社は単一の請求のみを行うことができる。関連ある償還日の海外受渡予定日後の5営業日目の午後4時（ロンドン時間）までに以下のすべてを受領した場合（写しが受託会社に送付される。）にのみ、元本確保提供会社は第5.2条に基づく支払を行うものとする。
- 5.1.1 請求代行会社による元本確保提供会社への書面の請求には、以下が記載されるものとする。
- 5.1.1.1 当該請求の対象である受益証券の特定
- 5.1.1.2 第3.1条に従う不足額および未払総額
- 5.1.2 当該請求に関して、関連ある償還日における不足額、サブ・ファンドの純資産価額、買戻価格および償還価格を計算し、受託会社またはその代理人が作成した最終評価報告書の写し
- 5.1.3 請求代行会社による署名済書面には、以下が記載されるものとする。
- 5.1.3.1 かかる請求の受益者である登録受益者が償還日に当該受益証券の登録所有者である旨の証明
- 5.1.3.2 かかる請求による金額が元本確保提供会社により支払われるべき請求代行会社名義の銀行口座の詳細（当該口座の番号および当該支店の住所を含む。）
- 5.2 元本確保証書の条件に別途規定される場合を除き、元本確保証書に関連する支払は、元本確保提供会社が請求代行会社から請求を受領後5営業日以内に基準通貨により第5.1条の指定口座（各登録受益者に対して個別に支払は行われない。）に対して支払われる。
- 5.3 受託会社および／または請求代行会社が元本確保証書に基づき、元本確保提供会社に対して提供、履行または送付することが要求されまたは認められる、通知、請求またはその他通信は、通常の営業時間に下記の住所および元本確保提供会社に対して提供、履行または手交される。

ドイツ銀行ロンドン支店

英国、ロンドン EC2N 2DB、グレート・ウィンチェスター・ストリート1、ウィンチェスター・ハウス

ファクシミリ：+44(20)7454 1999

気付：法務部

または、元本確保提供会社が受託会社と請求代行会社に随時書面により通知するその他の事務所、部門または住所とする。かかる通知または請求は、以下が満たされた場合に送付されたものとみなされる。

(a) 交付の場合、交付時点

(b) ファクシミリ送信の場合、送信時点（ただし、送信完了レポートがある場合。）

ただし、元本確保の通知が営業時間外に宛名の住所に置かれた場合、当該場所における次の営業時間の開始まで当該通知は未受領のものとみなされる。営業時間とは、当該通信の宛先および送信先の国の午前9時から午後4時（現地時間）をいう。

6. 請求代行会社の不履行

- 6.1 元本確保証書に基づき元本確保提供会社に支払義務が発生し、当該時点において請求代行会社が存在しない場合（または、関連する償還日の海外受渡予定日後5営業日目の午後4時（ロンドン時間）までに請求代行会社が元本確保提供会社に対する請求を行わなかった場合）、受託会社は、第5条に従い元本確保提供会社に通知を行うことにより（第5条における請求代行会社は受託会社と読み替えて準用す

る。）、元本確保証書に基づき関連する償還日の海外受渡予定日後5営業日目の午後5時（ロンドン時間）までに請求を行うことができる。

- 6.2 元本確保証書の条件に別途規定された場合を除き、元本確保提供会社は、第6.1条に基づく受託会社の請求を受領した日から5営業日以内に、元本確保証書に規定された支払を基準通貨により受託会社が指定する口座に支払う。各登録受益者への個別の支払は行われない。
- 6.3 各登録受益者は、請求代行会社（または、請求代行会社として行為する受託会社）が特に元本確保提供会社の代理人ではなく登録受益者の代理人であることを前提として元本確保証書の利益を享受する。

7. 税金

- 7.1 元本確保提供会社が元本確保証書に基づき支払う金額について税金の控除または源泉徴収が要求される場合、元本確保提供会社は以下を行うものとする。
- 7.1.1 かかる金額を控除または源泉徴収し、直ちに関連政府機関に送金する。
- 7.1.2 かかる税金の支払が履行された旨を請求代行会社および受託会社に通知する。
これにより、元本確保提供会社が元本確保に基づき支払う金額は随時減額される。
- 7.2 元本確保提供会社は、請求代行会社もしくは受託会社からの請求またはその他の事由により、元本確保証書に基づく支払につき追加支払を行う義務を負わない。

8. 地位

- 8.1 元本確保証書により構成される元本確保は、元本確保提供会社の現在または将来の無担保または非劣後の一切の債務と少なくとも同順位に位置付けられる、直接、無条件かつ無担保の債務を構成する。ただし、適用法の強行規定に優先されるべき規定がある場合はこの限りではない。元本確保提供会社は、元本確保証書の作成および発行前に元本確保提供会社が履行または遂行することが要求されている、元本確保提供会社の法律上の有効かつ拘束力のある義務を構成するすべての行為、条件およびその他の事項を元本確保提供会社本人または代理人がすべての適用法に従い履行または遂行済みであることを表明および保証する。

【別紙D】**ポールソン社の概要**

（注）別紙Dに記載される情報は、平成21年10月現在の情報であり、予告なく変更されることがある。

ポールソン・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド（以下「ポールソン社」という。）は、創設者兼社長であるジョン・ポールソンにより1994年に設立された。同社は現在、M&A戦略、イベント戦略、クレジット戦略および再生戦略を通じ、約272億米ドル（2009年7月現在）の資産を運用している。同社は、ニューヨークに本店を構え、ロンドンおよび香港に支店を有する。同社は95名の従業員を擁し、うち37名は投資関係の従業員である。1994年に第一号のM&Aアービトラージ・ファンド（ポールソン・パートナーズ・エルピー／ポールソン・インターナショナル・リミテッド）、2004年に第一号のイベント・アービトラージ・ファンド（ポールソン・アドバンテージ・エルピー／ポールソン・アドバンテージ・リミテッド）、2006年にクレジット・オポチュニティーズ・ファンド、および2008年に再生ファンドの運用を開始した。

同社は米国証券取引委員会（SEC）に登録されており、同社の関連会社であるポールソン・ヨーロッパ・エルエルピーは英国金融サービス機構（FSA）に登録されている。

ポールソン社について

ポールソン社の概要

会社概要

- ポールソン社(Paulson & Co. Inc.)は、1994年にジョン・ポールソンによって設立された。
- 現在95名^{*1}の厳選されたメンバーにより、経営方針・運用戦略の一貫性を高く保ちながら、チームワークを重視した経営戦略を貫くユニークな運用会社である。
- ポールソン社の運用資産残高は、約272億米ドル^{*1}(≒2.6兆円^{*2})となっている。
※1 2009年7月1日現在。 ※2 2009年7月1日時点の米ドル円為替レート、1米ドル=96.65円を使用。

運用における特徴

- ポールソン社は、イベント・ドリブン戦略での豊富な運用経験を有しており、M&Aアービトラージ戦略の運用については、1994年の会社設立時から実績がある。収益機会の発掘、個別企業および業界の分析、市場の変化に応じた保有ポートフォリオの機動的なリスク管理などの各運用プロセスに専門家を配することで、運用成績の向上を図ってきた。
- 運用哲学は、「投資資金を減らさないこと」、「安定的に資産を成長させること」および「株式をはじめとする他の資産クラスとの相関性を低く抑えること」である。

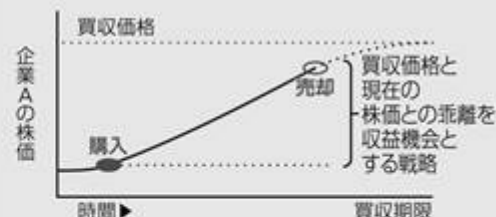
イベント・ドリブン戦略

イベント・ドリブン戦略とは、個別企業の株価等に影響を及ぼすM&Aをはじめとする出来事（イベント）に着目して、その企業価値への影響と市場評価とのひずみを捉えて収益を狙う戦略の総称で、ヘッジファンドの有力な戦略の一つに位置づけられている。

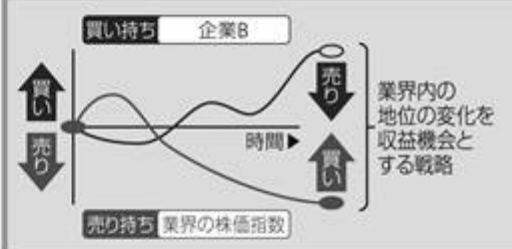
パフォーマンス連動部分は、主としてイベント・ドリブン戦略を構成する3戦略（M&Aアービトラージ戦略、スペシャル・シチュエーション戦略、ディストレスト戦略）を採用し、運用を行っている。各戦略の投資比率は、市場環境に応じて、適宜見直される。

1 M&Aアービトラージ戦略 … 合併等に着目した参考例

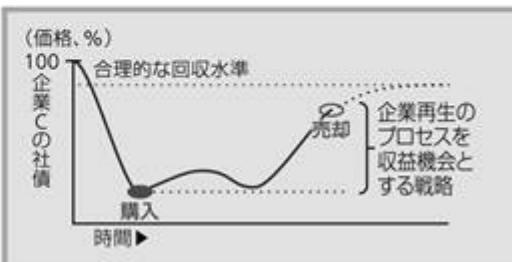
公表された被買収企業Aの買収価格が現在の企業Aの株価水準を上回っている場合、企業Aの株式を買い付ける。当該買収期間中において、企業Aの株価が公表された買収価格に収斂する過程で当該株式を売却し利益確保を目指す。

**2 スペシャル・シチュエーション戦略** … 業界再編等に着目した参考例

公表された企業Bに関する事象が、当該企業の業界内での優位性を高めると判断した場合、企業Bの株式を買い建てる一方、同業界の業種別株価指数等売り建てるポジションを構築する。時間の経過とともに、B企業の優位性が周知され当該事象が株価に織り込まれた後、当初構築したポジションを解消し利益確保を目指す。

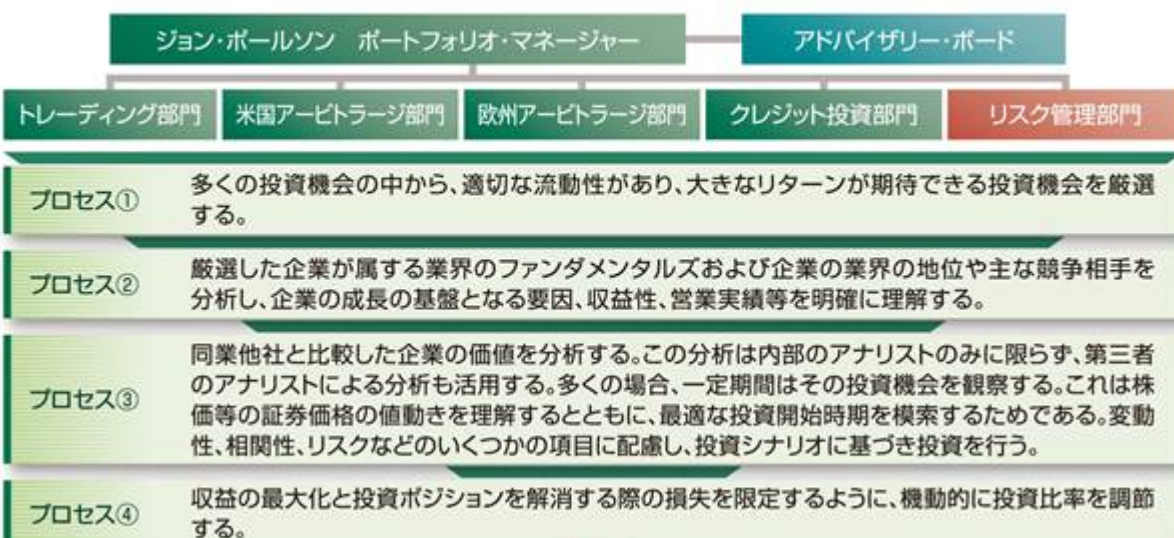
**3 ディストレスト戦略** … 企業の破綻等に着目した参考例

破綻、もしくは、そのような事象が見込まれることにより、企業Cの債券が、想定される回収価格より低い価格で取引されている場合、企業Cの債券を買い付ける。企業再生等を経て、当該債券価格が合理的な水準まで上昇した後、当該債券を売却し利益確保を目指す。



(注) 市況動向および資金動向等により、上記のような運用を行えない場合がある。また、各戦略とも想定と逆の動きになった場合には、損失が発生する可能性がある。

ポールソン社の運用体制・運用プロセス



重要な通知

本別紙Dは、検討目的のみに供するものであり、ドイツ銀行および／またはその関連会社（以下、総称して「ドイツ銀行」という。）に対し法的拘束力を有するいかなる義務も発生させるものではない。本書は、程度の如何を問わず、いかなる取引を行う申込みまたは推奨も構成するものではない。投資者は、投資判断を行う場合、本別紙Dに記載されている概要ではなく、当該取引に関する文書の最終版のみに依拠すべきである。ドイツ銀行は、提案されている本取引に関し、投資者の金融アドバイザーとして行為するものではなく、その他いかなる受託者の立場においても行為するものではない。本別紙Dに記載されている取引または商品は、すべての投資者につき適切なものとは限らないため、投資者は、一切の取引を行う前に、投資者が当該取引を十分に理解し、自己の目的および状況（当該取引の遂行に伴う潜在的なリスクおよび利益を含む。）に鑑み、取引の適切性に関する独自の評価を行っていることを確保するための措置を講じるべきである。提案されている取引の性質およびリスクならびに金融商品の種類に関する一般的な情報については、www.globalmarkets.db.com/riskdisclosuresを参照のこと。また、投資者は、かかる評価を行うにあたり自己のアドバイザーから助言を求めることを検討すべきである。投資者はドイツ銀行との間で取引を行う旨を決定した場合、自らの判断に依拠してかかる取引を行う。本別紙Dに記載されている情報は、信頼性があるとポールソン社が確信した資料に基づくものであるが、ポールソン社は、当該資料が正確、最新、完全または誤りがないことを表明するものではない。本別紙Dに記載されている前提、推定および見解は、本書の日付現在でのポールソン社の判断を構成し、また通知なく変更し得る。一切の予測は、市況に関する多くの前提に基づくものであり、予測された結果が達成されるとの保証はない。過去のパフォーマンスは、将来の結果に関する信頼性のある指標とはならない。

本別紙Dは、ドイツ銀行内の販売または取引担当部署により作成されており、リサーチ部門により作成、審査または編集されてはいない。本書に記載されている意見は、リサーチ部門を含むその他のドイツ銀行内の各部門が示す意見とは異なる場合がある。販売および取引担当部署は、リサーチ部門が直面しているのとは別の潜在的な利益相反にさらされる。ドイツ銀行は、本別紙Dで述べられている見解とは一致しない方法で取引を行うことがある。ドイツ銀行は、商品（または関連するデリバティブ）について本人として取引を行いまたは取引することができ、また、本別紙Dで述べられている商品（または関連するデリバティブ）について独自のポジションを保有することができる。ドイツ銀行は、本別紙Dで述べられている商品（またはデリバティブ）について市場を形成することができる。販売および取引担当部署の職員は、自らが実施した取引量に基づいてその一部を報酬として受ける。

一定の法域での本別紙Dの配布ならびにこれらの商品およびサービスの利用可能性は法律により制限されている場合がある。ポールソン社の明示の書面による許可なく本別紙Dの全部または一部を配布することはできない。ドイツ銀行は、本別紙Dに依拠したことにより生じ得る投資者もしくは第三者が被る、利益の損失を含む直接的、間接的、派生的もしくはその他の損失もしくは損害賠償について、または本別紙Dの信頼性、正確性、完全性もしくは適時性について、すべての責任を特に排除する。ドイツ銀行は、ドイツの銀行法に基づき承認されており（所轄当局：BaFin—ドイツ連邦金融監督庁）、かつ英国の事業を行うことにつき金融サービス機構により規制されている。

本情報は、本別紙Dに記載されている証券、参照指数、パフォーマンス連動部分、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座またはそれらの組合せたものの購入についての販売の申込みまたは申込みの勧誘ではなく、投資を検討する場合には、さらなる開示により補充されなければならない。本書「3 投資リスク」、および本書別紙Bの「d b Xファンド（d b X専用口座）への投資に関するリスク要因」に書かれているリスク要因に注意することを要する。

本別紙Dで述べられている取引もしくは商品、参照指数、パフォーマンス連動部分、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座またはそれらの組合せが記載どおりの目的を達成する保証はない。

ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座は、各々ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略に従い運用され、ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座の運用は、取引戦略、行われた投資の種類、用いられたレバレッジの金額、投資対象の地理的配分、および各々ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略の相対的ボラティリティを反映することを目指しているが、ポールソン・インター

ナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座は、以下を含むがそれらに限定されない重要な点でポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略と異なる場合もあることに投資者は留意すべきである。

- (i) ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座への投資総額はポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略全体または各々ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略に従うその他のポールソン社が運用するファンドに投資された額とはかなり異なる場合がある。
- (ii) 経済的および市場要因が異なった影響をポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座に及ぼす場合がある。
- (iii) 報酬（年率0.50%を上限とするリスク・モニター報酬、年率0.025%を上限とする管理会社報酬、年率0.005%を上限とする受託会社報酬、および年率0.08%を上限とするコモディティー・プール・オペレーター報酬でポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座に含まれるがポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略全体または各々ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略に従うその他のポールソン社が運用するファンドには含まれないものを含む。）、委託手数料、およびポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略全体またはポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略に従うその他のポールソン社が運用するファンドで用いられている配当勘定が、各々ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座とは大きく異なる場合がある。
- (iv) 認められている組入資産が、ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略全体またはポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座に関し、および各々ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略に従うその他のポールソン社が運用するファンドの間で異なる場合がある。
- (v) ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座に適用されるレバレッジ制限および証拠金制限は、ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略全体または各々ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略に従うその他のポールソン社が運用するファンドに適用されるものとは異なる場合がある（低い場合が多い。）。
- (vi) ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座の投資先証券に適用される評価方法は、ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略全体または各々ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略に従うその他のポールソン社が運用するファンドで用いられるものとは異なる場合がある。
- (vii) ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座の流動性（申込みおよび償還）は、各々ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略に従うその他のポールソン社が運用するファンドと異なる場合がある（高い場合が多い。）。
- (viii) ポールソン・インターナショナル口座およびポールソン・アドバンテージ口座および／またはポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略全体および／または各々ポールソン・インターナショナル戦略およびポールソン・アドバンテージ戦略に従うその他のポールソン社が運用するファンドの取引戦略が、現行の市場およびその他の要因を考慮して、時間の経過とともに変化する場合がある。

投資家は、本別紙Dで述べられている取引もしくは商品への投資を決定する前に、これらの差異について慎重に検討すべきである。

【別紙E】**ポールソン・ポートフォリオ口座の概要**

ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社から、およびポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーが信頼できると考える情報源から、ポールソン・ポートフォリオ口座の価格の算出に必要な情報を入手する。ただし、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは独自に情報を検証せず、またポールソン・ポートフォリオ口座やそこに含まれるデータの正確性および／または完全性を保証するものではない。ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、ポールソン・ポートフォリオに関する誤りについて、いかなる者に対しても（過失等に関わらず）責任を負わず、いかなる誤りについても通知する義務を負わない。

ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、ポールソン・ポートフォリオ口座に関連するいかなる取引についても、出資、保証、販売または推奨するものではない。また、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、

- (A) 購入の妥当性、または当該取引に関連するリスクを負うこと
- (B) 特定の日の特定の時間におけるポールソン・ポートフォリオ口座の水準
- (C) 許諾権やそれ以外の使用に関連して、ポールソン・ポートフォリオ口座もしくはそれに含まれるデータの使用によって、証券の発行体、カウンターパーティー、当該発行体の株主、顧客、当該カウンターパーティーのカウンターパーティー・顧客・他の個人や団体が取得することがある結果、または、
- (D) それ以外のあらゆる事柄

について、明示または黙示に関わらず、表明や保証を一切行わない。

ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、明示または黙示に関わらず、ポールソン・ポートフォリオ口座やその中に含まれるデータに関連して、特定の目的による商品性、適切性の表明や保証を行わない。

上記に制限されることなく、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、直接損害、間接損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害または（利益喪失を含む）他の損害に関して、当該損害の可能性を事前に知らされていたとしても、いかなる人物に対しても（過失等に関わらず）責任を負わない。

ポールソン・ポートフォリオ口座はドイツ銀行ロンドン支店の自己勘定口座である。ポールソン・ポートフォリオ口座またはその名称の使用については、ドイツ銀行ロンドン支店の同意を得なければならない。

概要

ポールソン・ポートフォリオ口座は、長期にわたり特定のファンドのパフォーマンスを反映することを目的とする。ポールソン・ポートフォリオ口座は本書（ポールソン・ポートフォリオ口座の個別の詳細が明示されたファクトシートにより補完される。）に基づき運用される。

ポールソン・ポートフォリオ口座はポールソン・ポートフォリオ口座における一つのポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の価値に連動する。運用開始日におけるひとつのポールソン・ポートフォリオ口座受益証券の価値は1,000米ドルであった。

ポールソン・ポートフォリオ口座の概要

「ポールソン・ポートフォリオ口座」とは、ポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行で保有されるポールソン・ポートフォリオ口座所有者名義の口座である。これは、米ドル現金、ヘッジファンド投資、米ドル借入れ、および下記「債務残高」に述べる一定の債務で構成された、現金および有価証券の口座である。

ポールソン・ポートフォリオ口座のためのヘッジファンド投資は、以下に記載する投資ルールに従って行われ、償還され、または調整される。ヘッジファンドには流動性の制約があり、ポールソン・ポートフォリオ口座では追加投資の受入れが不可能となることがある。

ポールソン・ポートフォリオ口座は概念上2つのサブ・アカウントに大別され、それぞれが「d b Xファンド」となる。運用開始日にそれぞれのサブ・アカウント（すなわち、各ファンド）に投資される金額は、ファクトシートに記載される割合となる。サブ・アカウント間のパフォーマンスの違いによりサブ・ファン

ドの比重は時間とともに変化するため、3か月ごとに、各サブ・アカウントを可能な限りファクトシートの割合に戻すため、再配分の日には再配分を行う。ポールソン・ポートフォリオ口座は全額投資された状態を維持するため借入れを行う場合があり、それが、一定の状況下で、ポールソン・ポートフォリオ口座に若干のレバレッジ効果を与えることがある。ポールソン・ポートフォリオ口座によるヘッジファンド投資の調整と再配分は一定の状況において停止される場合がある。ポールソン・ポートフォリオ口座に関連したポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社、ポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人、ポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行の報酬は、別途支払われ、ポールソン・ポートフォリオ口座の資産からは差し引かれない。

このポールソン・ポートフォリオ口座の概要は、本書記載の詳細な規定に従う。

受益証券化と当初投資額

ポールソン・ポートフォリオ口座は複数の名目上のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券に分割される。運用開始日当日またはそれ以前に、ポールソン・ポートフォリオ口座保有者は当初投資額をポールソン・ポートフォリオ口座に入金する。運用開始日において、ポールソン・ポートフォリオ口座は当初投資額を1,000米ドルで除した数と同じポールソン・ポートフォリオ口座受益証券数により構成される。

追加預託と引出請求

ポールソン・ポートフォリオ口座保有者はポールソン・ポートフォリオ口座に米ドルで追加預託を行うことができる。その場合、停止期間が発生しない限り、追加預託金額を追加預託が行われた翌評価日における口座受益証券1口当たり純資産価格で除した数のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券が追加設定される。

ポールソン・ポートフォリオ口座保有者は、ポールソン・ポートフォリオ口座から米ドルを引き出すことができる。かかる引出しを行う場合、停止期間が発生しない限り、当該引出額を引出請求日の翌評価日におけるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たり純資産価格で除した数のポールソン・ポートフォリオ口座受益証券が換金される。

追加預託と引出請求は、ファクトシートに定める最低金額に従う。さらに、一または複数のファンドが買付停止ファンドまたは終了ファンドである場合には、追加預託は受け入れられない。

ポールソン・ポートフォリオ口座の構成要素

ポールソン・ポートフォリオ口座は、常に以下のものにより構成される。

- (i) d b Xファンド投資および投資または再投資のためにサブ・アカウントに入金された現金
- (ii) 現金残高
- (iii) 流動性借入れ
- (iv) 債務残高

それぞれ以下のとおりである。

d b Xファンド投資

ポールソン・ポートフォリオ口座はファクトシートに記載される2つのd b Xファンドに、当初はファクトシートに記載される割合で投資し、その後は後記「投資ルール」に基づき投資する。

現金残高

ポールソン・ポートフォリオ口座において保有されまたは受領された現金は、現金残高に計上される（「投資ルール」に定める場合を除く。）。現金残高は、債務残高の支払期日が到来した際にその支払のために使用され、その後は流動性借入れの返済および利息支払のために使用される。ポールソン・ポートフォリオ口座において保有される現金には日次で適用利率による利息が付され、現金残高に計上される。

流動性借入れ

流動性供与者としてのドイツ銀行ロンドン支店は、ポールソン・ポートフォリオ口座のために流動性借入枠を提供する。ポールソン・ポートフォリオ口座が支払うべき債務に対し現金残高が不足しポールソン・ポートフォリオ口座がその資金を調達する際に、現金残高の不足額分につき、要求に応じて当該借入枠から流動性借入れとしての引出しが可能である。ポールソン・ポートフォリオ口座は全額投資を維持するために借入れを行うことがあり、これによりポールソン・ポートフォリオ口座に少額のレバレッジがかかることがあるが、これは借入ファシリティが意図的にポールソン・ポートフォリオ口座の投資エクスポージャーにレバレッジをかけるものではない。ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーはポールソン・ポートフォリオ口座保有者でもあるが、かかる仕組みは流動性供与者が第三者である場合と同様に運用される。あらゆる流動性借入れの金額にかかる利息は適用利率によって日々発生する。流動性借入れおよびその利息は投資ルールに記載に従ってドイツ銀行ロンドン支店に返済される。いずれかの時点における流動性借入れの合計額が債務返済限度額を超える場合には、すべての流動性借入れを各サブ・アカウントにある資産から（最初に現金を用い、次に資産の償還金を用いる。）、翌月末の評価日付で返済しなければならない。

債務残高

債務残高には、ポールソン・ポートフォリオ口座から支払われるべき一切の債務が含まれるが、流動性借入れに関するものは除かれ、ポールソン・ポートフォリオ口座のために締結された取引に基づく一切の債務（ただし、これに限定されない。）が含まれる。また、発生手数料（ポールソン・ポートフォリオ口座から支払われるべきものがある場合。ただしファンド投資に関する手数料を除く。）、費用、引当が必要または適切であると判断されるあらゆる偶発債務（税金を含む。）および引出金額をポールソン・ポートフォリオ口座保有者に支払う義務が含まれる。

投資ルール

以下は、ポールソン・ポートフォリオ口座のd b Xファンド投資に関連する投資ルールである。投資ルールに関連するポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社の一定の責務の概要については、以下の「ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約」を参照のこと。

1. **当初ファンド投資**：運用開始日において、当初投資額は現金残高ターゲットに相当する金額を留保したのち、後記「買付停止ファンド」に従い、ファクトシートに定める割合で、2つのファンドの各d b Xファンド投資タイプのd b Xファンド投資の購入に充てられる。
2. **四半期再配分**：各四半期再配分日において、2つのサブ・アカウントの各d b Xファンド投資の価値の合計額が、ファクトシートに記載される割合に可能な限り近づくよう（「流動性借入れ」および「現金残高」の条件に従う限りにおいて）、ポールソン・ポートフォリオ口座のd b Xファンド投資を調整するための指図を行う。一方または両方のd b Xファンドが買付停止ファンドとなった場合、四半期再配分は行わない。当該d b Xファンドが買付停止ファンドでなくなった場合（終了ファンドとなった場合を除く。）、ポールソン・ポートフォリオ口座は、上記のとおり翌四半期再配分日に再配分される。
3. **現金残高**：ポールソン・ポートフォリオ口座のd b Xファンド投資が上記「四半期再配分」の項ならびに下記「流動性借入れ」、「追加預託」および「引出し」の項に記載されるように変化する都度、現金残高を可能な限り現金残高ターゲットに近い水準に保つことを目指す。かかる目標が達成されるとの保証はない。
4. **流動性借入れ**：流動性借入れは、各四半期再配分日において、ポールソン・ポートフォリオ口座の現金残高から流動性供与者としてのドイツ銀行ロンドン支店に対する相当額の支払によって可能な範囲でゼロまで削減する。いずれの時点においても、流動性借入れの合計額が債務返済限度額を上回った場合、翌月末の評価日に、すべての流動性借入れとその利息が各サブ・アカウントから、現状の割合によって（上記「現金残高」の要件に従って）返済される。そのような返済には、各サブ・アカウントで保有する現金が最初に充てられ、次に、当該サブ・アカウントのd b Xファンド投資の償還金が充てられる。
5. **追加預託**：ポールソン・ポートフォリオ口座保有者による追加預託は、サブ・アカウントの各d b Xファンド投資を、現状の割合で、または四半期再配分日における購入の場合にはファクトシートに記載される割合で（いずれの場合も「現金残高」および「流動性借入れ」の要件を考慮した上で）、購入することに充てられる。

6. 引出し：ポールソン・ポートフォリオ口座保有者による引出請求があった場合、各サブ・アカウントによるd b Xファンド投資は当該引出金額を支払うのに必要な限りにおいて（また、上記「現金残高」および「流動性借入れ」の要件を満たす）現状の割合で償還される。各d b Xファンドは、ポールソン・ポートフォリオ口座のd b Xファンド投資の償還金を、当該償還に適用される評価日の13営業日後までに米ドルで支払う予定であるが、流動性の制約やd b Xファンドの解散時の換金の遅れによる影響を受ける場合がある。償還価格は、関連するd b Xファンド投資当たりの純資産価額や、適用される評価日における、ファンド投資の償還に伴う平準化金額を参照して決められる。
7. 買付停止ファンド：いずれかのd b Xファンドが買付停止ファンドとなった場合、当該d b Xファンドが買付停止ファンドではなくなるまで、ポールソン・ポートフォリオ口座への追加預託は受け付けられない。
8. 終了ファンド：いずれかのd b Xファンドが終了ファンドとなった場合、各d b Xファンドにおける全d b Xファンド投資は償還され、ポールソン・ポートフォリオ口座の計算は停止される。
9. d b Xファンド投資タイプ：d b Xファンドへの投資はすべて、d b Xファンド投資タイプのd b Xファンド投資である。
10. 償還：d b Xファンドへのd b Xファンド投資が償還された場合、ポールソン・ポートフォリオ口座により先に取得されたd b Xファンドへのd b Xファンド投資が先に償還される。
11. フォールバック投資：上記投資ルールに従って、サブ・アカウントのd b Xファンド投資において何らかの理由により投資されない現金は、当該サブ・アカウントのために現金のまま保有される。そのように保有された現金は全額、上記「流動性借入れ」に従って、次に可能な月末投資日に、投資ルールに基づいて投資される。
12. 停止期間：停止期間中、各d b Xファンド投資におけるすべての償還および投資は、終了ファンドにおけるd b Xファンド投資の換金を除き、当該停止期間の終了まで停止される。停止期間中に行われるはずであった四半期再配分は、当該停止期間終了後の最初の月末評価日に行われる。
13. 見積りの影響：投資ルールに基づき必要となるすべての指図は、d b Xファンド投資の価値の直近の見積りに基づかなければならない。(i) かかる見積りと実際の価値との相違、および(ii) 指図を行った日とそれが実行された日との間におけるファンド投資の価値の変化のために、かかる指図が実行された後のポールソン・ポートフォリオ口座におけるファンド投資の価値の合計額に占める各d b Xファンドの実際の割合が、投資ルールに規定された割合と合致しないことがある。
14. 市場の混乱：市場の混乱の状況が生じた場合、上記の手続の時期について例外が生じる可能性がある。また、d b Xファンドから受け取る償還金もしくは収益から、またはd b Xファンドに引き渡される購入代金や投資金額から一定の手数料や税金が差し引かれる可能性がある。

ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約

ポールソン・ポートフォリオ口座保有者、ポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人およびポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社は、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約を締結している。ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約上、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社は以下に関する合意をしている。

- (a) ポールソン・ポートフォリオ口座に関し、後記「ポールソン・ポートフォリオ口座およびポールソン・ポートフォリオ口座計算」に記載する計算を行うこと
 - (b) ポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人に対して提出される報告（以下「レポート」という。）を準備すること
 - (i) 各四半期再配分日の2営業日前
 - (ii) 追加預託または引出請求がポールソン・ポートフォリオ口座に対して行われることが想定されるいずれかのファンドの申込みおよび解約の締切の2営業日前
- ポールソン・ポートフォリオ口座のd b Xファンド投資が投資ルールを遵守するために、四半期再配分、追加預託または引出請求の結果、どのd b Xファンド投資が償還または投資されるかがレポートに記載される。ポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人がレポートに誤謬があると考えた場合には、修正するために速やかにポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社に通知する。

ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約の条件下では、ポールソン・ポートフォリオ口座保有者およびポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行以外いかなる者も、ポールソン・ポートフォリオ口座に関して利益、権利または請求権を有しない。

ポールソン・ポートフォリオ口座およびポールソン・ポートフォリオ口座計算

計算：ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社は、各評価日におけるニューヨークの営業終了時におけるポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格、ならびに各サブ・アカウントおよびすべてのサブ・アカウントのために保持されるファンド投資の価値を算出する。さらに、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社は、各営業日において、ファンド投資の見積価値に基づき、ポールソン・ポートフォリオ口座の見積純資産価額およびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの見積純資産価格を計算する。その際には見積債務残高を考慮に入れる。

発表：ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、評価日におけるポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額およびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格を計算後、可能な限り速やかに発表する予定である。発表は、おおむね(a) 各月末の評価日および各月末の評価日後7営業日以内の評価日の13営業日後、ならびに(b) その他の各評価日の3営業日後になされる予定である。ただし、ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額およびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格が期限どおりに発表され、またはそもそもこれらが発表されるとの保証はない。

ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、営業日におけるポールソン・ポートフォリオ口座の見積純資産価額およびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの見積純資産価格を計算後、可能な限り速やかに発表する予定である。発表は、翌営業日になされる予定である。ただし、ポールソン・ポートフォリオ口座の見積純資産価額およびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの見積純資産価格が期限どおりに発表され、またはそもそもこれらが発表されるとの保証はない。

ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、特定の場所、時間または期間におけるポールソン・ポートフォリオ口座計算その他の情報の発表の有無について、いかなる者に対しても一切の責任を負わない。

発表は、ファクトシートに記載されるとおりである。

ポールソン・ポートフォリオ口座保有者は、ポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行に通知することによっていつでもポールソン・ポートフォリオ口座を閉鎖することができる。ポールソン・ポートフォリオ口座が閉鎖された場合、ポールソン・ポートフォリオ口座は計算されなくなり、ポールソン・ポートフォリオ口座計算の発表は行われなくなる。

ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額；ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格：評価日における「ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額」は(a) すべてのサブ・アカウントで保有されるファンド投資の価値とフォールバック投資によってサブ・アカウントで保有される現金金額と(b) 現金残高の金額との合計から、(c) 流動性借入れ（経過利息を含む。）金額と(d) 債務残高の額を差し引いたものに相当する。

評価日におけるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格はポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額をポールソン・ポートフォリオ口座受益証券口数で割って算出される。

価値：d b Xファンド投資の価値は、関連する平準化金額を考慮することにより、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社により誠実に決定される価値である。通常、d b Xファンド投資の価値は、d b Xファンド投資当たりの純資産価格と、d b Xファンド評価提供者によって評価時に報告される、関連する平準化金額に基づく。d b Xファンドの評価日は、（常にそうであるとは限らないが）一般的に、ポールソン・ポートフォリオ口座計算の評価日と同じ営業日に当たる。ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社が、上記に基づいた評価が、ある特定の場においてまたは一般的に、不当であるまたは現実的でないと考えた場合、その状況において公正で妥当であると思われる評価または評価方法を誠実に採用することができる。

ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額およびポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格は、小数第四位未満を切り捨てて計算され、発表される。

ポールソン・ポートフォリオ口座における損失

ポールソン・ポートフォリオ口座保有者は、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社やポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行の過失、不法行為または契約違反による損失に対し、それを回復するための措置をとることができる（ただしその義務は負わない）。そのような請求が行われなかったり、そのような請求が認められなかったりした場合、ポールソン・ポートフォリオ口座の損失はポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額に反映され、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格に結果的に反映される。また、請求により損失が補填された場合、その補填された額は投資ルールに基づいて再投資される。ポールソン・ポートフォリオ口座に回収された損失分が計上され再投資された場合でも、ポールソン・ポートフォリオ口座、サブ・アカウントの構成およびポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額が、損失がなかった元の状態に戻るわけではない。

ポールソン・ポートフォリオ口座計算の停止

停止期間中はポールソン・ポートフォリオ口座計算は行われない。

ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは停止期間の開始または終了後、可能な限り速やかに、ポールソン・ポートフォリオ口座計算と同様の方法で停止に関する詳細を発表する。

計算方法の変更

ポールソン・ポートフォリオ口座に関連し、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、ポールソン・ポートフォリオ口座の計算において、以下に述べる訂正や変更に従って、上記で述べた方法を採用し、また、そのような方法の適用は最終的で拘束力がある。

ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは現在、ポールソン・ポートフォリオ口座の計算において上記のような方法を採用しているが、会計、市場、規制、法律、司法、金融またはその他の状況（d b Xファンドに変更、停止、終了もしくは影響を与えるその他の事象を含むが、それらに限定されない。）が生じることで、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーが当該計算方法に修正または変更を余儀なくされるかまたはそれが望ましいと判断した場合、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーは、その絶対的な裁量においてそのような修正や変更を加える権限が与えられている。また、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーはまた、必要または望ましいと思う方法でポールソン・ポートフォリオ口座の条件（ポールソン・ポートフォリオ口座の詳細やファクトシートを含む。）を修正する場合があります、それは、明らかなまたは証明された誤謬を訂正することや、欠けている条項を回復、訂正、補完することが（制限なく）含まれる。

義務の制限

ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーとポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人はその義務を遂行するために、十分に合理的な注意を払うが、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーもポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人も各々の重過失や故意による不履行によるものでない限り、損失や損害、訴訟、経費や費用などについて何人に対しても責任を負わない。重過失や故意による不履行に関して、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーやポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人は、ポールソン・ポートフォリオ口座保有者のため、ポールソン・ポートフォリオ口座に対してのみ補填することがある。また、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーやポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人が責任を負うべき損害が明らかになった場合、かかる損害は全額補償される。ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーもポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人もいずれもその地位において、ポールソン・ポートフォリオ口座保有者以外の何人に対しても責任を負わない。

ポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行やポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社は、彼らが責任を負わない原因で彼ら自身に損害が生じた場合、ポールソン・ポートフォリオ口座に対しその損害の補償を請求する権利を有する。そのような賠償を行うことで、ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額やポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額は減少する。

**ポールソン・ポートフォリオ口座
ファクトシート**

ポールソン・ポートフォリオ口座	ポールソン・ポートフォリオ口座の概要（本ファクトシートによって補完される。）に記載されるポールソン・ポートフォリオ口座						
運用開始日	平成21年10月13日						
dbXファンド	<table border="1"> <thead> <tr> <th>dbXファンド</th><th>投資価値の比率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポールソン・インターナショナル口座</td><td>30%</td></tr> <tr> <td>ポールソン・アドバンテージ口座</td><td>70%</td></tr> </tbody> </table>	dbXファンド	投資価値の比率	ポールソン・インターナショナル口座	30%	ポールソン・アドバンテージ口座	70%
dbXファンド	投資価値の比率						
ポールソン・インターナショナル口座	30%						
ポールソン・アドバンテージ口座	70%						
dbXファンド投資タイプ	米ドル建ポールソン・インターナショナル口座クラスC受益証券 米ドル建ポールソン・アドバンテージ口座クラスC受益証券						
四半期再配分日	平成21年12月を初回とする、毎年3月、6月、9月、12月の最終営業日						
ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社	ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドまたはポールソン・ポートフォリオ口座保有者に指名されるその後継者						
ポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人	ドイツ銀行ロンドン支店、またはポールソン・ポートフォリオ口座保有者により指名されるその後継者						
ポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行	ドイチェ・バンク（ケイマン）リミテッドまたはポールソン・ポートフォリオ口座保有者により指名されるその後継者						
評価日	各火曜日（該当日が営業日でない場合には、翌営業日）、ただし、評価日とその月の最終営業日となる各暦月の最後の暦週を除く。上記にかかわらず、その月の最終営業日が月曜日である場合には、当該月曜日が評価日となり、翌火曜日は評価日とはならない。さらに、いずれのdbXファンドにおいても、dbXファンドの管理会社が単独の裁量でクラスA評価日、クラスB評価日およびクラスC評価日を宣言する場合（当該dbXファンドの書類で定義される。）、2営業日前までに関係する各ファンドの受益者に通知され、そのような追加的クラスA評価日、クラスB評価日およびクラスC評価日は評価日となる。						
報酬	dbXファンドのポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社、ポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人に対し報酬（手数料）が支払われるが、別途支払われ、ポールソン・ポートフォリオ口座の資産からは差し引かれない。						
金利	流動性借入れ：1か月米ドルLIBOR+0.55% ポールソン・ポートフォリオ口座内の現金残高：ポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行の類似口座の翌日物預金金利の実勢レート						
債務返済限度額	(i) 10万米ドル、(ii) ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額の1%の額、のいずれか大きい方						

用語の定義

本別紙中において定義されない用語は、以下およびファクトシートで付与される意味を有する。

ポールソン・ポートフォリオ口座保有者	ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
ポールソン・ポートフォリオ口座	ポールソン・ポートフォリオ口座保有者がポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行に開設したポールソン・ポートフォリオ口座
ポールソン・ポートフォリオ口座計算	ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額、ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格、各サブ・アカウントおよび全サブ・アカウントが保有するd b Xファンド投資の価値、ポールソン・ポートフォリオ口座の見積純資産価額ならびにポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの見積純資産価格の計算
ポールソン・ポートフォリオ口座の概要	ポールソン・ポートフォリオ口座について、「ポールソン・ポートフォリオ口座の概要」と題する書面（本定義と一体のもの）およびファクトシート
ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行契約	ポールソン・ポートフォリオ口座保有者、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社およびポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人の間で、運用開始日前後に締結された、かかる名称の契約
ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサー	ドイツ銀行ロンドン支店
ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券	ポールソン・ポートフォリオ口座が分割される各受益証券の最小額面で、小数第4位未満を切り捨てて決定される。
債務残高	一切の債務の金額で、ポートフォリオの概要に債務残高として記載される
営業日	ロンドンおよびニューヨークにおいて商業銀行が通常の営業を行う日
現金残高	ポールソン・ポートフォリオ口座の現金残高の項目に計上される米ドル金額
現金残高ターゲット	(1) 未払いの債務残高の総額と(2) ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額の0.10%との合計額
買付停止ファンド	(i) d b Xファンド投資タイプのファンド投資が発行できないもしくは発行が準備されていないファンド、または(ii) ポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行による追加申込みを受け付けないもしくはポールソン・ポートフォリオ口座計算代理人がポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社に対しそのように通知したファンド
現状の割合	サブ・アカウントに関連して、いずれの時点においても、当該サブ・アカウントに配分されるd b Xファンド投資（および保有する未投資または再投資の現金）の価値の合計で、すべてのサブ・アカウントに配分されるd b Xファンド投資（および当該現金）の価値の合計に対するパーセンテージで表わされる。

平準化金額	成功報酬の支払に関し、全投資家が同等に扱われることを確保するため、投資家がハイ・ウォーターマークを上回るまたは下回る価格での申込時に支払う金額。かかる金額は、d b Xファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の動きにより変化し、当該d b Xファンドの目論見書により詳細な記載がある。平準化金額は、シリーズ・シェア会計が用いられる場合と同様の効果がある。
ポールソン・ポートフォリオ口座の見積純資産価額	ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社により計算される各営業日におけるポールソン・ポートフォリオ口座の見積純資産価額
ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの見積純資産価格	ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社により計算される各営業日におけるポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの見積純資産価格
ファクトシート	ポールソン・ポートフォリオ口座に関して、ポールソン・ポートフォリオ口座スポンサーによって発表され、関係する具体的な情報を付与するファクトシート
フォールバック投資	サブ・アカウントの勘定で保有される未投資の現金
d b Xファンド投資	ポールソン・ポートフォリオ口座により、またはポールソン・ポートフォリオ口座のために保有されるd b Xファンドにおけるあらゆる構成単位または割当て（またはその一部）
d b Xファンド評価提供者	d b Xファンドの書類に従って当該d b Xファンドにおける投資の評価額を計算し伝達する義務を負う個人または団体
追加預託	ポールソン・ポートフォリオ口座に計上するため、ポールソン・ポートフォリオ口座保有者により、またはポールソン・ポートフォリオ口座保有者のためにポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行に引き渡される最低金額以上の米ドル額
ハイ・ウォーターマーク	d b Xファンドとそのd b Xファンド投資に関連して、当該d b Xファンドの当初申込価格と、各成功報酬計算日における最も高い受益証券1口当たりの純資産価格のいずれか大きい方。成功報酬の計算においてはハードル・レート（基準レート）が設けられており、d b Xファンドの各成功報酬計算日における最も高い受益証券1口当たり純資産価格は、かかるハードル・レートにより調整される。
投資ルール	ポールソン・ポートフォリオ口座の概要「投資ルール」に記載されるルール
流動性借入れ	ポールソン・ポートフォリオ口座の概要「流動性借入れ」に記載される流動性枠からの一度または複数の引出し
d b Xファンドの管理会社	ファンドのマネージャーとしての地位（個人の地位ではなく）を有するドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ・リミテッド
最低金額	追加預託または引出請求に関して、10万米ドル
月末投資日	各暦月の最終営業日
月末評価日	各暦月の最終営業日
ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額	ポールソン・ポートフォリオ口座の概要「ポールソン・ポートフォリオ口座およびポールソン・ポートフォリオ口座計算」に記載される「ポールソン・ポートフォリオ口座の純資産価額」と同じ意味を有する。

ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格	ポールソン・ポートフォリオ口座の概要「ポールソン・ポートフォリオ口座およびポールソン・ポートフォリオ口座計算」に記載される「ポールソン・ポートフォリオ口座受益証券1口当たりの純資産価格」と同じ意味を有する。
d b Xファンド投資当たりの純資産価格	d b Xファンド投資に関して、当該d b Xファンドの書類に基づき計算される当該d b Xファンド投資の純資産価格
四半期再配分	投資ルール「四半期再配分」に記載されるサブ・アカウントが保有するd b Xファンド投資の調整
サブ・アカウント	d b Xファンドにおけるd b Xファンド投資の総計および当該d b Xファンドで保有する未投資の現金の額
停止期間	スワップ取引相手方によるポールソン・ポートフォリオ口座計算ならびにd b Xファンド投資の申込みおよび償還の停止の宣言がポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社に対して通知された日（同日を含む。）からスワップ取引相手方がポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社に対してかかる停止の終了を通知した日（同日を含む。）までの期間
スワップ取引相手方	ドイツ銀行ロンドン支店
終了ファンド	終了または清算の発表がされたファンド
米ドル	米国の法定通貨
価値	d b Xファンド投資に関して、ポールソン・ポートフォリオ口座サービス代行会社によって誠実に決定される値
引出金額	引出請求に関して、ポールソン・ポートフォリオ口座から引き出される金額
引出請求	口座保有者からポールソン・ポートフォリオ口座保管銀行に対する、口座からの引出金額の支払または支払先に関する請求

独立監査人の報告書

パラディウム・ジャパン・トラストー

豪ドル建満期時元本確保型d b Xーポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009ー10）の受託会社 御中

財務書類監査に関する報告

意見

我々は、パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型d b Xーポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009ー10）（以下「サブ・ファンド」という。）の2017年9月30日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、ならびに同日終了年度の損益計算書、純資産変動計算書ならびに受益証券口数の変動および統計から構成される財務書類とともに、重要な会計方針の概要を含む当該財務書類の注記について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2017年9月30日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の財務実績、純資産変動ならびに受益証券口数の変動および統計について、すべての重要な点において公正な概観を示している。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（I S A）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく我々の責任については、本報告の「財務書類の監査に対する監査人の責任」セクションで詳述する。我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（I E S B A規程）に準拠し、サブ・ファンドに対し独立しており、かつ我々は、I E S B A規程に準拠したその他の倫理責任を充足している。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の情報

その他の情報は、「経営陣および管理会社」に関する情報および「受益者に対する情報」（いずれも未監査）で構成されている。かかるその他の情報については、経営陣が責任を負う。

我々の財務書類に関する意見は、かかるその他の情報を対象としておらず、我々は、かかるその他の情報に関しては、いかなる形の確証も行わない。

財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、かかるその他の情報を読解すること、およびかかる読解を行うにあたり、かかるその他の情報と財務書類もしくは我々が監査により得た知識との間に重大な齟齬があるか否か、またはその他の情報に重大な虚偽記載がなされていると窺われるか否かを検討することである。我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に虚偽記載があると我々が結論づける場合、我々は当該事実を報告する義務を負う。これについて、我々には報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および受託会社の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠する財務書類の作成と公正な表示について、また不正または誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成のために必要と経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

経営陣がサブ・ファンドの清算もしくは運用中止を意図している場合またはこれらを行う以外に現実的な選択肢がない場合を除き、経営陣は財務書類を作成するにあたり、継続企業としてのサブ・ファンドの継続能力の評価、継続企業の前提に関する事項の開示（該当する場合）、および継続企業を前提とする会計基準の使用について責任を負う。

受託会社は、サブ・ファンドの財務報告プロセスの監督責任を負う。

財務書類の監査に対する監査人の責任

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、監査報告書で表明することを求められている事項を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、サブ・ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても、我々の監査業務、本報告書、または我々が形成する意見に関して、責任を引き受けずまた負わないものとする。

我々の目標は、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証ではあるが、これは、重大な虚偽記載が存在する場合に、I S Aに準拠して実施される監査により当該虚偽記載が常に検出されることを保証するものではない。虚偽記載は不正または誤謬により生じ得るものであり、個々のまたは全体としての記載が、かかる財務書類の基礎として用いられる際にユーザーの経済的意思決定に影響を及ぼすであろうと合理的に考えられる場合に重大であるとみなされる。

I S Aに準拠した監査の一環として、我々は、監査全体にわたり職業的判断を行い、職業的懐疑心を維持する。また、我々は、以下の事項を行う。

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価するとともに、これらのリスクに対応した監査手続を設計および実施し、さらに、我々の意見の基礎を形成するために十分かつ適切な監査証拠を取得する。不正は談合、偽造、故意の不作为、不当表示または内部統制の無視を伴う場合があるため、不正による重大な虚偽記載を検出しないリスクは、誤謬による重大な虚偽記載を検出しないリスクよりも高くなる。
- サブ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続を設計するために、監査関連の内部統制に関する理解を取得する。
- 採用される会計方針の適切性ならびに経営陣により行われた会計上の見積りおよび関連開示の合理性を評価する。

- － 継続企業を前提とする会計基準の経営陣による使用の適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業として存続していくサブ・ファンドの能力に重要な疑義をもたらさうる事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を導く。何らかの重要な不確実性が存在するという結論に我々が至った場合、財務書類中の関連する開示事項についての我々の監査報告書において注意を喚起するか、または、そのような開示が不十分である場合、我々は意見を修正する必要がある。我々の結論は、我々の監査報告書の日付現在までに取得された監査証拠に基づくものである。しかしながら、将来における事象または状況によっては、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる可能性もある。
- － 開示を含む財務書類の表示、構成および内容を評価するとともに、財務書類にその基礎となる取引および事象が適正に表示されるような方法で表示されているか否かを評価する。

我々は、特に、予定されている監査の範囲および時期ならびに重大な監査所見（我々が監査中に特定した内部統制の重大な不備を含む。）について、受託会社と連絡をとる。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2018年1月30日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Trustee

Palladium Japan Trust

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD) (the “Sub-Fund”) which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at 30 September 2017, and the statements of operations and of changes in net assets and changes in the number of units and statistics for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Fund as at 30 September 2017, and its financial performance, changes in net assets and changes in the number of units and statistics for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Sub-Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the Management and Administration information and Information to Unitholders - unaudited. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Sub-Fund's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Sub-Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Sub-Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

30 January 2018

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

パラディウム・ジャパン・トラストー

豪ドル建満期時元本確保型d b Xーポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009ー10）の受託会社
御中

財務書類監査に関する報告

意見

我々は、パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型d b Xーポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009ー10）（以下「サブ・ファンド」という。）の2018年9月30日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、ならびに同日終了年度の損益計算書、純資産変動計算書ならびに受益証券口数の変動および統計から構成される財務書類とともに、重要な会計方針の概要を含む当該財務書類の注記について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2018年9月30日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の財務実績、純資産変動ならびに受益証券口数の変動および統計について、すべての重要な点において公正な概観を示している。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（I S A）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく我々の責任については、本報告の「財務書類の監査に対する監査人の責任」セクションで詳述する。我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（I E S B A規程）に準拠し、サブ・ファンドに対し独立しており、かつ我々は、I E S B A規程に準拠したその他の倫理責任を充足している。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の情報

その他の情報は、「経営陣および管理会社」に関する情報および「受益者に対する情報」（いずれも未監査）で構成されている。かかるその他の情報については、経営陣が責任を負う。

我々の財務書類に関する意見は、かかるその他の情報を対象としておらず、我々は、かかるその他の情報に関しては、いかなる形の確証も行わない。

財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、かかるその他の情報を読解すること、およびかかる読解を行うにあたり、かかるその他の情報と財務書類もしくは我々が監査により得た知識との間に重大な齟齬があるか否か、またはその他の情報に重大な虚偽記載がなされていると窺われるか否かを検討することである。我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に虚偽記載があると我々が結論づける場合、我々は当該事実を報告する義務を負う。これについて、我々には報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および受託会社の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠する財務書類の作成と公正な表示について、また不正または誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成のために必要と経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

経営陣がサブ・ファンドの清算もしくは運用中止を意図している場合またはこれらを行う以外に現実的な選択肢がない場合を除き、経営陣は財務書類を作成するにあたり、継続企業としてのサブ・ファンドの継続能力の評価、継続企業の前提に関する事項の開示（該当する場合）、および継続企業を前提とする会計基準の使用について責任を負う。

受託会社は、サブ・ファンドの財務報告プロセスの監督責任を負う。

財務書類の監査に対する監査人の責任

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、監査報告書で表明することを求められている事項を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、サブ・ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても、我々の監査業務、本報告書、または我々が形成する意見に関して、責任を引き受けずまた負わないものとする。

我々の目標は、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証ではあるが、これは、重大な虚偽記載が存在する場合に、I S Aに準拠して実施される監査により当該虚偽記載が常に検出されることを保証するものではない。虚偽記載は不正または誤謬により生じ得るものであり、個々のまたは全体としての記載が、かかる財務書類の基礎として用いられる際にユーザーの経済的意思決定に影響を及ぼすであろうと合理的に考えられる場合に重大であるとみなされる。

I S Aに準拠した監査の一環として、我々は、監査全体にわたり職業的判断を行い、職業的懐疑心を維持する。また、我々は、以下の事項を行う。

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価するとともに、これらのリスクに対応した監査手続を設計および実施し、さらに、我々の意見の基礎を形成するために十分かつ適切な監査証拠を取得する。不正は談合、偽造、故意の不作为、不当表示または内部統制の無視を伴う場合があるため、不正による重大な虚偽記載を検出しないリスクは、誤謬による重大な虚偽記載を検出しないリスクよりも高くなる。
- サブ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続を設計するために、監査関連の内部統制に関する理解を取得する。
- 採用される会計方針の適切性ならびに経営陣により行われた会計上の見積りおよび関連開示の合理性を評価する。

- － 継続企業を前提とする会計基準の経営陣による使用の適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業として存続していくサブ・ファンドの能力に重要な疑義をもたらさうる事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を導く。何らかの重要な不確実性が存在するという結論に我々が至った場合、財務書類中の関連する開示事項についての我々の監査報告書において注意を喚起するか、または、そのような開示が不十分である場合、我々は意見を修正する必要がある。我々の結論は、我々の監査報告書の日付現在までに取得された監査証拠に基づくものである。しかしながら、将来における事象または状況によっては、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる可能性もある。
- － 開示を含む財務書類の表示、構成および内容を評価するとともに、財務書類にその基礎となる取引および事象が適正に表示されるような方法で表示されているか否かを評価する。

我々は、特に、予定されている監査の範囲および時期ならびに重大な監査所見（我々が監査中に特定した内部統制の重大な不備を含む。）について、受託会社と連絡をとる。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2019年1月30日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Trustee

Palladium Japan Trust

Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD) (the “Sub-Fund”) which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at 30 September 2018, and the statements of operations and of changes in net assets and changes in the number of units and statistics for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Fund as at 30 September 2018, and its financial performance, changes in net assets and changes in the number of units and statistics for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Sub-Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the Management and Administration information and Information to Unitholders - unaudited. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Sub-Fund's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Sub-Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Sub-Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

30 January 2019

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーの株主各位
コンラ・アデヌール通り2番
ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ 1115

(訳文)
独立監査人の報告書

年次財務書類の監査に関する報告書

意見

我々は、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー（以下「当社」という。）の2017年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む注記から構成される、年次財務書類について監査を行った。

我々は、添付の年次財務書類が、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2017年12月31日現在の財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

我々は、監査専門職に関する法律（以下「2016年7月23日法」という。）を遵守し、ルクセンブルグにおいて金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A」という。）に準拠して監査を実施した。これらの法律および基準に基づく我々の責任については、「年次財務書類の監査に関する独立監査人の責任」と題する項目にさらに詳細に記載されている。我々は、ルクセンブルグにおいてC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A規定」という。）および我々が監査を行うにあたり遵守すべき倫理的要件に準拠してフェンドから独立しており、当該倫理的要件に準拠したその他すべての職務上の義務を果たしている。我々は、我々の監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の情報

管理会社の経営委員会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、業務報告書に記載される情報（年次財務書類および年次財務書類に対する我々の独立監査人報告書を除く。）により構成される。

年次財務書類についての我々の監査意見は、その他の情報を対象とするものではなく、したがって、我々はこれらの情報に関していかなるかたちの保証も提供しない。

年次財務書類の監査に対する我々の責任は、その他の情報を読み、これらの情報および年次財務書類もしくは監査によって得た所見の間に重大な不一致が存在するか、またはその他の情報がいずれかの方法で重大な虚偽記載であると疑われるものでないかを評価することである。我々が実施したこの作業に基づき、我々がその他の情報に重大な虚偽記載があるという結論に至った場合、我々はこの事実を報告する義務を負う。この点について、我々が報告すべきことはない。

管理会社の経営委員会および年次財務書類の監督担当者の責任

経営委員会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した年次財務書類の作成および適正な全体の表示に関して、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載のない年次財務書類を作成するために必要であると経営委員会が考える内部統制に関して責任を負う。

経営委員会は、年次財務書類の作成にあたり、当社の事業活動を継続する能力の評価、ならびに（該当する場合）事業活動の継続に関する詳細の提示、および当社が継続事業として活動するという前提を会計原則として利用することに関して責任を負う。ただし、経営委員会が当社の清算もしくは事業活動の停止を行う予定である、またはかかる措置を取る以外の現実的な代替案を有していない場合を除く。

監督担当者は、年次財務書類の作成過程を監督する責任を負う。

年次財務書類の監査に関する独立監査人の責任

我々の目的は、年次財務書類が全体的に不正または誤謬による重大な虚偽記載を含まないものであるかについて合理的な確証を得ること、および我々の監査意見を含む「独立監査人」の報告書を発行することである。合理的な確証は、高い確実性に相当するが、2016年7月23日法を遵守し、ルクセンブルグにおいてC S S Fが採用したI S Aに準拠した監査によって重大な虚偽記載が存在する場合にそれが必ず発見されることを保証するものではない。虚偽記載は、不正確さまたは違反のいずれかにより生じ、年次財務書類を基に行われる受領者の事業上の意思決定に対して個別にまたは全体として影響を及ぼすと合理的に考えられる場合、重大であるとみなされる。

我々は、2016年7月23日法を遵守し、ルクセンブルグにおいてC S S Fが採用したI S Aに準拠して監査を行うにあたり、専門的な判断を行使し、批判的アプローチを採用する。

さらに、

- 我々は、年次財務書類における不正確な記述または違反のある記述により生じる虚偽記載のリスクを特定し、評価する。我々は、これらのリスクに応じて監査手続を計画および実施し、監査意見の根拠とするのに十分かつ適切な監査証拠を取得する。重大な虚偽記載が発見されないリスクは、不正確な記述よりも違反のある記述についての方が高い。これは、違反が詐欺行為の協調、偽造、故意の不完全性、誤解を与える情報または内部統制の潜脱を伴う可能性があるからである。
- 我々は、状況に照らして適切な監査手続を計画するために、監査に関連する内部統制システムを把握する。ただし、これは当社の内部統制システムの有効性に関する監査意見を表明する目的によるものではない。
- 我々は、経営委員会が適用する監査方法、会計関連の見積もりおよび該当する注記の適切性を評価する。
- 我々は、経営委員会による事業活動の継続に関する会計原則の適用の妥当性を根拠に、および当社の事業活動を継続する能力に重大な疑義を掛けうる事由または状況に関する重大な不確実性の有無について得られた監査証拠を根拠に結論を出す。我々は、重大な不確実性が存在すると結論付ける場合、年次財務書類に記載されている関連する注記を「独立監査人」の報告書において指摘し、または情報が不十分である場合は、監査意見を修正する義務を負う。かかる結論は、「独立監査人」の報告書の発行日までに得られた監査証拠に基づく。ただし、さらなる事由または状況により、当社が事業活動を継続できなくなる可能性がある。
- 我々は、年次財務書類に関する全体の表示、構成および内容（注記を含む。）、ならびにこれらが潜在的な事業取引および潜在的事由を適切に示しているか否かについて評価する。

我々は、予定されている監査の範囲および期間、ならびに監査を行う中で我々が特定する最も重大な監査所見（内部統制システムの重大な脆弱性を含む。）を監督担当者に連絡する。

その他の法令上の要件に関する報告書

経営委員会が責任を負う業務報告書は、年次財務書類に一致しており、適用する法的要件に従い作成されている。

ルクセンブルグ、2018年2月19日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ
ソシエテ・コーペラティブ
独立監査人

ハラルド・ソーンズ

[次へ](#)

BERICHT DES REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

An die Aktionäre der
Deutsche Asset Management S.A.
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxemburg

Bericht über die Jahresabschlussprüfung

Priifungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Asset Management S.A. („die Gesellschaft“), bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2017 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden, geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefugte Jahresabschluss in Obereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2017 sowie der Ertragslage für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Priifungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Obereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit („Gesetz vom 23. Juli 2016“) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier („CSSF“) angenommenen internationalen Prüfungsstandards („ISA“) durch. Unsere Verantwortung gemäß diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt „Verantwortung des Reviseur d'Entreprises agree“ für die Jahresabschlussprüfung weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von der Gesellschaft in Obereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants („IESBA Code“) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben, und haben alle sonstigen Berufspflichten in Obereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Vorstand ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Lagebericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des „Reviseur d'Entreprises agree“ zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Vorstands und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Vorstand ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Obereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Vorstand verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - , Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen , und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Vorstand beabsichtigt, die Gesellschaft zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Die für die Überwachung Verantwortlichen sind verantwortlich für die Überwachung des Jahresabschlusserstellungsprozesses.

Verantwortung des Reviseur d'Entreprises agree für die Jahresabsch/ussprüfung

Unsere Zielsetzung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist, und darüber einen Bericht des „Reviseur d'Entreprises agree“, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Obereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernunftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Obereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung.

Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Aufheben interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems der Gesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Vorstand angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und der entsprechenden Anhangangaben.
- schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Vorstand sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bericht des „Reviseur d'Entreprises agréé“ auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des „Reviseur d'Entreprises agréé“ erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Bericht iiber weitere gesetzliche und aufsichtsrechtliche Verpflichtungen

Der Lagebericht, welcher in der Verantwortung des Vorstands ist, steht im Einklang mit dem Jahresabschluss und wurde in Obereinstimmung mit den geltenden rechtlichen Anforderungen erstellt.

KPMG Luxembourg
Societe cooperative
Cabinet de revision agree

Harald Thanés

Luxemburg, 19. Februar 2018

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。